

Historical Library of Matsue City

松江市歴史叢書 7

2014 年 3 月

松江市史研究 5 号

- 松江藩財政に関する覚書…………… 伊藤 昭弘 (1)
- 白潟町屋の商人と町人地の変容
- －「松江白潟町絵図」の分析を中心として－…………… 大矢 幸雄・渡辺 理絵 (17)
- 明治期における伝染病の大流行と民間信仰…………… 喜多村理子 (33)
- 松江市所在の五輪塔・宝篋印塔一覧表 (稿)…………… 松江石造物研究会 (47)
- 松江城の石垣の構造と年代…………… 乗岡 実 (51)
- 三ノ丸の特色とその推移について…………… 和田 嘉宥 (71)
- 松江平野の古環境(3)
- －県道城山北公園線 (大手前通り) 発掘調査に関連して(3)－…………… 渡辺 正巳・瀬戸 浩二 (87)
- 松江市史編纂日誌…………… 史料編纂室 (95)
- 尼子氏による出雲国成敗権の掌握…………… 川岡 勉〔1〕
- 『土工記』にみる河川の維持管理と松江藩の藩政改革…………… 東谷 智〔21〕



松江白潟町絵図「白潟本町・八軒屋町」(部分) 松江歴史館蔵

松江市教育委員会

は じ め に

21世紀を迎え、社会の環境や文化が大きく変化しつつある今日、地域の未来を見通すことは困難な課題です。こうした中でこそ地域の歴史的考察と研究が求められているのではないのでしょうか。歴史の中に、私たちが住む松江とは何なのか、どのような特質をもっているのか、夢・未来とは何なのかを見つけていく必要があるのでしょうか。

近年、松江の歴史的考察と研究は『松江市史』の編纂などによって大きく深まっています。全国的な研究動向から刺激を受け、広い視点から松江の歴史を考えることが可能になってきています。また、松江の歴史を通して、地域の歴史や日本の歴史を捉えなおすことも出来るようになってきました。

さて、今号では中世史、近世史、歴史地理学、民俗学の各分野と松江城に関する研究成果を掲載しています。

今後とも、この「歴史叢書」に対し、多くの地域史研究者のご参加をいただくことで、松江の歴史が一層明らかになるとともに、その成果が未来に向かって歩む人々の生き様に大きな示唆を与えてくれることを願ってやみません。

2014年3月

松江市教育委員会

教育長 清水 伸 夫

『松江市史』刊行計画

(平成26年 3月20日現在)

発行年度 (平成)	巻のタイトル	本体価格 (税別)
23	史料編 5 「近世Ⅰ」	5,000円
	史料編 2 「考古資料」	7,000円
24	史料編 3 「古代・中世Ⅰ」	5,000円
	史料編 6 「近世Ⅱ」	5,000円
25	史料編 4 「中世Ⅱ」	5,000円
	史料編 11 「絵図・地図」	7,000円
26	通史編 1 「自然環境・原始・古代」	未刊
	史料編 7 「近世Ⅲ」	未刊
27	通史編 2 「中世」	未刊
	史料編 8 「近世Ⅳ」	未刊
	別編 2 「民俗」	未刊
28	史料編 9 「近現代Ⅰ」	未刊
29	史料編 10 「近現代Ⅱ」	未刊
	別編 1 「松江城」	未刊
30	通史編 3 「近世(一)」	未完
	通史編 4 「近世(二)」	未完
31	通史編 5 「近現代」	未刊
	史料編 1 「地質・自然環境」	未刊

松江藩財政に関する覚書

伊藤昭弘

はじめに

松江藩の財政については、明和4年(1767)度(9月～翌年8月が一年度)から天保11年(1840)度までの収支をまとめた「出入捷覧」⁽¹⁾という史料が伝存し、安澤秀一氏によってデータ化・分析されている⁽²⁾。また『松江市誌』には嘉永4年(1851)の松江藩資産目録というべき史料が掲載されており⁽³⁾、安澤氏は「出入捷覧」の分析とあわせ、松江藩の財政運営について「表向き窮迫、内実裕福を作り上げるための知恵の所産だったのではなかろうか」という、注目すべき見解を提示されている⁽⁴⁾。

筆者は安澤氏の見解に全く同意であり、これまで分析してきた萩藩⁽⁵⁾・佐賀藩⁽⁶⁾・松代藩⁽⁷⁾においても、同様のことがいえると考えている。ただ具体的な松江藩の財政構造については、筆者は安澤氏の見方に異論がある。そのため本稿では、「出入捷覧」および嘉永4年資産目録からみた松江藩の財政構造を、筆者なりに論じたい。

また、これまで筆者が検討した諸藩と同様、松江藩の資産も多くは融資などにより運用されていた。本稿ではその運用実態をみることで、藩財政と藩領経済との関係を考える材料としたい。

1. 松江藩の財政構造について

(1) 「出入捷覧」について

「出入捷覧」は、以前筆者が検討した⁽⁸⁾佐賀藩の財政史料「大目安」のように細かい収支項目は記されず、74ヶ年度分の収支の概略をみるためにまとめられた1冊の史料である(佐賀藩「大目安」は、1年度につき1冊)。安澤氏は、財政立て直しに成功した財政担当部局⁽⁹⁾の功績に対する顕彰行為として、「出入捷覧」が作成されたと推測される⁽¹⁰⁾。文久3年(1863)に藩主斉貴が死去した際、「出入捷覧」は「斉貴御手許の長持」に「御遺書」などとともに納められ⁽¹¹⁾、藩主の什物として扱われており、安澤氏の推測を裏付ける。やはり「出入捷覧」にみる財政運営—明和4年(1767)に開始された「御立派」改革—を理想的な政治と位置づけ、歴代藩主に知らしめる目的があったのだろう。その意味では、「出入捷覧」作成過程において何らかの作為が込められた(財政運営が成功したとみえるように作られているのではないか)可能性もあるが、「出入捷覧」作成のもととなった財政史料は今のところ確認できず、検証は不可能である。本稿では、「出入捷覧」を松江藩の財政実態を反映した史料と捉え、松江藩財政の構造分析に利用したい。

「出入捷覧」の収支は、基本的に表1に挙げた項目にまとめられている。収入は「御成稼(年貢収入)」など6項目で74年間変化しない。「米金差引元寄」は、米支出に充てる13万俵余を差し引いた残米を換金したかたちとなっている。支出も藩主家の人々の構成などに変化があるが、やはり基本的に項目は同じである。また江戸と国元の「臨時御入用」には内訳が記されており、国元の分には「御借財御返弁」が含まれている。

そのほか収入・支出とは別に、「御金蔵御有金」という項がある。さらに付箋が多数貼り付けてあり、「出入捷覧」冒頭の凡例によれば、それらの付箋には「年数相懸候金貳千両以上之御費用」と「御蔵払ニ相成候御入用」が記されており、前者のみ支出にも計上されている。なお前者にはいずれも「所務」という文言があり、表1に示した収支を松江藩では「所務」と呼んでいたようである。そのため本稿で

表 1 「出入捷覧」明和 4 年度
元（収入）

項 目	金 (両)	米 (俵)
御成稼・寸志米共		300,496
種貸・追貸利米		9,000
諸役所并人別年賦上納類	17,408	883
小物成銀	2,085	
大根島雑穀代	283	
古志原銀納	22	
米金差引元寄	69,014	133,534

払（支出）

項 目	金 (両)	米 (俵)
御召物代	500	
御手元金	-	
御隠居様・駒次郎様	3,800	
御前様	1,616	
五百姫様	666	
幾百姫様	666	
連三郎様	666	
歌木殿・喜代美	701	
江戸諸役所其外定用	17,492	
江戸臨時御入用	11,666	
江戸閏月御手当	-	
火之御番 増上寺	360	
江戸御入用惣	38,158	
御道中銀	-	
京・大坂御入用	3,000	
御家中御擬作	10,771	92,042
江戸勤番拝借引越米・八歩米	1,666	1,020
御国諸役所其外定用	2,133	6,552
御国臨時御入用	4,198	33,920
御国御入用惣	18,768	133,534
米金払合	59,926	133,534
差引御残金	9,088	

表 2 嘉永 4 年鵜部屋橋御金蔵有物高

場 所 など	金 (両)	銀 (貫)	銭 (貫文)
新御蔵南戸前御封印御長持	71,000		
新御蔵北戸前	15,000		
中の御蔵西戸前御歩御長持		846	
中の御蔵東戸前			6,000
新御蔵の内 唐船番別御渡銀	3,516	3,001	
惣金にして	105,149		

②の「増」の理由について、安澤氏は嘉永 4 年(1851) 資産目録とあわせて論じている。そのためここで、資産目録を紹介したい。なお資産目録について安澤氏は『松江市誌』所収史料をもとにしているが、安澤氏の分析後、松江市による史料調査により原本（三谷健司家所蔵『三谷家文書』）が確認され、幸いにも筆者はそちらを利用することができた。

本稿で「資産目録」と呼んでいる史料は、2 通の一紙文書である⁽¹²⁾。そのうち 1 通は端裏に「嘉永四亥年見分之節、鵜部屋御金蔵御有物内訳」とあり、鵜部屋御金蔵の備蓄金に関する史料である（表 2）。合計 105,149 両もの現物貨幣（「元文小判」「文政小粒」など、貨幣の種類も細かに記載）を、松江藩は蓄蔵していた。安澤氏は、鵜部屋御金蔵＝「出入捷覧」の「御金蔵」とするが、筆者も同意である⁽¹³⁾（以下「御金蔵」で統一）。

もう 1 通は、嘉永 4 年と翌 5 年(1852) の「諸役所御有物」が記されている（『松江市誌』には嘉永 4 年のみ掲載）。まず表 3 の通り、様々な役所や会計の「有物」高が記載され、その後「此訳」として、それら「有物」がどのようなかたちで存在しているか、書き上げている（表 4）。そのうち「御蔵入」を、

は、「出入捷覧」に記載された収支を「所務会計」と、また付箋にある「御蔵払」にかかる収支を「御蔵会計」としたい。

(2) 「出入捷覧」の問題点と嘉永 4 年資産目録

「出入捷覧」を検討するうえでの問題は、次の 3 点である。

①支出の「御国御臨時御入用」には「御借財御返弁」が含まれているが、その合計と、最終年度である天保 11 年(1840) 度に付された付箋に記されている「御借財御返弁高明和四亥所務ヨリ天保十子所務迄」高が大きく乖離。

②「御金蔵御有金」増減の理由。

③「御蔵払」の実態。

まず①は、毎年度の「御借財御返弁」を合計すると 266,945 両だが、「御借財・・所務」高は 492,095 両とあり、22 万両以上の乖離がある。また「御金蔵御有金」の毎年の増減と、所務会計の毎年度収支残高（表 1 の「差引御残金」とは全く連関がなく、そのため②について「出入捷覧」から知ることはできない。この①②の問題について安澤氏は、「御金蔵御有金」が減少した年の減少高を集計すると 21 万両余となり、上記の乖離高とほぼ一致す

ることから、「御借財・・所務」＝所務会計の「御借財御返弁」＋「御金蔵御有金」の減少高とし、松江藩は債務返済を、毎年の所務会計と備蓄金である「御金蔵御有金」から支出した、すなわち上記②の、増減の「減」について、債務返済のためと推測されている。

表3 嘉永4・5年「諸役所御有物」

役 所	嘉永4年	嘉永5年	役 所	嘉永4年	嘉永5年
御札座	103,683	109,378	御作事所	669	700
木実方	74,244	62,309	御立山	641	669
人参方	57,099	50,519	御普請方	2,023	2,084
常平方	28,260	28,252	郡方	234	212
寺社修理方別備金	16,326	17,566	御厩	507	510
御軍用方	10,369	10,505	隠州方	363	363
釜瓶方	6,268	6,341	臨時御普請方	1,705	1,260
御紙方・雑紙方	3,515	3,195	御小入方	278	287
御勘定所・御貸方	1,569	1,741	御用所	233	230
山方	6,008	6,024	御道中方	290	328
鉄穴方	1,718	1,704	御鷹掘方	132	123
御殺生方	945	875	御武具方	168	170
郷方吟味役	1,554	1,612	御台所	204	210
御堀方	1,332	1,443	木苗方	107	119
材木方	1,152	1,202	御細工所・表御納戸	86	88
寺社町役所	1,053	1,042	御花畑	33	32
小買物方・過料方	1,338	2,123	荒木川方・新市川方	38	38
御船手	610	569	廻船方	7	5
			〆右之寄	324,777	313,944

注：単位は金両。1両未満非表示。

表4 嘉永4・5年「諸役所御有物」の「此訳」

番	項 目	嘉永4年	率	嘉永5年	率
①	御蔵入	50,986	15	54,933	17
②	御用聞預	21,544	6	22,680	7
③	御貸付	196,243	60	181,674	57
④	志儀懸行	17,713	5	19,028	6
⑤	諸品有物代金積並御払代金追々取立可申分	36,033	11	33,468	10
⑥	当時御手当不相成候へとも年長相懸候ハ、御手当可相成分	2,256	0	2,160	0
	合 計	324,777	100	313,944	100

注：単位は金両。1両未満非表示。率は1%未満非表示。

か御蔵会計や諸役所会計もあわせて考えなければならず、その復元は困難だろう。前置きが長くなったが、要するに②の「御金蔵御有金」の残高が「出入捷覧」収支と合わないのは当然であり、①の債務残高に関する「出入捷覧」記載の問題も、「御金蔵御有金」と結びつけるべきではない。「御金蔵」は、単に「国元における松江藩保有現金の置き場所」だと筆者は考える。

ただしこの点、松江藩が大坂銀主などから資金を借り入れたことを、筆者は前提としている。しかし表1をみると、「出入捷覧」には借入の記載がない。そのため安澤氏は、上記の分析にあたり借入の存在を念頭に置かれていない。「出入捷覧」に全く借入が記されていないことは、そのまま「松江藩は全く借り入れなかった」ことを示すのだろうか。もし借入があれば、上記①・③の問題も解決する（①は新たな借入で返済、③も借入により御蔵会計の財源を確保）。

2. 松江藩の借入について

(1) 松江藩と上方銀主

ここでは前章最後に挙げた疑問である、「出入捷覧」期における松江藩の借入について、特に上方銀主との関係をみていきたい。まずは「出入捷覧」期以前について検討しよう。松江藩と上方銀主との金融関係を示す史料は、管見の限り寛文10年（1670）の大坂鴻池善右衛門家算用帳が初見である^[4]。算用帳には、同家保有債権のなかに、松江藩（松平出羽守）あての銀20貫が計上されている。松江藩側の史料で

安澤氏は御金蔵に繰り入れられた資金とし、②の「増」の理由とする。③については、安澤氏は不明とされている。

以上①、②に関する安澤氏の見解について、および③について、筆者は次のように考える。まず踏まえておきたいのは、「出入捷覧」は、表1にあるような収支項目を合計・差引しただけの内容であり、実際のカネの流れまでは反映していない点である。例えば所務会計に計上された幕府軍役支出について、大坂銀主からの借入を充てて数年で年賦

返済した場合、「出入捷覧」で算出される毎年の収支と、実際の松江藩のキャッシュフローは別物となる。恐らく松江藩にかかる現金（およびその原資となる米などの商品）の動きは、借入のほ

表5 栄三郎家への「助情銀」

年	高
元文元年	20
元文2年	15
元文3年	15
元文4年	15
元文5年	25
寛保元年	17.5
寛保2年	13
寛保3年	19.5
延享元年	17.5
延享2年	15
延享4年	20
寛延元年	17.5
寛延2年	17.5
寛延3年	50
宝暦元年	50
宝暦2年	60

註：単位は銀貫。

表6 「瀧川家公用控」にみる上方銀主来松

年	西暦	商 人
元禄4年	1691	京都両替善右衛門
元禄7年	1694	大坂吉文字屋善右衛門
宝永2年	1705	京都両替善五郎
正徳元年	1711	京都両替善五郎
享保19年	1734	大坂御蔵元泉屋利右衛門、大坂屋吉右衛門
元文元年	1736	大坂御蔵元手代兩人泉屋武兵衛、大坂屋利兵衛
寛延3年	1750	大坂天王寺屋五兵衛
宝暦5年	1755	大坂嶋屋市郎兵衛手代金兵衛

で完済することになるが、実際には「御助成銀」の支払が終わった享和元年までかかっている。栄三郎家ではこの債権を「雲州御助成銀之株」と呼んでおり、「助成銀」は年賦返済が終了するまで同家が受け取る利子の意味もあったようである。元文元年以降の「助情銀」も、同様の意味があったと考えられる。享保10年までの債務について、元文元年頃にいったん年賦の約定を結び、「助情銀」の支払も始まったと推測したい。また「助情」「助成」とは、年賦に応じてくれた栄三郎家を松江藩が支援する、という意だろう。

栄三郎家以外では、城下町松江の御用商人瀧川家にかかる史料である「瀧川家公用控」⁽²⁰⁾に、上方銀主とみられる人物が松江を訪れ、瀧川家に宿泊した記事がみられる(表6)。中川氏による栄三郎家の分析とあわせ、およそ宝暦期頃までには栄三郎家・天王寺屋・泉屋などによる複数蔵元制が成立し、松江藩の財政運営を支えていたとみられる。

こうした上方銀主との関係は、「出入捷覧」期—「御立派」改革開始以降、どう変化したのだろうか。前述の通り「出入捷覧」には借入の記載が無く、安澤氏らは新規借入の存在を念頭に置いていないと、筆者は理解している。一方で「御立派」の中心人物朝日丹波による債務整理(年賦返済)がクローズアップされ、松江藩が債務を「完済」⁽²¹⁾したというイメージが作られている。栄三郎家の史料に基づくと、まず債務整理について、松江藩は栄三郎家からの債務15件分を明和5年(1768)に一本化(合計銀549貫余)し、ひとつの「株」としている⁽²²⁾。寛政5年(1793)には元銀が280貫余まで減少しており、一年あたり10貫程度返済したとみられる。前述の「助成銀」にかかる分とあわせ、当該期松江藩は少なくとも2件の年賦返済を、栄三郎家にたいし負っていたことになる。

では年賦返済以外、松江藩と栄三郎家の関係はなかったのだろうか。中川氏による栄三郎家の経営分析をみると、天明期(1781~1788)に同家は松江藩の江戸仕送りを担当し、月1%の利息を得ていた。天明8年(1788)の決算には、対松江藩の債権銀752貫余、および松江藩からの利息収入銀17貫余が計上さ

は、寛文12年(1672)の財政収支⁽¹⁵⁾に「京・大坂・江戸御借銀之利分」銀366貫余が計上され、うち330貫余が京・大坂とされており、松江藩は藩政初期より、上方銀主からの借入に依存していたことがわかる。

松江藩に融資していた上方銀主のうち、鴻池屋栄三郎家について、中川すがね氏の研究がある⁽¹⁶⁾。中川氏によれば、栄三郎家と松江藩は貞享期(1684~1688)以来の関係で、天王寺屋五兵衛(蔵元)を介して融資が行われていた。さらに栄三郎家は元文元年(1736)以降松江藩より「助情銀」を給付され、宝暦期(1751~1763)以降は蔵元として活動した。「助情銀」は判明する限り、表5の通り松江藩から栄三郎家へ支払われた。さらに宝暦3年(1753)以降、松江藩は栄三郎家に「御助成銀」を支払った⁽¹⁷⁾。享和元年(1801)に松江藩が栄三郎家に「御助成銀」の支払停止を通告した書状⁽¹⁸⁾によれば、一年につき銀15貫を支払っていた。この書状が入っていた包紙

には「御助情」の文言があり、「助成」と「助情」は同義とみられる。

宝暦3年松江藩は、栄三郎家より貞享2年(1685)~享保10年(1725)に借り入れた債務銀1,798貫余を866貫余に減額させ、年40貫ずつ返済(無利子)することにした⁽¹⁹⁾。順調に返済が進めば22年ほど

れている。その後栄三郎家の経営は安政期（1854～1859）以降しか判明しないが、やはり松江藩への融資は継続し、安政5年（1858）の対松江藩債権は銀1,006貫余、利息収入は銀57貫余となっている。

また寛政6年（1794）11月、松江藩は栄三郎家にたいし扶持米の「増引方」（削減幅の拡大）を通告したが、その理由として「当夏御公役被蒙仰候ニ付而、御入用御急手之处は御借用等を以御手当も相済候得共、追々御返弁も差向御難渋ニ付」と、同年からの「公役」のために調達した「御借用」の返済を挙げている。松江藩は同年より「関東川々御普請」を命じられ、「出入捷覧」によれば翌7年（1795）度とあわせ所務会計より金3,322両、御蔵会計より28,477両を支出していた。「御急手」とあることから、まずは普請開始当初の資金を借り入れたとみられる。

以上から、松江藩は財政運営に借入による資金調達を組み込んでいた一他藩であれば、改めて論じるまでもないことだが一、と本稿では考える。「御立派」改革の中心人物であった朝日丹波は、前述の通り藩政掌握直後から債務整理をすすめ、栄三郎家の史料にもその形跡を確認できた。その目的は、返済額の抑制による収支改善もあるが、朝日は「諸銀主ニ会シテ既往ノ不実ヲ謝シ、後来ノ信ヲ約」すことが重要と認識していた。他にも朝日は上方銀主に江戸費用の融資・送金を任せ、融資に対しては翌秋の年貢米にて返済する、諸藩でみられる一般的な江戸送金体制を維持した。そうすると、短期であるが利子が発生する。朝日は融資を受けずに国元から「正銀輸送」を行えば利払いが発生しないとしつつも、次のように述べる。

御蔵元ノ因ミヲ失フトキハ、江戸表ノ臨時ノ変アル時ノ備ヘナクシテ安カラサルノ憂ヒアランコトヲ慮リ、利子ノ費ヲ厭ハスシテ御蔵元ノ親ミヲ結ヒ給フ⁽²³⁾

「御蔵元」＝上方銀主との関係を絶ってしまうと、江戸の臨時支出（単に藩邸費用のみならず、幕府からの軍役賦課も含むだろう）に対する備えが無くなってしまい、財政運営に不安が生じる。そうならないためには、利子を支払ってでも銀主との関係を継続すべきである。このように、朝日は財政運営－江戸送金および臨時支出－に上方銀主を組み込んだうえで、「御立派」改革をスタートさせていた。そのため「出入捷覧」に記載が無いからといってイコール借入がないとはやはり考えにくく、松江藩は諸藩と同様に、江戸送金や臨時支出について上方銀主を中心に融資を受けていた、と本稿では理解したい。

（2）幕末松江藩の上方資金調達

本節では、幕末松江藩が上方においてどのように資金を調達していたか、鴻池屋栄三郎家の史料から検討したい。「御立派」改革においても維持された上方銀主との関係は、幕末に至りどのようなかたちになっていたのか。幕末の資金調達体制を、「御立派」改革以来の松江藩財政運営の到達点と位置づけたい。

まず上方銀主との関係だが、嘉永7年（1854）、尾道の雲州廻米問屋橋本吉兵衛が松江に「廻勤」に赴いた際の記録によれば⁽²⁴⁾、このとき藩主の代替わりのため京都御用聞・大坂蔵元も来松していた。京都御用聞は湍長兵衛で、寛文12年収支に同家への「被下銀」10貫が計上されており⁽²⁵⁾、かなり早い時期から松江藩と関係を築いていたことがわかる。大坂蔵元としては天王寺屋五兵衛・嶋屋市兵衛・鴻池栄三郎・泉屋栄之助の4家が挙がっており、栄三郎家以外の3家は全て表6にもみることができる。松江藩は18世紀中頃からこの4家による複数蔵元制⁽²⁶⁾を採り、幕末まで継続していたことがわかる。

次に、栄三郎家と松江藩の関係を詳しくみていきたい。表7は、栄三郎家の「勘定帳」⁽²⁷⁾より松江藩関係の支出・債権・債務を整理したものである。支出の加入利払は、債務の加入銀にかかる利子である。栄三郎家は対松江藩融資資金の一部を、他人資本を借り入れて調達していた。中川氏の分析によれば、

表7 栄三郎家「勘定帳」における松江藩関係支出・債権・債務

年	支出			債権				債務			備考
	加入利払	蠟代銀預利払	類焼借入利払	御買上之株	臨時費用年賦	月並出金	御臨時手当生蠟代預ケ	御屋鋪へ加入銀	生蠟代銀預り	類焼につき借入	
安政2年	3	5	5	239	288	347	—	37	60	115	
安政3年	3	2	3	238	407	372		36	63	109	臨時年賦に「禁裏御手伝」あり
安政4年	3	3	2	238	438	330		36	88	102	臨時年賦に「安治川御警衛」あり
安政5年	4	4	1	237	242	476		51	111	96	
安政6年	—	5		236	198	124		48	155	90	月並出金が「未年月並嶋市加入之株」と変化（この年のみ）
万延元年	—	10		235	179	—		48	—	83	
文久元年	—	—		234	117	142	78	194	78	77	加入銀に小西佐兵衛加わる
文久2年	10	4		233	289	212	219	460	219	70	加入銀に鴻池善右衛門加わる、臨時年賦に「二条城警衛」あり
文久3年	30	11		232	393	368	238	717	238	64	
元治元年	31	11		230	416	414	188	822	188	57	
慶応元年	44	14		229	329	269	334	641	334	51	
慶応2年	18	16		229	326	454	243	727	243	45	臨時年賦に「長州防戦御用」あり
慶応3年	52	11		228	439	236	100	571	100	38	臨時年賦に「長州防戦御用」あり
明治元年	45	7		223	439	321	100	642	100	32	
明治2年	43	7		215	439	321	100	641	100	25	
明治3年	45	7		215	439	248	—	491	—	25	
明治4年	—	—		212	696	—	—	491	—	25	

註：単位は銀貫、1貫未満非表示。

当該期栄三郎家が預かった松江藩向け加入銀の利率は月0.5～0.7%で、栄三郎家による松江藩への融資利率は月0.6～0.8%だった⁽²⁸⁾。さほどの差益はみられず、むしろ松江藩からの融資要請に応じることを優先して加入銀を募っていた。

蠟代利払は債務の製蠟代銀にかかる利子で、ほか債権にも「御臨時手当生蠟代預ケ」が計上されている。栄三郎家と松江藩とのあいだで交わされた「生蠟代銀請取通」⁽²⁹⁾によれば、文久元年（1863）9月以降栄三郎家は、生蠟代銀を月利0.4%の1年返済、表7に挙げている額を数回に分けて借り入れていた（慶応2年（1866）まで）。この条件による生蠟代貸借が始まった前月の文久元年8月に、栄三郎家の手代と鴻池善右衛門家の手代との間で、次のようなやりとりがなされている⁽³⁰⁾。

手控

一雲州生蠟代銀組合割ニ而預り銀尊店え御預り被下度、是を為引宛御臨時御用之節御出銀奉願上候事
但蠟代ハ月四朱之利

御臨時御用ハ月六朱之利

以上

この史料から、松江藩の生蠟代銀は「組合」（4軒の蔵元を指すか）に割り当てられたが、栄三郎家は割当分をそのまま鴻池善右衛門家へ預けた。そのうえで栄三郎家は善右衛門家に対し、その生蠟代銀を担保として、松江藩の臨時支出に対する融資に加わるよう要請している。実際慶応2年（1866）12月には、同年6月に松江藩より栄三郎家が預かり、そのまま善右衛門家へ預けられた生蠟代銀71貫余を栄三郎家が借り入れ、松江藩へ融資した⁽³¹⁾。表7では、生蠟代銀預かりと同額が「御臨時手当生蠟代預ケ」に計上されており、栄三郎家が松江藩より借り入れた全額が、善右衛門家の手に渡っていた⁽³²⁾。

中川氏によれば、松江藩は栄三郎家にとって有利な融資先であり、関係を保つために善右衛門家の加入銀を導入したという⁽³³⁾。表7債務の加入銀をみると文久2年（1862）から急増しているが、備考に記した通りこの年から善右衛門家からの加入銀を計上したためである。同年の加入銀は390貫余で、元治元年（1864）には708貫余まで増加した。

表8 明治4年7月松江藩債務

借 先	借入年	元高	M4年7月 残高
朝廷	慶応4年	198,166	160,000
中井新右衛門	慶応4～明治4	11,100	9,700
菅沼（播磨屋）勝蔵	明治2～3	2,000	1,600
瀧川万吉	明治3年	2,000	2,000
馬喰町	文久3～慶応3	29,000	25,500
岩田鉄三郎役場（笠松代官）	元治元～慶応2	822	639
中山誠一郎（甲府代官）	元治元年	700	700
寛永寺	慶応2～3	3,000	2,950
田中（米屋）久右衛門	明治4年	2,550	2,550
山本弥太郎	明治3年	2,000	2,000
山中（鴻池）栄三郎	明治3～4	4,000	4,000
浅田（嶋屋）市兵衛	明治3～4	5,000	5,000
住友（泉屋）栄之助	明治3～4	3,700	3,700
長田作兵衛	明治4年	15,000	15,000
出雲屋孫右衛門	明治4年	2,000	2,000
白山彦五郎	明治4年	20,300	20,300
菱屋吉兵衛・丹波屋七兵衛・布屋小兵衛	明治4年	3,864	3,864
森脇甚右衛門・永井甚兵衛	明治4年	10,000	10,000
北国屋九右衛門・林三郎	明治4年	3,500	3,500
郡市人別調達	慶応4年	26,761	25,274

注：「藩債帳」『島根県行政文書』県松江引-01-29）より作成。
単位は金両。1両未満非表示。

人物朝日丹波の方針通り、毎月の江戸仕送を大坂蔵元に頼り、翌年度には返済していた。また軍役などの臨時支出費用も大坂蔵元に出資を要請し、これも数年で返済していた。こうした関係は幕末期に限らず、「出入捷覧」期から続いたものと考えたい。いわゆる「永年賦」にあたるような行為は天明8年の「株」買い上げ以降確認できず、松江藩は大坂蔵元たちと極めて良好な関係を維持し続けていたとみられる。さらに表7では、生蠟代銀などを栄三郎家に融資しているが、資産運用の意味と、借入のための担保の意味があった。

なお松江藩の債務高は、筆者は廃藩以降の史料でしか確認できなかった（表8）。明治政府による諸藩への貸付金（石高1万石につき1万両）や旧幕府関係を除けば、最大の貸し手は大坂の白山（炭屋）彦五郎、その次はやはり大坂の長田（加嶋屋）作兵衛となっている。その一方で、従来蔵元を務めていた4家のうち天王寺屋は名前すら見いだせず、他の3家を合わせても長田作兵衛にも及ばない。また表7の臨時支出年賦をみると、慶応3年から明治3年まで銀439貫で一定しているが、これは松江藩が年賦借入・返済とも停止していたためである。明治4年（1871）に増加しているが、月並出金の分と年賦未返済分をあわせて新たに10ヶ年賦の約定を結んだため、やはり松江藩と栄三郎家の関係は変質しつつあった。恐らく松江藩は、新たな銀主への乗り換えを目論んでいたとみられる。

3. 松江藩の資産と藩領経済

(1) 資産目録について

前章の分析により、松江藩は他藩と同様大坂などの銀主と関係を結び、資金調達など財政運営に活用していたことを確認した。そうすると、前述「出入捷覧」の疑問①～③は、やはり借入があったことを前提に考える必要がある。続いて本章では、第1節で触れた松江藩資産目録を詳しく分析し、「出入捷覧」の疑問について筆者なりの見解を示すとともに、松江藩における資産の存在が、財政運営および藩領経済にどのような影響を与えていたのか、考えてみたい。

続いて債務の類焼借入およびその利払は、嘉永6年（1853）に栄三郎家が火災に遭ったため、松江藩が支援した資金である。債権「御買上之株」は、前述の明和5年（1768）に一本化し、ひとつの「株」とした債権のことで、松江藩は天明8年にその株を買い上げたが、支払は大豆代金による年賦で、元銀100貫につき800匁を別に払った。実質的に、年利0.8%の長期年賦返済である。臨時費用年賦は、備考に記した用途などで松江藩が栄三郎家より借り入れ、およそ2～5年で完済している。月並出金は毎月の江戸仕送で、蔵元4軒に担当額が割り当てられ、栄三郎家に対しては、基本的に翌年度には返済された。

以上から、松江藩と栄三郎家（をはじめとする大坂蔵元）との関係を、次のように考えたい。松江藩は「御立派」改革の中心

表9 集計データに用いた史料一覧

番	史料番号	表題
1	県松江引-01-66	旧松江藩引継 貸下金穀
2	県1-11-M05~06-05	年賦貸附並取替帳 木実課
3	県1-01-M04-2	旧松江藩 貸下金取立元帳 第二十八号ノ内一
4	県1-01-M06~21	旧松江藩 貸下金取立元帳
5	県1-11-M05~06-05	生蠟・蠟燭・油代不納書出帳 木実課
6	県1-11-M05~06-05	油方年賦并取替帳 木実課
7	県1-11-M05~06-05	櫛実代前貸帳
8	県1-01-M06-1	旧松江藩 貸下金取立元帳 第二十八号九冊ノ内三
9	県1-01-M05-1	一時貸下帳 出納課
10	県松江引-01-44	諸役所人別御取替帳
11	県松江引-01-44	御手船方志儀場置貸付帳
12	県松江引-01-44	御貸付帳 楮幣引受
13	県松江引-01-28	窮民救助貸渡銭皆納仕訳帳 旧松江県
14	県松江引-01-36	旧松江県・広瀬県・母里県 貸附記
15	県松江引-01-44	慶応四辰四月改 御家中・郷町 場置御貸付帳
16	県松江引-01-44	年賦帳 鑄鉄方
17	県松江引-01-44	別預物帳
18	県松江引-01-21	利附貸居・無理貸居・返納目的無貸下帳 出納課

の資産も集計されているのか、今のところ不明である。また表4のうち、①の「御蔵入」について安澤氏は、「御金蔵」に繰り入れられ、債務返済などの支出に充てられたと推測する⁽³⁴⁾が、筆者は単に正貨で蓄蔵されていた資産と理解したい。両論とも確証はないが、安澤説の如く「御金蔵」に入ったあと御蔵会計の一部として利用されたとすると、それは「諸役所」の「御有物」には当たらないのではなかろうか。諸役所から御蔵会計への融資という可能性もあるが、札座などある程度正貨保有が必要な役所もあり、このように考えたい。

そのほか②～④および⑤の「御払代金追々取立可申分」は松江藩が保有する債権、⑤の「諸品有物代金積」は在庫（専売にかかる品々であろう）になる。⑥は、今後入金予定ということだろうか。債権に類するものだけで、全体の7割以上を占めている。表2の御金蔵備蓄正貨をあわせても、松江藩資産の6割前後が融資に回されていたことになる⁽³⁵⁾。

表3の内訳をみると、藩札を発行した札座がおおよそ1/3を占めている。松江藩は延宝3年(1675)より藩札を発行し、文政7年(1824)～慶応3年(1867)にかけ、銀札13,170貫余・銭札2,254,609貫文余を発行した⁽³⁶⁾。嘉永4年頃の藩札発行高は不明だが、少なくとも表3の札座保有資産高よりは多く発行していただろう。札座保有資産は、どのように蓄蔵されたのか。ひとつは、藩札の引替準備として正貨で置かれていた分があるだろう。ただ表4の「御蔵入」を正貨蓄蔵分とする筆者の考えに基づけば、それが全て札座の資産一引替準備正貨一だったとしても、札座保有資産全体の半分程度しかない。そのため札座保有資産の大半が、やはり債権として存在したとみるべきだろう。

札座以外では、櫛蠟・人參の製造・取引を管轄した木実方・人參方の資産が多い。松江藩では延享4年(1747)に御細工所元締稲塚和右衛門・同立合役景山総七が櫛木の植樹・櫛蠟製造を立案して藩の許可を得、稲塚・景山は木実方元ヱに任命された⁽³⁷⁾。人參方は文化14年(1817)に常平方(後述)附属となつてから規模が拡大され、天保14年(1843)に銀1,269貫余の収益を上げて以降、毎年銀数百貫程度の収益を得ていた⁽³⁸⁾。両役所の資産の多さは櫛蠟・人參が松江藩専売における主力商品だったことの現れであり、松江藩の「ドル箱」だったことがわかる。

そのほか様々な役所が挙げられているが、幕末に松江藩軍用方書役を務めた重村俊介の著述『旧藩事蹟』によれば、諸役所の会計で予算未消化が期末に発生した場合、各役所で管理する場合と常平方(勘定方管下)へ移される場合があった⁽³⁹⁾。表3にある諸役所は、前者に該当するとみられる。常平方は、がんらい藩内日用品物価の「平衡を得る」ための役所だったが、資金不足のために機能せず、「御立派」改革時

前述の通り、表2は「御金蔵」に蓄積された現物正貨、表3は各役所が保有していた資産、表4はそれがどのような状態にあるかを示している。ここでは表3と表4を、特に分析したい。表3には、計38の役所、合計32万両前後の資産が計上されている。江戸・京都・大坂の諸役所は含まれていないが、それらは除外されて国元諸役所の資産に限定されているのか、挙がっている諸役所のもとに各地諸役所

に強化され、価格が高騰した商品を他国から購入するなどの対策を執ったとされる⁽⁴⁰⁾。

(2) 幕末・明治初期松江藩資産と藩領経済

以上の通り、松江藩の財政経済政策を担った役所を中心に、様々な役所が資産を貯め込み、全体で見れば莫大な資産を形成し、その過半が融資に回されていた。それでは松江藩による融資（資産運用）は、どのように行われていたのだろうか。今のところ関連する史料は、廃藩置県後に旧松江藩による融資を島根県が回収するため作成・収集された帳簿類しか、筆者は見いだしていない。そのうち表9に掲げた帳簿について整理・集計したデータ（以下、「集計データ」とする）に基づき、松江藩による融資の実態をみていきたい。なお関係する島根県作成帳簿はほかにも伝存しているが、他の帳簿と内容が重複したり、記載の解釈が難しいなどの問題があり、本稿ではひとまず表9掲出の史料に限定した。

集計した融資のうち、藩政期にあたる明治4年（1871）7月までの融資と確認できた分は542件（元本は金98,603両余、銀513貫451匁余、銭1,373,458貫文余、米831石余、粃3,368石余）である。うち8万両は明治元年（1868）朝廷への融資、14,700両余は広瀬・母里の両支藩など大名向けの融資、1,463両余は前節で触れた鴻池屋栄三郎家および天王寺屋五兵衛の大坂銀主向け融資で、残りが領内向け融資である。以下、集計データについて表3に挙げた諸役所ごとに検討したい。なお、念のため強調しておきたいが、これは現段階で筆者が集計し得た数字であり、松江藩融資の全体像ではない。また全て、廃藩前後まで回収されなかったが故に島根県に引き継がれた融資であり、実際にはこの数倍の件数・金額が融資され、回収されたと考えられる。

○札座

札座にかかる融資は、20件確認できた。うち2件は母里・広瀬両支藩に対する融資、残りは全て領民への融資である。母里藩に対する融資は、文政6年（1823）11月に札座より銀100貫、大坂で松江藩が借り入れた150貫の計250貫を原資とし、20ヶ年賦・月利0.6%とされていたが、廃藩時には102貫余が未返済だった。広瀬藩の場合はやや複雑で、松江藩は文政2年（1819）・同10年（1827）に大坂蔵屋敷の「家質借」によって調達した銀500貫を原資として広瀬藩に融資したが、同11年（1828）3月、未回収分360貫について、札座の資金により家質借の債務を返済し、同年暮以降、広瀬藩からの返済は札座に「入戻」とされた。

領民への融資18件のうち、14件は年利4～10%、4件は無利子である。無利子のうち3件は、明治6年（1873）島根県に返済延期願を提出しており⁽⁴¹⁾（以下、「延期願綴」とする）、いずれもその文言に「日歩元備として」借用したとある。「日歩元備」にかかる返済延期願を提出したのは松江苧町の裏辻九右衛門、天神町中村久次郎（改め厚蔵）、石橋町土屋豊十郎の3人で、融資額は裏辻・土屋が銭1,650貫文、中村が2,500貫文である。「延期願綴」には、上記3件以外に6件の札座関係願書が収録されているが、うち5件が「日歩銭拝借」の返済延期願だった（集計データには含まれていない）。融資時期が確定した4件はいずれも嘉永期（1848～1852）で、「日歩銭拝借」は少なくともその頃から実施されていたことがわかる。

また明治4年12月（ア）、同5年（1872）3月（イ）、同年6月（ウ）の「日歩銭拝借」に関する帳簿が伝存している⁽⁴²⁾。ほか島根県が旧松江藩融資の未回収分や回収延期分をまとめた帳簿（エ）⁽⁴³⁾にも、「日歩銭拝借」に関する記載がある。ここではこの4冊の帳簿から、「日歩銭拝借」の実態を検討したい。まずアには冒頭「裏辻九右衛門引受」と、イ冒頭には「引受町」として城下の西茶町・苧町・末次町・中原町・片原町・元材木町・新材木町・漁師町の8ヶ町が列記され、最後にやはり裏辻九右衛門の名が記されている。ウは表紙に「白瀉取引（「引受」と同義か：筆者註） 中村久次郎改厚蔵」とある。エは「日歩銭

表10 天保3年天王
寺屋への融資

出資元	高
御銀方	87
300俵代銀	3
内竈銀	3
木実方	7
人參方	8
御買物方	1
御破損方	1
御内用銀	4
合計	119

註：単位は銀貫。

拝借」の返済困難・延期者について、裏辻・中村・土屋豊十郎の「引受」ごとに分けて記載されている（土屋の担当地域も城下の末次で、一部裏辻と重なっている）。

以上から、「日歩銭拝借」は城下町の末次・白潟を対象とし、「引受」町人を通して住民に融資されていたことがわかる。融資方法は、ひとりあたり数〜数百貫文が融資され、「日歩」の文言の通り1日0.06%の利息がつき、おおよそ70〜170日程度で返済された。年利に換算すれば約21%で、集計データの最高利率は年10%であり、「日歩銭拝借」は比較的短期・高利の融資だったことがわかる。またウによると、「日歩銭拝借」は2〜3月融資・7月返済（33件、元本9,820貫文、利息

736貫文余）、7月融資・9月返済（21件、6,070貫文、265貫文余）、8〜10月融資・翌2〜3月返済（28件、8,720貫文、755貫文余）、の3回にわたって実施されていた。なお「延期願」にあったように、「引受」3人は札座から「元備」の資金を借り入れていたが、その実態は無利息だったことくらいしか今のところ判明しない。「元備」資金を「日歩銭拝借」の原資としていたと筆者は推測しているが、今後の課題としたい。

そのほか札座関連融資としては、三保関の「為替方」商人に対するものが7件ある。いずれも明治元年12月に融資され、年利3%、10ヶ年賦であった。「為替」とあるが単に遠隔地間の送金請負ではなく、三保関に寄港した廻船に対し、荷物を担保として資金を融資する（融資額は荷物評価額の60〜70%）システムである⁽⁴⁴⁾。米を例に為替方融資システムの意義を説いた史料⁽⁴⁵⁾によれば、北国米を積んで三保関に春頃入港した廻船はそれを担保に資金を借り、上方の米価が安ければ他の商品を取引しつつ米価上昇を待ち、逆に上方米価が高ければさらに米を買い足す。また風待ちのため三保関に長く留まる際、米価の高下によるリスクを回避するため為替を取り組んでおく。三保関はこうした為替方仕法を文政6年には既に構想し、藩へ願い出たようである⁽⁴⁶⁾。その後文政11年9月、三保関の間屋株所持者49軒の惣代4人および年寄・庄屋連名で再度願い出ている⁽⁴⁷⁾。文政6年の願書では、融資は月利1.2%、4ヶ月を返済期限とし、利息のうち0.2%分は藩へ納め、残り1%分は諸経費の支払いや三保関の利益としていた。文政11年願書では月利1.2%（取り分の記載なし）、3ヶ月を期限とし、さらに藩からの借入希望額を銀20〜30貫とした。

最終的には文政12年（1829）6月に、郡奉行石川丈左衛門より「御免状」が下された⁽⁴⁸⁾。内容は文政11年願書に沿っているが、利息の取り分が藩1%分、三保関0.2%分と逆転していた。また三保関の惣代・肝煎間屋・年寄・庄屋の連名で、札座へ「為替元備」銀借用証文を提出したが⁽⁴⁹⁾、借入額は銀50貫と、文政11年願書にあった三保関側の希望額より大幅に増額されている。三保関の要請を受けた藩の側が、為替方仕法に対してより積極的になったとみられる。また三保関はその担保として、山々の松木を差し入れている⁽⁵⁰⁾。

銀50貫の融資といっても全額が一度に三保関へ渡されたのではなく、廻船と三保関為替方商人のあいだで交わされた借用証文（月利1.2%）が札座（の御用聞商人岡崎屋運兵衛）に送られ、その原資が札座から為替方に融資された（利息は三保関の取り分を差し引いた月利1%）。三保関が札座への返済を滞らせた場合、三保関が廻船から預かった荷物を札座が没収するが、万一火災などで荷物が失われた場合、三保関が担保として差し入れていた松木を札座が没収することとなっていた。以上の為替方仕法は廃藩まで続くが、集計データにあった明治元年12月の融資は利率など異なり、仕法立ち上げ時のシステムに基づいたものとは考えにくく、何らかの変化があったと思われる。

○御銀方

前述のとおり、集計データには大坂蔵元鴻池栄三郎と天王寺屋五兵衛に対する融資があった。うち天王寺屋については詳しい史料があり⁽⁵¹⁾、表3にも関わる内容のため、ここで分析したい。天保3年(1832)、松江藩「御銀方」と「諸役所七ヶ所」から「入込銀」として、銀119貫余が天王寺屋に融資された。「諸役所七ヶ所」とは、表10の「三百俵代銀」以下を指すとみられる。御銀方は、所務会計を司る勘定方の管下にある。表3に御銀方は挙がっていないものの、「御勘定所」が勘定方とすれば、御銀方の分も含まれている可能性がある。

また木実方などの資金が天王寺屋に融資されていたことは、札座の母里・広瀬藩への融資とあわせ、諸役所の資金が藩領外にも融資されていたことを示すが、領外融資分が表3に含まれているか、今のところ不明である。

○木実方

木実方にかかる融資は、210件と最も多い。明治4年8月の段階で、旧松江藩領内には「櫨畑」が4,114ヶ所、315町歩余あった⁽⁵²⁾。うち229町歩余は「諸郡人別」によるもので、櫨蠟・油製造が民間の力をも活用した、松江藩における一大産業だった様子がうかがえる。

表9の2は、松江藩木実方を引き継いだ島根県木実課の作成で、藩政期の木実方融資も記載されている。藩政期の融資は141件で、うち7件が年5～8%の有利子、残りは全て無利子年賦返済である。融資理由が記されている16件をみると、有利子は2件、無利子14件で、山野を開墾して櫨木を植えたり、集荷した櫨を保管する蔵の建築費用など、櫨の生産・集荷・販売にかかるものである（利子の有無について、理由は判別できず）。6も木実課作成の帳簿だが、藩政期の分は3件（全体でも11件）しかない。また表9には挙げていない木実課作成の帳簿があと2冊伝存しているが⁽⁵³⁾、いずれも島根県時代の明治5、6年頃の融資の可能性があるため⁽⁵⁴⁾、集計データには含めなかった。ただ櫨実や油などの代金前貸し・未払いにより発生した債権をまとめたもので、藩政期にも同様の融資が存在した⁽⁵⁵⁾。

そのほか表9の9と18に記載された融資には、朱で管轄役所が記載されているものがあり、木実方については64件確認できた。融資の理由は不明だが、全て年4～8パーセントの有利子で、融資額は銭100貫文から22,500貫文まで様々である。

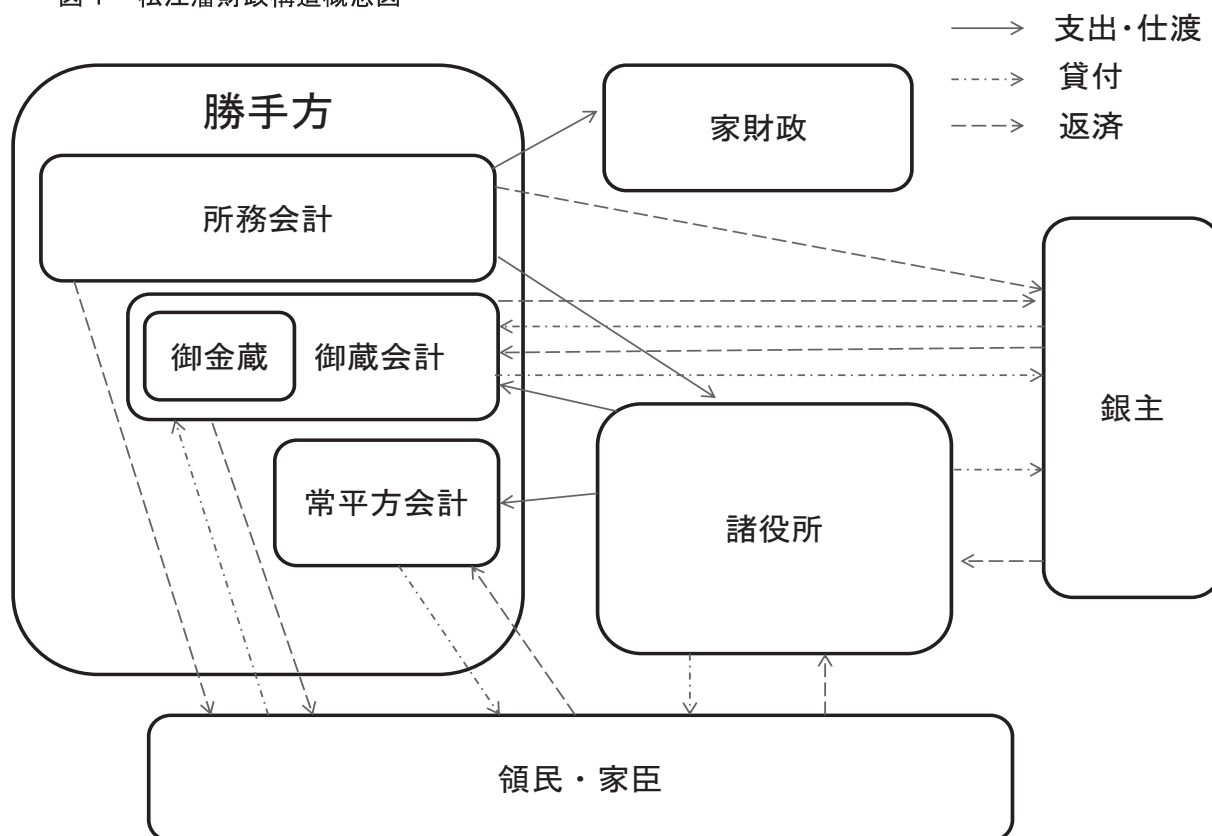
○人参方

人参方の融資は13件である。融資理由が分かるのは2件しかないが、1件は「御恵を以無利拝借」、1件は出雲大社国造千家尊澄・北島全孝の明治2年(1869)上京費のうち2/3を融資したもので、いずれも人参製造・販売とは無関係である（ともに無利子）。そのほか11件のうち、10件は年4～10%の有利子、1件は無利子である。

○常平方

常平方の融資は15件で、全て年5～8%の有利子、残念ながら融資理由の記載はない。集計データ以外では、前述「瀧川家公用控」に、文政2年12月、切川村の嘉兵衛に対し銭1千貫文を「常平方志儀場置銭」と偽って貸し付けたとして、瀧川家の当主傳右衛門が「戸」の処分を受けている。また文政10年(1827)より御留守居番頭、天保6年(1835)より大番頭を勤めた⁽⁵⁶⁾松江藩士棚橋大象が記した天保2、6、8、12年の「組御用留」⁽⁵⁷⁾には、各年4月と12月に、「常平方御貸銭」の受取期日に関する「土中」あての通達が記録されている。前者の場合、瀧川は融資の原資が常平方の資金だと偽ることで、借り主に対し返済圧力をかけたと考えられる。後者については、集計データには家臣向け融資は全く出てこなかったものの、実際には常態化していたことを示す事例といえる。

図1 松江藩財政構造概念図



○手船方

表9の11は、手船方にかかる融資をまとめた帳簿である。表3に手船方の名は挙がっていない。廻船方が該当する可能性もあるが、今のところ筆者は手船方との関係を知り得ていない。手船方の融資は、帳簿に記載された6件すべてが野土鑪左衛門へのもの（総額金33,534貫文余）である。野土鑪左衛門とは鑪株のことで、実際の経営は複数の鉄師「組合」により行われていたという⁵⁸⁾。今のところ手船方が鑪へ融資した理由を示す史料を見いだしていないが、融資の対価として鉄を集荷し、大坂などへ廻漕して利益を得ていた可能性がある⁵⁹⁾。

以上、島根県に伝来した旧松江藩融資関係史料から、藩資産の融資実態を分析した。例えば木実方による前貸樫実集荷など、各役所の業務遂行のために必要な融資と、人参方にみられたように、その役所の業務とは関係ない用途に対して融資する場合があった。特に後者は各役所が予算未消化分を蓄積したり、普請など支出に備えて蓄えた資金を運用し、さらに利益を追求したと考えられる。表3に挙がっている役所ごとに、資産の蓄積・運用のあり方は多様だったと考えられるが、本稿では各役所の業務との関係についてのみ指摘しておく。

おわりに

以上、「出入捷覧」や資産目録などをもとに、松江藩財政を分析した。まず「出入捷覧」問題点に対する本稿の回答、および本稿の分析をもとに、財政構造を図式化すると図1の通りである。御蔵方・銀方・常平方などを管下に置く勘定方が所務・御蔵・常平方会計を運営し、そこから独立したかたちで諸役所の会計および藩主松平家の会計があると考えた。また「御蔵払」（御蔵会計支出）について、本稿ではその財源として借入および諸役所会計からの入金としたい。嘉永資産目録の「御蔵入」は、この入金とは

関係ないと本稿では考えるため、今のところ諸役所会計と御蔵会計との関係は不明である。しかし資産目録の通り莫大な資産を有した諸役所会計から、御蔵会計への支援が全く無かったとは考えられず、一定額存在したのではないかと考えたい。

なお嘉永4、5年の財産目録が家老である三谷家に伝来したことから、諸役所の会計はある程度藩政首脳部には掌握されていたとみられ、筆者がこれまで検討した萩・佐賀藩などより、藩財政の一体化が進んでいたのではないだろうか。また藩主家の会計・資産については、今のところ全くその形跡を見いだせなかった。藩主家の資産は島根県の管理外である以上、本稿で用いた手法では、その規模や構造などを見いだすことはできず、今後の課題とせざるを得ない。

藩資産の運用については、松江藩は領内外の様々な相手に対し、様々な手段によって融資していたことが判明した。注目すべきは家臣・領民など領内向け融資であり、藩のもとに蓄積された資金の多くは、多様な手段によって領内に環流し、藩財政と藩領経済を一体化させる資金循環構造を形成していたのである。

注

- (1) 国文学研究資料館所蔵『松江藩松平家文書』。
- (2) 安澤秀一〔1999〕。
- (3) 上野富太郎・野津静一郎〔1941〕、479～484頁。
- (4) 安澤秀一〔2002〕。
- (5) 伊藤昭弘〔2007〕。
- (6) 伊藤昭弘〔2009〕。
- (7) 伊藤昭弘〔2011〕。
- (8) 伊藤〔2009〕。
- (9) 「出入捷覧」の記載初年である明和4年は、家老朝日丹波による「御立派」の藩政改革がスタートした年である。
- (10) 安澤〔1999〕。
- (11) 上野・野津〔1941〕、531頁。
- (12) 三谷健司家所蔵『三谷家文書』箱24-3-1～4。箱24-3-1と4が「諸役所御有物」に関する史料で、ほぼ同内容だが、嘉永5年分が朱で記載されているのは1のみである。箱24-3-2と3が、「御金蔵御有物内訳」が記されており、ふたつは同内容である。
- (13) 表2の史料には「天隆院様御譲金壹万両ハ相除候高」との但書があるが、「出入捷覧」にも寛政元年以降「御金蔵御有金」に「御譲金壹万両ハ除之」とある。
- (14) 河原一夫〔1977〕263頁。
- (15) 「雲陽大数録」(『松江市史』史料編5 近世I所収、681～684頁)。
- (16) 中川すがね〔1990〕。
- (17) 中川〔1990〕。
- (18) 大阪大学日本史研究室所蔵『山中栄三郎家文書』。
- (19) 「覚」(『山中栄三郎家文書』)。
- (20) 「瀧川家公用控」とは松江市史近世史部会において使用している仮の呼称で(史料名は「万覚帳」「公用控」など)、『松江市誌』の編纂者上野富太郎家(個人蔵)と野津静一郎家(個人蔵)に伝来した筆写本である。
- (21) 乾隆明〔2008〕。
- (22) 「旧松江藩御助成銀之株指引覚」(『山中栄三郎家文書』)。
- (23) 「治国譜」(松江市史編集委員会編『松江市史』史料編5 近世1、松江市、2011年所収、112頁)。
- (24) 「雲州廻勤之節日記」(森本幾子〔2008〕所収、41頁)。
- (25) 「雲陽大数録」684頁。

- (26) 中川〔1990〕。
- (27) 『山中栄三郎家文書』。
- (28) 中川〔1990〕。
- (29) 『山中栄三郎家文書』。
- (30) 『山中栄三郎家文書』。
- (31) 『山中栄三郎家文書』。
- (32) 栄三郎家が生蠟代銀を善右衛門家に提供し、代わりに加入銀を得ていたことについては中川〔1990〕で既に指摘されているが、松江藩・栄三郎家・善右衛門家の関係を示すために敢えて詳細に検討した。
- (33) 中川〔1990〕。
- (34) 安澤〔2002〕。
- (35) ただし表2に、表4の「御蔵入」が含まれている＝表2の「御金蔵」は、松江藩国元全体の現物正貨の蓄蔵場所である可能性もある。その場合単純に表3と表4の合計額を足し合わせることはできない点、記しておきたい。
- (36) 「旧松江藩引継雑款」（島根県立図書館所蔵『島根県行政資料』県松江引-01-93）。このほか「銭預」が、天保7年（1836）～明治元年に5,351,655貫文発行された。これまでの研究では、有力領民が発行する「連判札」の存在が指摘されており（詳しくは岩橋勝〔2012〕）、上野・野津〔1941〕では銭預と連判札を別のものとしているが、上記「旧松江藩引継雑款」には銭預の「仕出し」者ごとに発行額が集計されており、「仕出し」は連判札の発行を意味しているのではないか。本稿では銭預＝連判札と考えたい。
- (37) 上野・野津〔1941〕238～242頁。
- (38) 上野・野津〔1941〕474～478頁。
- (39) 中原健次〔1997〕222～236頁。
- (40) 上野・野津〔1941〕330頁。
- (41) 「貸付金歎願書」（『島根県行政文書』県松江引-1-19）。
- (42) ア「貸下金穀」（『島根県行政文書』県1-1-M4-1）、イ「出納日歩銭御拝借上納人別名寄帳」（同、県1-1-M5-13）、ウ「日歩御貸附銭上納通」（同、県松江引-1-48）、エ「諸貸下人別上納口取調帳」（③に同じ）。
- (43) 「諸貸下人別上納口取調帳」（『島根県行政文書』県松江引-1-48）。
- (44) 「嶋根郡三保関為替銀御窺書控写」（島根大学収蔵『定秀家文書』箱2-13-3）。
- (45) 「為替仕法書」（『定秀家文書』箱2-13-4）。
- (46) 「為替仕法書」。
- (47) 「嶋根郡三保関為替銀御窺書控写」。
- (48) 「三保関為御恵為替取組被仰付候御免状写」（『定秀家文書』箱2-13-5）。
- (49) 「為替元備銀証文御札座江差出候写」（『定秀家文書』箱2-13-1）。
- (50) 「為替元備銀証文御札座江差出候写」。
- (51) 「諸役所人別御取替帳」（『島根県行政文書』県松江引-1-44）。
- (52) 「人參木実ニ関スル件」（『島根県行政文書』県1-11-M5～6-7）。
- (53) 「生蠟・蠟燭・油代不納書出帳」と「櫛実代前貸帳」（『島根県行政文書』県1-11-M5～6-5）。
- (54) もとは藩政期に融資され、島根県時代に残高が確認された、という可能性もあるが、そう判断する材料がなかったため、集計データには含めなかった。
- (55) 稲塚和右衛門「木実方秘伝書」（『アチックミュージアム彙報』10、アチックミュージアム、1936年、本章では国立国会図書館の近代デジタルライブラリーにて閲覧した）。
- (56) 島根県立図書館郷土資料編集『松江藩列士録』第3巻（島根県立図書館、2005年）、275頁。
- (57) 天保2年「御留守居老番組御用留」、同6年「大番老番組御用留」、同8年「大番老番組御用留」、同12年「組取扱御用留」（個人蔵『木幡家文書』）。
- (58) 仲野義文〔2005〕。
- (59) この点については、鳥谷智文氏よりご教示いただいた。

参考文献

- 伊藤昭弘〔2007〕「藩財政再考－萩藩を事例に」『ヒストリア』203
- 伊藤昭弘〔2009〕「続 藩財政再考－佐賀藩財政に関する一試論－」『佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要』3
- 伊藤昭弘〔2011〕「藩財政は「窮乏」していたのか」荒武賢一郎・渡辺尚志編『近世後期大名家の領政機構 信濃国松代藩地域の研究Ⅲ』岩田書院
- 乾 隆明〔2008〕『松江藩の財政危機を救え－二つの藩政改革とその後の松江藩－』松江市
- 上野富太郎・野津静一郎編纂〔1941〕『松江市誌』松江市
- 河原一夫〔1977〕『江戸時代の帳合法』株式会社ぎょうせい
- 中川すがね〔1990〕「近世大坂の大名貸商人－鴻池屋栄三郎家の場合－」『日本史研究』329、のち中川『大坂両替商の金融と社会』清文堂出版、2003年に収録
- 仲野義文〔2005〕「近世期松江藩領における鉦の経営と鉦株について－1つの鉦場の経営をめぐる－」横田町教育委員会編集・発行『鉄師絲原家の研究と文書目録：絲原家文書悉皆調査報告書』
- 中原健次〔1997〕『松江藩格式と職制』今井書店
- 森本幾子〔2008〕「雲州廻米御用と尾道商人－松江藩城下廻勤御用と出雲藩屋敷御料理仕出御用－」『関西大学博物館紀要』14
- 安澤秀一〔1999〕『松江藩出入捷覧』原書房
- 安澤秀一〔2002〕「松江藩出入捷覧と明治三年藩歳入歳出比較」松平不昧公生誕250周年記念出版実行委員会編集・発行『松平不昧と茶の湯』

〔付記〕 本稿で使用した松江藩側の史料は、全て松江市史編纂において収集されたものである。また本稿は、文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）「近世後期における藩財政像の再構築・藩有資産の構造と運用の研究」（研究課題番号：24520759）の成果の一部である。

（いとう あきひろ 佐賀大学地域学歴史文化研究センター准教授）

白潟町屋の商人と町人地の変容

－「松江白潟町絵図」の分析を中心として－

大矢幸雄・渡辺理絵

はじめに

城下町松江の研究は、堀尾期・京極期・松平期の城下町絵図を用いた研究が多い。その研究史は、近年西島太郎（2013）によって詳細に整理されており、それによれば、城下町松江に関する研究の中で絵図を用いたものは、都市空間類型、城下町絵図の収集と編年、城下町の成立と変遷、武家地と町人地に関するものに大別されるという。

この中で、町人地についての分析は和田嘉宥（1991;1992;1993a;1993b）の功績が大きく、その後の松江町人地研究の礎を築いた。和田がとくに注目した史料に「松江白潟町絵図」がある。本図は、灘町を除く白潟町人地全域を網羅する絵図で、屋敷面積や所有者、借家人名などの情報を持ち、さらに原図と貼図に時間幅を有している点で、白潟町人地に関する第一級の史料である。

この史料について、近年、舩杉力修（2009）によって文字の翻刻を伴った解説図が公表された。これは原図全面に貼ってある貼紙の取り外し作業をふまえたもので、貼紙によって覆い隠されていた原図の全貌が初めて公になった。これにより和田の研究段階を超えたレベルで絵図の分析が可能となった。

さらに、松江市史絵図・地図部会においては、城下町松江に関わる絵図について悉皆的調査が進められ、これまで約100点の絵図を確認し、町人地については「松江白潟町絵図」に加え「末次町絵図」、「松江末次商家図」、「松江新橋町絵図」などの分析が進められている。

このように近年、松江町人地に関する研究環境は確実に次段階へと進んでいる。そこで本研究は、松江の町人地の中でも白潟地区を事例とし、歴史地理学、都市発達史、絵図学の視点から、「松江白潟町絵図」を中心に1780年頃と1841年時の2時点間における白潟町人地の内部構造の変化を検討する。そのためのプロセスは次の通りである。①「松江白潟町絵図」の作製目的、作製年代など絵図にかかわる分析を行う。②舩杉（2009）によって公開された「松江白潟町絵図」の解説図を用いて個別の町ごとに2時点の各種の屋敷数を基礎データとして提示する（表6）。③②を用いて白潟町人地の個別の町に関する地域特性を明らかにする。④江戸時代後期という時代背景の中で、白潟町人の社会的・経済的動向を明らかにするとともに、町人の生活状況についても合わせて検討する。

1. 「松江白潟町絵図」の特徴と研究動向

(1) 「松江白潟町絵図」の特徴

「松江白潟町絵図」（松江歴史館蔵）は、白潟町屋のうち灘町を除く本町・八軒屋町、天神町、魚町、寺町、和多（田）見町、豎町、横浜町、洞光寺前（新町）の8枚からなり、それぞれを2～4mの



図1 白潟の町人地

*網掛地は明治12年までの埋立地

大図に描いてある（以下、それぞれの絵図を「天神町図」などのように記す）。各町図は、和紙に描かれた下図（原図）に、のちに増改築した建物や新たな所有者名などを記した多数の貼紙、次に大きな貼紙（貼図）、さらに複数の貼紙といったように下図（原図）に3種類の貼紙が重なった4層構造で1つの絵図が仕立てられている。付された貼紙の枚数は、各町図によって異なるが、貼図は全ての町図に共通して付されている。貼紙は上にいくほど時代が新しくなる。

原図及び貼図の屋敷地には、屋敷の所有者名、借家人名などともに、間口、惣入（土地の口から奥までの長さ）、土蔵、納屋、年貢地と書かれ、それぞれの面積がわかる。ただし借家は、表借家・裏借家の区別はあっても、地借（借地人）・店借（借家人）の区別はない。各町図の下図（原図）には、平均して50～120枚にも及ぶ多数の小さい和紙が貼られている。例えば天神町図の貼紙は、主に屋敷の仕切変更、竈の増減、他家への売買などについて、年代、人名、面積、竈数など、屋敷の変更した情報が詳細に記載されている。

本図の作製年代について『雑賀の今昔』（雑賀郷土史編纂実行委員会編1991:233）によれば、原図は寛政11年（1799）～文政7年（1824）、貼図は嘉永5年（1852）の作製とされる。一方、舩杉力修（2009）は、原図は安永9年（1780）前後、貼紙は天保12年（1841）の景観としており、両者の作製年には差異が生じている。この点を本研究においてもまず確認する。

原図の年代を示すものに、本町・八軒屋町図および天神町図の貼紙には、「安永九年」（1780）との記載がある⁽¹⁾。したがって原図（下図）そのものは1780年以前の作製である可能性が高い。さらに原図に記された菊屋七三郎、菊屋半兵衛、虎屋三郎兵衛、小谷屋次郎右衛門などの名前は、「瀧川家公用控」（個人蔵）、「白潟社頭帳」（売布神社蔵）のほぼ同時期の記述にその名を確認できる。加えて、明和7年（1770）作製と言われる「松江末次商家図」（石原昶家蔵：1939写）には、白潟地区（原図）で借家を所有する複数の町人名を見出すことができる。これらのことから、原図（下図）はほぼ1780年頃に作製されたものと判断した。

次に貼図の作製年代について検討したい。和多見町図には、「絵図第六十三号、天保十二年丑八月、和田見町下絵図」の裏書がある。この点に関連して『松江湖漁場由来記』（青砥可休著・伊藤康宏翻刻1997:243）には「天保十二年（1841）九月、町方が戸数調査を行うために図面を差し出した」と記載されており、文中の「図面」とはこの町図を指していると思われる。したがって、貼図の作製は、天保12年（1841）年であった可能性が高く、原図と貼図の時代差は約60年に及ぶ。8枚の町図は町役人が小間割（土地所有の町人に、敷地の面積に応じて負担させる地子・役負担）を決め、各町人の居住地を把握する史料として提出させたものと思われる。

さらに横浜町図の貼図には、「弘化二年」（1845）や「嘉永五年」（1852）と記された貼紙が付されていることから、本図は町役人に提出された天保年間以降も、引き続き利用されていたと推察される。

以上から、本研究では「松江白潟町絵図」の原図は安永9年（1780）頃、貼図は天保12年（1841）年の作製と判断し、以下ではこの2時点の白潟町人地の変容を検討する。なお現存する「松江白潟町絵図」のなかになぜ灘町図だけが見出せないのか、さらに、原図と貼図の間にある屋敷普請などの届出（貼図）が、約60年間に100件程度というのは、白潟町屋の規模をふまればかなり少ないのではないかとといった疑問が残るところである。

（2）「松江白潟町絵図」を用いた白潟町人地の先行研究

「松江白潟町絵図」を用いた町人地の研究は、『雑賀の今昔』（雑賀郷土史編纂実行委員会編1991）が最初と思われる。本書では堅町、横浜町、洞光寺前（新町）の3枚の絵図に記載された居宅、借家、土蔵、

納屋、井戸などを町ごとに集計して表にまとめ、各町の特性を分析している。ただし、集計について「原図に記入もれや、不鮮明なところがあるので、概数を記録したにすぎない」と付記し、不足部分は白潟各町の番太扶持資料や白潟目代の記録（各町の竈数推移）などの資料で補っている。

1990年代になると和田嘉宥による松江城下町の一連の研究が発表される。同氏（1993a）は天神町図と寺町図を用いて各町の屋敷地について比較した。その結果、主往還に面する天神町筋は居宅（持ち家）と借家が混在し、裏通りに面する寺町筋は借家が大半であり、表通りと裏通りでは屋敷構成が異なっていることを指摘した。さらに同氏（1993b）の天神町図の研究では、居宅と借家の間口や奥行きに一定の基準値があることを明らかにした。これらは、船杉による解説図公開以前の成果であったため、対象とされた絵図は「松江白潟町絵図」の貼図（天保12年(1841)）についてであった。

近年では三木旬平・安高尚毅（2013a;2013b）の研究が新しい。両氏（2013b）は「松江白潟町絵図」8枚を天保期の作製として、町ごとに居宅数、裏借家数、土蔵の棟数、屋敷の平均間口・奥行・面積・建蔽率を求めた。その上で、町屋の所有形態・建築形態・居住形態・配置形態から居宅と借家の類型化を行い、白潟本町・天神町・堅町のグループ、寺町・和多見町・横浜町のグループにはそれぞれ共通した特徴が見出せるとした。

これらの先行研究は、白潟地区の内部構造に関する先駆的な研究であり、本稿においても参考となった点が少なくない。ただし、中心史料とされた「松江白潟町絵図」自体が、原図から貼図まで数十年の時間幅を持っており、貼紙の数も夥しい。こうした史料そのものの複雑さもあって、先行研究の中には、見出された知見がいつの時期についての知見なのか不明瞭な例がある。さらに、研究対象とされた町にも偏りがあり、白潟地区の全容を解明するまでには至っていない。くわえて「松江白潟町絵図」は複数の時点の情報を有し、動態的な分析に耐えうる史料であるが、解説図を作製・公表した船杉でさえ、本格的な分析は未着手である。

本研究は以上の課題を十分留意し、現存する町図をすべて対象とし、時間軸の明示に配慮しつつ、動態的な分析を目指した。さらに持ち家や借家数の増減といった内部の構造変化の要因を、関連史料を用いながら当時の時代背景や地域特性などを加味して考察するよう努めた。これにより、18世紀後半～19世紀半ばにいたる白潟地区の内部構造の変化を社会的・経済的文脈の中に位置づけることが可能になると考える。

2. 白潟・末次の町人地と町役人

(1) 町人地の成立

開府前の白潟・末次町に関する史料は少ないが、すでに両町は中世後期頃から存在していたようである（松尾2012:33）。

開府以前の白潟では、柴田、鳥谷、本町の森脇甚右衛門、舟目代の松浦屋六右衛門、売

布神社の青戸社司、伊予屋庄兵衛、持田屋、菊屋などの町人がおり、人や物の調達拠点として、人口は千人を下らなかった（荒木編2012:36-37;長谷川2013:64）。城下町プラン（計画）からみた城下町松江の町人地は、大橋から松江城に至る街道の曲折、白潟本町と天神町境にある鍵型街路などの存在からみて、末次町や白潟本町の一部がすでに築城前より町屋として存在していたとみられている（水田2013:20）。

延宝4年（1676）の「白潟火事図面」（島根県立古代出雲歴史博物館蔵）は、松平期初期の町人地に関して多くの情報を提供する史料である。図中の白潟本町東側には鶴屋与兵衛、唐津屋左二兵衛、森脇甚

表1 幕末の町役人と報酬

町役人	白潟町	末次町	報酬	町家格	備考
大年寄	1	1	無給	町年寄以上の人望家	奉行が直接任命
大目代	1	1	米50俵	町年寄以上の人望家	小荷割万の徴収、奉行が直接任命
町年寄	8	19	無給	御目見移か中産以上	大年寄・大目代が選出
小目代	1	1			大目代が選出
物書	4	4	年50貫文	町屋中流	大目代が選出
頭判	50戸に1人	50戸に1人		町屋中流	町年寄が任命

『松江市誌』より作成

右衛門、目代の（宍道屋カ？）惣右衛門など有力商人の名前がある。さらに屋号には「櫛や、のこや、茶や、薬や、から物や、布や」などとあり、これらの職種は開府当初から白潟地区にあったと思われる⁽²⁾。

慶長・元和年間（1596～1623）頃、末次町の瀧川家（慶長の頃の屋号は鶴屋）に残る3通の居宅家屋敷売買証文（上野・野津編1941:46）には、平田屋、杵築屋などの在郷町人とともに、天王寺屋や近江屋のような大坂や近江の商人を示唆する屋号も記載されており、早くから広域的な取引が行われていたことをうかがわせる。また寛永16年（1639）には町役の頭である目代の兵庫屋久兵衛、犬山久右衛門の名とともに、町奉行が寺社奉行を兼ね、訴訟などを引き受けている（上野・野津編1941:154-155）など、町屋の管理制度も早い時期から整っていたと推定する。

城下町松江の町人地は、江戸時代を通して大規模に拡大することはなかったが、開府当初と比較して白潟の和多見灘町、洞光寺前（新町）、末次の新橋町が後に新たな町屋になった。

（2）町役人の動向

町人地では町政に従事する町役人が置かれることが一般的であった。

まず、町全体（惣町）を支配する町役人が置かれ、その下に個別の町々を支配する町役人が置かれた。個別の町の町役人は、触の伝達や町人間の訴訟の取次ぎ、人別の調査報告など町にかかわる多様な業務の処理を行った。町人地にはこうした業務を行う事務所が設置され、そこには専門の事務員とでもいうべき町代や書役が置かれた。

松江では、末次・白潟両町に町役所があり、幕末には表1に示す町役人が配置されていた（上野・野津編1941:624-625）。

町役人は、大年寄の下に大目代、各町の代表である町年寄、小目代、物書、頭判と階層的な組織である。大年寄や大目代は、豪商として財力も豊かであった。

一方、町年寄は個別の各町（小字）より1名が選

表2 町役人・大年寄の分担

西 暦	和 暦	白潟大年寄	末次大年寄	備 考	出 典
1673	延宝年中		○ 鶴屋伝右衛門	瀧川伝右衛門	末次の巻付録
1680	延宝8年		○ 鶴屋伝右衛門	瀧川伝右衛門	公用控・松江市誌155
			大和屋仁右衛門		公用控・松江市誌155
1684	貞享元年	泉屋次郎兵衛	○ 鶴屋伝右衛門	瀧川伝右衛門	公用控・松江市誌155
		伊豫屋庄兵衛	水凌屋善左衛門		公用控・松江市誌155
		備前屋彦右衛門	大和屋仁右衛門		公用控・松江市誌155
			平野屋九兵衛	11月就任	公用控・松江市誌155
1686	貞享3年		○ 鶴屋伝右衛門	瀧川伝右衛門	公用控
		泉屋次郎兵衛	平野屋九兵衛		松江市誌159
		伊豫屋庄兵衛	水凌屋宗兵衛	水凌屋9月就任	公用控
		備前屋彦右衛門	大和屋仁右衛門		公用控
1687	貞享4年	伊豫屋庄兵衛	○ 鶴屋伝右衛門	1688年より新屋	松江市誌159
		宍道屋惣左衛門	平野屋九兵衛		松江市誌159
1688	貞享5年		飯嶋屋助九郎		公用控
			平野屋九兵衛		公用控
		備前屋			出雲嶽
1691	元禄4年		飯嶋屋助九郎		公用控
			平野屋九兵衛		公用控
1693	元禄6年		飯嶋屋助九郎		公用控
			平野屋九兵衛		公用控
1694	元禄7年		飯嶋屋助九郎		公用控
			平野屋九兵衛		公用控
1703	元禄16年		三好屋基右衛門		末次の巻付録
1705	宝永2年		○ 新屋作右衛門		公用控
1708	宝永5年	宍道屋惣左衛門	○ 新屋作右衛門		公用控
1714	正徳4年		○ 新屋作右衛門		公用控
1721	享保6年		○ 新屋伝右衛門		末次の巻付録
1743	寛保3年		因幡屋興三右衛門		末次の巻付録
1725	享保10年	東河屋与右衛門	○ 新屋作右衛門		公用控
1726	享保11年		○ 新屋伝右衛門	二代目	公用控
1740	元文5年		因幡屋興三右衛門		末次の巻付録
1753	宝暦3年	岡崎屋善右衛門			公用控
1761	宝暦11年	室屋十兵衛	○ 新屋伝右衛門		社頭家数帳・公用控
1763	宝暦13年	室屋十兵衛	○ 新屋伝右衛門		公用控・末次の巻付録
1766	明和3年		○ 新屋伝右衛門		公用控
1769	明和6年	室屋十兵衛			公用控
1770	明和7年		○ 新屋伝右衛門		松江末次商家図
1775	安永4年		儀右衛門		公用控
1779	安永8年	新屋伝兵衛		就任	公用控
1781	天明元年		小豆沢浅右衛門		公用控
1784	天明4年		小豆沢浅右衛門	天明飢饉	公用控
			儀右衛門		公用控
1785	天明5年	伊豫屋庄兵衛			公用控
1789	天明9年		安田屋新十郎		公用控
1797	寛政9年		○ 新屋伝右衛門		公用控
1798	寛政10年		○ 新屋伝右衛門		公用控
1806	文化3年		京屋万五郎		公用控
1812	文化9年		京屋万五郎		公用控
1814	文化11年		小豆屋忠左衛門		末次の巻付録
1816	文化13年	○ 森脇屋忠兵衛			公用控
1821	文政4年	○ 森脇屋嘉右衛門	小豆沢忠左衛門	小豆沢退任病氣	公用控
			○ 瀧川傳右衛門	新任	公用控
		菊屋七三郎			白潟の巻22
		虎屋重兵衛			白潟の巻22
1822	文政5年	○ 森脇基右衛門	○ 新屋伝右衛門	新屋病氣退任	公用控
			○ 新屋寿一郎	15歳入替	公用控
1825	文政8年		中屋四郎右衛門		末次の巻付録
1833	天保4年		○ 新屋伝右衛門		公用控
1835	天保6年	○ 森脇屋忠兵衛	○ 新屋伝右衛門		公用控
1840	文政11年		○ 新屋伝右衛門		公用控
1845	弘化2年	木屋与三右衛門		被仰付	雑質の今昔
		佐藤喜八郎		病死	雑質の今昔
1847	弘化4年		小西屋次左衛門		松江市誌1,639
1849	嘉永2年		○ 新屋伝右衛門		末次の巻付録
1854	安政元年	虎屋重兵衛	○ 新屋伝右衛門		松江市誌1,645
1857	安政4年	○ 森脇屋忠兵衛	○ 瀧川傳右衛門		公用控
		○ 森脇屋嘉右衛門		病氣退任	公用控
1858	安政5年	○ 森脇屋忠兵衛	○ 瀧川傳右衛門		公用控
1860	安政7年	○ 森脇屋忠兵衛	○ 瀧川傳右衛門		公用控・松江市誌
1863	文久3年	佐藤喜八郎	清水市左衛門		公用控
1864	元治元年		清水市左衛門		公用控

出典：「瀧川家公用控」(信楽寺蔵。上野富太郎・野津静一郎編)1941『松江市誌』。「白潟社頭家数帳」(虎布神社蔵。松江末次商家図)石原忠蔵。雑質郷土史編纂実行委員会『雑質の今昔』(1991)。「出雲嶽」松江市史 史料編5近世1』(2012)。島根郷土資料刊行会(1973)『松江八百八町内物語-末次の巻-』。松江八百八町刊行の会編(1996)『松江八百八町内物語-白潟の巻-』。

* 表中の○印は「森脇家」「新屋(瀧川)家」を示す。

ばれ、時には2名置かれることもあった。家業をもっているほか、「私財を費やすこと尠からざる」（上野・野津編1941:625）とされ、一定の財力とその供与が求められ、一般町人の間に立って最も多忙な役であった。その町に相応しい人物がいない場合は、他の町から年寄役を出すなど、かなり実質的な選出が行われていた（上野・野津編1941:624・1549-1550）。

大年寄は、町の最高町人役であり、城下町によっては総年寄、町年寄、総町代などと呼ばれた。豊田武（1952:167）によれば、それは一般的に代々世襲を原則としていたという。

表2は、有力商人の瀧川家が藩からの指示や公務内容を留めた「瀧川家公用控」や既刊資料などを用いて両町の大年寄を抽出したものである。各史料に大年寄の名前が見られた場合には表に明記した。同じ人物が繰り返し明記される場合や大年寄が不明な期間が生じている点に注意が必要である。

この表から大年寄は、松江においては必ずしも世襲制ではないこと、さらに大年寄の人数には変動があった可能性が示唆される。後者の点に関係して、「国令前篇」（松江市史編集委員会編2013:340-342に所収）や『松江市誌』（上野・野津編1941:155-159）によると、貞享元年（1684）11月16日に「目代の称号を止め大年寄4人を以って総町の事を裁配せしめ」、「4人のうち兩人宛年行事は隔年に勤めしめ」、「身の格式、老若に如何によらず、器量をもって取立てる」、「一人の専断沙汰を許さぬ」との指示が出されている⁽³⁾。さらに同年12月には町奉行衆より「大年寄諸役御免」（「瀧川家公用控」）とした指示が出されていることから、この頃に大年寄の人数や役目の内容に変更があった可能性が高い。

さらに**表2**によれば、末次町の大年寄役は新屋本家（または瀧川家）が、17世紀後半より江戸後期まで継続して就任する頻度が高い。一方、白潟町の大年寄役は、特定の町人が連続して就任することではなく、19世紀になって森脇屋本家・分家の頻繁な就任が確認できる。その理由の一つには、末次町では他の町人と比べて新屋の財力・信用力が突出しているのに対して、17・18世紀の白潟では複数の商人の財力・信用力が拮抗していたのではないかと推定する。末次町においては高齢の町役人が主であったため病気による交代が時々みられた。

(3) 町人の負担

町人地において、町政に参加できる厳密な意味での町人は、一般的に屋敷地を所有する家持町人を指す。松江においてそれは同様に表借家や裏借家住まいの住人は、家持町人とは区別されて「上下袴着用は無用の事」（上野・野津編1941:626）と定められるなど身分的な階級があった。

松江城下では、天保13年（1842）町人の婚礼に際する触書で、町人を「御目見町人、町年寄も相勤候頭分之者」、「中通り人別借家住居相立候ても、懸屋敷等所持之者」、「借家居住之者」、「裏借家居住之者」に4区分し、それぞれ身分相応の嫁入り仕度をするよう命じている（上野・野津編1941:492）。つまり町人の4階級は、①町年寄も勤める御目見町人、②表通りの住民で借家住まいであるが、貸家を経営する者、③借家住まいの者、④裏借家住まいの者である。興味深い点は②～④である。江戸では借家人を店借と称したが、店借は表店借と裏店借があり、とくに裏店借は小商人や棒手振・日雇稼が多かったことが指摘されている（吉田1999:112・160）。松江においても③と④が分かれて明記されていることから、③は商人や職人、④は奉公人や行商・日雇で生活する者などが想定され、異なる住人構成であった点が示唆される。また②から、表通りの借家人の中には貸家を持つ者まで現れていることがわかる。一口に借家人といっても、その生活水準はかなり差異があったことが推察される。

町の運営と管理のために徴収される小間割（地子負担、町役負担）は、あくまでも家持町人のみに課せられて、借家人には課せられなかった。地子負担は、町屋の間口、奥行き的大小に応じて賦課率（負担額）を定め、松江城下では間口1間（1.8m）、奥行20間（36.4m）を1小間と定めた（雑賀郷土史編纂

実行委員会編1991:234)。その納期は、毎年3月、5月、7月、9月、12月の5回で、町年寄が徴収し、大目代所に提出している（上野・野津編1941:626）。

町役負担の詳細は不明であるが、全国の城下町約40の事例によると、①城中の清掃・堀浚い、普請の手伝い、②領内村々への継ぎ夫、城下通過の伝馬役御用の人足、③道や橋の掃除、普請の人足、出火や洪水のときの人足、④木戸番や明家番、牢番などの警備、⑤藩士の江戸参勤のさいの送迎などであった（松本2013:84）。松江城下でも、これに類した役負担であったと推測される。

さらに町役の負担は、藩や幕府などから寸志銀・冥加金・五万俵割などを要求されて、藩財政の補強や洪水対策、出雲大社の造営などに充てられた。特に弘化4年（1847）仁孝天皇即位の藩主上洛の際には、両町町人93名より寸志銀が徴収されて、末次京店の桑原愛三郎は1,300両、白潟本町の森脇甚右衛門は1,000両を供出しており（上野・野津編1941:1638）、1両15万円で計算すると今日の金額では1.5～2億円近くになる。

以上のように有力の家持町人は、藩の保護を受ける代わりに、金銭を含めたさまざまな負担が課せられていた。

3. 松江城下と白潟町人地の動向

(1) 町人地の人口変動と周辺農村からの移入

松江城下の町人数は、概ね末次16町、白潟10町と言える。18世紀中頃は末次14町、白潟9町⁽⁴⁾、明治12年（1880）には、末次16町、白潟11町⁽⁵⁾と違いはあるが、小字を分けるか否かによる差に過ぎない。

表3は、『新修島根県史 通史篇1』（島根県編1968:578）に記載の人口に、「宗門御改目録」（上野・野津編1941:159-160）、原慶三論文（2005:17）、「末次宗門改」（「瀧川家公用控」）により追加したものである。城下町の人口は、宝暦11年（1761）28,564人、うち白潟・末次両町の人口は13,545人であった。これが天保9年（1838）になると、城下人口は36,073人と1.26倍に増え、両町の人口は1.51倍の20,506人となる。家中人口の伸びが1.03と微増で推移したのと対照的である。このように町人地の人口は18世紀後半から著しく増加した。

両町の人口比率は、概ね末次4に対して白潟3と言われる（島根県編1968:579）。宝暦13年（1763）と文化2年（1805）の両町の人口増加率を比較すると、白潟1.29倍、末次1.27倍と若干白潟の増加率が高い。

(2) 奉公人の流入と表借家の増加

図2は、「松江白潟町絵図」の原図と貼図によって1780年頃時点と1841年時の屋敷数を種別に示している。これによると18世紀後半（原図）と19世紀中（貼図）の白潟地区の町屋総数は、約2,000戸前後で、うち家持町人の居宅は約200戸、表借家・裏借家は1,800戸と全体の90%以上を借家が占めている。居宅と裏借家数には大きな変化はみられないものの、表借家は約2割程度増加しており、

表3 城下町人口と末次・白潟町人地の人口

和暦	西暦	国内総人口	松江城下総人口	両町人口	白潟	末次	家中人口
貞享4年	1689				6,308		
寛延3年	1750	220,874	27,813	14,105	5,810	8,295	13,708
宝暦11年	1761	228,100	28,564	13,545	5,740	7,805	15,019
宝暦13年	1763	226,331	30,536	13,995	5,942	8,053	16,541
明和4年	1767	225,102	30,392	13,908			16,484
天明7年	1787	243,314	31,161	15,526			15,635
文化2年	1805		34,098	17,948	7,668	10,280	16,150
文政5年	1822					11,522	
天保9年	1838	293,176	36,073	20,506			15,567
明治9年	1876		32,612	21,455			11,157

貞享4年の人口は「宗門御改目録」（『松江市誌』）を、寛延3年は「出雲国宗門改」（山本家文書）を、文化2年は原慶三論文（2005）を、文政5年は「末次宗門改（瀧川家公用控）」により、残る年次は『新修島根県史 通史編1』（島根県編1968:578）に拠った。

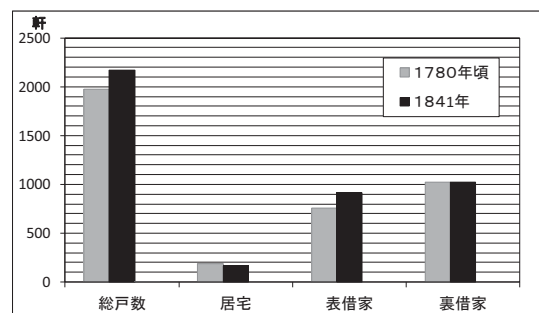


図2 居宅と借家の屋敷数の変化

それが総戸数の1割程度の増加につながっている。

町人地の人口増加が下層の借屋層、業種でいえば雑業的な職種、日雇層の増加となってあらわれる例は各地で散見される（藤沢1964:97; 土田1979）。日雇層は、安政頃（1850年代）の鳥取で12%（鳥取県編1973:693）、天保5年（1834）の浜田で11%⁽⁶⁾（大矢1973:28）であり、同じ山陰地方にある松江城下町にも同様の傾向があったと想定される。

近世の人口変動についての原（2005:17）の報告によると、松江城下への人口供給源は意宇郡、島根郡、秋鹿郡といった近隣の郡が多かったという。さらに秋鹿郡大野村の場合、平均して毎年20数人が松江に奉公中で、3郡の当時の人口数から察すると約1500人程度が奉公に出ていたと推計している。

このように松江城下における白潟・末次町人地は、18世紀末より人口増加をみせ、白潟地区の町屋では表借家の増加を同調させていた。人口増加がどのような層によってもたらされたのかについては精緻に検討する必要があるが、周辺農村から城下町へ奉公人として一定数の流入があったことを考慮すれば、18世紀末以降の松江城下は、新たな雇用を生み出し、受け入れる環境が整っていたと思われる。

(3) 「店売り」・「振り売り」による商業活動

松江藩において最初の座が出現するのは延宝3年（1675）の札座に始まる。座は、藩によって編成された株仲間的な組織で、座に加わった商人から冥加・運上金を納めさせる代わりに独占的な営業が認められ、その座株は売買譲渡が認められていた（上野・野津編1941:654）。座の役割は、藩による商業活動の保護と統制だけではなく、松江城下の市場の価格形成（物価）を維持し保護する目的もあった（宍道町2001:141）。

座の数および各座の軒数は、当時の商業活動を反映しているといえる。安永7年（1778）松江白潟には、木綿、酒造、麴、醤油、魚など20座があった。寛政元年（1787）頃の松江城下では、軒数の多い座として酒場82軒、小間物座80軒、紺屋97軒、綿打ち座76軒などがある（上野・野津編1941:653）。末次・白潟地区の狭い町人地に小間物座が80軒もあったことをみると、日常消費財を扱う商業機能がかなり集積していたことが伺える。

一方、文政元年（1818）頃に意宇郡・島根郡の室座が末次・白潟両町で麴（こうじ）の振り売りを行っている。また白潟本町や灘町辺では村々で生産された木綿が売られていたり、松江城下の入り口付近では草履・草鞋の加工品、果物や野菜などの農産物が販売されていたり（宍道町史編纂委員会編2001:141）、店売り以外の商業活動も活発であった。

城下町松江の商業活動は、当初は藩の管理の下に成長してきたが、貼図の（1841年）頃には、個人による自由販売が目立つようになっている。

4. 「松江白潟町絵図」にみる借家数と借家人の変容

(1) 表借家と裏借家の変化

借家は町が発展し、人口集中がすすむと、狭い土地に効率よい居住空間を確保するため、早い時期から成立したと思われる。本稿では借家は、表通りに面したものを表借屋、表通りから入った路地裏の借家を裏借家と定義した。

松江城下町で借家の存在が確認できるのは、先の「白潟火事図面」（延宝4年・1676年）で、白潟本町通りに面する屋敷地50軒のうち9軒が「かしや」であり、単純に計算すると比

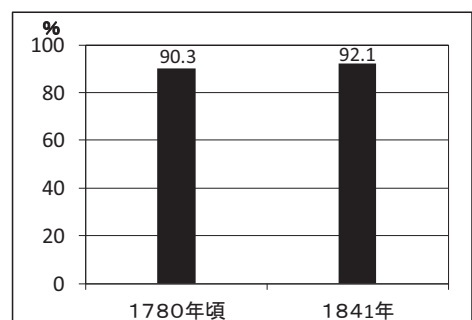


図3 白潟町人地における借家率の変化
借家率は全戸数に占める借家数（表借家＋裏借家）として算出

率は18%となる。魚町においても類似の傾向がみられ、通りに面する48軒中14軒が「かしや」である(29%)。この絵図には、「うらかしや」と「かしや」の区別がされているので、「かしや」を表借家とすると、魚町では、17世紀末にはすでに表借家の比率が30%近くあったことになる。

一方、「松江白潟町絵図」にみる1780年頃および1841年時の白潟地区(灘町を除く)の借家率(表・裏の合計)は、**図3**のように90.3%と92.1%と非常に高い値を示している。

借家の比率について他の城下町では、富山52.6%(1779)、丸亀68.3%(1765)、高砂44%(1773)(松本1983:35)、萩城下の橋本町では78.6%(某居宅12、某抱57より算出)(1773)(森下2007:45)と、いずれも松江の借家率より低い。

こうした松江の借家率の高さからは、白潟の一部の有力商人が広い土地を所有し、さらに借家所有による不動産経営を行っていたと思われる。その背景には、中世の白潟は船持層や多種多様な商職人によって構成され(長谷川2013:64)、江戸時代まで引き続き居住する森脇甚右衛門や伊予屋庄兵衛などの豪商に早い段階で土地が集積していたのではないかと推定される。

借家率の高さについて、かつて小野晃嗣(1934:78)が「都市としての発展が顕著であればあるほど借家数の比率が増大している」と述べ、矢守一彦もこれを支持し(矢守1970:337)、借家率を都市発展の度合いをみる一指標とみている。

ただし、借家率は、個別の町域の全戸数(軒数)に占める借家の割合として算出しているため、その比較には注意を要する。借家率の単位は「軒」であり、それは面積や竈数を反映しないため、借家数の多寡が即座に都市(町域)の発展度を示すことにはならない。本来は居宅と借家それぞれの町域に占める面積をも加味して他城下との比較を行うべきだが、それは今後の課題とし、ここでは白潟の借家率を提示するに留めたい。

図4は、各町の表借家数を比較したものである。表借家は白潟総戸数の半分を占めるとともに、和多見町、寺町、堅町に借家が多い。総数は、この約60年間に755軒から914軒と1.2倍に増えて、特に魚町、天神町、寺町は1.4倍と増加率が大きい。

通りに面した借家には、家持町人たちの分家や別家が多かったとの指摘があるように(松本1983:36)、本家の販売や輸送を肩代わりしたり、加工の下請を受け持つ商人などもいたようである。また堅町・横浜町には多種の職人がつくる生活品なども扱っていたと思われる。

魚町は裏通りに位置しながら借家の増加率が約30%と最も高い。この期間、魚

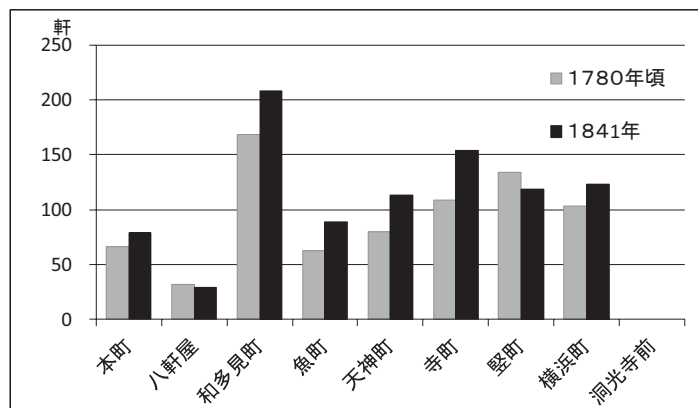


図4 表借家数の変化

町の居宅は半減しており、居宅そのものも借家に転じている。新たな取得者は、虎屋、岡崎屋、森脇屋、佐藤屋などの名前がある。宍道湖岸に面した魚町は、水深の大きい水辺の利点、いわゆる内水面交通の要衝として、重要性が増してきたと思われる。

白潟町人地の裏借家は、戸数では寺町、和多見町、横浜町が突出して多く(**図5**)、総戸数に対する比率は3町ともに50~60%である。裏借家は表借家と異なり単に住居だけのものであった。江戸庶民の多くは「九尺2間の裏借家」に住んでいたと言われ(中江2009:166)、6畳1間に入口や台所が含まれ便所は共同である。

裏借家の多い和多見町では、三方の壁が隣家と共有する棟割長屋が大部分で、さらに間口は1間から

1 間半、奥行 2 間と 6 畳程度の広さは江戸庶民の長屋とほぼ同サイズである。魚町や横浜町の裏借家は、間口 1 間半から 2 間、奥行 2 間と、和多見町の裏借家よりは広く、同じ白潟町屋でも居住環境に地域差がある。

裏借家の具体的な面積については、嘉永 7 年（1854）の末次米子町にある田部家の事例がある（和田2012:159-160）。ここでも裏借家は間口 1 間半、奥行 2 間と和多見町と同様で、さらに表借家・裏借家ともに 2 階建てであった。

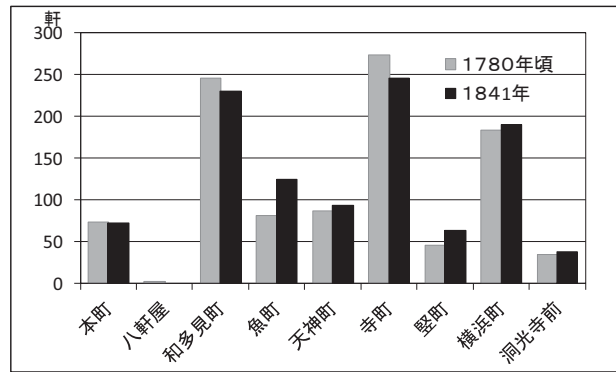


図 5 裏借家数の変化

(2) 表借家の所有者の変化

表 4 は、「松江白潟町絵図」において表借家を 10 軒以上所有する町人を対象に、1780 年頃と 1841 年時の当該町人の借家数を示している。表から、森脇家一族は長期にわたって多数の借家を所有し、60 年後には増加傾向にあることがわかる。ただし、森脇家のような例は稀であり、表 4 からは 2 つの動向をみてとれる。

1 つは、木屋与三左衛門など 6 名のように、1780 年頃時には借家所有を確認できず、1841 年時に借家を所有している例である。他方は、米屋弥三衛門以下 11 名のように、1780 年頃時には多数の借家を所有していたが、60 年後には所有が確認できない例である。前者に含まれる岡崎屋運兵衛は、後に白潟大目代、大年寄を度々歴任する町人であるが、木綿の行商からスタートし、その後大坂商人と取引を行うようになった（荒木編2012:263）。

また天保 3 年（1832）の意宇郡揖屋村には、岡崎屋運兵衛、森脇屋甚右衛門、森脇屋嘉右衛門など松江城下の町人が、藩より払い下げられた新田や高持百姓が質地した農地を所有しており、岡崎屋は 12 町歩、森脇甚右衛門は 5 町歩、森脇嘉右衛門は 4 町歩に及んでいる（東出雲町誌編さん会編1978:377）。さらに絵図によると岡崎屋は裏借家を約 80 軒、森脇甚右衛門は約 50 軒所有している。

岡崎屋のように、前者に含まれる町人の中には、米や工芸作物などの取引を通じて蓄財し、さらに耕地や借家などの物件化（不動産として）を行うとともに、廻船業に携わっていた者もいた。

他方、後者の例に含まれる佐々布屋⁽⁷⁾は、和多見町や堅町に借家を所有していた宍道の有力町人であるが、後に経済的理由からか松江城下の借家を手放している。後者に含まれる他の町人の中には同様の理由で借家を失った例があったと推察される。

表 4 白潟地区における表借家数の変化（10軒以上の所有者）

家 主 名	居宅地	1780年頃	1841年
森脇甚右衛門	本町	47	61
森脇屋嘉平次・嘉右衛門	本町	15	50
新屋伝右衛門	末次本町	23	26
森脇屋忠兵衛	本町	20	21
伊豫屋和十郎・九兵衛	本町	16	20
木屋与三左衛門	本町	—	19
虎屋三郎兵衛・重兵衛	魚町	4	16
岡崎屋運兵衛	堅町	—	16
古浦屋長左衛門・利左衛門	堅町	11	15
綿屋松太郎・林左衛門	堅町	12	12
中須屋五郎兵衛	不明	—	12
山田屋文右衛門	魚町	—	12
塗屋市郎衛門	天神町	9	11
大嶋屋新四郎	堅町	—	10
広瀬屋利十郎	不明	—	10
米屋弥三右衛門	不明	11	—
古浦屋源次郎	不明	16	—
佐々布屋甚兵衛	和多見町	17	—
宍道屋新兵衛	天神町	17	—
材木屋嘉右衛門	不明	14	—
木村屋伝吉	魚町	11	—
油屋徳三郎	本町	11	—
油屋孫左衛門	末次本町	11	—
羽山屋弥三郎後家	不明	11	—
森脇屋唯四郎	不明	10	—
石屋善兵衛	不明	10	—
寺社の表借家		1780年頃	1841年
善導寺	和多見町	16	16
本龍寺	和多見町	1	15
慈雲寺	和多見町	—	14
来迎寺	天神町	9	10
恩教寺	寺町	10	10
正源寺	堅町	13	9

こうしてみると、白潟地区の借家所有は、森脇家を除いて比較的高い流動性を有していたことが示唆される。なお、白潟地区の借家所有者の中には、末次本町の町人が含まれていることも興味深い。

ところで表4からは寺社が18世紀末には境内の一角に借家を設けていることが読み取れる。町屋敷地の狭い白潟において、住宅需要に応えられるのは、敷地の広い寺社であったと考えられる。

(3) 物流と蔵物・納屋物

土蔵は貨物・商品・家財などを火災・水湿・盗難などから安全に保管・貯蔵する目的で造られた建物、納屋は流過程にある商品を取り扱う倉庫をいう（新村編2008:821・2103）。

両者は、いずれも商品を保管する建物であるが、土蔵は高価で貴重な商品を、納屋は生活に関わる品を保管していたと思われる。土蔵を多く所有する商人は、それを維持するだけの財力がある商人といえる。

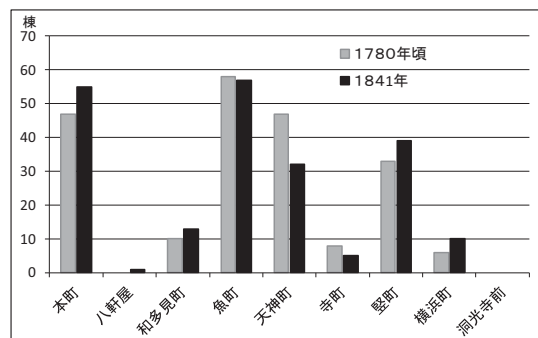


図6 土蔵数の変化

原図と貼図の土蔵数は209から212棟と横ばいである。借家も含めた総戸数で計算すると白潟地区では10軒に1棟の割合で土蔵があったことになる。土蔵は居宅だけではなく、多くの表借家にも存在していることから、土蔵付の居宅が後に借家に転じただけではなく、初めから土蔵付の借家として貸していた可能性が高い。図6にみるとおり、土蔵数の最も多い魚町の土蔵数57を戸数で割ると4軒に1棟の割合で土蔵があったことになり、それらは湖岸に立ち並んでいた。土蔵の有無は、屋敷の不動産価値を決める一要素であったことが推察される。松江と同様、船運の盛んな大津では、土蔵の有無で居宅の資産価値に大差が生じており、沽券帳にも土蔵に限り数や規模が明記されるほどであった（大場1998:179-186）。

貼図の本町東側にある連続する森脇甚右衛門、森脇忠兵衛、佐藤喜八郎の居宅と借家には、大小23の土蔵が林立しており、白潟地区のみならず松江藩を代表する豪商としての地位をきずいていた。

一方、原図と貼図で最も変化が激しいのが納屋の増加である（図7）。納屋数が3倍以上に増加した町を取り上げれば、和多見5.8倍、堅町4.1倍、横浜3.9倍、魚町3.8倍と、本町・天神町の周辺地域、つまり水辺に近い町での増加率が高い。塩蔵、木小屋のようにかつてから重要物資の保管場所はみられたが、日用雑貨などの生活物資が一層流通するようになって、新たな納屋に一時的に保管されたと思われる。

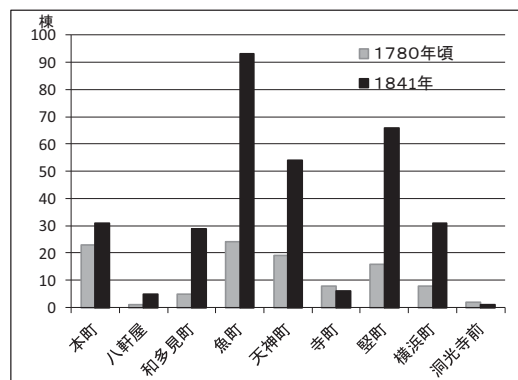


図7 納屋数の変化

納屋数の多い魚町をみると湖岸の出口に灘門（階段か舟入か）があり、その両側に土蔵、少し奥に納屋があるという屋敷が目立つ。宍道湖岸の舟から陸揚げ・積み込みに便利な場所に建てられている。

岡崎屋運兵衛と善導寺の借家には、「貸納屋」と書かれた場所に人名が記載されている。付近に同名が確認できないことから、「貸納屋」に人が住んでいた可能性が示唆される。横浜町図（貼図）においても「納屋 当分内分居宅 由太郎」といった貼紙が確認される。仮にそうであるならば魚町の納屋93軒のうち37%が住宅に使用されていたと思われ、高まる住宅需要に対して、納屋を一時的に住宅とすることで対処したことが伺える。納屋と裏借家の店賃の違いは不明であるが、両者の面積はほぼ等しいことか

ら、納屋と裏借家は、需要に応じて用途変更をしていたのではないかと思います。

このように白潟地区では1780年頃から1841年までの間に納屋の増加を読み取ることができ、その背景には松江と藩領域との間の物流取引の拡大が示唆される。また、納屋の住宅化は住宅需要の高まりを示しており、第3章でみたとおり町人地人口の増加がこの間に起きていることを考慮すれば、白潟地区への人口流入をうかがわせる。この状況において白潟地区（町人地）では空間的拡大（水平的拡大）は顕著にみられず、むしろ垂直的拡大つまり人口密度の高まりとして顕在したのである。

5. 「松江白潟町絵図」にみる殖産興業の進展

松江藩は、宝暦年間から天明年間にかけて、財政の窮乏から「延享の改革」、「御立派の改革」と呼ばれる改革を行っている。まず藩自ら商品経済を奨励し、商工業経営に従事することによって利益を上げようとした。また、藩所有の農地の所有権や開発権を在郷の地主や豪商に売りつけたり、新たに藩営の木の実方（設置年1748）、釜甌方（1756）、人参方（1811）などを設けて、蠟燭や朝鮮人参、鉄鋳物製品の生産を行った。「御立派の改革」では、財政支出の削減を図るとともに、士族を含む住民の借金解消を目的とするする闕年（けつねん）法⁽⁸⁾を設けた（上野・野津編1941:305-306）。

こうした商業活動の高揚は、農民に米麦以外の商品作物の栽培を普及させるとともに、関連産業の発達を促し、多様な職業を生み出したといえる。

18世紀末から文化・文政期（1804～1829）頃の作成とされる「雲陽国益鑑」（松江市史編纂委員会編2012:890所収）は、当時の松江藩領内の国益を番付に見立てて一覧表にしてある。出雲国の代表的な産物は、年貢米、人参、蠟燭、木綿の農産物、さらに産鉄、来海石・玉造馬脳（めのう）石、簪（かんざし）・畳表、浦々の塩鯖・和布（わかめ）などと、藩内のほぼ全域から多様な産物が挙げられている。藩内では、産業の隆盛とともに物流が活発に行われていた（原2005:26）。

表5は、「松江白潟町絵図」の原図（1780年頃）と貼図（1841年）に記載のある生産や生活に関わる主な施設である。原図にある和多見灘沿の

表5 絵図に見る生産・生活施設

原図（1780年頃）	貼図（1841年）
秤場、蠟打場、船作事小屋6、コモクバ、塩納屋4、裏門5、室家、座敷10	砵場、絞場、灰部屋、灘門8、粉部屋、生蠟場、酒揚ヶ場、搗場、蠟燭拵場、弦拵場、弦張場、風呂屋2、麴場、弦干場、鍛冶場2、木置場2、醤油仕込み場、釜家、つぼの内、醤油蔵、こもく場、室家3、釜家3、仕事場10座敷38、茶室1

新屋には「秤場（はかり）」、「蠟打場」の施設があり、蠟燭の生産を行っていると思われる。新屋本家と分家の関係は定かではないが、宝暦2年（1752）に新屋本家が御蠟打ち方道具を借用（年200文の15年分割払い）しており（「瀧川家公用控」）、これを契機に蠟燭生産に参入した可能性が示唆される。新屋の納屋裏には、6軒の船作事小屋が（入口2間、奥行6間）があり、付近に広場もあることから、造船か船の修理などを行っていたと思われる。その奉公人達は、付近にある新屋の借家に入居していたのであろう。

一方、魚町灘4ヶ所にある「塩納屋」は、島根郡の浦で生産された塩を保管していたと思われるが、これらは宍道や斐川などの渡海場を経て、さらに奥出雲の内陸へ送られた（宍道町史編纂委員会編2001:132）。天明7年（1787）、佐陀川が開通して宍道湖と日本海が結ばれたことで、城下町松江と日本海島根半島の浦々とは人的・物的交流が一層促進されたものといえる。

表5の貼図には、搗場（臼のある部屋）、室家（麴室カ）、弦拵場（綿打ち用道具のこしらえ場カ）といった酒、木綿、醤油などに関係する生産施設が確認される。また和多見町の新屋には、粉部屋、絞り場、生蠟場、蠟燭拵（こしらえ）場、釜家（竈のある部屋）などが設けられており、蠟燭生産の分業化が進行していると推測される。「瀧川家公用控」によれば、新屋が召し抱えている蠟仕頭取の萬次郎には、安政4年（1856）に永年勤続50年を理由に木実方から褒美が与えられている。さらに文久元年（1861）には利

益高騰により蠟仕39名に一人300文の寸志金が与えられた。蠟生産は全国市場の中で取引され、時には「近年諸国共蠟直段至テ下落」（「瀧川家公用控」文政2年（1819））によって「御勘定趣不相立」（同）と窮地に立たされることもあったが、新屋では蠟生産に一定の奉公人を雇って規模拡大を果たしていたことが読み取れる。蠟生産の分業化は、新屋のほかに魚町の肥後屋においても見られる。

こうした有力商人の事業拡大を背景にしてか、白潟地区には屋敷奥に座敷をもつ家が一層増加する。1780年頃には白潟地区全体で10ヶ所であったのが、1841年には38ヶ所に増えている。とくに魚町では顕著で、4ヶ所から13ヶ所に増加した。座敷は居間や来客用に使用されていたようである。座敷の所有者は、いずれも多くは借家所有者と重なっており、森脇嘉右衛門の居宅には茶室まで見える。

一方、貼図（1841年）の堅町や横浜町の裏借家には、借家人と同名で借りたと思われる仕事場が確認される。職人が自宅の裏長屋とは別に作業場を求めた背景には、複数の職人の雇用などが想定され、生産規模の拡大が示唆される。さらに、横浜町には、年貢地とともに厩があり、そこに住む町人は、馬を使って城内や内陸方面へ物資を運ぶ仕事に携わっていたと考えられる。

このように白潟地区では1780年頃から1841年までの間に、新たな生産施設の増設を確認でき、藩主導で展開した殖産興業の進展を絵図上でもみることできる。また、裏借家では職住の分化が一部でみられ、生産活動の活発化を示唆している。このほか物流に関する諸施設も増加しており、前章で指摘した納屋の増加とあわせて考えれば、物流取引の拡大がこの期間に進んだことが推測される。

まとめ

「松江白潟町絵図」に描かれた時代は、江戸時代後期のいわゆる化政文化の時代に属し、全国的には商業生産が活発化するとともに、地方の住民にも商品需要が伸びてきた時期である。松江藩では、産業振興などによる改革の時期と重なり、国産品の生産に取り組んでいた。一方では、天明・天保の凶作、白潟・灘町の大火、洪水・大雪による自然災害などが続いて、米価を初め諸物価が乱高下する不安定な時代であった。

本稿では、「松江白潟町絵図」の分析を通して、1780年頃と1841年の2時点における白潟町人地の内部構造の変化を検討した。そこで得られた知見は以下の6点に集約される。

第1に、「松江白潟町絵図」は、原図の作製年代は1780年頃、貼図は1841年と考えられ、両図の掲載情報に約60年の時代差がある。

第2に、白潟町人地の安永9年（1780）頃および天保12年（1841）の借家（表・裏）率は90%以上と全国的にみて高率である。表借家数は、魚町、天神町、寺町の増加率が大きく、魚町、横浜町の裏借家は、和多見町に比べて面積が広いことが指摘できる。

第3に貼図（1841年）では宍道湖岸や大橋川沿いの町に納屋が増えており、水運を利用した物流取引の拡大が示唆される。本町や天神町、魚町などの有力商人は、不動産として借家を所有するとともに、廻船業にも携わっており、一方で横浜町の厩の存在はそこに住む町人によって城内や内陸方面への内陸輸送の展開を想定させる。

第4に1780年から1841年までの変化として殖産興業の進展を確認できる。とくに藩専売制のもとに進んだ蠟生産は、町人地に生産施設の増設をもたらすとともに、各工程の分業化を促した。

第5に有力商人の隆盛を示すかのように、居宅の奥には座敷や茶室を設けた屋敷が増加しており、景観的にも有力商人と他の町人との所得格差を確認できる。

第6に、末次・白潟両町は18世紀後半より人口増加がみられた。これを第2や第3、第4にあげた知見と合わせて考えれば、この時期に松江城下には城下域外から一定数の人口流入があったと推測される。

18世紀末以降の松江城下は新たな労働機会を提供する、吸引力をもった中心都市であったと推測される。

こうした18世紀末から19世紀半ばの状況の中で、各町人地の住人は、本町・天神町の一部・魚町における豪商、堅町・横浜町の職人層、和多見町の雑業・日雇などのように地域分化していく。すなわち近代都市松江の基礎的構造がこの頃にある程度確立していたと考えられる。

〔付記〕 本稿を作成するにあたって、島根県立松江東高校教諭 原 慶三、松江市史料編纂室 内田文恵、北村久美子、和田美幸、松江歴史館 小山祥子、(株)江友社員 邊土 恵の各氏より多大なご指導・ご協力を得た。

(おおや ゆきお 前松江市立中央図書館長)

(わたなべ りえ 山形大学准教授)

注

- (1) 八軒屋町北側の貼紙(原図に付されたもの)には「(前略)本町備前屋彦右衛門居宅六間半口四竈之内一竈安永九子十月減三竈ヲ以立用(後略)」、天神町東側中央の貼紙には「此三間之处安永九子七月壱間半口ツヽ式竈仕切願立用不見(後略)」の記述がある。
- (2) 「松江白潟町絵図」では「櫛や、のこや」などは確認できない。
- (3) 新たに大年寄に加わった平野屋九兵衛は、日頃の慈善行為と人望により町奉行から再評価されたのではないと思われる。
- (4) 「雲陽大数録」は松江市史編集委員会編『松江市史 史料編5 近世Ⅰ』2011:651に所収。
- (5) 「出雲國松江市街之圖」明治12年(1879) 国立国会図書館蔵。
- (6) 天保5年(1834)の城下町浜田の生業別戸数上位3位は、日雇11.1%、畑作10.1%、荒物6.7%である。
- (7) 佐々布屋は19世紀初頃までは船持商人として宍道町の有力町人であった。
- (8) これを実行した明和4年(1767)ころは、「当時土地は兼併によりて、豪農と無田百姓に分かれ、町方にても広大なる市街宅地と夥多の借屋を有する富商と、裸一貫の貧民とに分かれ、高利貸さえ出現し貧富の懸隔によりて、幾多の弊を醸成しつつあった。」(上野・野津編1941:306)という社会的背景があったようだ。

参考文献

- 青砥可休著・伊藤康宏翻刻 1997.『松江湖漁場由来記』(翻刻・現代語訳) 農山漁村文化協会.
- 荒木英信編 2012.『新編 松江八百八町町内物語』ハーベスト出版.
- 上野富太郎・野津静一郎編 1941.『松江市誌』松江市庁刊.
- 小野晃嗣 1934.『近世都市の発達』岩波書店.
- 大場 修 1998. 近世地方都市における町屋敷の売買と街区構成—旧大津町にみる裏屋敷の動向と街区の再編成—. 日本建築学会計画系論文集503: 179-186.
- 大矢幸雄 1973. 地方都市における市街地の発展と中心地域の移動—島根県浜田市の場合—. 地理科学19: 27-35.
- 雑賀郷土史編纂実行委員会編 1991.『雑賀の今昔』雑賀郷土史編纂実行委員会.
- 島根郷土資料刊行会 1973.『松江八百八町内物語—末次の巻—』報光社.
- 島根県編 1968.『新修島根県史 通史篇1 考古・古代・中世・近世』島根県.
- 宍道町史編纂委員会編 2001.『宍道町史通史編 上巻』宍道町.
- 土田良一 1979. 近世甲府三日町の人口動態. 人文地理31(6): 71-83.
- 鳥取県編 1973.『鳥取縣郷土史 全』名著出版.
- 豊田 武 1952.『日本の封建都市』岩波書店.
- 中江克己 2009.『見取り図でわかる!江戸の暮らし』青春出版社.

- 新村 出編 2007.『広辞苑』第6版 岩波書店.
- 西島太郎 2013. 城下町松江研究の現状と課題.『松江歴史館研究紀要』3:1-26.
- 長谷川博史 2013.『中世水運と松江ー城下町形成の前史を探るー』松江市教育委員会.
- 原 慶三 2005. 近世島根県域の人口変動についてー教材化へ向けた基礎的研究 その1.『平成17年度 研究紀要』島根県立松江教育センター:1-28.
- 東出雲町誌編さん委員会編 1978.『東出雲町誌』東出雲町.
- 船杉力修 2009. 城下町の景観の動態的変容に関する歴史地理学的研究ーデジタルコンテンツ化を通してー.『科学研究費補助金研究成果報告書』科学研究課題番号:18682004・代表者2006年度～2008年度.
- 藤沢秀晴 1964. 封建社会の確立. 島根郷土史研究会編『山陰の歴史 山陰文化シリーズ8』今井書店:76-116.
- 松江市史編集委員会編 2012.『松江市史 史料編5 近世Ⅰ』松江市.
- 松江市史編集委員会編 2013.『松江市史 史料編6 近世Ⅱ』松江市.
- 松江八百八町刊行の会編 1996.『松江八百八町内物語ー白潟の巻ー』渡部総合プリント.
- 松尾 寿 2012.『城下町松江の誕生と町のしくみ』松江市教育委員会文化財課.
- 松本四郎 1983.『日本近世都市論』東京大学出版会.
- 松本四郎 2013.『城下町』吉川弘文館.
- 三木平平・安高尚毅 2013a. 松江城下町人地の空間構造と設計手法ー松江城下町における町人地の基礎的研究 その3.『日本建築学会・中国支部研究報告』843-846.
- 三木平平・安高尚毅 2013b. 天保期の橋南地区の町人地における空間構造ー松江城下町における町人地の基礎的研究 その4.『日本建築学会・中国支部研究報告』847-850.
- 水田義一 2013. 松江城下町と城下町の建設.『松江城研究2』17-24.
- 森下 徹 2007.『武家奉公人と労働社会 日本史リブレット45』山川出版:38-55.
- 矢守一彦 1970.『都市プランの研究』大明堂.
- 吉田伸之 1999.『巨大城下町江戸の文節構造』山川出版社.
- 和田美幸 2012. 田部家の松江城下借家経営.『田部家のたたね研究と文書目録ー田部家文書調査報告書ー[上]』島根県雲南市教育委員会:157-163.
- 和田嘉宥 1991. 町人町末次の構造的特性 城下町松江の研究4.『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』1027-1028.
- 和田嘉宥 1992. 町人町白潟の構造的特性 城下町松江の研究6.『日本建築学会大会学術講演梗概集(中国)』1023-1024.
- 和田嘉宥 1993a. 町人地の表通りと裏通りー城下町松江の研究7.『日本建築学会中国・九州支部研究報告』421-424.
- 和田嘉宥 1993b. 町人地に見られる居宅と借家 天神町の場合ー城下町松江の研究8.『日本建築学会学術講演梗概集(関東)』1393-1394.

表 6 白潟八町の基礎データ（1780年頃～1841年）

「松江白潟町絵図」より大矢作成

	総戸数	居 宅	借 家				納 屋		借家率(1)	蔵	木小屋	座敷	その他	特殊な施設等
			表借家	裏借家	仕事場	裏納屋	裏納屋	納屋						
本町	本町原図	171	31	66	74			23	81.8	47	6	5		
	本町貼紙	180	29	79	72			31	83.8	55		4		茶室1
	増加率	1.05	0.93	1.19	0.97			1.35		1.17		0.80		
八軒屋	八軒屋原図	41	7	32	2			1	82.9					
	八軒屋貼紙	41	12	29	0			5	70.7	1		2		
	増加率	1	1.71	0.9				5						
和田見	和田見原図	425	12	168	245			5	97.1	10	2			枰場、蛸打場、船作事小屋6、コモクバ
	和田見貼紙	451	13	208	230			29	97.1	13		6		砦場、絞場、釜家、灰部屋
	増加率	1.06	1.08	1.23	0.93			5.8		1.3				
魚町	魚町原図	177	33	63	81	4		24	81.3	58	9	4		塩納屋4、裏門5
	魚町貼紙	(2) 231	18	89	89		43 (住35)	50	92.2	57		13		灘門8、粉部屋、生蛸場、
	増加率	1.3	0.54	1.41	1.09			2.08		0.98		3.25		
天神町	天神町原図	206	39	80	87			19	81	47	12			
	天神町貼紙	240	34	113	93			54	85.8	32		5		釜家、酒揚ヶ場、搗場、蛸燭枰場、室家、砦枰場、砦張場
	増加率	1.16	0.87	1.41	1.06			2.84		0.68				
寺町	寺町原図	396	14	109	273			8	96.4	8				整取屋敷14
	寺町貼紙	407	7	154	246	7		6	98.2	5				風呂屋2、鮎場、室家、塩干場、鮎治場2、木置き場
	増加率	1.02	0.5	1.41	0.9			0.75		0.62				
堅町	堅町原図	217	37	134	46			16	82.9	33	11	1	年貢地31 室家	
	堅町貼紙	220	38	119	63	2		66	82.7	39		3	年貢地18 醤油仕込み、釜家、つぼの内	
	増加率	1.03	1.02	0.88	1.36			4.12		1.18			年貢地0.58	
横浜町	横浜町原図	303	17	103	183			8	94.3	6	7		厩9	
	横浜町貼紙	330	17	123	190	10	14	31	94.8	10		5	年貢地19、厩2 醤油蔵、木置き場、こもく場、室家、釜家、	
	増加率	1.08	1	1.19	1.03			3.8		1.6			厩0.2	
洞光寺前	洞光寺前原図	35		35				2	100		5			
	洞光寺前貼紙	38		38			17	1	100					
	増加率	1.08		1.08										
総計	原 図	1,971	190	755	1,026	0	4	0	90.3	209	52	10		
	貼 紙	2,170	168	914	1,021	10	23	17	92.1	212	0	38		
	増加率	1.1	0.88	1.21	0.99	10	5.7	17		1.01		3.8		

注 (1) 借家率は表借家、裏借家の合計
(2) 総戸数は裏納屋の35戸を加えた

明治期における伝染病の大流行と民間信仰

喜多村理子

はじめに

開国に伴い、コレラ、赤痢、腸チフスなどの急性伝染病が国内でたびたび大流行するようになった。コレラはインドやセレベス島の風土病で、交易を通して西欧にひろがり、日本でも1858(安政5)年、1877(明治10)年、1879(明治12)年、1881~82(明治14~15)年、1885~86(明治18~19)年、1890~91(明治23~24)年、1895(明治28)年に大流行して多数の死者を出した。赤痢は1883(明治16)年から毎年2万人を超える罹患者を出し、ことに1893~94(明治26~27)年、1899(明治32)年には大流行した。腸チフスはコレラのような爆発的な流行はみられないが、1879(明治12)年以降絶えず万人台の患者を出した。

とくにコレラは死亡率が高かったので恐れられた。1877年、清の厦門でコレラが流行すると、内務省は同8月27日に海港検疫、避病院、消毒方法などについて記した「虎列刺病予防法心得」を各府県に達した(内務省達乙79号)。9月に長崎に入港した英国商船からコレラが国内に侵入すると、九州、東京、神戸など広範囲に広がり、10月24日には非常臨時費として予防救治費を計上することを達した(内務省達乙97号)。翌年コレラは沈静化するかにみえたが、1879年には大流行となり、6月27日に政府は「虎列刺病予防仮規則」(太政官布告第23号)、7月14日に「海港虎列刺病伝染予防規則」(太政官布告第28号)を出してから、7月21日に第28号を改正した「検疫停船規則改正」(太政官布告第29号)、8月25日には第23号を改正した「虎列刺病予防仮規則」(太政官布告第32号)を發布するなど、その対応に追われた。

1880(明治13)年7月9日、太政官布告第34号により伝染病の総合的な予防法規である「伝染病予防規則」が公布された。これにより、コレラ・腸チフス・赤痢・ジフテリア・発疹チフス・痘瘡は伝染病と規定され、医師の届け出、避病院の設置、患者の収容、患家の標示、排泄物の処理方法、死体埋葬方法、河流・水道・厠園・芥溜・下水・溝渠の清掃、船舶検査、検疫委員の設置、群集禁止など、これまで出されていたものも含めて総合的に対処法が制定された。内務省は同年9月10日に詳細なる対処法を記した「伝染病予防心得書」を府県に達した(内務省達乙第36号)。この「伝染病予防規則」はその後改正が加えられ、1897(明治30)年に伝染病予防法の制定により廃止となる⁽¹⁾。

本論は、従来研究されることの少なかった民間信仰に焦点をあてて報告するが、その前に山陰の流行状況について触れることにする。島根県の法定伝染病の検疫、緊急措置、消毒、衛生に関する啓発等については『島根県警察史』(島根県警察本部1978年)、1886(明治19)年の松江市域の惨状については『新修松江市誌』(松江市1962年)にすでに詳しく言及されているので、その部分については簡単に述べるにとどめたい。

1. 山陰における伝染病の流行

(1) 1877(明治10)年~1879(明治12)年の状況

1877年、九州、東京、神戸などでコレラが流行し、山口県においても病毒が蔓延した。10月、島根県では真症8名(うち死者4名)、類似症11名(うち死者2名)を出したが、幸いに季節柄それ以上の拡大はみられず、流行を免れた⁽²⁾。翌年には、7月14日に飯石郡波多村で8歳の男児が類似症で死亡、島根県は1877年甲第283号の告示書にもとづき予防することを布達(甲第194号)して警戒したが、同年も拡大することなく収まった⁽³⁾。

1879(明治12)年6月6日、島根県は大分県・愛媛県でコレラが流行していること、広島県と山口県で該病侵入の兆しがみられるために1877年甲第283号に基づいて行動すべきことを布達した(甲第93号)。18日、山口県からコレラ患者が初発から総計105名にのぼっているとの電報が島根県に入ったとき、すでに病魔は県内に侵入していた。17日夜に加賀浦の女性が類似症を発症し、19日に死亡したのである。19日には美保関に入港していた佐渡の船内で1名が発症した。21日、島根県は管内にコレラの侵入を防ぐため、乙第107号・108号をもって陸海要衝の地35か所(出雲地方9か所、石見地方10か所、伯耆地方8か所、因幡地方5か所、隠岐3か所)に検察所を設置、巡査と医師を詰めさせて行旅の者、入港の者の検査を実施することを達した。松江市域で設置された検察所は松江、美保関、江角浦、加賀浦であった⁽⁴⁾。

さらに24日には、戸長用係あるいは他の者が取締委員となり、委員心得に従って行動することを求めた(乙第116号)。その内容は、町村をたえず巡視して清掃が予防になることを説示すること、罹患者の吐瀉物、排泄物は人家離隔の土地に埋めること、検察所なき町村で旅行人が罹病した場合は人家希なる空家や寺院に移すこと、死亡者が出た時は医師診断書を添えて速やかに郡役所と警察署に届け出ることなどであった。

7月に入ると該病は急速に広がり、6月17日～7月19日の発症者は51名(うち死亡者22名)、7月20日～25日の1週間の発症者は35名(うち死亡者16名)、7月26日～8月1日の発症者61名(うち死亡者37名)となり、さらに8月2日～8日の発症者は145名(うち死亡者69名)というように、日を追うごとに病焰の激しさを増していった(甲第144号、甲第150号、甲第153号)。

県では、7月8日甲第125号をもって、コレラ患者の吐瀉排泄物とこれに汚染した物品、死屍の取扱方法、家屋・船内・病院の消毒についての注意を細かく述べた「内務省衛生局報告第十一号」を布達した。死体を埋葬する時には、黄旗に「コレラ」と墨書して、運搬夫、旗持ち、夜には提灯一張持ちを加え、その他は随行せず、火葬後の遺骨または位牌を持って葬儀を執行することはよいとされた(甲第143号)。

県が郡町村にコレラの予防法と患者死者の対処法を布達しても、その啓発が住民にまで浸透する時間もなく病魔は広がり、病魔に襲われた人々がそれを隠そうとすることはたびたび見られた。

島根郡西川津村百足橋近傍に居住する漁夫^{にわ}なる者は本月四日胡瓜を多食して例の通り川漁に出しが、船中にて同夜遽かに暴吐瀉を發し辛ふじて我家に帰り、此の事を近隣へも告げず、医師にも頼まず隠しありしが、早くも査公の耳に入り医師をして診断せしめらるゝに、全く真症の虎列刺にて、六日の夜に落命せり。斯る野蛮奴が此の悪疫に罹りて最後を遂けしは、自業自得と云ふへし。剩さへ排泄物を妄りに投棄し汚れたる衣類と川流にて洗滌する等の無法を働かし。故官より近辺の川筋にて他の者の漁業する事并に方角の川魚売買を止められ、之か為め活計上に困難を生ずる者頗る多しと云ふ。
(『松江新聞』⁽⁵⁾第1号、1879年8月13日付、^{にわ}は氏名)

蔓延の地域では祭礼、劇場、寄席、説教、演説会など群集することが禁じられた。さらに9月1日、県は太政官布告第23号にもとづきコレラ蔓延の地方には検疫委員を出張させて検疫法を実施することを布達する(甲第166号)。検疫委員は、戸長および町村の取締委員や医師を指揮してコレラに関する総ての事柄を把握し、毎日県庁にその病勢状況を報告する役目を担った。

この年、島根県において最も惨状を呈したのは鳥取市街であった。8月15日に群集の停止、9月3日に検疫法実施の対象となり、10月14日にやっと解除された同市街の状況について、「其残酷ヲ極ル鳥取市街ヲ以テ首領トス。病焰ノ熾盛ナルニ当テヤ郭内八千有余坊毎戸殆ント感染セサルナク」と『県治要領』⁽⁶⁾は報告する。それに比べると松江市街は、集会の停止と検疫法実施の対象となったのが9月6日、解除

されたのが27日と約20日程度で済んだ。

11月には病勢も衰え11月15日以降新患が出ないので、12月6日に虎列刺病患者表を廃止する旨を達した(乙第243号)。同年の島根県(現鳥取県を含む)における罹患者の総数は3317名、そのうち死亡者は2149名で、死亡率は約64.8%にも上った。

(2) その後の状況

図は、1881(明治14)年の鳥取県再置以降の島根県におけるコレラ・赤痢・腸チフスの流行状況を示すものである。『日本帝国統計年鑑』から作成したが、県の統計と一致しない部分がみられるので、凡その傾向を示すものとして提示する。コレラは大流行と沈静を繰り返す伝染病で、1880~81(明治13~14)年には流行はみられなかったが、1882(明治15)年に再び熾った。8月17日に発生し、8月31日に県は甲第133号をもって、医師は吐瀉病患者を診察した時にはその原因と経過を詳記し24時間以内に衛生委員に報告する事、感染者は1880年太政官布告第34号、1881年島根県甲第104号にもとづき取り扱うべき事を布達した。この甲第133号が廃止されるのが11月21日である⁽⁷⁾。その間の県内の患者は399名、死者は251名、死亡率は62.9%に上る。

1882(明治15)年の蔓延の中心地は松江市街と周辺部だった。8月28日~9月2日のコレラ患者計43名で、その内訳は次の通りである。加賀浦19名(死亡4名・治療中15名)、野井浦5名(死亡1名・治療中4名)、中原町1名(死亡)、末次町2名(死亡)、西茶町1名(治療中)、新材木町1名(治療中)、横浜町1名(治療中)、大庭村3名(死亡1名・治療中2名)、和田見町8名(死亡6名・治療中2名)、松江監獄2名(死亡)⁽⁸⁾。

9月2日、島根県は三保関と馬潟村と江角浦にて、流行が見られる伯耆の境と米子、隠岐の西郷、出雲の加賀浦と野井浦から到来する船舶を検査し、罹患者を発見した時には療養所に移して治療し、船客・積荷・船舶を消毒することを布達した(甲第134号)。9月3~9日の一週間の患者内訳は不明であるが、次の一週間の患者内訳をみると、松江市街における感染拡大を阻止することができなかったことが分かる。すなわち、9月10日~16日の患者は64名で、そのうち松江市街は33名(死亡14名・未治19名)に上った。8月27日~9月16日の3週間の間に、県内のコレラ患者は167名、その中で島根郡94名・意宇郡32名というように松江市街および周辺部が四分之三を占めていた。その後の松江市街における新患者は、9月17日~23日の間に18人(うち死亡8名)、24日~30日の間に13名(うち死亡9名)と少しずつ減少していった⁽⁹⁾。

松江市街のコレラ病死亡者は福富村の火葬場に運ばれたが、その運搬の通り道となる乃木村では感染を恐れた住民による強い抵抗があった。

○虎列刺病死者運搬紛議 意宇郡福富村内に虎列刺病死者火葬場ありけるが、松江より同所へ陸地にて死者を運搬するには、必同郡乃木村を通行するに依り、同村并近村の人民は頻りに苦情を鳴らし、以後は必舟にて運送する様相成度、若し陸地を運送すれば松江境へ多人数出会して追ひ返し、決して陸地を通し間敷云々、乃木村役場へ申し出しに依り、諸役場より松江各町役場へ以後舟運送に限る様、能々部内人民へ申し諭し有り度き旨、依頼書を遣はしたり。又該病死者の埋葬地は島根郡黒田村龍雲寺上地内に設けあるが、排泄物等の埋め方が疎漏にて鳥が掘り出すに付、衛生委員より其筋へ申出でたりと。
(『山陰新聞』1882年9月23日付)

コレラは、1883～85（明治16～18）年のあいだ鳴りを潜めたが、1886（明治19）年には1882年をはるかに超える惨状になった。松江市域では、7月中旬から8月上旬にかけて松江市街で患者が次々と出たが、8月下旬ごろから発症患者が周辺部に移る傾向がみられた。また、江角浦では8月11日から30日までに計91名もの患者を出すという悲惨さだった⁽¹⁰⁾。

その後、コレラはしばらく沈静化し、替わって赤痢や腸チフスが人々を悩ませた。赤痢は日清戦争を挟んだ1893～98（明治26～31）年にかけて毎年のように流行し、殊に94年と96年は大流行となり、1895（明治28）年にはコレラも流行し惨状となった。

腸チフスは毎年のようにある程度の罹患者を出した。

2. 新たな信仰の拡大

コレラは感染力が極めて強く、潜伏期間が短い上に死亡率が高い。風に煽られた火焰の如くあっという間に広がる様に、人々は恐怖に慄き狼狽した。

『松江新聞』第2号（1879年8月18日付）に安来村で起きた切傷事件が報じられた。コレラ流行のために氏神社で祈祷をしたあとの酒盛りで酩酊した乱暴者が原因だった。たまたま事件になったので氏神で悪病退散の祈願が行われていたことを紙面から知ることができるが、このような氏神社での祈願は津々浦々で行われていたであろう。1879（明治12）年7月14日、島根県はコレラ流行中の6県2府（山口、広島、岡山、大分、愛媛、兵庫、大阪、京都）には已む無き用の他は行かないように求め、とくに「近来伊勢参宮金毘羅参ト唱へ陸続他出致候モノ有之趣」に対して人々の自制を促した（甲第132号）。「陸続他出」という表現から、単なる年中行事としての代参ではなく、コレラ病除け祈願のために向かう者も沢山いたのではないかと推測できる。

また、1882（明治15）年の『山陰新聞』は、9月11日は意宇郡八幡村に鎮座する武内神社の祭礼で例年昼夜遠近よりの参詣人が群集するが、本年は虎列刺病流行のため参詣人非常に多く、今年の賽銭は昨年の96円をはるかに超えて213円余りであると報じている⁽¹¹⁾。

上記の氏神、伊勢神宮、金毘羅、武内神社は人々にとって古くから信仰の対象だった。このような従来からの信仰とは別に、伝染病の流行とともに急速に拡大した信仰がある。

(1) ^{きのやま}木野山神社

岡山県上房郡津川村今津（現高梁市津川町今津）に鎮座する木野山神社は、近代の伝染病大流行とともに信仰を拡げた神社である。木野山の山頂に奥宮、麓に里宮が鎮座する。正殿に大山祇尊、相殿に豊玉彦命と大己貴命を祀り、末社に高竈^{たかおかみのかみ}神と閭竈^{くろおかみのかみ}神を祀る。高竈神と閭竈神は山峰、溪谷、雨を掌る神で、「狼様」として信仰されてきた。この狼神が木野山様の眷属と位置づけられている。

奥宮と里宮という形が整えられたのは、大正期以降のことであり、もともとは今津の八幡宮に奉職してきた社家小野家の屋敷地に祀られていた⁽¹²⁾。木野山様の狼神は、霊験あらたかなる神として周辺地域で篤い信心を集めていたが、明治期に入ると、コレラを「虎列刺」と書くことから、「狼は虎よりも強い」という言説の流布によって狼神を祀る木野山神社の信仰が広まった。その信仰は岡山県のみならず、中国山地を越えて鳥取県と島根県、瀬戸内海を渡って愛媛県と徳島県、西の広島県にも及んだ。

講社を組織して木野山信仰の拡大を図ったのは小野伯太郎正室^{まさいへ}⁽¹³⁾で、講社簿の第一冊（第1号～第43号）の初めには、「敬神構本紀録 紀元二千五百三十六年明治九丙子六月吉日 本社祠掌小野正室㊤」「木野山神社廣前 毎年毎月御祭日 御祈禱執行事」「敬神構壹社中 一御神號掛字壺幅 一御玉串壺社 一大木札壺枚 一小木札家別へ壺枚宛 一人別守人数 べ右品々相渡候事」「諸々ヨリ方法之通り印書到来

致候。前定之御守夫々可申相渡者也。為後年之書記」とあり、講社結成は1876（明治9）年から始まったことが分かる。

8年後に小野伯太郎正室が没すると、弟の源弥正義が中継ぎとなり、1900（明治33）年11月9日に正室の長男そうたろう雅胤（1880年生）が木野山神社社掌を拝命した。雅胤は1909（明治42）年に山頂の社殿等の改築を計画、県下は勿論のこと、備後、伯耆、出雲、石見、隠岐、伊予、小豆島、京阪神、台湾にまで出張して浄財を集めて回った。木野山山頂は今津村と八川村と川面村の境となっており、山林を入手して神域を約2000坪にまで拡張し、そこに本殿・釣殿・祝詞殿・幣殿・拝殿・社務所・廊下・末社・参籠所などを建築、1920（大正9）年4月13日から4日間にわたり盛大なる上棟落成奉祝祭を執行した⁽¹⁴⁾。

当時の今津村では国鉄伯備線の開通が話題になっており、落成式典の前年（1919年）には鳥取県側の伯耆溝口駅～伯耆大山駅が開業していた。岡山県側は1925（大正14）年に倉敷駅～穴栗駅（豪溪駅）まで、その後順次開業していった⁽¹⁵⁾。

1926（大正15）年の木野山駅の開業と、1928（昭和3）年の伯備線全通は、山陽と山陰に多くの信者をもつ木野山神社にとって僥倖に恵まれたといえる。雅胤は、開業に備えて1925（大正14）年から地域の氏神である八幡神社境内地を拡張整備し、向かって左側に木野山神社遥拝所としての社殿・社務所等を造営、右側に八幡神社の本殿・拝殿等を改築した。こうして、木野山神社は山頂の奥宮と麓の遥拝所（里宮）という形に整えられ、雅胤による一大事業は完成をみた。

木野山神社本社が所蔵する講社記録のうち、通し番号順に記録される簿冊は表1の通りである。資料①に記録された講社は、木野山神社の地元である備中国上房郡を中心とするもので、信者の組織化は木野山神社の地元から始まったことが分かる。その後の講社記録は残念ながら、第44号～251号、第363号～499号を記載した簿冊が欠けている。第252号～362号（資料②③）、第500～503号（資料④の一部）の各講社はすべて1879（明治12）年8月に加入していることから、記録が無い第363号～499号の講社も1879年8月加入と判断できる。さらに、第44号～251号の中にも1879年8月に加入した講社があったと思われる、この時期一挙に252か所を越えるところで講社が成立したことになる。

この爆発的に木野山信仰が拡大した1879年8月に、山陰においても木野山神社の講社に加入する地域が数多くあった。（表2参照）最も多いのが米子市街とその周辺部の会見郡で56講社、次は備中国と隣接する日野郡で22講社、出雲国では能義郡5講社、島根郡3講社、意宇郡1講社、楯縫郡3講社だった。松江市域の講社は、新材木町（島根郡）の三つの拝礼講社と横浜町（意宇郡）の1講社だけだが、既述の通り1879年8月の加入記録の半分しか現存しないことを考えると、松江における同時期の加入講社は他にもあった可能性がある。

その後、同年9月～12月に加入した山陰の講社は伯耆国の会見郡・日野郡の計8か所のみで、出雲国ではみられない。

コレラ大流行の翌年（1880年）に山陰地方で加入したのは、伯耆国では日野郡21講社⁽¹⁶⁾、会見郡12講社、汗入郡1講社、出雲国では能義郡26講社、意宇郡4講社、島根郡3講社、飯石郡16講社、仁多郡1講社、出雲郡1講社と85講社にのぼる。このうち松江市域の加入講社は、長海村の明神構、野原村の八幡構、紙屋町の彰信構（のち北栄構と改称）、上意東村字本谷の誠意構、東岩坂村字落合の安全構社中、東岩坂村の安全構社中、下意東村の木徳構社だった。（表3参照）

1881（明治14）年の山陰の加入講社は、日野郡1講社、会見郡1講社、楯縫郡3講社のみだった。ところが、翌年にコレラが再び流行すると、1882（明治15）年から83（明治16）年にかけて島根郡の加入講社が増加するのである。82～83年の加入は、島根郡19講社、隠岐3講社、能義郡2講社で、伯耆国はない。この時期の島根郡の加入は松江中原町と新材木町を除いて他はみな半島の浦々で、殊に多数の患者を出

した加賀浦では9組が加入した。1882～83年および84年の松江市域の加入講社は以下の通り。

(1882年) 加賀浦別所の信心構中、加賀浦別所の信心講中、野波浦の参詣講中、中原町の安全講中、御津浦の信心講中

(1883年) 加賀浦別所の櫛屋講社中、野波浦の参詣講社中、野波浦の参詣講社、御津浦の御津浦講社、加賀浦の岩木講中、加賀浦の岩木講中、加賀浦の岩木講中、加賀浦の御山講東組中、加賀浦の御山講中組中、加賀浦の御山講西組、松江新材木町の清心講社、大芦浦の浜組講中、大芦浦の楡木講中、笠浦の笠浦講

(1884年) 笠浦字漁師方の漁師方講

ちなみに、この時期に「構社」から「講社」に替わる。また、加賀浦の岩木講(表3 第751～753号)は講社名・加入時期・戸数が同じであるが、別個の講社で各講の世話係は違う人物である。

隠岐国は1883(明治16)年から、石見国は1886(明治19)年から講社加入が始まっており、伯耆から出雲、そして隠岐および石見へと信仰が広がっていった様子が窺える。その一方で、1886年のコレラ大流行にもかかわらず、1886年以降には松江市域において加入講社はほとんどみられなくなり、1889(明治22)年伊野村大字地合の信心講社、1901(明治34)年北浦の北浦講社の2講社のみである。

その後、1936(昭和11)年に野井浦の野井講社、1937年(昭和12年)に片江浦で片江講社が組織されるが、なぜこの時期に加入したのか定かでない。

(2) ^{はたひより}畑 鶯の延命地藏尊

雲南市大東町畑鶯の畑地区に祀られる延命地藏尊は、周辺市町村に多くの信者をもち、厨子に納められて地区から地区へと背負われて廻っていた。地藏様の縁日である毎月23～25日を除いては、迎えて祭りたいという要請があれば、どこにでも出かけられるという地藏尊である。23日にはお堂に戻られ、畑の人によって供膳される。

同地藏尊には漂着伝承があり、江戸時代に畑地区の男性が夢さとしによって隠岐島後の最北端の中村の入江に浮かんでいるのを見つけて持ち帰ったのが始まりという。仏を持ち帰ったのは永井家の先祖で、屋敷地続きの竹藪に小さなお堂を建てて祀っていた処、疫病流行の際に畑が病魔から免れることができたのはこのお地藏様のお蔭、と評判が立つようになったという。延命地藏尊が現在の地藏堂に移されたのは、明治期に入ってからのことである。

畑地区には金永山東福禅寺という小さな寺があった。現在、東福寺は畑集会所の中に祭壇があるに過ぎない。畑の家々の大半は大東町遠所の一乗寺(臨済宗)の檀家である。戦前生まれの人の記憶を辿っても東福寺に誰かが住み着いていたという伝承を聞くことはできないが、現在の集会所兼東福寺には粗末な位牌が残されており、かつては宗教者が住み着いていたと推測できる。

- ① 飯寂霊外全亀沙弥 (裏) 天保十亥年十二月十二日
- ② 帰一西岸自教行者霊 (裏) 文政十丁亥年十一月廿九日 全明弟坊主
- ③ 東白金明行者 (裏) 黒ずみのため解説不能
- ④ 明治十二卯年旧暦十月初三日卒 行年六十九歳 神門郡下古志村阿弥陀寺先住
- ⑤ 明治十六末年大陰暦七月廿七日 行齡五十九歳 遠所村一乗寺五世當菴知本禅者之本師也

1887(明治20)年、この東福寺の境内続きの山が整地されて地藏堂が建てられ、88(明治21)年には地藏堂の前に鐘楼が建てられ梵鐘が吊るされた。その梵鐘は1942(昭和17)年9月の金属回収の際に供出されたため鐘楼しか残されていないが、その際に別れを惜しんだ村人によって銘文が書き写されている。銘文には「奉寄進延命地藏尊」「維嵯明治廿一龍舎戊子年六念有四日」とあり、同梵鐘が東福寺ではなく、

延命地藏尊に奉納されたものであったことを明らかにする⁽¹⁷⁾。

山に囲まれた、わずか十数戸の小さな村において、小さなお堂に祀られていた地藏尊のために立派な地藏堂と梵鐘が造られた背景には、伝染病の大流行があった。玉湯町大谷5区には『明治拾参年 延命地藏尊念仏扣 大谷中組』、佐草町山口には『大原郡畑村延命地藏様請待一件控帳 明治十四年辛巳旧四月八日 佐草山口講中』と表書きされた講帳が現存し、大谷中組は1880(明治13)年から、佐草山口講は1881(明治14)年から延命地藏尊を迎えて毎年祭るようになったことが分かる。

『布志名誌』には、1901(明治34)年稲も穂をふくらませ秋の色もいよいよ益して来るころから疫病が大流行して死者が続出したため、明国寺住職と矢島氏が代表として畑鶴に行き一日勧請を懇請した処、「疫病各所に大流行のためこの延命地藏の勧請申し込が多く、近在遠方に連日出張続きのため9月7日までは契約済である。9日は忌部村の予定だ」ということで、9月8日に迎えて9日に忌部村に送ることを約束した、と書かれている⁽¹⁸⁾。1901年に疫病が流行した点については、県は8月に赤痢病蔓延の兆候がみられるため1899(明治32)年5月の県訓令第76号に準拠して予防するように訓令を出していること⁽¹⁹⁾、『山陰新聞』1901年9月4日付紙面は「現時で最も病勢の盛んなるは八束郡なる」と報じ、10月3日付紙面は初発以来9月30日までの県内赤痢患者は490人、死者112人に上ると伝えていることなどから、郷土誌の記述は裏付けられる。ただ、9月8日に迎えることになったという記述は勘違いである。布志名には「明治廿五年旧八月八日南無地藏尊證類入 布志名講中有志者」と表書きされた木箱と、明治35年旧8月8日からの講帳があり、当初は旧暦8月8日に迎えていた。1913(大正2)年に旧暦を新暦に改める際にひと月遅れの9月8日に変更したのである。

しかし、同じく延命地藏尊を一日勧請している玉湯大谷7区(城床)では、念仏の時に版木でお札を刷って各戸に配るが、その版木には「嘉永二年酉七月」と年号が刻字されている。つまり、明治期の伝染病大流行以前から畑鶴の延命地藏を迎えていたことになる。ちなみに、城床は畑鶴と距離的に近いので婚姻関係を結ぶ家も多かった。

以上から、畑鶴の地藏尊はペリー来航以前にすでに近在で祀られており、それが明治期の伝染病大流行とともに一気に信仰圏を拡大したと考えられる。信仰拡大に際して、東福寺に住んでいたと思われる宗教者がどのような働きをしたのかについては、全く不明である。たとえ宗教者の係わりがあったとしても、それは位牌に記されている明治十年代頃までのことであろう。延命地藏尊は畑の十数軒(現在は14軒)が協力しあいながらお守りしており、順番に当番となって各地からの地藏尊の送迎に対応してきた。

伝染病大流行のため勧請の申し込みが殺到したという時代の記録は、残念ながら畑地区に残されていない。現存する最も古い記録は『昭和貳年壺月改之 延命地藏尊定例念佛日割帳 畑区中』であるが、この帳簿は1969(昭和44)年まで使用され、勧請を廃止した所は✕で潰し、加筆や貼紙で新しい所を書き込んでいる。そこで、できる限り1927(昭和2)年時点の様子を再現すると以下ようになる。

(波下線は松江市域、□は畑地区の地藏堂に戻る日、()は筆者の挿入)

1月3～4日大谷上庄田 → 1月4～9日屋裏村砂子原 → 1月9～11日足谷(芦谷)竹之下 → 1月11～13日足谷(芦谷)上ミ → 1月13～14日畑の梨ヶ埜 → (貼紙「自壺月拾四日至壺月拾六日午前中下大谷」の下を見ることができない) → 1月15～16日当地 → 1月17～20日幡屋の廣田組 → 1月20～22日芦谷の鑪組 → (加筆「1月22～23日芦谷小廻」) → 1月23～25日畑区中 → 1月25～27日大谷(玉湯大谷) → 1月27～28日畑の栄埜 → 1月28～30日畑の大向 → 1月20～2月1日畑の金穴内 → 2月1～3日足谷(芦谷)の中之橋 → 2月3日～5日鶴 → 2月5日～7日砂子原 →

2月7日～10日新宮・東谷(幡屋) → 2月10～20日佐世村下佐世 → 2月20～21日畑の宮之谷 →
 2月21～23日遠所別所 → 2月23～25日畑区中 → 2月25～3月5日下阿用 → 3月5～15日佐世
 村下佐世 → 3月15～16日畑の木挽屋 → 3月16～17日当村下鶴組 → 3月17～18日当村鶴中 →
 3月18～21日海潮村須賀 → 3月21～23日海潮村八所埤田組 → 3月23～25日畑区中 → 3月25～
 4月1日佐世村下佐世 → 4月1～3日八束郡大庭村西組 → 4月3～5日八束郡西忌部竹山 →
4月5～7日八束郡東忌部横屋口 → 4月7～9日海潮村八所下組 → 4月9～10日海潮村薦沢奥
 山組 → 4月10～11日海潮村薦沢 → 4月11～14日春殖村飯田 → 4月14～23日東阿用 → 4月23
日～25日畑区中 → 4月25～27日海潮村山王寺御立山 → 4月27～29日海潮村山王寺後原組 → 4
 月29～5月1日畑の新屋 → 5月1～2日海潮村山王寺焼川原組 → 5月2～7日海潮村南 → 5
月7～10日八束郡佐草組并ニ平原山形草谷 → 5月10～12日海潮村山王寺上組 → (貼紙「昭和21年
 ヨリ自五月拾二日至五月拾九日来待村鏡」の下は見ることができない) → 5月19～21日幡屋村上遠
 所下組 → 5月21～23日空白 → 5月23～25日畑区中 → 5月25～27日海潮村薦沢 → 5月27～6
月23日松江市乃木浜 → 6月23～25日畑区中 → 6月25～26日畑の廻 → 26～28日下大谷 → 28～
7月1日忌部村の畑綿屋親戚 → 7月1～2日八束郡忌部村大河端 → 7月2日～8日八束郡平原
向組阿出石中口(平原の向側、畦石室、中口組) → 7月8～10日八束郡中大谷 → 7月10日～12日
八束郡田根 → 7月12日～13日八束郡奥大谷 → 7月13～14日海潮村小河内 → 7月14～15日畑の
 永井家 → 7月15～23日海潮村薦沢八床・向田・空山・長石山 → 7月23～25日畑区定例大祭日 →
7月25～26日大谷向ケ市 → 7月26～28日海潮村山王寺和野組 → 7月28～30日中大谷上組、奥大
谷下組、奥大谷中 → 7月30～8月1日下大谷下前組 → 8月1～2日玉湯村大字林村 → 8月2
 ～3日畑の綿屋 → 8月3～4日八束郡上来待 → 8月4～5日八束郡奥大谷権原 → 8月5～6日
 海潮村八所小畑組 → 8月6～8日海潮村八所 → 8月8～9日海潮村薦沢空焼川原 → 8月9～
 10日海潮村薦沢 → 8月12～13日新庄山尾谷 → 8月13～17日畑区中 → 8月17～19日海潮村中屋
 中 → 8月19～21日八束郡来待村佐倉 → 8月21～22日八束郡来待村大森 → 8月22～24日朝八束
郡玉湯村玉造 → 8月24～25日畑区中 → 8月25～26日大谷城床中 → 8月26日～9月1日海潮村
 湯村 → 9月1～8日下阿用村 → 9月8～9日八束郡布志名 → 9月9～12日八束郡西忌部神田
 → 9月12～13日松江市雑賀新道 → 9月13～15日乃木村大字乃白 → 9月15～17日八束郡乃木村大
字福富 → 9月17～18日遠所一之瀬 → 9月18～20日中遠所 → 9月20～21日畑の大成 → 9月21
～22日大谷城床中 → 9月22～23日大谷城床 → 9月23～25日畑区中 → 25～27日畑の隠居 → 9
 月27～29日空白(貼紙「大谷」) → 9月29～10月1日山王寺和野大工屋臼床 → 10月1～16日海潮
 村南区 → 10月16～23日松江市横浜 → 10月23～25日畑区中 → 10月25～27日下鶴 → 10月27～29
 日海潮村須賀市場 → 10月29～31日海潮村須賀 → 11月1日～12月1日仁多郡布勢村佐代 → 12月
 18～20日(貼紙「畑廻」の下は見ることができない) → (空白) → 12月23～25日畑区中

1927年の回り順は、伝染病大流行に慄いた時代とは地区が少し入れ替わっているかもしれないが、こ
 のよう形で一年中地元から周辺各地に出かけては戻ることを繰り返していた様子をうかがうことが可
 能。

畑では迎える人と送る人、あるいは勧請を直接申し込みした地区や家を把握しているだけで、延命地
 蔵尊が出張先でどのように移動しているのかについては関与していない。たとえば松江市乃木浜は5月
 27日～6月23日の一か月近く、仁多郡布勢村佐代は11月1日～12月1日の一か月間勧請しているが、地
 蔵尊は一か所にずっと滞在するのではなく、乃木浜あるいは仁多郡の各地を回っているのである。ちな

みに乃木村は、1889（明治22）年の市制施行の際に字元山・字狐尾幾分・字北ノ原幾分・字薩摩縄手・字袖師浦が松江市に編入され、残りの地域は1950（昭和25）年に松江市に編入されたので、「松江市乃木浜」は前者の地域を指す。

2泊3日の短い勧請であっても家々に地蔵を回して念仏を唱える地区も多かった。また、毎年決まった個人の家に迎えられる場合でも、その家には沢山の住民が参詣する。地蔵尊の厨子が担がれてゆく様子は、勧請地域とその沿道に住む人々には見慣れた光景で、出あった人々は手を合わせて拝んだと東忌部町千本の男性（1918年生）は語る。

結び

木野山信仰は講社を組織することで広まった。講社の組織化に着手したのは1876（明治9）年のことなので、当初から伝染病を好機ととらえて信仰の拡大を図ったというよりも、組織化を図ったすぐ後にコレラが蔓延して、一挙に信仰圏が拡大したと考えた方がよいであろう。

加入する時には規約に誓約する意志を表明するために、代表者が実印を押して、御神号掛字・木札・御守等をいただく手順になっていた。残念ながら当時の規約は木野山本社には現存しないが、現宮司によれば敬神を旨とする内容だったようだ。実印がないと加入手続は完了しなかった。たとえば、1883（明治16）年に加入した松江新材木町の清心講社22戸のページには、世話人の名前の上に「神戸元助殿実印無之ニ付免 （符カ） □ 下渡シ不申候追而調印ノ時与フ」と朱字で書いた紙が貼られている。さらに、上の空白に朱字で「十七年旧五月二日、一切（御守授与）」と書かれている。つまり、代表者の神戸氏が明治16年旧9月16日に申し出て講社の加入手続きをしたが、実印を持っていなかったので、17年旧5月2日に参拝した時に実印を押して、その上で御守一切を授与したという意味である。御神号掛字や木札を受ける時は、晒で背負って後ろを振り向かずじかに地元に帰った。

ところで、一挙に信仰が拡大する1879（明治12）年8月、木野山様の評判を聞いた加入希望者が実際に岡山県の今津まで足を運んだのだろうか、それとも山陰に同信仰を広めるための人物が存在して（取次者あるいは神社からの派遣者）、その人物に加入手続きをしたのだろうか。同時期の簿冊記録では山陰各地の講社番号が続き番になっていること、同年の岡山県は9000名余ものコレラ患者を出した大流行地であること等を考えると、後者であることも十分考えられる。ただ、その後については山陰の各講社の加入時期は様々であることから実際に足を運んだ者が多かったと思われる。1889（明治22）年旧3月8日に加入した伊野村地合の信心講の代表者の手紙には、まず代表者が参詣して懇ろに祈念してもらい、その後永々神徳を崇敬し毎年参拝するために講社を組織した旨が書かれている。

畑鴨の延命地蔵は、それとは対照的に組織化されることもなく、地区から地区へと人々の繋がりによって信仰が広まり、そして維持された。規約も何もなく、畑鴨の畑地区に挨拶に行き、廻り順に空きがあれば、以後毎年勧請することになる。ひとたび地蔵尊を送り出すと仏がどこでどのようにして祭られているのか、畑の人は知ることもない。地蔵尊に供えられた賽銭は、地蔵尊とともに次の地区まで運ばれて、そしてまた次の地区へと運ばれていく。各地を廻るうちに賽銭も少しずつ増えて地蔵尊とともに畑地区に戻るのである。

木野山信仰も畑鴨の延命地蔵尊も、伝染病流行の恐怖が遠のいてからも地元に根付いて、地区の悪病退散の願いをかなえる神仏、個人的な病氣平癒の願いをかなえる神仏として篤く信仰されてきた。しかし、近年は高齢化とともに脱会者が増えて廃止となる講も多く、かつての信仰の姿を確認することが困難になりつつある。

〔謝辞〕 本稿作成にあたりましては、木野山神社宮司小野泰道様、畑鶴の永井蔵様と内田文雄様、島根県公文書センターの内田融様に大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。

(きたむら りこ 鳥取県文化財保護審議会委員)

注

- (1) 『法令全書』第10巻・11巻・12巻・13巻・30巻（内閣官報局編、原書房、復刻版、1975～76年、1981年）。『厚生省五十年史』（厚生問題研究会、1988年）。
- (2) 『明治九年十年県治要領』島根県（島根県立公文書センター所蔵）。
- (3) 『明治十一年島根県甲号布達』（飯南町役場所蔵）。
- (4) 以下、1879年の島根県の布達等については、『明治十二年島根県甲号布達』、『明治十二年島根県乙号布告』（飯南町役場所蔵）を参考とする。
- (5) 『松江新聞』は、松江市天神町の知新社が1879（明治12）年8月13日に創刊号を発行した。社主は川岡清助、編集兼印刷は谷清瀬である。知新社を組織した人物の中には、のちに代議士となる松江の岡崎運兵衛、荒島の佐々木善右衛門、石見の佐々木懋らがいた。鳥取県立図書館が1959（昭和34）年に芸林社から寄贈された紙面の一部を所蔵する。
- (6) 『自明治十一年至明治十三年県治要領』島根県（島根県立公文書センター所蔵）。
- (7) 『明治十五年島根県甲号布達』（飯南町役場所蔵）、『明治十四年十五年県治要領』島根県（島根県公文書センター所蔵）。
- (8) 甲告第95号。『山陰新聞』1882年9月25日付。
- (9) 甲告第103号、甲告第105号、甲告第112号、甲告第121号（『山陰新聞』1882年10月3日、10月21日、10月25日付）。
- (10) 『明治十九年本県甲告布告』（飯南町役場所蔵）。
- (11) 『山陰新聞』1882年9月23日付。
- (12) 木野山神社・八幡神社宮司小野泰道氏（1934年生）によれば、小野家の旧屋敷は里宮から約500m離れた場所にあり、その屋敷地内に木野山様の社殿があったという。
- (13) 小野正室は小野家の系図によれば第24代目。
- (14) 「小野薺太郎雅胤先生顕彰碑」の碑文、および宮司小野泰道氏のご教示による。
- (15) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BC%AF%E5%82%99%E7%B7%9A>
- (16) 日野郡の1講社については、加入年月が不記載であるが、講社番号から明治12年12月28日～13年2月26日に加入したことが推定できる。ここでは明治13年加入として計算した。
- (17) 『延命地藏堂梵鐘ヲ大東亜戦争ノ為メ供出ス 記録ス 昭和十七年九月』（畑区有資料）。
- (18) 『布志名誌』241～242頁、布志名を語る仲間発行、1981年。
- (19) 『山陰新聞』1901年8月22日付。

図 島根県におけるコレラ・赤痢・腸チフスの患者と死者の推移（1882～1906年）

（単位：人）『日本帝国統計年鑑』より作成

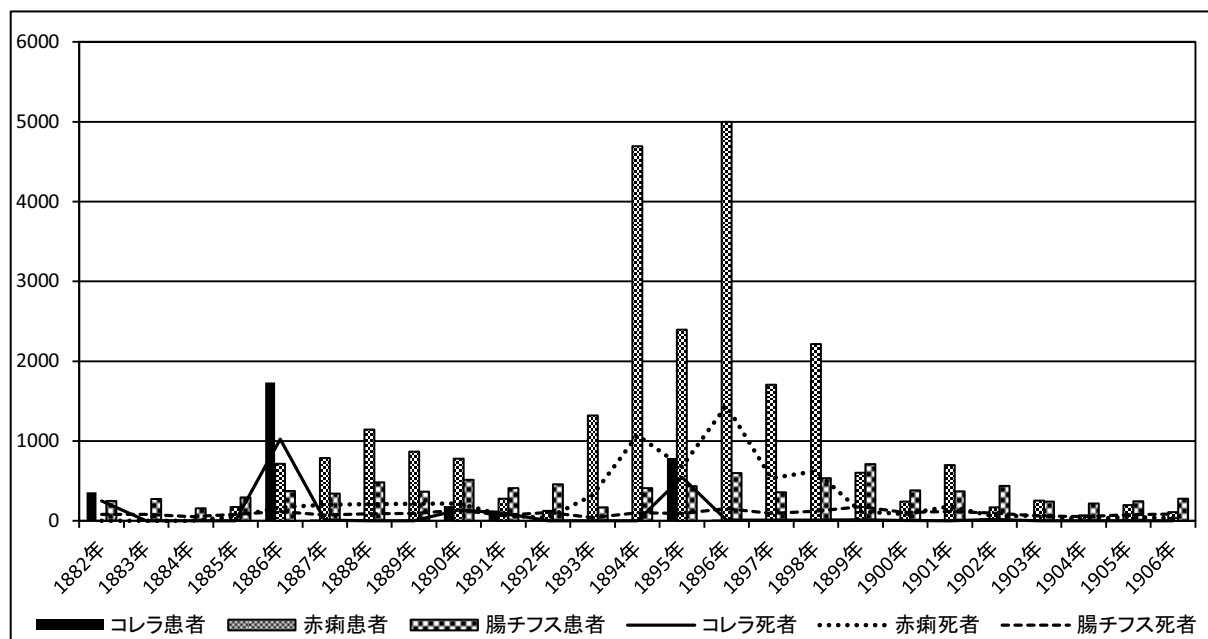


表 1 木野山神社講社簿

番号	簿冊名	講社番号	加入時期
①	敬神構本紀録	第1～43号	1876年7月～1877年4月28日
●	(所在不明)	第44～251号	
②	第五号構社元録	第252～273号	1879年8月
③	第五号構社記	第274～362号	1879年8月
●	(所在不明)	第363～499号	
④	第七号構社記	第500～592号	1879年8月～1880年4月8日
⑤	第八号構社元録	第593～683号	1880年5月17日～1880年10月17日
⑥	第九号	第684～770号	1880年旧8月28日～1884年旧11月10日
⑦	第拾号構社中元録	第771～862号	1884年旧7月18日～1907年10月16日
⑧	第拾壹号木野山本社崇神講元簿	第863～934号	1908年11月16日～1912年5月18日
⑨	木野山本社崇神講元簿	第953～1126号	1912年5月29日～1919年4月13日
⑩	大正九年三月以降木野山本社崇神講元簿	第1145～1491号	1920年4月29日～1940年8月9日

表 2 1879年（明治12）8月に加入した山陰の木野山講社

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第256号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	一番構社	53	1879年（明治12）8月
第257号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	二番構社	40	1879年（明治12）8月
第258号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	三番構社	58	1879年（明治12）8月
第259号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	四番構社	19	1879年（明治12）8月
第260号	伯耆	会見郡	両三柳村之内	五番構社	19	1879年（明治12）8月
第262号	伯耆	会見郡	米子日野町	旭出構社	77	1879年（明治12）8月
第263号	伯耆	会見郡	米子新田	永寿構社	24	1879年（明治12）8月
第264号	出雲	能義郡	東母里村	永久構社	32	1879年（明治12）8月
第265号	出雲	能義郡	西母里村字城山	清心構社	9	1879年（明治12）8月
第266号	出雲	能義郡	東母里村	一心構社	36	1879年（明治12）8月
第267号	伯耆	会見郡	美吉村	山栄構社	17	1879年（明治12）8月
第269号	伯耆	会見郡	尾高村字前市	一心構社	35	1879年（明治12）8月
第270号	伯耆	会見郡	尾高村字前市	一心構社	35	1879年（明治12）8月
第271号	伯耆	日野郡	久連村	神栄構社	35	1879年（明治12）8月
第272号	伯耆	日野郡	古市村・中祖村	誠心構社	48	1879年（明治12）8月
第273号	伯耆	会見郡	井ノ上村	安全講社	27	1879年（明治12）8月

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第274号	伯耆	会見郡	御内谷村	御内谷構社	50	1879年（明治12）8月1日
第275号	伯耆	会見郡	金田村	金田構社	43	1879年（明治12）8月1日
第276号	伯耆	会見郡	浅井村	栄久構	37	1879年（明治12）8月
第277号	伯耆	会見郡	宮前村	永寿構	37	1879年（明治12）8月17日
第278号	伯耆	会見郡	高姫村	長寿構	45	1879年（明治12）8月
第279号	伯耆	日野郡	三部村	永運構	32	1879年（明治12）8月
第280号	伯耆	日野郡	濁谷村之内下町	一心構中	10(9)	1879年（明治12）8月
第281号	伯耆	日野郡	濁谷村之内大町	一心構社	29	1879年（明治12）8月
第282号	伯耆	会見郡	米子西倉吉町	誠心構社	88	1879年（明治12）8月
第283号	伯耆	会見郡	東福原村	清心構	49	1879年（明治12）8月
第284号	伯耆	会見郡	米子東倉吉町	神教構	377(80)	1879年（明治12）8月
第285号	伯耆	会見郡	米子五十人町西町宮ノ前	神教構	37	1879年（明治12）8月
第286号	伯耆	会見郡	榎原村	神力構	22	1879年（明治12）8月
第289号	伯耆	会見郡	阿賀村	阿盛構	45	1879年（明治12）8月
第290号	伯耆	会見郡	阿賀村、下阿賀村	賀栄構社	46	1879年（明治12）8月
第291号	伯耆	会見郡	清水川村	清栄構	32	1879年（明治12）8月
第292号	伯耆	会見郡	米子粧町2丁目	真敬構	70	1879年（明治12）8月
第293号	伯耆	会見郡	法勝寺宿	崇信構中	25	1879年（明治12）8月
第294号	伯耆	会見郡	西村	西眞構	36	1879年（明治12）8月
第295号	伯耆	日野郡	二部宿	感應構	30	1879年（明治12）8月
第296号	伯耆	日野郡	二部宿	永信構	28	1879年（明治12）8月
第297号	伯耆	日野郡	二部宿	敬寿構	28	1879年（明治12）8月
第298号	伯耆	会見郡	上後藤村	神栄構	22	1879年（明治12）8月
第299号	伯耆	日野郡	佐川村	日野出構	31	1879年（明治12）8月
第300号	伯耆	日野郡	佐川村字清勝	眞信構	31	1879年（明治12）8月
第302号	伯耆	日野郡	大瀧村	徐疫祈禱構社	25	1879年（明治12）8月
第303号	伯耆	会見郡	諸木村	万寿構社	38	1879年（明治12）8月
第304号	伯耆	会見郡	田住村	延寿構社	42	1879年（明治12）8月
第305号	出雲	能義郡	東母里村	篤信構社	50	1879年（明治12）8月
第306号	出雲	能義郡	安田中村	神開構社	41	1879年（明治12）8月
第307号	伯耆	会見郡	両三柳村字中筋	敬柳構社	49	1879年（明治12）8月
第308号	伯耆	会見郡	両三柳村字濱橋	敬柳構社	31	1879年（明治12）8月
第309号	伯耆	会見郡	両三柳村字山地	敬柳構社	50	1879年（明治12）8月
第313号	伯耆	日野郡	二部宿之内間地	神栄構	33	1879年（明治12）8月
第320号	伯耆	日野郡	秋縄三土両村	秋三構社	56	1879年（明治12）8月
第321号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	25	1879年（明治12）8月
第322号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	26(27)	1879年（明治12）8月
第323号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	25(27)	1879年（明治12）8月
第324号	伯耆	会見郡	坂長岩室谷両村	一心構社	27	1879年（明治12）8月
第325号	伯耆	日野郡	奥別所村, 榎市村, 小原村	長栄構社	69	1879年（明治12）8月
第326号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	24(28)	1879年（明治12）8月
第327号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	17	1879年（明治12）8月
第328号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	26	1879年（明治12）8月
第329号	出雲	意宇郡	松江横浜町	記載なし	27	1879年（明治12）8月
第330号	伯耆	会見郡	米子博労町	永盛構社	41	1879年（明治12）8月
第331号	伯耆	会見郡	米子博労町	永盛構分社	40	1879年（明治12）8月
第332号	伯耆	会見郡	境町	松寿構社	21	1879年（明治12）8月8日
第333号	伯耆	会見郡	境町	松永構社	20	1879年（明治12）8月8日
第334号	伯耆	会見郡	西福原村	信心構社	27	1879年（明治12）8月8日
第335号	伯耆	日野郡	父原村	誠信構社	25	1879年（明治12）8月
第336号	伯耆	会見郡	吉長村	敬績構社	46(48)	1879年（明治12）8月
第337号	伯耆	会見郡	天萬駅	報恩構社	108	1879年（明治12）8月
第338号	伯耆	日野郡	下安井村	徐災構社	39	1879年（明治12）8月
第339号	出雲	楯縫郡	平田村上ヶ分	敬平構社	21	1879年（明治12）8月
第340号	出雲	楯縫郡	平田町	敬平構社	33	1879年（明治12）8月
第341号	出雲	楯縫郡	平田町	敬平構社	21	1879年（明治12）8月
第342号	伯耆	会見郡	米子灘町2丁目	神徳構社	12	1879年（明治12）8月
第343号	伯耆	日野郡	根雨原村	一信構社中	21	1879年（明治12）8月
第344号	伯耆	日野郡	大坂村	日出構社中	36	1879年（明治12）8月

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年月日
第345号	伯耆	日野郡	柵（トチ）原村	勸信構社	41	1879年（明治12）8月
第346号	伯耆	日野郡	柵（トチ）原村	神栄構社	33	1879年（明治12）8月
第351号	伯耆	会見郡	境町	敬信構社	27	1879年（明治12）8月
第354号	伯耆	会見郡	境入船町	一神構社	18(20)	1879年（明治12）8月
第355号	伯耆	会見郡	境町	栄心構社	51	1879年（明治12）8月
第356号	伯耆	会見郡	境町	一心構社	44	1879年（明治12）8月
第357号	伯耆	会見郡	境町	誠心構社	50	1879年（明治12）8月
第358号	伯耆	会見郡	境町1丁目	栄久構社	24	1879年（明治12）8月
第359号	伯耆	会見郡	境町、朝日町2丁目	誠信構社	42	1879年（明治12）8月
第360号	伯耆	会見郡	境町	真敬構社	24	1879年（明治12）8月
第361号	伯耆	会見郡	境町	真敬構社	23	1879年（明治12）8月
第362号	伯耆	会見郡	与市谷村	日出構社	16	1879年（明治12）8月
第501号	伯耆	日野郡	庄村	記載なし	20	1879年（明治12）8月
第502号	伯耆	日野郡	庄村	記載なし	23	1879年（明治12）8月
第503号	伯耆	会見郡	福万村	福万講	40	1879年（明治12）8月

表 3 松江市域における木野山講社

講社番号	国名	郡名	住 所	講社名	戸数	加入年
第326号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	24(28)	1879年（明治12）8月
第327号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	17	1879年（明治12）8月
第328号	出雲	島根郡	新財木町	拝礼構社	26 16	1879年（明治12）8月 1886年（明治19）旧9月12日訂正
第329号	出雲	意宇郡	松江横浜町	記載なし	27	1879年（明治12）8月
第578号	出雲	島根郡	長海村	明神構	43	1880年（明治13）旧3月16日
第579号	出雲	島根郡	野原村	八幡講	29	1880年（明治13）旧3月16日
第607号	出雲	島根郡	紙屋町	彰信構社 北栄構社と改称	35	1880年（明治13）5月17日
第625号	出雲	意宇郡	上意東村字本谷	誠意構社	63	1880年（明治13）7月12日
第660号	出雲	意宇郡	東岩坂字落合	安全構社中	56	1880年（明治13）旧7月16日
第661号	出雲	意宇郡	東岩坂村	安全構社中	69	1880年（明治13）旧7月17日
第665号	出雲	意宇郡	下意東村	木徳構社	11	1880年（明治13）9月7日
第738号	出雲	島根郡	加賀浦別所	信心構中	30	1882年（明治15）10月17日
第739号	出雲	島根郡	加賀浦別所	信心構中	29	1882年（明治15）10月17日
第740号	出雲	島根郡	野波浦	参詣講中	30	1882年（明治15）10月19日
第741号	出雲	島根郡	中原町	安全講中	39	1882年（明治15）10月24日
第744号	出雲	島根郡	御津浦	信心講中	27	1882年（明治15）11月22日
第747号	出雲	島根郡	加賀浦字別所	櫛屋講社中	31	1883年（明治16）3月29日
第748号	出雲	島根郡	野波浦	参詣講社中	50	1883年（明治16）3月16日
第749号	出雲	島根郡	野波浦	参詣講社	50	1883年（明治16）3月16日
第750号	出雲	島根郡	御津浦	御津浦講社	29	1883年（明治16）旧3月20日
第751号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第752号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第753号	出雲	島根郡	加賀浦	岩木講中	36	1883年（明治16）3月22日
第754号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構束組中	27	1883年（明治16）旧4月30日
第755号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構中組中	30	1883年（明治16）旧4月30日
第756号	出雲	島根郡	加賀浦	御山構西組中	26	1883年（明治16）旧4月30日
第766号	出雲	島根郡	松江新材木町	清心講社	22	1883年（明治16）旧9月16日
第767号	出雲	島根郡	大芦浦	浜組講中	30	1883年（明治16）旧9月16日
第768号	出雲	島根郡	大芦浦	楡木講中	42	1883年（明治16）旧9月16日
第769号	出雲	島根郡	笠浦	笠浦講	31	1883年（明治16）旧9月16日
第770号	出雲	島根郡	笠浦字漁師方	漁師方講	37	1884年（明治17）旧10月10日
第787号	出雲	秋鹿郡	伊野村大字地合	信心講社	29	1889年（明治22）旧3月8日
第810号	出雲	八束郡	千酌村大字北浦	北浦講社	44	1901年（明治34）9月16日
第1455号	出雲	八束郡	野波村大字野井	野井講社	79	1936年（昭和11）10月29日
第1474号	出雲	八束郡	片江村大字片江	片江講社	172	1937年（昭和12）10月26日

表1・2・3の備考： 木野山神社本社所蔵の講社簿から作成。

戸数の（ ）は訂正数字で、加入時の訂正か後日の訂正か不明。

講社名は、「構」から「講」に変わるが、記載通りに記す。

年月日は新旧暦が混じるが、記載通りに記す。

松江市所在の五輪塔・宝篋印塔一覧表（稿）

松江石造物研究会（岡崎雄二郎・西尾克己・稲田信・木下誠）

本表は、松江市に所在する五輪塔、宝篋印塔のうち、遺跡データベースや各種文献に記事があるもの、または松江石造物研究会が現地踏査で新たに確認したものを一覧表として掲載したものである。限られた時間内での作成のため、今後の調査によってさらに確認されることが想定されるなど、不十分な点も多々あると思われる。より完成度の高い一覧表を作成していくために、多くの方々の情報提供をお願いしたい。

凡 例

- (1) 名称は、まず遺跡データベースにみえるものはその遺跡名を優先的に採用し、次に文献にみえる名称を採用した。ちなみに、複数の文献で名称が異なる場合は、いずれか一つの名称を採用した。なお、石塔と判断し難い名称については、（ ）で石塔の種類を追記した。
- (2) 現地踏査で新たに確認したものなど、今回新たに名称をつけたものは、名称の後に■印を付した。また、文献にみえるが現地踏査で確認できなかったものや市外へ移されたものは、名称の後に▲印を付した。
- (3) 種類欄には、五輪塔の場合は「五」、宝篋印塔の場合は「宝」と表記した。
- (4) 遺跡データは、2013年（平成25）8月30日現在のものを利用した。
- (5) 文献リストに掲げる番号を文献欄に載せた。

松江市所在の五輪塔・宝篋印塔一覧表

番号	旧市町村名	所在地	名 称	種類	県 遺跡 番号	文 献	備 考
1	島根町	野波 見徳寺	末次父子の墓	宝		(32)	
2	島根町	加賀 佐波	佐張の城跡（五輪塔）	五	島根10	(32)	
3	島根町	加賀	応海寺の石塔群 ■	五、宝			五輪塔2基、宝篋印塔1基を確認。
4	美保関町	千酌	千酌五輪塔	五	美保関95	(1)、(49)	1基、円墳状の高まりも確認。
5	美保関町	千酌 空畑	千酌空畑古墓	五	美保関33		
6	美保関町	雲津 覚源寺	雲津の五輪塔	五		(1)、(9)、(48)、(49)、(50)	2基確認。源義親五輪塔ともいう。
7	美保関町	片江 笹子	小丸山古墓	五	美保関55		
8	美保関町	森山（寺床482）	権現山城跡（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝	美保関27	(8)、(31)、(50)	主郭部と南西部の郭南端に散在するという。
9	美保関町	森山 宮谷南平1351山林	森山・宮谷南平の五輪塔	五		(49)、(50)、(51)	高さ1.8mまたは1.9m。伝秋上伊織之介の墓という。
10	美保関町	森山 川崎1329	森山・川崎の五輪塔	五		(50)	3基あるという。
11	美保関町	森山 出口	森山・出口の宝篋印塔	宝		(50)	高さ0.75mあり、乳母の墓と伝えられるという。
12	美保関町	森山 1269の1	森山の五輪塔	五		(50)	高さ0.47mあるという。
13	美保関町	七類	大日堂西墓地の石塔群 ■	五、宝			五輪塔1基、宝篋印塔1基を確認。
14	美保関町	男鹿	男鹿の石塔群 ■	五、宝			五輪塔2基、宝篋印塔3基を確認。
15	美保関町	美保関	仏谷寺の石塔群 ■	五、宝		(1)	五輪塔、宝篋印塔いずれも多数確認。
16	鹿島町	片句	片句宝篋印塔	宝	鹿島70	(1)、(26)	2基ほかを確認。伝片倉小十郎墓という。
17	鹿島町	佐陀本郷	本郷池頭遺跡（五輪塔）	五	鹿島101		発掘調査
18	鹿島町	佐陀宮内 垣	伝朝山越前守墓	五	鹿島46	(1)、(25)、(26)	1基確認。俗に「塚殿様」という。
19	鹿島町	佐陀	朝山家の墓碑（五輪塔）	五		(2)	第22代綱忠の五輪塔という。
20	鹿島町	名分	奥才10号墳（古墓）	五	鹿島76-10		発掘調査
21	鹿島町	名分 小川	小川宝篋印塔	宝	鹿島69	(3)	伝仁（新）田右馬頭墓という。
22	鹿島町	名分 才谷	伝新田右馬頭墓	五		(26)	民家の後にあるという。
23	鹿島町	北講武	北田古墳（五輪塔）	五	鹿島65		
24	鹿島町	御津 神田	御津宝篋印塔	五?、宝?	鹿島71	(26)	遺跡名は宝篋印塔だが、文献(26)では五輪塔。
25	松江市	大野町 国次	国次古墓	五	松江386		
26	松江市	上大野町 土居	西光寺裏山古墓群	五、宝	松江400	(6)、(8)、(18)、(19)、(20)	五輪塔13基、宝篋印塔3基を確認。大野高成供養塔ともいう。
27	松江市	上大野町	刈山古墓群	五	松江363	(19)	
28	松江市	上大野町 番上	塚の鼻古墓群	五	松江409		
29	松江市	大垣町 上寄 法幢寺裏山	大垣氏古墓	五、宝	松江376		五輪塔4基分、宝篋印塔7基分を確認。法幢寺は大垣氏の菩提寺。
30	松江市	大垣町	小村家の宝篋印塔 ■	宝			石龕の中に2基の宝篋印塔を確認。
31	松江市	秋鹿町 本谷	栗屋氏宝篋印塔	宝		(1)、(24)	総高273cm

番号	旧市町村名	所在地	名 称	種類	県 遺跡 番号	文 献	備 考
32	松江市	秋鹿町	秋鹿町の一石五輪塔 ■	五	松江726	(6)、(20)	遺跡名はN14遺跡。周囲に石龜の破片多数を確認。
33	松江市	秋鹿町 本谷	寺の古古墓群	五、宝	松江428	(6)	五輪塔10基分、宝篋印塔2基分を確認。紀年銘（「永徳元年」）あり。
34	松江市	秋鹿町	出雲郷古墓群	五、宝	松江421	(6)	高祖寺南の共同墓地内。笠部1（日引石製）のみ確認。
35	松江市	荘成町	荘成町の石塔	五		(9)	「五輪さん」として説明板があるという。
36	松江市	古曾志町	道栄寺遺跡(五輪塔、宝篋印塔)	五、宝	松江542		五輪塔2基、一石宝篋印塔1基を確認。
37	松江市	西谷町	屋敷古墳(五輪塔)	五	松江184		
38	松江市	西谷町	米塚遺跡（五輪塔）	五	松江1089		
39	松江市	古志町 中古志	長野家の墓碑(五輪塔、宝篋印塔)	五、宝		(2)	五輪塔6基、宝篋印塔2基を確認。大形の相輪1あり。
40	松江市	上佐陀町	千光寺の石塔	宝		(11)	
41	松江市	下佐陀町	荒張古墓群	五	松江346		
42	松江市	西生馬町 生馬神社付近	大日堂にある五輪塔・宝篋印塔群	五、宝		(54)	
43	松江市	東生馬町 阡陌	阡陌の宝篋印塔	宝		(55)	
44	松江市	東生馬町	経塔坂の宝篋印塔群	宝		(54)	
45	松江市	国屋町	荒隈城跡：西ノ谷地区(五輪塔)	五	松江242-2		
46	松江市	堂形町	天倫寺裏山五輪塔	五		(1)、(22)	紀年銘（「慶長二」）あるという。
47	松江市	堂形町	天倫寺の乙部家石塔 ■	宝			
48	松江市	外中原町	清光院の石塔群 ■	五、宝			五輪塔1基、宝篋印塔3基を確認。剥落著しい。
49	松江市	外中原町 清光院	鶴飼氏五輪塔	五		(1)	2基、江戸初期、1基復刻という。番号48の五輪塔か。
50	松江市	外中原町 月照寺	松江藩主松平家墓所（石塔群）	五		(1)、(13)	国指定史跡
51	松江市	外中原町	月照寺裏山五輪塔	五、宝		(22)	紀年銘（「□保四」「丁亥」）あり。宝篋印塔残欠もあり。
52	松江市	殿町	松江城（五輪塔）	五	松江241		国指定史跡
53	松江市	奥谷町	桐岳寺五輪塔	五		(1)	小西家塔、2基あるという。
54	松江市	奥谷町	桐岳寺宝篋印塔	宝		(1)	小西家墓、2基あるという。
55	松江市	奥谷町 萬寿寺	垂水家（五輪塔）	五		(2)	五輪塔6基あるという。
56	松江市	法吉町	龍雲寺本堂庭先五輪塚	五		(17)	
57	松江市	法吉町 下り松	下り松遺跡（五輪塔）	五	松江824		発掘調査
58	松江市	法吉町 山楨	山楨経塚群	五、宝	松江149		
59	松江市	法吉町 二反田	二反田古墓	宝	松江553	(33)	発掘調査。石塔は常福寺裏山に埋納。
60	松江市	北田町	伊藤邸宝篋印塔 ▲（宝）			(1)	奥出雲町の蔭涼寺に移転されたという。
61	松江市	西川津町	多賀備中守宝篋印塔	宝		(1)	西川津堂頭山城主。現在の石塔は近年新調。
62	松江市	上東川津町	上東川津町の宝篋印塔	宝		(7)	
63	松江市	福原町	往生院遺跡(五輪塔、宝篋印塔)	五、宝	松江905	(56)	
64	松江市	福原町	澄水寺跡（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝	松江234	(56)	石塔を多数確認。
65	松江市	西尾町	米坂古墓	五	松江888		発掘調査
66	松江市	西尾町 郷戸	小廻石塔遺跡（五輪塔）	五	松江746		
67	松江市	朝酌町	キコロジ遺跡（五輪塔）	五	松江1086		
68	松江市	朝酌町	三大寺遺跡（五輪塔）	五	松江1065		発掘調査
69	松江市	新庄町	刀工定恒の墓	五、宝		(6)	五輪塔4、宝篋印塔1があるという。
70	松江市	上本庄町	馬場遺跡（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝	松江988		
71	松江市	上本庄町 島大本庄農場内	松田廟五輪塔	五		(1)	五輪塔5基を確認。水輪に「松田廟」「九月二日」銘あり。
72	松江市	枕木町	華蔵寺の石塔	五、宝		(1)、(4)、(14)、(15)	
73	松江市	邑生町	上松古墳（五輪塔）	五	松江477		頂上に五輪塔があるという。
74	松江市	邑生町	清安寺の石塔群 ■	五、宝		(1)、(28)	五輪塔6基、宝篋印塔3基ほかを確認。伝開基佐々木宗清墓という。
75	松江市	乃木福富町	福富Ⅰ遺跡（五輪塔）	五	松江257		発掘調査
76	松江市	乃白町	松本修法壇跡（五輪塔）	五	松江62		発掘調査
77	松江市	乃白町	乃白の五輪塔	五		(42)	字「弥阿原」から「松本」南部に数基の五輪塔があるという。
78	松江市	浜乃木一丁目	善光寺の石塔群 ■	五、宝	松江298	(1)	大形五輪塔3基あり。伝佐々木高綱墓の宝篋印塔あり。
79	松江市	栄町 圓成寺	松江藩主堀尾忠晴墓所(五輪塔)	五	松江299	(1)、(2)、(14)、(22)	市指定史跡。紀年銘（表に「寛永□酉」）あり。
80	松江市	栄町	圓成寺裏山の宝篋印塔 ■	宝			総高193.2cm。圓成寺裏山には開山塔も確認。
81	松江市	新町	洞光寺の石塔群 ■	五、宝		(1)、(23)	大型宝篋印塔1基、村松家の変形五輪塔、開山の大型宝篋印塔。
82	松江市	寺町	誓願寺宝篋印塔 ▲	宝		(1)	確認できず。
83	松江市	寺町 誓願寺	仙石家の墓碑（五輪塔）	五		(2)	五輪塔1基があるという。
84	松江市	和多見町 慈雲寺	牧志摩宝篋印塔	宝		(1)、(23)	総高240.5cm
85	松江市	和多見町 慈雲寺	柳多家の墓碑(五輪塔、宝篋印塔)	五、宝		(2)	五輪塔5基、宝篋印塔2基ほかがあるという。
86	松江市	東忌部町	東忌部町の石塔	宝		(9)	東忌部町2410、個人宅裏山にあるという。
87	松江市	東忌部町 大川端	C26遺跡（五輪塔）	五	松江709		
88	松江市	東忌部町 大川端	C27遺跡（宝篋印塔）	宝	松江710		
89	松江市	忌部	才この墓	宝		(16)	
90	松江市	平成町	袋尻遺跡群：古墓群	五	松江858-12		発掘調査
91	松江市	西津田三丁目	東城ノ前遺跡の石塔群	五		(13)	空風輪2点
92	松江市	東津田町	伝兵衛山古墓群	五	松江498		
93	松江市	東津田町	伝初代田中又六の宝篋印塔 ■	宝			共同墓地内にあり。他にも宝篋印塔、五輪塔の一部を確認。
94	松江市	東津田町	高杉古墓群	五	松江496		
95	松江市	大庭町	正林寺石塔群	五、宝		(1)、(2)、(10)、(29)	別称北島廟（出雲国造家）という。

番号	旧市町村名	所在地	名 称	種類	県 遺跡 番号	文 献	備 考
96	松江市	大草町 岡田	岡田遺跡（五輪塔）	五	松江1085		
97	松江市	竹矢町 中竹矢	出雲国分尼寺跡（五輪塔）	五	松江230		発掘調査
98	松江市	竹矢町 中竹矢	社日古墳群（五輪塔）	五	松江28	(36)	発掘調査
99	松江市	竹矢町 中竹矢	中竹矢遺跡（五輪塔）	五	松江636		発掘調査
100	松江市	竹矢町	竹矢岩船古墳の石塔群	五		(12)	
101	松江市	八幡町	安国寺古墓群	五、宝	松江295	(1)、(21)	京極高次供養塔、紀年銘（「慶長十四己酉奉」「康永二年十月日」）あり。
102	松江市	八幡町	屋敷山遺跡（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝	松江656		
103	松江市	八幡町	迎接寺の石塔群 ■	五、宝		(1)	五輪塔3基、宝篋印塔2基分を確認。
104	宍道町	佐々布	杓子観音Ⅰ遺跡（五輪塔）	五	宍道299		発掘調査
105	宍道町	佐々布	佐々布荒神遺跡（五輪塔）	五	宍道318		
106	宍道町	佐々布	荻田五輪塔	五		(6)、(44)	
107	宍道町	宍道	木幡邸宝篋印塔	宝		(1)	
108	宍道町	宍道	木幡邸の手水鉢（宝篋印塔）	宝		(2)	宝篋印塔基礎を利用しているという。
109	宍道町	宍道 雲松寺	小豆沢家の墓碑（宝篋印塔）	宝		(2)	石龕中に宝篋印塔2基つ並立のものが5基あるという。
110	宍道町	白石 才	川島家墓所の石塔	五、宝		(39)	石龕内に宝篋印塔あり。
111	宍道町	白石 金山下	金山五輪塔群	五	宍道33	(38)	小字「経慶寺」にあり。
112	宍道町	白石 上白石	ホウジ向遺跡（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝	宍道150		
113	宍道町	西来待 大野	木実田遺跡（五輪塔）	五	宍道115		
114	宍道町	西来待 大野	伝大野次郎左衛門墓	五	宍道30	(1)、(5)、(8)、(22)	市指定史跡。総高290.5cm。
115	宍道町	東来待 浜西	伝土御門親王墓	五、宝	宍道17	(1)、(5)、(11)、(46)	俗称「王さんの墓」。現在高128.4cm。
116	宍道町	東来待 舟山	舟山古墓群	五、宝		(37)	A群とB群がある。
117	宍道町	東来待	地藏院遺跡（宝篋印塔）	宝	宍道224		石窟2基、宝篋印塔ありという。
118	宍道町	東来待	久戸千体地藏（宝篋印塔）	宝		(1)	市指定史跡
119	宍道町	東来待	知原墳墓群（宝篋印塔）	宝	宍道63		発掘調査
120	宍道町	上来待	北廻遺跡（五輪塔）	五	宍道321		
121	宍道町	上来待	岩屋寺石塔群	五、宝		(1)、(6)、(8)、(10)、(45)、(47)	石龕内の宝篋印塔に紀年銘（「文禄□（三年か）」）あり。
122	玉湯町	大谷	正福寺跡（五輪塔）	五	玉湯122		
123	玉湯町	林村 本郷	椎ノ木谷古墓	五	玉湯121		
124	玉湯町	林村 本郷	頼清寺五輪塔	五、宝		(44)	五輪塔は総高115cm、宝篋印塔の残欠も確認。
125	玉湯町	林村 本郷 頼清寺	佐々木頼清宝篋印塔	宝		(34)、(35)	
126	玉湯町	林村 別所	塚ヤブ古墳（宝篋印塔）	宝	玉湯46		
127	玉湯町	玉造	新弥堂の石塔群 ■	五、宝		(1)、(34)	伝佐々木伊予守の変形宝篋印塔のほかに複数の五輪塔を確認。
128	玉湯町	玉造	高支城跡（五輪塔）	五	玉湯52		
129	玉湯町	玉造	サイゲ寺跡（五輪塔）	五	玉湯125		
130	玉湯町	玉造	鳥坊古墓群：鳥坊2・3号墓	五	玉湯51-2,3	(30)、(44)	発掘調査
131	玉湯町	湯町	半坂古墓群	五、宝	玉湯117		発掘調査
132	玉湯町	湯町	報恩寺の石塔群 ■	宝		(1)、(40)	堀尾忠氏石塔、日引石石塔、堀尾民部(推定)石塔など。
133	玉湯町	湯町 蓮光寺	上福庭家墓所の石塔	宝		(41)	石龕内、紀年銘（「延享三年」「享保十七年」）あり。
134	玉湯町	布志名	鍛冶畑遺跡（五輪塔）	五	玉湯128		
135	玉湯町	布志名	富士名判官義綱古墓	五		(34)、(35)	市指定史跡。五輪塔3基以上、石仏1基を確認。
136	八雲町	熊野 常榮寺	伝尼子政久墓	宝		(1)、(8)	総高148.5cm。覆屋で保護されている。
137	八雲町	熊野 恩部 森脇	恩部遺跡（五輪塔）	五	八雲63		
138	八雲町	西岩坂	寺谷五輪塔群	五	八雲93	(8)	発掘調査
139	八雲村	西岩坂 秋吉 家村	ジャノ廻五輪塔群	五	八雲92	(8)	通称、秋吉五輪塔群という。
140	八雲村	西岩坂 秋吉 家村	火事廻五輪塔群	五	八雲94	(8)	
141	八雲村	東岩坂	谷の奥遺跡（五輪塔）	五		(27)	発掘調査
142	八雲村	東岩坂 市西	中山五輪塔群	五	八雲79		原位置移動、発掘品を一括し保存したものという。
143	八雲村	東岩坂 川原	屋敷谷五輪塔群	五	八雲81		
144	八雲村	東岩坂	星上山五輪塔群	五	八雲60		
145	八雲町	東岩坂	星上寺宝篋印塔	宝		(8)、(9)	
146	八雲村	東岩坂	中山遺跡（五輪塔）	五	八雲104		
147	八雲町	東岩坂	中山石塔群	五、宝		(8)	番号146の中山遺跡のことか。
148	八雲村	東岩坂	禪定寺五輪塔群	五	八雲120		
149	八束町	二子	金慶寺の宝篋印塔 ■	宝			2基確認。廃寺となっている。
150	八束町	寺津	式部塚	五		(53)	盛り土(古墳?)の頂部に2基分確認。
151	八束町	遅江 高岡墓地	尼子塚 ▲	(五)		(53)	高岡墓地にあるというが、確認できず。
152	東出雲町	出雲郷	古城山遺跡（宝篋印塔）	宝	東出雲51		発掘調査
153	東出雲町	下意東	宗昌寺の宝篋印塔	宝		(43)	4基確認
154	東出雲町	下意東	美人塚	五	東出雲123	(43)	3基分確認
155	東出雲町	上意東	畑古墳（五輪塔、宝篋印塔）	五、宝		(1)、(6)	墳頂部に五輪塔、宝篋印塔を確認。畑の五輪塔ともいう。
156	東出雲町	上意東	御崎谷の宝篋印塔	宝		(43)	
157	東出雲町	上意東	富士ヶ瀬の五輪塔	五		(43)	

文献リスト

- (1) 伊藤菊之輔1965『出雲の石造美術』
- (2) 伊藤菊之輔1966『続 出雲の石造美術』
- (3) 稲田積造1955『講武村誌』 講武村誌刊行会
- (4) 今岡利江・今岡 稔2011「山陰の二三の石塔について－17－」『島根考古学会誌』第28集 島根考古学会
- (5) 今岡 稔1991「山陰の二三の石塔について－2－」『島根考古学会誌』第8集 島根考古学会
- (6) 今岡 稔1994「山陰の二三の石塔について－3－」『島根考古学会誌』第11集 島根考古学会
- (7) 今岡 稔1995「山陰の二三の石塔について－4－」『島根考古学会誌』第12集 島根考古学会
- (8) 今岡 稔1998「山陰の二三の石塔について－7－」『島根考古学会誌』第15集 島根考古学会
- (9) 今岡 稔1999「山陰の二三の石塔について－8－」『島根考古学会誌』第16集 島根考古学会
- (10) 今岡 稔・今岡利江2002「山陰の二三の石塔について－10－」『島根考古学会誌』第19集 島根考古学会
- (11) 今岡 稔・今岡利江2004「山陰の二三の石塔について－11－」『島根考古学会誌』第20・21集合併号 島根考古学会
- (12) 今岡 稔2007「山陰の二三の石塔について－13－」『島根考古学会誌』第24集 島根考古学会
- (13) 今岡 稔2008「山陰の二三の石塔について－14－」『島根考古学会誌』第25集 島根考古学会
- (14) 今岡 稔2009「山陰の二三の石塔について－15－」『島根考古学会誌』第26集 島根考古学会
- (15) 今岡 稔2010「山陰の二三の石塔について－16－」『島根考古学会誌』第27集 島根考古学会
- (16) 忌部郷土研究会1998『ふるさと忌部史話』 松江市忌部公民館
- (17) 内田映1988『法吉村誌』
- (18) 大野郷土誌編集委員会編1970『大野郷土誌』 大野公民館
- (19) 大野郷土誌編集委員会編1978『続 大野郷土誌』 大野公民館
- (20) 岡崎雄二郎1977「資料紹介 石造遺物2例」『八雲立つ風土記の丘』22 八雲立つ風土記の丘
- (21) 岡崎雄二郎・西尾克己・樋口英行2002「松江市・安國寺所在の石塔について」『来待ストーン研究』4 来待ストーンミュージアム
- (22) 岡崎雄二郎・西尾克己・稲田 信・佐々木倫朗・樋口英行2006「来待石製大型石塔の出現とその歴史的背景－松江藩主堀尾氏のもたらした石造技術－」『来待ストーン研究』7 来待ストーンミュージアム
- (23) 岡崎雄二郎・西尾克己・稲田 信・佐々木倫朗・樋口英行2008「来待石製大型石塔調査（補遺）－松江・洞光寺宝篋印塔、牧志摩宝篋印塔－」『来待ストーン研究』9 来待ストーンミュージアム
- (24) 奥原福市編1922『島根縣秋鹿村誌』 秋鹿村教育會
- (25) 奥原福市編1973『八束郡誌 本篇』 名著出版
- (26) 鹿島町誌編纂委員会編1962『鹿島町誌』 鹿島町
- (27) 川上昭一2002『谷の奥遺跡 八雲村文化財調査報告』20 八雲村教育委員会
- (28) 本庄地区町内会連合会1994『郷土誌 ふるさと本庄』
- (29) 近藤 正1968「正林寺の五輪塔群」『島根県文化財調査報告書』第5集 島根県教育委員会
- (30) 近藤 正1970『玉造烏坊遺跡群』玉湯町教育委員会
- (31) 島根県教育委員会編1998「出雲、隠岐の城館跡」『島根県中近世城館跡分布調査報告書』第2集
- (32) 島根町誌編纂委員会編1987『島根町誌 本編』 島根町教育委員会
- (33) 杉原清一他1987『二反田古墓』 松江市教育委員会
- (34) 玉湯町編1961『玉湯町史 上巻』
- (35) 玉湯なんでも大事典編集委員会2002『玉湯なんでも大事典』 玉湯町教育委員会
- (36) 西尾克己・伊藤徳広・大庭俊次2001「古代から中世にかけての火葬墓について」『社日古墳』 島根県教育委員会
- (37) 西尾克己・稲田 信1996「宍道町・舟山古墓群について」『宍道町歴史叢書』1 宍道町教育委員会
- (38) 西尾克己・稲田 信2004「宍道・金山五輪塔群について」『来待ストーン研究』5 来待ストーンミュージアム
- (39) 西尾克己・稲田 信2005「宍道・川島家墓所にみる石塔の変遷－石龜から竿状石塔へ－」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
- (40) 西尾克己・稲田 信・樋口英行2005「玉湯・報恩寺の石塔群」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
- (41) 西尾克己・樋口英行2005「玉湯・上福庭家墓所の石塔」『来待ストーン研究』6 来待ストーンミュージアム
- (42) 乃木郷土誌編集委員会編1991『乃木郷土誌』 松江市乃木公民館
- (43) 東出雲町誌編さん委員会1978『東出雲町誌』 東出雲町
- (44) 樋口英行2004『宍道町ふるさと文庫19 白粉石・来待石の宝篋印塔、五輪塔』 宍道町菟古館
- (45) 間野大丞2000「宍道町岩屋寺所在の紀年銘のある宝篋印塔について」『来待ストーン研究』3 来待ストーンミュージアム
- (46) 間野大丞2002「伝御門親王墓宝篋印塔について」『来待ストーン研究』4 来待ストーンミュージアム
- (47) 間野大丞・木下 誠・稲田 信・西尾克己・今岡 稔2008「岩屋寺石造物調査報告」『来待ストーン研究』9 来待ストーンミュージアム
- (48) 美保関町教育委員会編1991『島根半島散歩』
- (49) 美保関町誌編さん委員会編1986『美保関町誌 上巻』 美保関町
- (50) 美保関町誌編さん委員会編1986『美保関町誌 下巻』 美保関町
- (51) 森山公民館編1986『もりやま』創刊号
- (52) 八雲村誌編集部編1998『八雲村誌』 八雲村
- (53) 八束町教育委員会編1992『八束町誌』
- (54) 山根克彦2003『絵と写真でたどる生馬の歴史』 生馬公民館
- (55) 山根貞之助1975『生馬のさと』
- (56) 岡崎雄二郎1992「松江市・澄水寺跡出土の陶磁器」『松江考古』第8号 松江考古学談話会

(おかざき ゆうじろう 公益財団法人松江市スポーツ振興財団)

(にしお かつみ 大田市教育委員会石見銀山課)

(いなた まこと 松江市教育委員会文化財課史料編纂室長)

(きのした まこと 松江市教育委員会文化財課史料編纂室主任)

松江城の石垣の構造と年代

乗岡 実

はじめに

松江城は関ヶ原合戦後に出雲・隠岐24万石を領有した大名の堀尾氏によって、その居城として築城された。通説によれば慶長12年(1607)に築城が開始され、慶長16年(1611)に落成した。複雑な走行をもった石垣が大量に構築され、天守をはじめとする重厚で瓦葺の城郭建築が林立しており、織豊系城郭ないし近世城郭の典型例といえる。石垣は単独で防禦壁として機能したものもあるが、城郭建築の基礎をなし、直上に建つ城郭建築と組み合せて軍事性の高揚を果たしたものもある。いっぽう、曲輪の造成土留めや護岸に関わる土木機能の側面が強いものもあるし、大石を配置するなど視覚的な効果を狙ったとみられるものもある。また石垣は、様々な要因で崩れたり変形することがあって、補修や積み直しが幾度も行なわれたし、築城以後の縄張変更に伴う新規構築もあるから、遺構として残る石垣の現況構造は築城期のものとは限らない。したがって松江城に残る石垣は一樣ではなく、機能、配置状況、規模や構造、構築年代は部位によって異なっている。

史跡指定地となっている松江城中枢部の石垣については、松江市教育委員会によって平成24年度から体系的な測量調査・台帳作成が進行中である。総合的な評価はそうした基礎資料の蓄積を元に組み立てていくべきであろうが、本稿では、これまでの調査・研究成果や、筆者なりの踏査所見や視点をもとに、構造や年代についての現時点での課題の整理と展望を行なっておきたい。堀尾氏築城期に積まれたとみられる石垣のあり方とその評価に力点をおく。

1. 石垣修理の痕跡

(1) 近現代の石垣修理

堀尾氏築城期の構造を保つ石垣を抽出し分析するためには、その後に積まれたものを差し引いていく作業が必要である。手始めは、明治以降に積み直された石垣の確認である。近現代の石垣修理は昭和25年から30年に行われた天守の解体修理をはじめとする史跡整備、あるいは危険回避や鳥取県西部地震による崩落を受けた災害復旧などによるもので、近年は特に頻繁に行われている。最近のものは、修理報告書も刊行され⁽¹⁾、修理工事の範囲や内容、それに解体されたものでも元の構造が明らかであるが、古い修理は不祥なものも多い。平成8年刊行の『石垣調査報告書』⁽²⁾に記載された近現代の修理に、その後の修理を加味すると、**図1**に示したようになり、相当広範に及んでいるのが判る。そのほか、直ちには記録として辿れない明治維新～戦前に積み直された個所もありそうである。

[Σ]天守台石垣(符号は**図1・2・4**の位置表示や**表1**などに対応、以下同)は築城期に構築されたことが明らかであるが、現況がどの程度まで当初構造を保っているかは大きな問題である。天守の修理報告⁽³⁾によると積み直しが行なわれている。特に北東側では不当沈下による変形が激しかったと報告され、現況観察でも確かに一帯は大規模な積み直し痕跡が確認できる。いっぽう西面などでは、天端付近では沈下幅を調整するための小石積みによる嵩上げないし積替え痕跡が観察できるが、それ以下は大した積み直しを受けていない可能性が窺える。西面や南面、それに付櫓台部に限っての東面について、天守修理前の古写真⁽⁴⁾に写った石垣と現況を比較すると、天端付近以外は良く一致し、仮に積み直しが行なわれたとしても石材の差し替えはなく、現況は修理前の構造を概ね保っていると言えそうである。その

修理箇所不明

元禄15年 (1702)

正徳 4年 (1714)

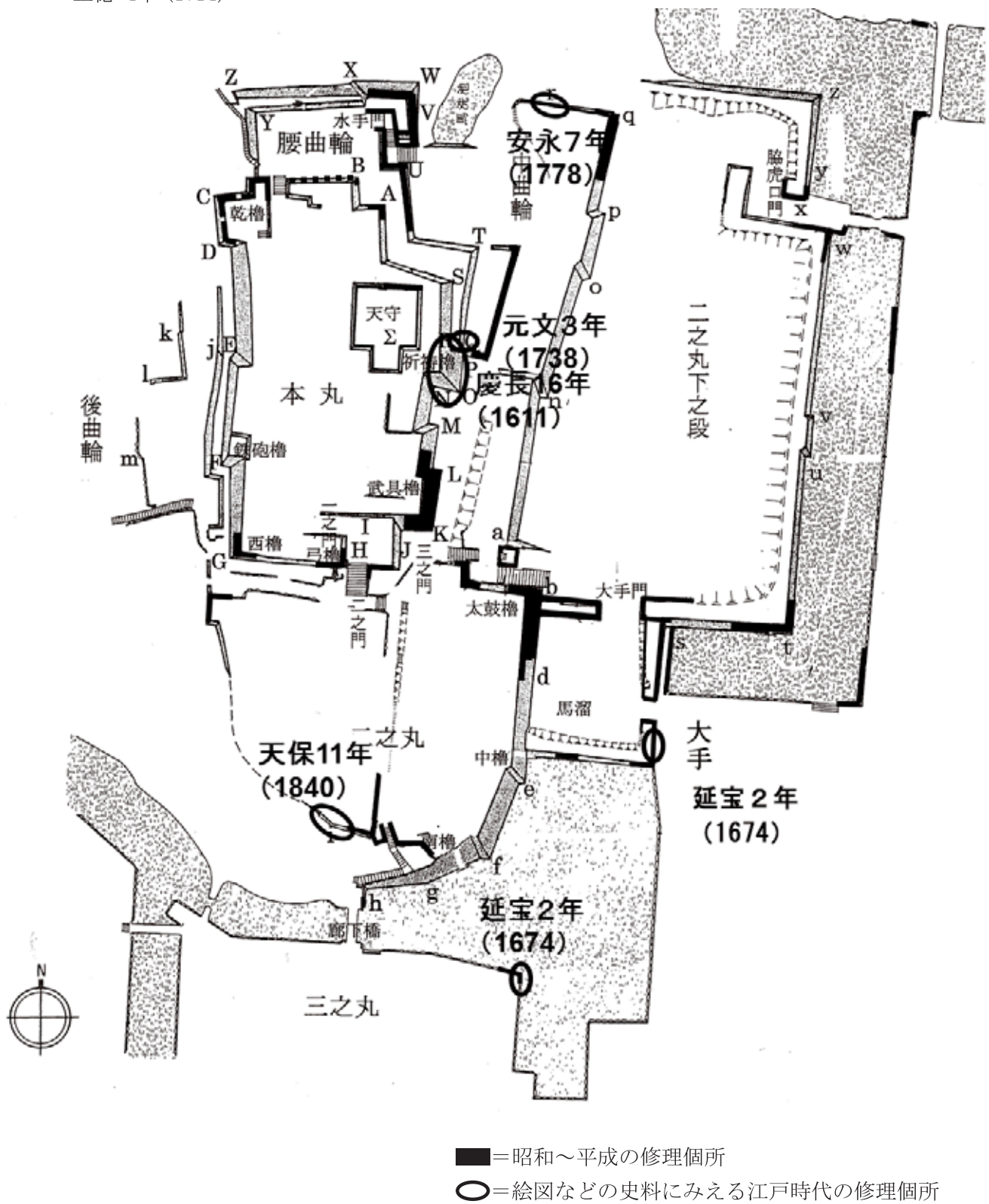


図1 江戸時代～平成の記録にみえる石垣修理箇所

他、例えば[a]中曲輪南端の大手筋に面し分銅文の刻印が多見できる台状石塁は、石材の配置換えを含めて大規模な積み直しによる修理を経ていて⁽⁵⁾、遺構観察時には注意が必要である。

(2) 江戸時代の絵図・古文書に見える修理箇所

石垣の崩壊や修理を直に示す史料は、今後の発見も期待されるが、今のところは『石垣調査報告』に記載されている6ヶ所に尽きる(図1)。築城に際して構築中の[O付近]祈祷櫓の石垣が崩れたという『雲陽大数録』の記載事項を最古とし、その後の年代のものは絵図によるもので、石垣の損壊を受けて松江藩が幕府に提出した修理許可申請の付図類である。

6ヶ所のうち、中曲輪北辺では安永7年(1778)の[r]損壊箇所付近に「安永八」年銘を刻印した石材が現存し⁽⁶⁾(図2)、翌年に修理が実行されたことが裏付けられる。また、二の丸南端付近の天保11年(1840)の修理は、後述する[i]鈍角出隅部付近の現構造に対応すると考えてよい。その他の部位は、史料に示された年代より新しい時期の修理が重複し対比が難しい。なお、部位は特定できないが、『出雲私史』にみる元禄15年(1702)、また正徳4年(1714)にも城内の石垣が損壊した記事があり、それぞれ修理が行なわれたものとみられる。

(3) 江戸時代に積み直された石垣の遺構—新様式の石垣—

次に現に残る遺構から、江戸時代の内では築城期より新しい時期に積まれた石垣の抽出を試みる。[V]腰曲輪北東部東面(図9)ではかつての隅角部を直線部に改造した痕跡が確認できるなど、縄張り変更に伴う新位置での石垣構築も確実にあるが、そうした箇所は限定的で、後述する慶長様式の石垣の分布や走行、さらに堀尾期城下町絵図に示された曲輪の配置状況なども総合すると、松江城中枢部の石垣の現況位置や走行は堀尾氏築城期と大局とすれば、あまり変化していないと判断され、ここで記す石垣も近現代の石垣と同じく、先行石垣の修理や補強、あるいは代替物として構築されたものが主体とみられる。遺構に即して言えば、元からある石垣にそのまま連続し、その界線の確認が重要となる。

なお、小規模に崩落した部分を元の石材で戻したような部分修理は様式差としての抽出が難しいし、逆に天端～上部では修理が行なわれた形跡を残す箇所、すなわち石材の変化や積み方の乱れなどが随所にあるが、そうした部位は本稿では対象としない。

さて明確な新様式の石垣は次の7ヶ所が指摘できる(図2)。いずれも、根本的な修理に関わるものである。

[E - F]本丸西辺中部やその下に続く段石垣は、隅石が整った長方体に揃い、長辺／短辺は2程度である。長辺を一段ごとに左右に振り分ける算木積みが徹底し、隅脇石も明確で方形度も高い。隅石のノミ・ハツリ加工は全面に及び、一部の隅脇石も加工度が高い。いっぽう、一般部の築石は面加工のない角ばった石で、一部は幅広の矢穴痕をもち、横積み～乱積みされ、間詰石も伴って、その限りでは築城期の石垣と大差ない。

[c ～ e]二の丸東辺の高さ12m程で反りをもった石垣も新様式である。中櫓下の鍵折部小口面に下部から上部に及ぶ縦界線が確認され、以南に続く高石垣の積み直しとして構築されたことが判る。北端は近年の修理でさらに積み直されたが、元は太鼓櫓下まで続いていたと見られる。この石垣は、根石ないしは基部の2～3石は石材や積み方が異なる慶長期の構造を残したままに上に付加して積みされている。[b 付近]太鼓櫓の下に取り付く大手門脇石塁の解体時に、石塁に覆われた部分でも慶長期の石垣が温存されていることが確認され⁽⁷⁾、築城時の二の丸高石垣、大手門脇石塁、新様式の二の丸高石垣の順に構築されたことは明らかである。[e]隅角の隅石は長方体に近く形・大きさとも良く揃い、ノミによる面加

工も顕著で長辺／短辺は2程度である。算木積みが徹底し、隅脇石の存在も明確である。築石の面の加工度も高く、精緻につまれて間詰石も殆んどない。横積み部分もあるが、下の石材間に出来た谷間に上の石の角を合せる、落し積みが見える。矢穴幅も6～7cmと慶長期のものより狭い。

[g～h]二の丸南端の千鳥橋北詰め東の石垣は三之丸から二の丸に至る通路を確保する役割をもち、[g]東方高石垣の隅角に付加する形で構築されている。基底部は石材や積み方が異なり、現況石垣自身が先行石垣の基底を残したまま積み直しが行われた結果の可能性が窺える。そうすると、この付近は三段階に石垣構造が変遷したことになる。[h]西端の隅は算木積みで、隅脇石と合せてノミによる加工度が特に高いが、隅石の長辺／短辺は1.5未満で脇への食い込みが弱い。また[h－g間]東の出隅は鈍角なりに丸く収めるのが特徴である。こうした丸隅は城郭石垣では珍しい。一般部の築石の加工度も高く、緻密に接合して、間詰石がなく、横積み優位で一部で落とし積みを交える。矢穴幅が狭く、島根半島産とみられる緑色凝灰岩を用いる⁽⁸⁾ことも、築城期の石垣との大きな違いである。

[Y]腰曲輪北西隅上段の石垣は高さ4m程度の割には強い反りを持っている。隅石の長辺／短辺は1.2～2弱で、それでも長辺の振り分けが徹底した算木積みである。隅脇石は明確ではないが、築石も加工度も高く、全体が徹底した落し積みとなっている。祈祷櫓台の石垣の次に新相感をもつ。

[Z]腰曲輪北西隅下段の石垣は隅角部の高さは3mほどであるが、慶長期とも思える基底部分の上に積み足されたもので、反りを持っている。隅石は長方体の形・大きさとも良く揃い、長辺／短辺は2～3であるが、隅脇石はさほど特化していない。築石は小ぶりのなかで大きさも揃うが加工度は低く、先行石垣からの流用品の可能性はあるが、落し積みが基本である。

[i]二の丸の西段南部の隅角付近の高さ3mほどの石垣は、隅石と隅脇石の加工度が高く、全面にノミ痕を残している。隅石の長辺／短辺は2程度で、形や大きさも良く揃うが、鈍角の隅角に合せて隅石そのものが鈍角形に整形されているのが特徴で、稜線を美しく通している。史料にみえる天保11年(1840)の修理による構造の可能性が高い。

[N～Q]祈祷櫓台石垣は最大高11mほどの高石垣である。隅石の形が長方体に整い、長辺／短辺は2～3で細長く、算木積が徹底している。隅石に挟まれた隅脇石の存在も明確である。稜線は鋭く、スムーズな曲線の反りをもつ。隅石・隅脇石・一般部築石ともハツリなどによる加工整形が全面に及び、石材同士が石垣面で緻密に接合して間詰石がない。築石の大きさも概ね揃い、落し積みに統一されている。櫓台の北に元の本丸東辺石垣との接合部があり、その下半部は以北の旧石垣と食違いの段となっている。つまり新石垣の下半部は元の櫓台石垣をそのまま残して前面に積まれているのに対し、頂部付近は旧石垣の崩落を受けて、新石垣から以北の旧石垣に一連の面として擦り付けた状況が見てとれる。なお、櫓台北東から東に延びる段石垣との[P]入隅や櫓台南の[N]入隅も旧石垣と新石垣との間にも縦方向の界線が観察でき、新石垣の裏に旧櫓台石垣下半が埋込まれているという見方を支持している。この場所は慶長年間の内に修理があった記録があるが、石垣遺構の年代観は江戸後期から明治である。

以上は石材全体の加工度が高く、特に隅石は全面がノミ加工された切石で大きさ、形が揃い、算木積が徹底され、後述の慶長の築城期石垣にはみられない特徴をもつ。規格が揃った石材による落し積みは一般には江戸中期以降、とりわけ後期から明治にかけて盛行する技法⁽⁹⁾で、城郭では佐伯城本丸付近(大分県佐伯市)や岡城中枢部(大分県竹田市)、人吉城(熊本県人吉市)などに残る。出雲地域では安政6年(1859)に完成した清水寺(安来市清水町)三重塔の関連石垣、一畑寺(出雲市小境町)大書院付近の高石垣などで多见でき、松江城内で確認できる落し積みも基本は江戸後期のものであろう。いっぽう本段西辺中部の石垣は最も古相で、築城期に続く17世紀代に遡る可能性もある。ここに示した新様式の石垣の細かな年代比定は、類例との比較作業と共に、今後の課題としておきたい。

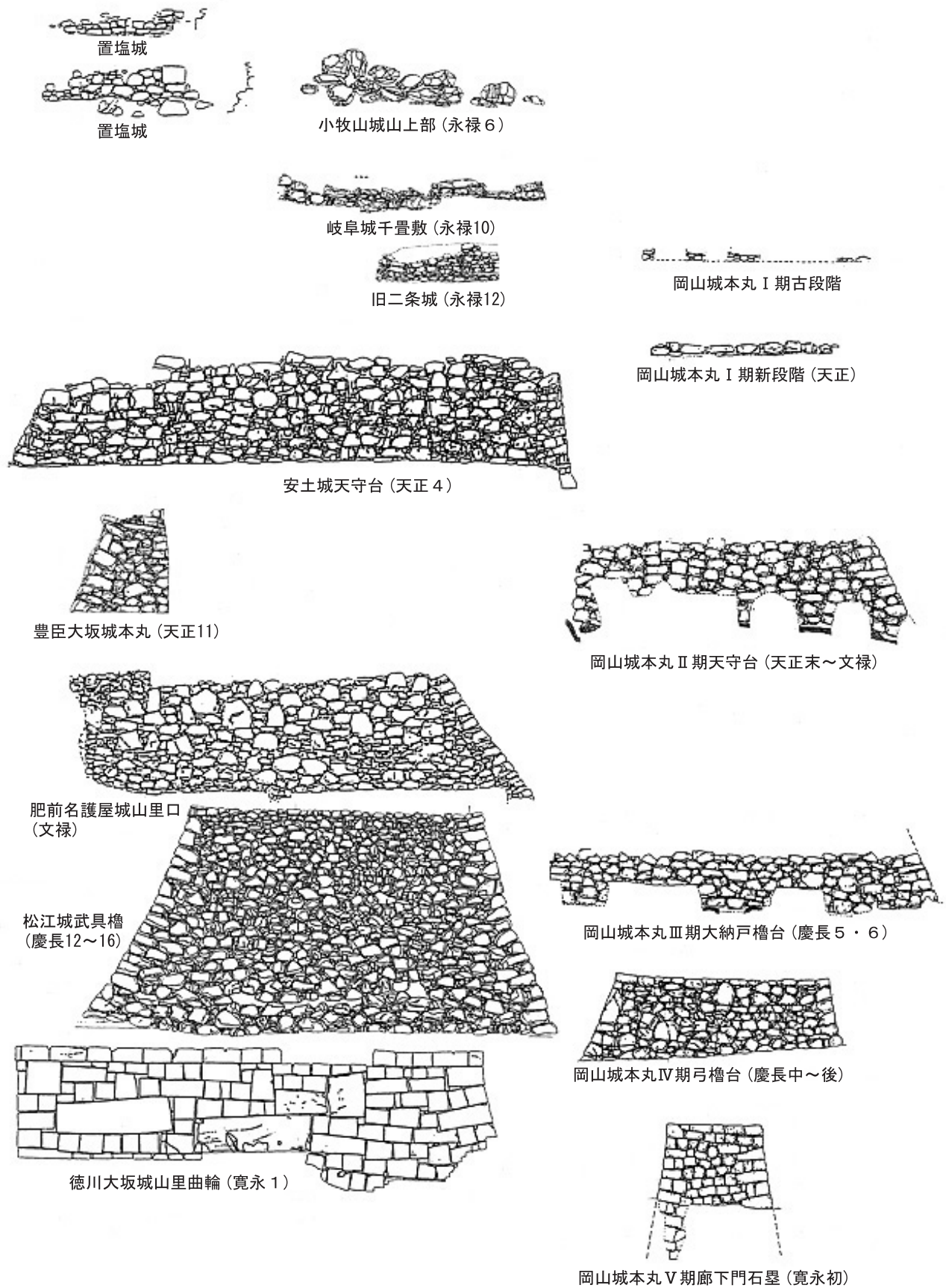


図3 各地の城の石垣の変遷 (各報告書から作成)

いずれにせよ、現況で確認できる絵図や文字史料に伝わらない積み直しが相当にあったことは疑いない。幕府に届出はしたが、史料としては現存していないということだろう。二の丸太鼓櫓～中櫓の石垣は恐らく江戸後期に基底付近から根本的に積み直されていることになり、両櫓やその間の土塀は築城期に建てられたものとしても、解体修理的な建て直し、あるいは曳家工法的なもの含めて相当な改修を経ているとしか考えようがない。石垣の積み直しの契機が石垣の崩落であったとすれば、櫓の建築にも相当な被害があったものと思われる。本丸西辺中部の鉄砲櫓も同様である。また、祈禱櫓は現石垣の構築が櫓が撤去された明治維新の以後¹⁰⁾か以前かで見方が異なるが、江戸時代の内だとすると、新様式の石垣の背後に旧櫓台石垣が埋め込まれているのは、上に建つ櫓の建築を一部なりとも温存させながら石垣修理ないしは補強を行なったことの裏返しと評価する途もある。

新様式の石垣の多くに共通するのは元の石垣の基底を残していることである。特に二の丸南東の高石垣はもう1～2石外せば、一から積めてより堅固な石垣になるはずなのに、そうはしていない。工程上基準となるものは残す、恐らく幕府への説明のタテリとして、新規構築ではなく、あくまで「修理」・「復元」という名目にこだわった結果と考えられないだろうか。現代の発掘調査や史跡整備において、元位置を保った礎石は動かすな、石垣上部は解体するとしても根石は動かすなという発想に通じている。

2. 堀尾氏による慶長築城期の石垣

(1) 大枠としての年代観の検証

近現代の記録に残る修理箇所や新様式の石垣、それに石材の乱れなどから判るその他の修理箇所を差し引き、さらに以下に述べる石垣の編年観に照らした特徴から、慶長年間の堀尾氏築城期の石垣構造を概ね保っているとみられる部位を抽出すると図4・表1のようになる。

これらの石垣の石材は、幅10cmを越えるような幅広の矢穴痕が列をなす割石を一定量含み、隅石などごく一部の石材の一部分にノミによる面加工を施すものを含みながらも切石と言えるものではないし、隅石・築石とも形や大きさに振幅があり、石材の規格化が大いに進行しているとは言い難い。また隅角部は算木積みを明らかに指向するが、形や大きさ、加工度や積み方の上で、隅脇石は一般部築石に対して特化していない。一般部築石は横積み優位な場所もあるが、かなり乱積み(図7-4・5)が優位で、横方向に長くメジを通す布積みではない。さらに築石同士の接地点は石垣面ではなく、やや奥に入った場所で、石垣面における築石の隙間には間詰め石を多用している。高さ10mを越えるような高石垣が群在し、一定の傾斜で直線に立ち上がるものを含みながらも、反りを持つものがある。こうした特徴は、慶長期の他の城郭石垣と大枠として共通する。すなわち北垣聰一郎氏の石垣編年¹¹⁾ではⅡ期の1に位置づけられるものである。現に同氏は松江城の天守台と武具櫓(近年の解体修理前)の石垣を築城期の石垣として記述している。ここに示した石垣は大まかな城郭石垣の変遷(図3)に照らして、慶長12～16年のものと考えて矛盾ない。

加えて、これらを堀尾氏築城期の石垣と考えることについて、もう少し細かな個別要素に着目してみると、例えば松江城で多見される扁平な隅石の二番目に長い辺(幅)を天地にとって積む(以下、横立隅石と仮称する)は、古くは16世紀中葉の観音寺城(滋賀県近江八幡市)や1590年代の肥前名護屋城(佐賀県唐津市)にもみられ、慶長14年(1609)築城の名古屋城で多見される。しかしそれ以後の城郭石垣ではあまり見かけない。また、松江城[I・H]本丸一の門脇やその向の弓櫓下、あるいは[s-t間]二の丸下の段南辺で確認できる石垣中位で普通大の築石に交えて複数の大石を散在させるタイプの意匠石垣(図12)も、古くは肥前名護屋城にあり、慶長期では古い姫路城ぬの門前のほか、松江城と同時期の名古屋城までは目立っているが、やはりその後は見かけない。さらに、松江城では石材へ点彫りの刻印が大

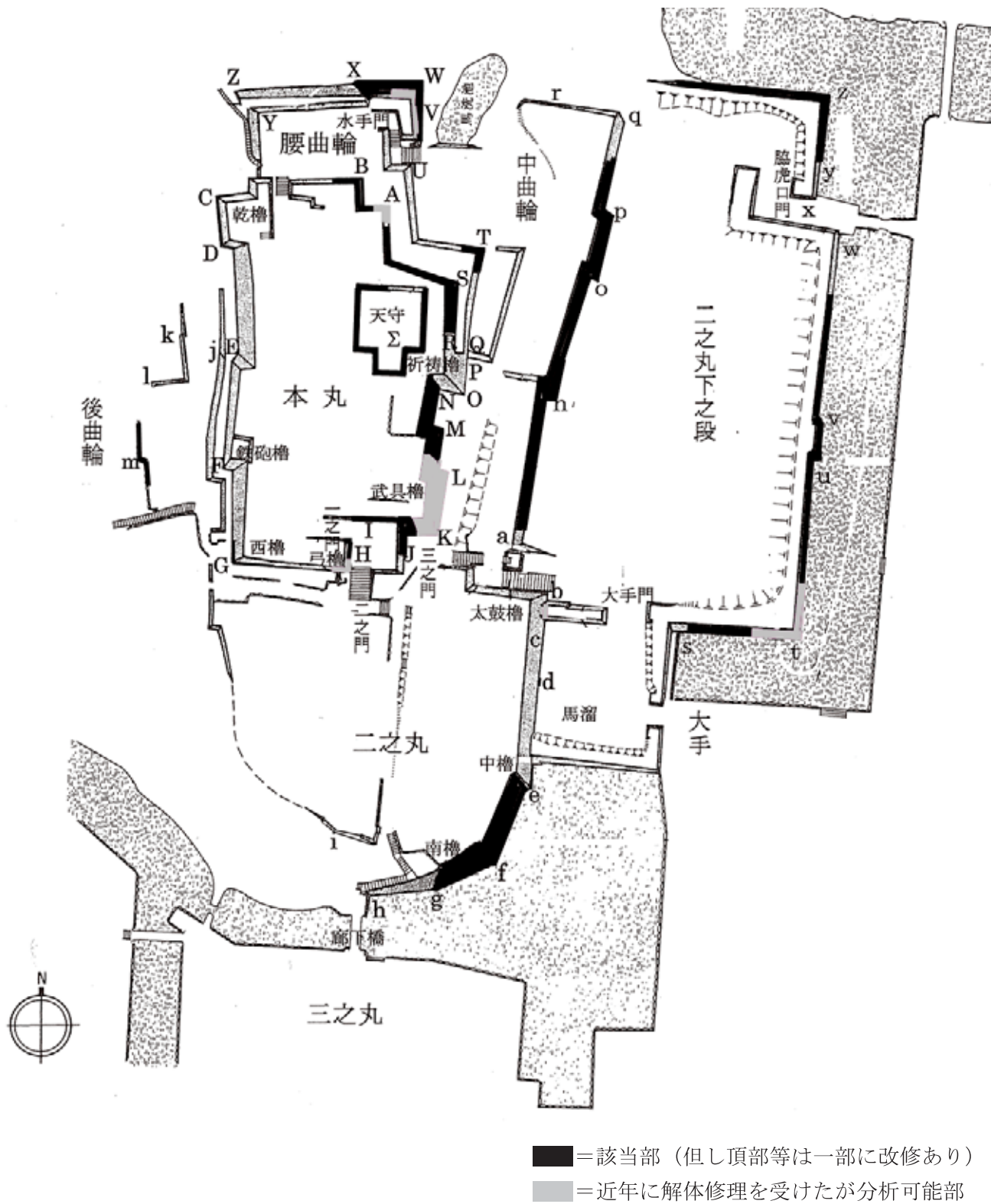


図4 堀尾氏築城期の現存石垣の分布

量に施されているが、刻印が多用され始めるのは慶長年間半ばからで、それ以前は墨書中心であった。しかも刻印の導入当初は点彫りであったものが、元和・寛永期になると線彫りが主体となるという⁽¹²⁾。逆に言えば松江城の点彫刻印は、地点を跨って図形もしくはその組み合わせが共通することも勘案すると、堀尾氏築城期に切り出された石材に限られる可能性が強い。後に積み直された石垣への流用石材にはあるが、新様式の石垣の新規調達材には、先の安永八の年銘を例外として、刻印は見られない。

(2) 同時期他城と比べての特徴－保守性－

築城期石垣(表1)の特質を理解するため、より微細な次元で同時期他城と比較した特徴を考える。各城とも築城期石垣に限っても場所による違いが多少なりともあるが、ここでは総体として比較する。

慶長年間全国各地で築城ラッシュがあった時代である。慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後の大名配置を受けたもので、中国地方近隣では池田輝政の姫路城、森忠政の津山城、毛利輝元の萩城、細川忠興の小倉城などが構築されたし、池田忠継の岡山城や福島正則の広島城、生駒一正の讃岐高松城などでは前代の構造をかなり温存しながらも大掛かりな改修が行なわれた。その多くは関ヶ原合戦直後に着工されているが、松江城は同じ慶長年間でもそれらより概ね数年遅れて着工されたという特徴をもつ⁽¹³⁾。松江城と全く同時併行で築城された例として、名古屋城や丹波篠山城がある。ともに慶長14年(1609)の築城で、徳川幕府主導の天下普請によるものである。第一に比較すべき石垣はこうした慶長期の城石垣である。

先ず石材については、松江城では矢穴を伴う割石を一定量含むが、部位によっては丸味を持った自然石が相当に多いし、方形度が低く、ノミなどによる面加工を施したものもごく僅かで、形や大きさについての規格化がさほど進んではいない。名古屋城や丹波篠山城と比べるとその差は歴然であるが、松江城よりも古い姫路城・萩城・小倉城などと比べても当てはまる。隅石はそうした他城の先進的な部分では既に長方体化の傾向を強め、ノミやハツリによる面加工が石垣表となる全面に及んでいる。城門部脇の石垣ともなればその傾向はもっと強い。対して松江城では長方体傾向のものはあるが、整ったものは少ないし、形や大きさの上でのバラツキがある。これは隅石の長さ、つまり長辺/短辺の数値の違いにも表れ、慶長中～後半の多くの他城石垣では2を上回るものが多いのに対し、松江城では2前後ないしはそれを下回るものが中心となる。松江城の石垣は隅石の左右への喰い込みが弱く、強度的に不利ともいえる。隅石のノミによる調整も松江城のものは個体数が少なく、天守台など極めて限定的な個所に限られ、あるものでも石材のごく一部分のみである。特に石垣隅角部の稜線の先鋭化に関わるものが殆んどない。隅石だけでなく、一部の築石もそうであるが、他城の矢穴を伴う割石は石材の多面が割り面となっていて、母岩を自在に割って方形度の高い形と適当な大きさの石材を得ているのに対し、松江城の割石は丸い自然石を単に割っただけで、他面には自然面を残すものも多く、方形の形を得るというより、凡その大きさを得るために割ったというニュアンスのものも多い。

積み方では松江城では天守台を始め中曲輪や二の丸下の段の一部の隅角では強く稜を通すが、石材の加工度の低さと相俟って、慶長期、ましてやその後半の他城に比べると稜線の通りが弱いものが多い。名古屋城(図7-1・2)や丹波篠山城、またそれより古い姫路城、小倉城などでは各所の隅角とも鋭い稜を通すのとは対照的である。なお、松江城では弱い部分といっても稜を通そうとする意識は窺え、隅角の下部では稜が弱く丸味をもった石材を配しても、上部は稜の強い石材を集中的に配して見かけの体裁を整えた類型が指摘できる。こうした技法を、表1では「下丸上稜」と示した。同じ堀尾氏が先行して関わった二股城(静岡県浜松市)・富田城(島根県安来市)で認められる。また萩城荒川櫓(図7-6)にもあるし、その他の慶長期ないしそれ以前の城にもありそうであるが、堀尾氏関連の先行城郭の石垣にみられることは注目される。

表 1 石垣属性分析表

	部 位 *松江城のアルファベット等は図4ほかと対応	隅石算木積み（長辺の左右振り分け） *現況で観察可能な最下方の隅石から上方に向かって順に記述。R：長辺右、L：長辺左、M：左右への振り分け不明瞭（石材の長短辺差が少ない）、MR・ML：同左も振り分けの傾向あり、 <u>R</u> ・ <u>L</u> ：石材の2番目に大きい辺を縦に取るもの（横に立てる）、 <i>斜体字</i> ・太字：算木積が乱れる箇所。なお、天端付近の隅石は後の積み直しを受けた可能性をもつものも含めている。	高さ [概数]	
松江城	Σ 1	天守台南西隅	?- M - <u>L</u> - <u>L</u> -R-L-R-L-R-L	7.5m
	Σ 2	天守台北西隅	L-R-L- <u>R</u> -L-R-L-R-L	7.5m
	Σ 3	天守台北東隅（解体修理?後）	R-L-R- <u>L</u> - <i>MR</i> - <u>L</u> - M - M	6.5m
	Σ 4	天守台南東隅（解体修理?後）	L-R-L-R-L-R-L- <u>L</u> -R	7.5m
	Σ 5	天守付櫓南西隅	L-R- <u>L</u> - <u>R</u> -L-R	5m
	Σ 5	天守付櫓南東隅	?-R- <u>L</u> -R-L	5m
	A	本丸北東隅南（解体修理前）	M -L-R-L-R-R- M - M - M -R-L	6m
	B	本丸北東隅北	<i>M</i> - L - L - <i>MR</i> -L-R-L-R	5m
	D	本丸乾櫓南西隅	R-L-R-L-R-L-L-上部新	9m
	H	本丸一の門南弓櫓北隅	R- <u>L</u> - <i>MR</i> -L-R-R-新M-新M	4m
	I	本丸一の門前北	Rカー-L- <u>R</u> -L- M - M	4m
	K	本丸武具櫓南隅（解体修理前）	R - R - <u>L</u> -R- M -R-L-R-L-R-L-R-L- <u>R</u> - <i>M</i> -R-L-R- <u>R</u> -L- M -L	12m
	L	本丸武具櫓北隅（解体修理前）	L-R- M -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R- M -R-L-R-L-R-L-R	12m
	M	本丸武具櫓-祈禱櫓間出隅	R-L- MR - ML -R-R- M - M - M (<i>L</i>)- M -L-R-L-R-L-R-L- L - L	11m
	S	本丸東辺北隅	L-R-R- L - L -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	6m
	T	中曲輪上段北東隅	R-L-R-L-R- <u>R</u> -L-R-L- <u>L</u>	4m
	W	腰曲輪北東張出北東隅	?-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R- M - L -R-L-R-L-R-L-R-L	11m
	X	腰曲輪北東張出北西隅	?-L- <i>ML</i> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	11m
	f	二の丸南東鍵形出隅	R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L- R - R -L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R (天R)	14m
	g	二の丸南櫓南東隅	L-R-L-R- R - R -L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R (天)-L-R-L-L- (R-L-R-L-L-天)	14m
	m	後曲輪中南出隅	L-R-L-R-L-R	3m
	n	中曲輪東辺中部出隅	M -R- <u>L</u> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L- M - M - <u>L</u> -R-L- <u>L</u> - <u>R</u> -L-R-L	9m
	o	中曲輪東辺北部張出南	R-L-R-L-R-L-R- <i>ML</i> -R-R- <i>ML</i> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R- <u>L</u> -R	8m
	p	中曲輪東辺北部張出北	R- M -R- <u>L</u> -R-L-R- <u>R</u> -L-R-L-R-L- <u>R</u> - <u>L</u> -R-L	8m
	t	二の丸下の段南東隅（解体修理報告）	R - R -L-R-L-R-L-R- M -R-L	6m
	u	二の丸下の段東辺中部張出南	R-L-R-R- <u>L</u> -R-R- <i>ML</i> -R-L-R-R- M	6m
	v	二の丸下の段東辺中部張出北	M -L-R-M- L - <i>ML</i> - L -R-L-R-L-R-L- M	6m
z	二の丸下の段北東隅	M -R-L-R-R- M -R-L	6m	
a	大手筋中曲輪南端石塁		3m	
x	二の丸下の段脇虎口南		3m	
堀尾氏関連城		富田城山中御殿平菅谷口内石塁	R- <i>ML</i> -R-R-L-新修理3石	4m
		富田城山中御殿平北隅	R- (<i>M</i>) <i>L</i> -R-L-R-R-欠	4m
		富田城山中御殿平旧大手門東（改造部旧隅）	R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-L-上2石で埋め	4m
		富田城千畳平北張出北隅	L- <u>R</u> - <u>L</u> - M (立石)	3m
		富田城千畳平北張出西隅	L-R-L-R-R- L - L - M - M -R	4m
		二股城天守台南東隅	R- <u>L</u> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R	4m
		二股城天守台南西隅	L- <i>MR</i> -L-L- <i>MR</i> -L-R-L-L- M	4m
		二股城天守台北東隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R- <i>ML</i>	4m
		浜松城天守西曲輪西隅	R- M -R-L-R-L-R-L-R- <u>L</u> -R-R-?	5m
		浜松城天守曲輪東門南東隅	L-R- <u>L</u> -R-L-L- <u>R</u> -L	5m
		黒井城本丸南虎口下南隅	?-L-R-L-R-L-R-L- M -L-R-R- M -L-R	5m
		黒井城南方曲輪先端南東隅新	L-R-L-R-L-R-R- <i>ML</i> -R-L-R-L-R-L	4m
		黒井城南方曲輪先端南東隅古	R-L-R-R-L-R-L-R-L-R-L-RカーL	4m
慶長中〜後期諸城		名古屋城天守台北東隅	R- <u>L</u> - <u>R</u> - <u>L</u> -R-L- <u>L</u> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L- <u>L</u> -R-L	22m
		名古屋城本丸巽櫓南東	L-R-L- <u>L</u> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L- <u>L</u>	15m超
		丹波篠山城天守台北東隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R	15m超
		彦根城天守付櫓北隅（修理後?）	R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	7m
		彦根城天守台南隅（修理後?）	L-R-L-R-R-M-R-L-R-L-R-L-R-L	5m
		彦根城天守台東隅（修理後?）	R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	4m
		彦根城北西登石垣中位北隅	R- M - M - <i>ML</i> -R-L-R-L-R-L-R- M	3m
		姫路城天守台南東隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	18m
		姫路城小天守台南西隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	7m
		讃岐高松城天守台北西隅上段	L-R-L-R-L-R-L-R-L- <u>L</u> -R-L	4m
		讃岐高松城天守台北東隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L- <u>L</u> -R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R	15m
		広島城天守台北西隅	L- ML - ML - L -R-L-R-R- <i>ML</i> -R-L-R-L-R-L- R - R - M - <i>MR</i> -L-R-L-L-L-R	8m
		広島城天守台南西隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R- <i>ML</i> -R-R- L - L -R-L-R-L-R-L-M	8m
		岡山城本丸下の段太鼓櫓南西隅	?-L-R-L-L- MR - R - MR -L-L-R	7.5m
		岡山城祖廟曲輪南西隅	L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L-R-L	6m

*数値は厳密な計測に基づくものでなく、目測概数も多い

法・反り	稜線 通り	稜線通りの 部位差	隅石の長辺／短辺 (築石部・隅脇への 食込み度)〔概数〕	隅石の角の有無・ 矢穴の有無 (割石か自然石か)	隅脇石 特化	築石の角の有無 ・矢穴の有無	隅石 ノミ 加工	築石 ノミ 加工	一般部積み方	備考
直線	中～強	下丸上稜	1. 2～2	角石	なし	角石・矢穴多～自然丸	○	○	乱～横積み	
直線	強		1. 2～2	角石・矢穴	なし	角石・矢穴多	○	○	乱積み	
直線	強		1. 2～2. 5	角石・矢穴	なし	角石・矢穴多	○	○	横～乱積み	
直線	強		1. 3～2. 5	角石・矢穴	なし	角石・矢穴多	○	○	横～乱積み	
直線	強		2程度	角石・矢穴	なし	角石・矢穴多	○	×	乱積み	
直線	強		1. 2～2	角石・矢穴	なし	角石・矢穴多	○	×	乱積み	
直線	弱		1～1. 5	自然丸	なし	自然丸石	×	×	乱積み	松江市教委2007
直線	極弱		1. 2～1. 5	自然丸	なし	自然丸石	×	×	横～乱積み	
	弱	下丸上稜	1. 2～3弱	角石、自然丸	なし	角石、自然丸	×	×	乱～横積み	
直線	中			角石	なし	角石・一部矢穴	×	×	大石含む立石～横積み	
直線	中			角石	なし	角石	×	×	大石含む横積み	
反り	中		1. 2～2以下主体	角石	なし	角石・一部矢穴	×カ	×カ	横積み	松江市教委2007
直線（上やや急）	中		1～2	角石	なし	角石・一部矢穴	×カ	×カ	横積み	松江市教委2007
反り	中		1～1. 5主体	角石・一部矢穴	なし	自然丸石、一部角石・矢穴	×	×	横積み	
直線	弱	下丸上稜	1. 5～3	角石	なし	自然丸石、角石	×	×	横積み	
直線	弱		1. 3～2主体	角石・一部矢穴	なし	自然丸石、角石	×	×	横積み	
上部弱い反り	中		1～2	角石	なし	自然丸石、角石・矢穴少	×	×	乱積み	
上部弱い反り	中		1. 3～2. 5	角石	なし	角石・一部矢穴	×	×	横積み	
反り	弱～中	下丸上稜	1. 5×2. 5	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△	×	乱～横積み	
反り	中		2前後	角石	なし	角石・一部矢穴	△	×	横～乱積み	
直線	極弱	下丸上稜的	1. 2～2	自然丸	なし	自然丸石、角石・矢穴石極少	×	×	横積み	
反り	中～強	下丸上稜的	1～3	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△	×	横～乱積み	
反り	中～強	下丸上稜	1. 3～2	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△	×	乱～横積み	
直線（反り弱い）	中～強	下丸上稜	1. 5～2. 5	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△	×	横積み	
直線	中		1. 5～2	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△カ	×カ	横積み	松江市教委2007
直線（頂部跳ね）	強		1. 2～3	角石	なし	角石・一部矢穴	△	×	横～乱積み	
直線（頂部跳ね）	強		1. 3～2. 5	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	△	×	横積み	
直線	中		1. 3～3	角石、自然丸	なし	自然丸石、一部角石	×	×	乱積み	
	強	—	—	角石・矢穴	なし	角石・一部矢穴	○	△		
	強	—	—	角石	なし	角石	△	△		
直線	中		1. 3～2. 5	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み・立石	
直線	中	下丸上稜	1. 5前後	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	強		1. 5～2前後カ	角石	なし	角石（付近に矢穴僅か）	×	×	横積み	
直線	強		1. 3～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1. 2～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中	下丸上稜	1. 2～3	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1. 2～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1. 2～2. 5	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1. 2～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		立石、1. 2～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1～2. 5	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中		1. 5～2	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
直線	中			角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横積み	
反り	強		2強	角石・一部矢穴カ	△	角石・矢穴多い	◎	△カ	横積み	
反り	強		2～3	角石・一部矢穴カ	△	角石・矢穴多い	○	×カ	乱積み	
反り	強		2. 2～3	角石・一部矢穴カ	○	角石・一部矢穴	◎	△	乱積み	
弱い反り	強		1. 3～3	角石・矢穴	なし	角石・一部矢穴	×	×	横～乱積み	
弱い反り	強		1. 3～2	角石・矢穴	なし	角石・一部矢穴	×	×	横積み	
弱い反り	強		1. 2～2. 5	角石・矢穴	なし	角石・一部矢穴	×	×	横積み	
直線	中		1. 3～2. 5	角石	なし	角石（矢穴なし）	×	×	横～乱積み	
上部弱い反り	強		2～2. 5	角石	なし	角石・一部矢穴	◎	○	乱～横積み	
上部弱い反り	強		1. 5～2. 5	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴	◎	×	乱積み	
弱い反り	強		2～3	角石・矢穴	なし	自然丸石、角石・一部矢穴	○	×	横～乱積み	
反り	強		2～3	角石・矢穴	なし	自然丸石、角石・一部矢穴	○	×	横～乱積み	
反り	強		2以下多、一部3	角石・	なし	角石、丸石・一部矢穴カ	◎	◎	横積み優位	天正末説もあり
反り	強		2以下多、一部3	角石・	なし	角石、丸石・一部矢穴カ	◎	◎	横積み優位	天正末説もあり
反り	中		1. 3～2. 5	角石	なし	自然角石	×	×	横積み優位	
反り	強		1. 5～2. 5	角石・一部矢穴	なし	角石・一部矢穴、自然丸石	×	×	横積み優位	

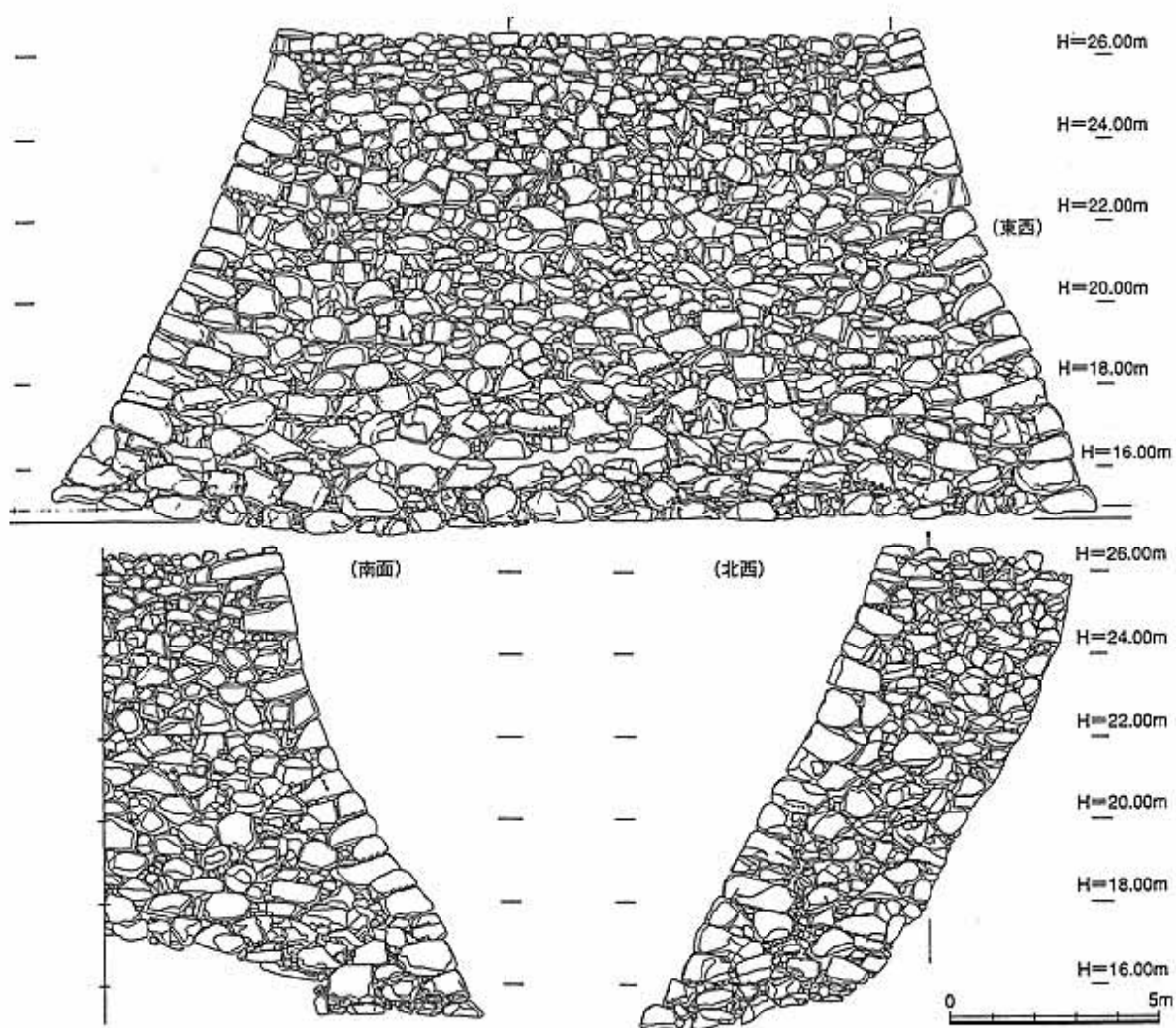


図5 松江城 K-L本丸南東武具櫓の石垣 松江市教委2007から

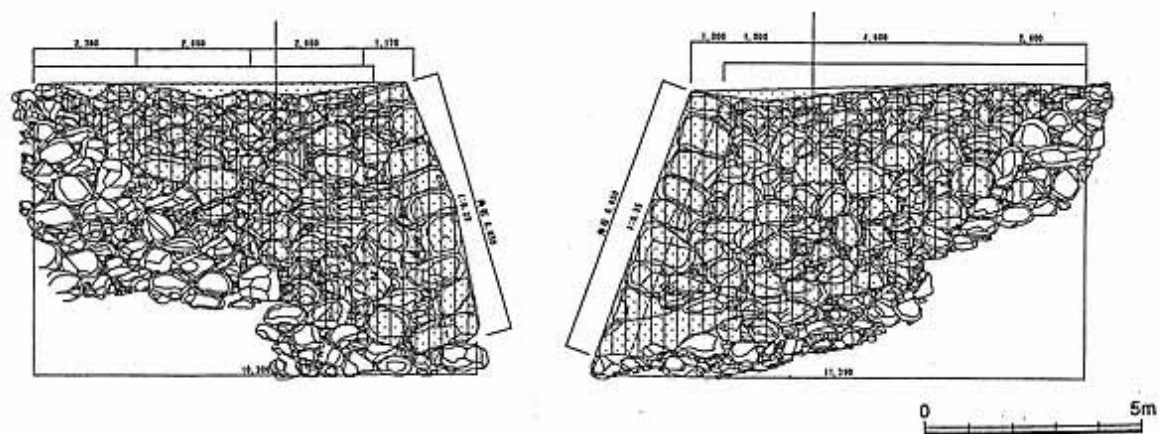


図6 松江城 A本丸北東角石垣 松江市教委2007から



1. 名古屋城 天守台北東隅



2. 名古屋城 本丸巽櫓南東隅



3. 萩城 天守台南西隅



4. 松江城 天守台西面の一般部築石



5. 名古屋城 本丸東辺南部の一般部築石



6. 萩城 荒川櫓北東隅



7. 名古屋城 東辺内堀の外側一般部



8. 萩城 本丸北東内石垣出隅



9. 讃岐高松城 天守台北西隅

図7 慶長期各城の石垣

次に算木積みについて、松江城では徹底度が低い。表1の隅石算木積み欄は各隅角部の隅石長辺の左右の振り分け方向を、R：右、L：左、M：振り分け不明瞭として、下の石材から上に順に書き上げたものである。むろん基本はR・Lが交互にあるが、たいていが何処かで乱れたり曖昧な部分が含まれている。名古屋城（図7-1・2）や丹波篠山城、それに姫路城の池田期の大半の隅角や讃岐高松城天守台（図7-9）などでは振り分けが徹底しているのと対照的である。松江城の算木積みにはやや不徹底な箇所を残す状況は、広島城や岡山城、それに堀尾氏の松江城前段の富田城など中国地方の大名居城にもあるが、大局的には慶長半ば以前の諸城と共通する。つまり算木積みは天正から慶長期に向けて整い徹底してくる技法である。そのほか、名古屋城や丹波篠山城では隅脇石が形や加工度、大きさや積み方の上で一般の築石から特化するが、松江城ではそうした傾向は窺えない。

さらに、慶長期の他城、ましてやその後半期のものになると、高さ5mを越えるような高石垣では立ち上がりに反りを持つものが普遍化してくるのに、松江城では確かに反りをもつものもあるが、なお直線で立ち上がる高石垣を含んでいる。また、反りがあるものでも、美しいカーブを描くというよりは、直線が基本で折れを持って立ち上がる傾向があったり、ごこちない趣のものが多い。

その他、先述の横立隅石、石垣中位での大石群配置などもむしろ前代から続く古い要素といえる。

(3) 松江城築城期の特色ある石垣の背景

松江城築城期の石垣は確かに慶長期の特徴をもつが、うちでは同時期他城と比べて古式の要素を多くもつ。理由は直ちに特定できないが、様々な要因が複合したに違いない。可能性を考えてみる。

一部に割石も含むとはいえ野面を残し大小不定形で、武骨な石材を豪壮に積み上げた石垣は、安土城・大坂城・聚楽第・肥前名護屋城・石垣山城といった信長・秀吉の居城の定番であり、事実上の松江城の築城主体者であった堀尾吉晴⁽¹⁴⁾の前任地の浜松城の石垣も然りであった。松江城の石垣が古風なのは豊臣恩顧の大名であった吉晴の石垣に対する理念型に従ったという可能性である。それは慶長後半という年代にも関わらず、先行する豊臣期に多用された黒い下見板を張った望楼形天守を建てたことと、浜松城と同じく松江城でも天守地下に井戸を設けたという保守性に通じるかも知れない。また、石垣は機能さえ果たせば、さして手間や経費をかけなくても良いといった価値観も作用している可能性もある。

次に、堀尾氏は松江城以前には大規模な城郭、あるいは矢穴を伴う割石を駆使した石垣構築の経験が薄いことが浮かぶ。構築主体が吉晴との特定はできないが天正10年（1582）に城主となった黒井城（兵庫県丹波市）の石垣に矢穴はないし、前任地の浜松城やその支城であった二股城は、石材が割石作業に適さないチャートであることが恐らく影響してやはり矢穴はない。出雲入国直後に一旦居城として整備された富田城では矢穴を伴う石材は山中御殿で1石が確認できるのみである。最も影響が大きいと思われるのは、吉晴は文禄慶長の役では後方支援に廻って参戦渡海しておらず、矢穴を伴う割石を本格的に駆使した高石垣を全国で初めて築いた肥前名護屋城や韓半島の倭城の造営工事に参加していないことである。逆に関ヶ原合戦後に割石積みの高石垣を築いた西国大名の多くは、そうした城の石垣を築いた経験をもつ⁽¹⁵⁾。さらに、堀尾氏は松江城築城と併行する慶長12年（1607）の駿府城の造営には動員されているが、名古屋城や丹波篠山城的築城にも参加していないのである。堀尾氏の松江城築城以前での最先端の城郭石垣構築に関する経験の低さが、自前のノウハウの醸成を促さず、松江城で初めて自身が主体的になって矢穴を伴う割石を本格的に採用し、算木積を指向する高石垣を林立させ始めたものの、全体として最先進性を取り込むことができず、古風な石垣の構築に繋がったという側面である。また、直接の技術者という点では、松江城の石垣構築に際して近江から二人の穴太を招聘したという伝承があり⁽¹⁶⁾、事実としてあったのなら、その技術の保守性が作用した可能性もある。

最も大きな要因を占めそうなのが石材種の問題である。松江城築城期の石材は、忌部石とされる複輝石安山岩、矢田石とされる角閃石粗面玄武岩、大海崎石とされる角閃石粗面安山岩などからなる⁽¹⁷⁾。これらの石は物理的特性として、矢で単に割ることは出来ても、整った方形の石材として採ったり、全面にノミ加工やハツリを施して形や面を整えるのが難しかったとみられる。また、忌部石や矢田石は一部に自然面を残すものが多いことから、母岩を割って採集というより、転石を採集したものが多いとみられるが、思い通りの大きさの石が採れなければ、半分に割るよりは野面のまま使うしかない。いっぽう大海崎石は、矢で割った面だけでなく、採集時の単なる打撃で割れた面や場合によっては自然面でもシャープで、角も鋭く、上手く言えば時代相にマッチした石材となる。しかし形や大きさを揃えるのはやはり難しい。こうした異なる特性をもった石材が混合して使われた、というより使わざるを得なかった事が、松江城の石垣の多様性を生み出し、またいっけん古相のものを含む結果に繋がった側面があるだろう。もし松江城近郊で、他の近世城郭の石垣で良く使われる花崗岩が豊富に採れたら、石垣の様相はかなり違っていただかも知れない。ちなみに、松江城築城との前後関係は必ずしも明らかでないが、出雲における堀尾氏の慶長期の支城である三刀屋尾崎城（島根県雲南市）の石垣⁽¹⁸⁾では近隣で採れる花崗岩を用い、矢穴痕も多見されるが、石材の平滑度や方形度は松江城より高いものを含んでいる。

なお石材を糸口に視点を変えると、複数の石材の特性を上手に活かしながら、実効面では十分に機能しうる石垣を構築し得た臨機応変さや技術力は、石垣構造から浮かぶ古相感とは裏腹に、むしろ新進気鋭なものとして評価する途もある。「古式」は時代遅れでなく、また他城の平均値に合わせるのではなく、堀尾氏は個性溢れた城石垣を築いたという観点である。浜松城でのチャート使用を考えると、堀尾氏は伝統的に固い石材あるいは花崗岩以外の石材の扱いに長けていて、確かに松江城でも発揮された。

(4) 松江城内の場所による違い

同じ城で同じ時期に積まれた石垣でも、場所によって構造が異なることがある。慶長期に限っても、例えば岡山城では本丸では自然石主体の豪壮な石垣が、二の丸内屋敷では矢穴を伴う精緻な割石積みの石垣が一時併行して構築された可能性がある⁽¹⁹⁾、萩城本丸では矢穴を伴う割石積みの新相石垣が主体であるのに、本丸東北部の石塁石垣などは自然石のみを用いている（図7-8）。また、角がシャープな割石に完全に統一されているようにも思える名古屋城でさえ、内堀の外側、いわゆる水敵石垣の一部などは丸味をもった石材を交えている（図7-7）。

松江城中枢部は縄張りや空間構成に関わって東ないしは南への正面性の問題が指摘されている⁽²⁰⁾が、石垣に即して考えてみる。先ず高さや分布密度では、明らかに南東と東向きものは高くて濃密であるのに対し、西と北向きは低くて疎である。各方向の石垣段数に着目すると、特に東辺方向は天守台を含めて最大6段にもなる。松江城で最も高い石垣は堀に面する[fほか]二の丸南東部で約14mある。続く二の丸東部で約12m、本丸南東の[K-L]武具櫓でも約12m（図5）、[n~p]中曲輪東辺で約8~9m、[t~v]二の丸下の段で約6mであるのに対し、北と西方向は約11mの[V~X]腰曲輪北西（図9）だけが10mを越える程度で、特に西では本丸西辺で6~7m、後曲輪では約3mしかない。石垣の高さは裏込めの厚さや反りの有無とも連動している。解体修理が行なわれた[K-L]武具櫓の高石垣は反りがあって2mを越える厚さの裏込めがあるのに、その半分の高さの[A]本丸北東隅南では反りがなく、裏込めの厚さは1mもない（図8）。裏込めの厚さや反りは高さだけでなく、上に直接乗る城郭建物の有無とも連動しているに違いない。また反りは近似する高さであっても東向き石垣のうちでは北に行くほど目立たなくなり、この点でも先進的要素の南東方向への偏在性が窺える。



1. Σ天守台南西隅



2. n中曲輪東辺中部出隅



3. p中曲輪北部張出北



4. M本丸武具櫓析櫓間出隅



5. u二の丸下の段東辺中部張出南



6. f二の丸南東鍵形出隅



7. S本丸東辺北隅



8. z本丸下の段北東隅



9. m後曲輪中南出隅

図11 堀尾氏築城期の松江城石垣



1. 肥前名護屋城 山里口南



2. 姫路城 めの門前脇



3. 松江城 本丸一の門前脇



4. 松江城 本丸弓櫓台東



5. 松江城 二の丸下の段南辺中部



6. 名古屋城 三の丸本町門脇



7. 岡山城 本丸下の段突栗櫓付近西面



8. 津山城 本丸表鉄門前脇

図12 慶長期を中心とする各城の意匠石垣（石垣中位の大石・立石群配置）

石材も方形度が高い石、また石矢穴を伴う割石、角ばった石、僅かであってもノミ加工を施す石は南～東向きの石垣に顕著であるのに対し、北～西、特に西向きの石垣は自然石や丸味を持った石が卓越する。つまり、選択度の高い石、成形や加工に手間を掛けた石は表の南～東に配し、そうでない石は裏の北から西に廻したということであろう。

南東～東に対する北～西の違いは明瞭であるが、南東方向を向く二の丸石垣と、東向きでも南寄りの本丸・中曲輪・二の丸下の段の石垣の違いにも注目すべきである。高さは前者が圧倒するに対し、方形度が高い石、角が鋭い石、つまり積んだ時に精緻に見える石は後者の方が多い。これは採用されている石材種⁽²¹⁾の違いとも連動し、南東向きの石垣は忌部石など暗色系の石材が中心であるのに対し、東向きの石垣は灰～薄桃色の大海崎石が圧倒する。つまり南東方向からは豪壮で黒い高石垣、東方向からは精緻な趣で小刻みな段重をとる赤い石垣群が見えるのである。これは軍事的な防禦正面の設定の仕方とともに、南東方向と東方向に対する視覚演出の上での差別化が行なわれたと評価できるかも知れない。あるいは赤い石垣に囲まれた二の丸下の段、黒い石垣に囲まれた二の丸、一の門を含めて南東だけ赤く残りは黒い石垣に囲まれた本丸という括りも出来るかもしれない。石垣構築に当たる技術者や統括者は、石種ごとの特性や石肌の色の違いを認識していた筈で、そうしたコーディネートが計画的に行なわれたとしても不思議はない。なお、三の丸がある真南方向は、石垣の構築状況でみる限り正面性は乏しい。

場所による違いをもう少し細かく見ると、矢穴を伴う割石を最も多く含み、ノミ加工が最も顕著で、隅角に最も鋭い稜線を通すのは、やはり本丸天守台である。天守の建築と合せて最も精力を注ぎ込んだ造作として当然であろう。次に加工度の高い石材、精緻な石垣が明らかに意識的に配されているのは、中枢部南西隅の馬溜から入って、大手門から三之門、二之門、一之門を経て天守のある本丸内に至る大手筋の要所である。大手筋門脇での巨石・立石配置は他城でも古くから確認できる(図10)が、松江城は先にも触れた石垣中位に大石群を配す類型のものが認められる。そうした意匠石垣は[I・H]本丸一の門の両脇のものが最も顕著であるし⁽²²⁾、[s-t間]二の丸下の段南辺のものは、馬溜入口から内堀越しに見える位置である。こうした意匠石垣は中小城郭ではあまり見かけず、国持大名としての堀尾氏のステイタスの表示物であろう。さらに大手筋の動線に面する[a]中曲輪南端石塁の分銅文刻印は、文様が堀尾家の家紋そのものであり、この個所に一極集中し、しかも他の刻印より大形であることから、堀尾氏の城を印象付けるための特殊な道具立てであつたに違いない。そのほか、搦手筋の動線であるが、裏虎口門の石塁でも通路に面するごく一部の石材にだけスタレ状のノミ痕が観察できる。

石垣の分布、規模、構造などにみる多様性と偏在性は松江城の築城期石垣の最大の特徴と言って良い。

おわりに

堀尾氏築城期の松江城の石垣は多種多彩であり、慶長後半という暦年代のわりには一見古相を帯びた部分が多く、場所や方向性による偏差が激しいことを示した。他の城郭と比べて極めて個性的である。それは、堀尾吉晴ないし忠氏の好みや軍事理念をも含めた「築城観」、石垣構築に動員された「技術体系」、使用可能な「石材」の三つのモーメントのなせる業に違いない。だからこそ石垣を読み解くことによって松江城への理解が深まるのである。松江城の石垣観察は面白い。

本稿は平成25年7月13日に行なった松江市史講座での講演内容を元に書き下ろしたものである。概説あるいは問題提起に留まった観があるし、松江城の石垣の大きな特徴である刻印の問題には殆んど触れることができなかった。それでも松江城の石垣の理解への一途になれば幸いである。

注

- (1) a : 松江市教育委員会(昌子寛光・落合昭久ほか)1995『史跡松江城保存修理事業報告書一 二の丸石垣修理工事一』
b : 松江市教育委員会(飯塚康行・川上敏朗ほか)2001『史跡松江城整備事業報告書』
c : 松江市教育委員会(飯塚康行・藤原幸二・川上昭一・小幡一之)2007『史跡松江城石垣修理報告書』
- (2) 文化財保存計画協会1996『石垣調査報告書一 史跡松江城跡一』松江市教育委員会
- (3) 重要文化財松江城天守修理事務所1955『重要文化財松江城天守修理工事報告書』松江市
- (4) 森山英一・三浦正幸1994『日本の城原風景』新人物往来社 など
- (5) 元松江市教育委員会文化財課の岡崎雄二郎氏のご教示による
- (6) 岡崎雄二郎氏および市史編纂室の山根正明氏のご教示による
- (7) 註1 bと同じ
- (8) 岡崎雄二郎・飯塚康行2007「松江城の石垣と産地」『日引』第10号 石造物研究会
- (9) 北垣聰一郎1987『石垣普請』法政大学出版局
- (10) 註2では明治以後の石垣とする
- (11) 註9と同じ
- (12) 藤井重夫1982「大坂城石垣符号について」『大坂城の諸研究』名著出版
- (13) 山上雅弘2012「松江城の縄張りについて」『松江城研究』1 松江市教育委員会
- (14) 堀尾吉晴に関わる事績については、島田成矩1995『堀尾吉晴』今井書店 ほかを参照した
- (15) その意味では、堀尾吉晴の対極にあるのが池田輝政である。輝政は吉晴と同じく文禄慶長の役では参戦渡海していない大名でありながら、姫路城ではいち早く新式の石垣を構築している。慶長期は、石垣に限っても新式と古式が、大名ごと、城郭ごと、同じ城郭でも場所ごとに混在するのが特徴である。
- (16) 註14と同じ
- (17) 註8と同じ
- (18) 中井均2012「堀尾氏の出雲支配における支城について(1)」『松江城研究』1 松江市教育委員会
- (19) 乗岡実1998「岡山城の石垣について」『織豊城郭』第5号 織豊期城郭研究会
- (20) a : 山根正明ほか2012「パネルディスカッション記録 松江城研究報告会「松江城研究の最前線ーわかったこととこれからとー」」『松江城研究』1 松江市教育委員会
b : 堀田浩之2013「松江城の空間構成をめぐる研究視点の提言」『松江城研究』2 松江市教育委員会
- (21) 註8と同じ
- (22) 山根正明2009『堀尾吉晴ー松江城への道』松江ふるさと文庫6 松江市教育委員会

〔付記〕 その他、松江城石垣の修理や調査、また総合的な知見について、岡崎雄二郎氏、山根正明氏、川上昭一氏、徳永 隆氏をはじめとする松江市教育委員会文化財課の元職員・現職員の諸氏から数多くのご教示を受けた。

(のりおか みのもる 岡山市教育委員会文化財課長)

三ノ丸の特色とその推移について

和田嘉宥

はじめに

「旧藩事蹟 第一巻」⁽¹⁾の冒頭には「三ノ丸ハ惣て平地に築キ其周囲全ク壕ヲ以区域ヲナシ現ニ其形今も石垣ニ依テ境界判明セリ御殿建物茲に政庁及御住居アリテ夫々御間向諸士出仕 登城ニ付テハ平素ノ格式各身分ニ付テ其待遇の定メ且御国政ニ與カル役々の事務室ト云其詰所扣所アリ」と記されているが、現在、島根県庁本庁舎が建っているこの場所は、松江城の三ノ丸で、江戸時代には松江藩の政庁があり、藩主が松江城に帰った際の住居になっていたところである。

前稿では「松江城城郭施設の推移について」⁽²⁾と題して、松江城築城以後、江戸時代を通しての松江城城郭施設の推移を松江城に関する記述史料及び城郭図を通して見て来たが、三代綱近の時代には、三ノ丸が既に藩主の住居となっていたとみるのは間違いないと述べ、また、三ノ丸の主要な建物が早い時期に二ノ丸御殿に倣って三ノ丸に建てられたと思われるとも述べた。

本稿では、まず、「家譜」⁽³⁾、「松平家年譜」⁽⁴⁾、「列士録」⁽⁵⁾、「御作事所御役人帳」⁽⁶⁾などの記録を通して三ノ丸がどのように維持されてきたか明らかにし、続いて、三ノ丸を描いた城郭図4点を通して三ノ丸が、どのように変化しているか考察し、書院造としての三ノ丸御殿の配置構成の特色について言及してみたい。

1. 三ノ丸を中心とする城郭施設に関する記録

三ノ丸に関する最も古い記録は、「松平家年譜・綱隆」の「(寛文) 九年乙酉正月十四日綱隆諸士を率いて意宇郡山代村の茶臼山に狩を催せり 綱隆は常に治に乱を恐れざるの戒を守り世漸く昇平に属するに撚従て武士の游惰に過こして遂に浮華柔弱に流れ一旦事あらん時一人の物の用に立つべき者も無きに於ては実に耻つべきの至なりと常に深く之を憂ひ其身の居住所はもと三丸にありけるを移りて二丸に居り大木三左衛門信峯などといへる者を抜擢し内命を以て諸国武者修行として廻歴せしめ直政定むる所の軍制に本つき更に己の工夫を加へ黒澤三右衛門弘忠及び信峯等と謀りて一家の軍制を定め又武を講せ」である。これによると、綱隆は、最初、帰国の際には三ノ丸に居住していたが、寛文9年(1661)に、治国の精神に立ち返り、一時期、二ノ丸に居住所を移していたようである。

綱隆は承応2年(1653)から直政と交互で松江に帰り、寛文6年(1666)に世襲してからも隔年で参勤交代し、延宝2年(1674)が最後の帰城となる。この年の5月に松江には大水害があっているが、このことについて「綱隆年譜」は「(延宝2年5月) 二十五日松江大雨」「二十六日洪水 平地ニ土囊ルコト八九尺」「二十八日大橋半落天神橋全流 諸ヲ北ノ廊ノ長廊ニ置テ恵ミ養フコト総二百八十余人」などと大水害の模様を記している。また、「家譜／綱隆」には「延宝二年ノ洪水ニテ松江城三ノ丸玄関三段目マテ水上リケル」とある。三ノ丸は床下浸水の被害にあっていたことがわかるが、これによって、当時、三ノ丸には既に「玄関」を設けた建物群(御殿)が建っていたと推察できる。翌延宝3年(1674)に綱隆は松江城で亡くなるが、「綱隆年譜」には「(四月朔日) 正殿ニ卒シタマフ」とある。この「正殿」は三ノ丸にあった藩主の居所であろう⁽⁷⁾。

綱隆が亡くなると綱近が17歳で襲封するが、綱近も致仕する貞享4年(1687)までは隔年に帰城している。目を患った綱近は元禄17年(1704)に隠居して外記と号し、北ノ丸に居所を移し⁽⁸⁾、亡くなる宝永6年

(1710) までの7年間を松江城北の丸で暮らしている。綱近は松江での暮らしをよほど好み、ここを安住の地と思っていたようである。

綱近が藩主の時代、「御作事所御役人帳」(以下「役人帳」と記す)の元禄3年(1690)に「三ノ丸新御寝間出来」と、また、元禄5年(1692)には「奥御姫様御殿共三百坪出来」⁽⁹⁾と記されている。この頃、三ノ丸の藩主の住居部分には「御寝間」が、奥向きの空間には「奥御殿」や「姫様御殿」が新しく出来ている。綱近の代になると、三ノ丸が藩主の居住地と定められ、松江で誕生した子女の住いを含めて、奥向きの居住空間の整備が進められるようになったのである。

なお、「役人帳」の元禄7年(1694)には「後山御茶屋出来、田中御茶屋出来、天倫寺御霊屋出来 初」と記されているが、この年に、本丸の裏(西)に後山御茶屋が、また御花畑に田中御茶屋が営まれている。綱近もまた松江での生活に重きをおき、また茶の湯の施設の充実を図っていたのであろう。

延宝7年(1679)には松江城の実測図面の一つ「御本丸二ノ御丸三ノ丸共三枚之内」が作成され、遅れて元禄11年(1698)頃には「松江城縄張図」や「御三丸御指図 三枚之内」が作成されているが、綱近が藩主の時代、延宝年間から元禄年間にかけて本丸・二ノ丸・三ノ丸の城郭施設の実測調査も行われたことが分る。

いずれにしても、綱近の代に松江城は、防禦に重点をおく城としてではなく、居住に重きをおく城に変り、その居住空間は三ノ丸を中心に増改築される傾向が強まることになったと見て間違いなさそうである。

吉透が藩主の時代は1年ちょっとで、帰城することはなかったが、宝永2年(1705)に宣維が藩主となると、松江城は天守の修復はじめ、諸施設の整備が多く見られるようになる。

「役人帳」の宝永3年(1706)には「新御殿御普請出来 新御屋敷へ養法院様御移り」とある。2年前の元禄17年(1704)には「養法院様三丸へ御移り被遊 新御屋敷御普請出来御隠居外記様御移」とある。外記が亡くなって、養法院は三ノ丸から北ノ丸の新屋敷に移っているが、三ノ丸の奥向きの空間もその性格が少しずつ変わっていくように思われる。

宣維は享保5年(1720)に初めて帰城するが、この時、天守にも登っている。現存する墨書等から、その前年に天守の修復が行われているのがわかる。また、享保5年(1720)頃に「御城内絵図面」も作成されているが、「役人帳」には享保7年(1722)の「御仕立所御座間出来」、享保8年(1723)の「三丸御唐門出来」、同11年(1726)の「三丸御仕立所御納戸、御湯殿出来」、同14年(1729)の「御仕立所御部屋出来」、同16年(1731)の「三丸二階御座敷出来」と、三ノ丸御殿に関する記述が続いて見える。注目すべきは「御仕立所」に関する普請が多いことである。当時、藩主の奥向きの生活を担う侍女達の居住空間の充実が求められていたことが伺える。

享保16年(1731)は六代宗衍が襲封するが、その直後、巡見使二名(堀三六郎、土屋数馬)が享保17年(1732)9月22日松江に入り、五ヶ月にわたって出雲国に滞在している。新しい藩主は年がまだ若く、松江藩の監察は巡見使に委ねられていたのである。巡見使は国内とともに松江城内の監察も任務としていたのだろう、「列士録／斎田彦四郎」には「(享保17年)御巡見御越付而御城内御修復御用ニ付式人扶持御加持被下之」と記されている。当時の三ノ丸御殿は、出来る限りの普請が行われ、巡見使を迎えようとしたと見える。

この頃には、天守の傷みも相当に進んでいた。享保4年(1719)頃には柱に包み板を添えるなど、応急的な補強工事に留まっていたが、巡見使の来松から5年後の元文3年(1738)には、天守の大修理が行われていることになる。「藩主年譜／宗衍」には「(3月11日)是日月相府ニ告ルニ雲藩松江城ノ天守年テ遂テ損スルコト致シ五層(重)皆朽ルニ至ル故ニ斬ニ之ヲ修ム」と記されているが、『重要文化財松江城天守修理工

事報告書』¹⁰⁾に掲載されている天守を修理した時の墨書は元文3年(1738)から寛保3年(1743)にかけてのものが多い。この時期、天守は3階以上の改修が盛んに行われていたことが確認できる。

その後、「列士録／岡彦七」には、寛延2年(1749)に「(9月26日)三ノ丸御普請中精出就相勤為御褒美拾五匁被下」と記されているが、雲州地震¹¹⁾等で傷んだところが、この時期に修繕されたと思われる。

また、「列士録／斎田彦吉」には宝暦5年(1755)に「(6月)三ノ丸御仕立所御住居替御用受口被仰付同六月御普請相済付而御褒美銀三両被下之」とある。さらに、「役人帳」の宝暦9年(1759)には「三ノ丸奥御殿御普請」とあり、「列士録／斎田彦吉」には「(宝暦9年4月)三ノ丸奥御殿御普請受口御場所詰切被仰付御普請中式人扶持加扶持被下之」と、また、「列士録／木造軍右衛門」には「(宝暦9年4月18日)奥御普請中出精相勤付而御手自銀五枚御帷子一被下之」とある。この年の6月22日に宗衍の子連三郎が松江城で誕生しているが、三ノ丸奥御殿の普請はこれを受けて行われたものであろう。

その後、「列士録／安藤喜与七」には「(明和2年4月)三ノ丸奥御殿并外廻御修復御用出精相勤為御褒美銀二両被下之」とあり、また、「列士録／岡彦七」には「(明和2年7月)御花畑御茶屋御修復」とある。明和2年(1765)は、鶴太郎(後の七代藩主治郷)が藩主名代として松江城に入る前年である。「治郷年譜」には「(天明三年八月)二十八日(鶴太郎初めて)松江ニ入ル 時ニ天隆公疾ヲ以久ク国ニ帰ラズ人心萎凋ス 世子ノ鹵簿ヲ覬ルニ及テ閩國蘇エルカ如シ」と記されているが、若殿(鶴太郎)を松江城に迎え入れるために城内施設の修復が進められた様子が伺える。

その後、明和3年(1766)には「列士録／山門吉四郎」に「(12月25日)奥御殿御普請御用出精相勤付而百疋被下之」とあるが、「列士録／斎田彦吉」にも「(12月28日)当春奥御殿御住居替御用出精相勤付而為御褒美百疋被下之」とあり、また「列士録／岡彦七」にも「(12月)奥御殿御住居替御用精出就相勤為御褒美銀式両被下之」とある。当時、奥御殿の住居の建替えも、次期藩主を迎え入れるために着々と進められていたことが伺える。

さらに、「列士録／斎田彦吉」には「(明和5年11月13日)三ノ丸惣屋根御修復別立被仰付、御普請仕方頭取内改兼相相勤旨被仰付」、「(明和6年12月18日)御立派以来深切ニ打込役所内殿リ合宜敷且三ノ丸其外莫大之御修復所出精相勤付為御褒美金一両被下之」と記されている。明和4年(1767)には治郷が藩主となり「御立派」による藩体制の改革が断行されるが、その一方で三ノ丸御殿は屋根の全面的な葺き替え工事が行われてもいる。そして、「役人帳」の安永3年(1744)には「御花畑新御茶屋 三ノ丸奥新座敷 出来」とあり、また、安永6年(1777)には「御寝所御建継 御普請五月出来」とある。三ノ丸では、奥新座敷や寝所等、藩主の在所や奥向きの住居空間の増改築等が盛んに行われ、御花畑には新しく御茶屋ができています。この頃、治郷の好みを取入れて茶室(茶屋)の普請も盛んに行われていたように思われる。

また、『松江藩出入捷覧』¹²⁾には、天明9年(1789)の「御仕立所長局御普請御入用」、寛政元年(1789)の「奥御殿御建直御入用」、同2年の「奥御殿建直御入用」、寛政4年(1792)の「御仕立所御住居替御入用」、同12年(1800)の「御仕立所御住居替御入用」と、奥御殿、御仕立所等の普請・建替えの記録がある。奥御殿や御仕立所の増改築が繰り返されているが、これらは、国元(松江城)で姫様の誕生¹³⁾が相次いでいたためかと思われる。

「役人帳」の天明6年(1786)には「三ノ丸駒次郎様御殿御取毀」とあり、天明7年(1787)には「田中御茶屋継足 駒次郎様御殿ニ相成ル」とあり、天明8年(1788)には「田中御茶屋御茶所崩江戸御居間へ建 跡へ代り御茶所有来り之通新出来 三ノ丸長局建直し」とあり、さらに天明9年(1789)には「御花畑南へ駒次郎様御殿建」とある。治郷は天明7年以来、弟駒次郎を伴って帰城することが度々あった¹⁴⁾が、最初、三ノ丸内に設けられていた駒次郎の住居も、御花畑の田中御茶屋に継ぎ足して新たに設けられ、さらに、御花畑の南に新しい住居が建てられていることがわかる。

「列士録／岡重左衛門」には「(文化7年4月18日) 三丸御台所中之口辺建修理御修復御用被仰付」と、「列士録／井上五太夫」には「(文化8年1月26日) 御奥修復中出精相勤(中略) 御奥御修復出来立宜敷段心配故之由御褒美被成下」と記されているが、この頃、三ノ丸では下台所の中ノ口周辺の改修が行われる一方、引続き奥向きの空間の改修も行われている。

その後、嘉永6年(1894)には定安が藩主となるが、翌7年(1895)には観山御殿が御花畑の南に建てられる。これは、年若くして隠居することになった斉斎が松江で暮らすために新しく建てられた御殿である。安政2年(1855)には、式等麿がこの観山御殿で誕生している。御花畑は藩主の家族の住居としての性格も増す。

そして、「旧藩事蹟」には「御鷹部屋一構ヲシテ慶応三年アテ新御殿ト称シ若殿様(瑤彩丸／直應)の御住居ニ新キ御建築ナリテ引移ニ相成シカ」とあり、さらに「続て島根県ヲ置クニ至リて此新御殿ヲ以県庁トナシ其実明治五年四月十二日開庁トナリシ」とある。慶応3年(1865)には御鷹部屋に瑤彩麿の住居となる新御殿が出来るが、廃藩置県に伴い、明治5年(1872)に、この新御殿は島根県庁として使用されることになり、改造もされている。

2. 三ノ丸御殿を描いた図面

ここでは三ノ丸御殿の建物配置や建物の間取りが記されている「御三丸御指図 三枚之内」⁽¹⁵⁾(以下、**吉之図**と記す)、「御城内絵図」⁽¹⁶⁾(以下、**式之図**と記す)、「三ノ丸御間取図」⁽¹⁷⁾(以下、**参之図**と記す)や、「安政三辰四月改 三丸惣絵図面」⁽¹⁸⁾(以下、**四之図**と記す)、以上、4つの図面を基本図として扱う。これら**吉之図・式之図・参之図**は製作図面(図-1、2、3、4)と一緒に文末に添付している。

(1) 吉之図

制作年代は分らないが、「松江城縄張図」⁽¹⁹⁾と作図の手法が極めて似ていること、また、「御本丸二之御丸三ノ丸共三枚之内」と図名が類似していることから、「松江城縄張図」や「御本丸二之御丸三ノ丸共三枚之内」が制作された時期に作られた図面であると思われる。「御本丸二之御丸三ノ丸共三枚之内」が延宝7年(1679)頃、また「松江城縄張図」が元禄11年(1698)頃(17世紀末)には作成された⁽²⁰⁾と見なすことができるので、本図も17世紀の後半には作成されたものと見なすことができる。本図は前記した二枚の図面同様に墨書きの方眼線(一マスが1間四方)の上に建物が薄茶色の貼紙で表現されている。また、それぞれの建物の外に付く縁側は茶色や水色の貼紙で表現され、塀、池、井戸、石垣、橋等も同じように色紙が付されている。そして、建物が描かれている貼紙には柱・建具・壁が表現され室名なども記されており、どのような間取りの建物かがわかるようになっている。ただ、ところどころ貼紙が剥がれており、また「上台所」(本図には上台所が対面所の南に隣接するように貼られている)のように、一部の建物が違った箇所貼り直された形跡もあるので、注意して図面を検証する必要がある。幸い、貼紙が剥がれた部分は台紙の色が焼けてなく白っぽく、柱位置等も確認できるので、剥がれた建物の輪郭もどうにか読み取ることが可能である。

なお、本図には**参之図**、**四之図**には描かれていない「御池」が、「御寝間」と称される建物の南側の庭園の中央部分に水色の紙を貼って、その上に自由線を描いて表現されている。

以上の事柄をふまえて図面を写し取ったのが図-1である。升目目盛は本図同様に1間である。建物は色を濃くして表現した。但し、剥落部分は無地で表現している。北西部分は剥がれた紙があったかどうか確認は難しかったので、**式之図**に描かれていた建物の輪郭を薄い点線で表わすに留めた。

(2) 貳之図

御花畑と御鷹部屋を除いて、本丸・二ノ丸・三ノ丸など内堀内を描いた図である。この図は二ノ丸下の段の南惣門の正面にある「天守鍵預」の建物に「松田七左衛門居所」と記されているところから、享保5年(1720)頃に制作されたものであることが確認できる。本図には建物の輪郭しか描かれていないが、実測図である「松江城縄張図」や「御三丸御指図 三枚之内」をベースにして作成されたと見られるので、建物配置と建物の大きさは正確に描写されている。三ノ丸部分には中央に「三丸」とだけ記されて各建物の名称は記されていないが、「御広間」「御書院」「対面所」「御寝所」など建物の位置も正確に読み取ることができる。

壹之図で描写されている「御池」も同じ位置にほぼ同じ形で描かれている。このことから本図の三ノ丸は壹之図を元図として作図されたものであることは間違いないだろう。

本図をベースに三ノ丸部分を作成したのが図-2である。庭園等を色付けし建物は色抜きで表現した。前述したように元図に建物の名称は記されていないが、他図を参照に建物名を表記している。

(3) 参之図

制作年代は記されていないが、北西部分の奥向きの部分を見ると、貼紙があり、それに「新御座所 御上之間 御次 嘉永二酉月住居替」と、また、「御広間」の北側の椽には「弘化五申二月九日藩軍役御越之間与唱処」と記されている。このことから、この図が弘化5年(1848)以前に作成されたものであることが確認でき、九代斉貴公の時代の三ノ丸の姿を表わしていることがわかる。

本図をベースに作成したのが図-3である。前図同様、庭園等を色付けし建物は白抜きとした。名称は主要と思われるもののみ表記した。

(4) 四之図

図面の表題にあるように安政3年(1856)に作成されたものである。この図には増改築された部分に貼紙が付され朱線で間取りが描かれている。このことから安政3年以後も三ノ丸は台所部分を中心に大幅に増改築が加えられていることが確認できる。

本図をベースに作成したのが図-4である。前図同様、庭園等を色付けし建物は白抜きとした。名称は主要と思われるものを表記するに留めた。元図で貼紙に朱色で記されている部分は、建物の線を薄線で表現しているが、これが増改築部分である。

3. 図面を通してみる三ノ丸御殿の検討

壹之図、貳之図、参之図、四之図をベースに作成した図-1、図-2、図-3、図-4⁽²¹⁾を通して三ノ丸の推移や特色を考察してみたい。

三ノ丸の共通点は、灘付(船入)を含めてほぼ方形の敷地の形態はもとより表御門や内堀に接して建てられる多門、土蔵、橋廊下などの大きさや位置が基本的に変化していないこと、また、内部の建物の内、玄関、御書院、御広間、御対面所などには時代による変化がほとんど見られないことである。つまり三ノ丸の形状および三ノ丸を取り囲む御門、多門、土蔵(外構)や玄関、御書院、御広間、対面所などの表向きの空間(公的な接客空間)は、17世紀後半から幕末まで基本的に変化していないことがこれらの図4枚を通観して確認できる。

時代を遡って、「堀尾期松江城下町図」⁽²²⁾(以下「堀尾図」と記す)、「寛永年間松江城家敷町之図」⁽²³⁾(以下「京極図」と記す)は城下町図でもあり、城郭部分の描写は荒く正確には表現されていないが、船入

を持つ三ノ丸自体の形状、及び、表御門、御玄関、御広間、対面所などの配置位置は、本稿で取り上げた4図（ともに松平時代に作成された図面）と基本的に同じであるように思われる。「堀尾古記」²⁴⁾の寛永6年（1629）には「御屋敷御作事、二月廿三日御作事初、閏二月十六日ニ新始」と記されているので、三ノ丸の整備が寛永年間に始まったとみなすこともできそうだが、以後、その基本形態（特に表向きの空間）は江戸時代を通して基本的に変らず、補修されてきたのではなかろうか。

ところで、「旧藩事蹟 第壹巻」では三ノ丸御殿内の諸建物について、前半では家臣の詰所・扣所・事務所に関わる御玄関、大番所、御広間、御書院、長囲炉裏ノ間、中ノ口、御目附所、御用所、御書所など表向の部分について、また、後半では藩主及び奥女中生活空間に関わりが強い御台所、大御次他、焼火のノ間、時計ノ間、中ノ御居間、三保ノ間、御寝所、御手水所他、御勝手の御部屋（御仕立所／御休息等）、女中部屋、御隠居様の御部屋、上御膳所、御茶室など奥向きの部分についてと、大きく二分して記されている。

さて、図-1～図-4を通して、三ノ丸御殿内の建物の変化を考察してみよう。

藩主の生活空間の主体となる御居間（御寝所）も基本形は変わらないが、図-1の「御寝所」「御居間」が図-3、図-4では「御居間」「三保ノ間」となり、西南に突出する棟が「御寝所」となり、その奥に「奥ノ御居間」が付設されている。そして図-3ではこの「奥ノ御居間」の西にはさらに、水屋を備えた「茶室」が加わる。防禦を主体に築城された松江城は松平氏治世になって次第に藩主の生活を重視する御殿へと変質するが、このことは三ノ丸における藩主の居間空間の変化からも読み取れる。なお、図-1で「御寝所」の北西に付設していた一坪あまりの「御持仏」（仏間）は、図-2にでも確認できるが、図-3、図-4にはない。²⁵⁾

台所空間は度々、増改築が行われていたようである。図-1では「御書院」の北には「御囲炉裏之間」のある建物を挟んで「上御台所」が、広間の北西には「下御台所」があり、図-3でもこれらの配置は同じであることが確認できる。

ところで、「御玄関」「御広間」「下御台所」と「御書院」「御囲炉裏之間」「上御台所」の配置関係が、二ノ丸御殿（図-5）の「御式台」「御広間」「御下台所」と「御広敷」「御書院」「上御台所」に配置関係がよく似ていることに気が付く。それぞれの「御広間」「御書院」の間取りやスケールも類似している。当時、住居（書院造）を建てる時には、規範とする木割書（「竹内右兵衛書つけ」）もその一つ）があり、大工達はそれによって作事（建築）していたのであるから似るのが当然かもしれないが、配置形態まで類似しているのは何故だろうか。松江城の築城と整備の歴史を確定する史料は確認されていないので、さらなる詳細な検討が必要であるが、二ノ丸内部の主要建物と三ノ丸内部の上記の主要建物が、同じ時期に、あるいは、三ノ丸の「御広間」「御書院」などの建物配置は、二ノ丸の「御広間」「御書院」等の建物群に倣って建てられていたようにも思われる。（図-5は「松江城縄張図」によって二ノ丸御殿を作図したものである。比較していただきたい。）

前述したように三ノ丸には「上御台所」と「下御台所」とある。「下御台所」は図-1では御玄関（御番所）と繋がっているが、図-2、図-3、図-4では切り離され、東側の南に「中ノ口」と称する藩士の出入り口が設けられ、南の「御広間」や西南の「御囲炉裏之間」とも連絡している。この建物の南西の隅は「御役人詰所」などがあり、南側は「大広間」や「御囲炉裏之間」に繋がっている。

図-3、図-4では「上御台所」の北には「御広敷口」と称される出入口がある。

「下御台所」と「上御台所」は南の「御台所奉行詰所（会所）」などで繋がっているのも、相互に利用されていたことも理解できる。なお、「上御台所」での図-1、図-2と図-3、図-4の違いは、東側に1間半ほど広げられていることである。

また、**図-3**、**図-4**では、「上御台所」の西側に1間幅の南北に通じる廊下の両側に多くの室を並べた建物が増設され新たに加わっていることが確認できる。これらの室は、**参之図**では、左側に「御膳所」「中奥御小姓」「御医師」「下御納戸」「御次小買物」、東側に「御煙草盆方」「御側御小姓」「御側役休息所」などと記されている。⁽²⁶⁾ 藩主の御側役のための空間として新たに増設された建物であることがわかる。

なお、**図-3**、**図-4**ではこの部分と「上御台所」には、数ヶ所に階段が描かれているが、当時、共に2階建てになっていたことがわかる。また、**参之図**には「上御台所」南西隅には「御茶屋二階下溜」と記されているが、この上部は**四之図**では「御茶屋」になっていたことがわかる。

「御上台所」の北側に隣接する長方形の部分は「御仕立所御台所」である。**壹之図**、**貳之図**では間取りは分らないが、恐らく**図-3**にみられるように当初から北側に竈や流しがある建物だっただろう。この部分は、**四之図**では全面的に貼紙が付され、朱で間取りが描かれ室名も新しい名前が記されている。安政以降に大幅に改造されているのがわかる。

「御仕立所御台所」の西には「御仕立所口」が付いているが、二ノ丸への廊下橋にも通じる。ここは、奥向きの住空間の出入口でもあるとともに藩主が本丸や二ノ丸に登る時にも利用されていたのである。

ところで、三ノ丸の北西部分には**壹之図**では確認できなかった建物が、**貳之図**では南北に二棟確認できる。これらは、「役人帳」の元禄5年(1692)に記されている「奥御姫様御殿共三百坪出来」とある奥御殿と御姫様御殿と思しき建物かと思われる。

前項で記したように「御仕立所」に関する普請は「御城内絵図面」が作成された享保5年(1720)以降に多くなる。この部分に奥女中の住空間となる「御仕立所」や藩主のくつろぎの空間で、「御休息所」の建替えが多くなるのは宣維の代以降であることが確認できる。

「堀尾図」では三ノ丸と二ノ丸が既に廊下橋で連絡できるようになっているが、「堀尾図」、「京極図」には、この西北部分に「御仕立所」(奥女中の住い)と思しき建物も描かれている。このことから、堀尾時代、京極時代には、三ノ丸は既に藩主の居所になっており、この部分がやはり奥女中の住いをはじめとする「奥向きの空間」になっていたように推察できる。

4. 書院造としての三ノ丸御殿の特色について

以上「列士録」、「松江藩主年譜」、「松平家家譜」、「旧藩事蹟」等にある記述によって三ノ丸及びその周辺でどのような普請が行われてきたか見、また、城郭図4点を通して三ノ丸がどのような使われ方をしてきたか、空間的な視点から見てきた。

三ノ丸が二代藩主綱隆の時に、実質的に藩主の住居になっていたのは、おそらく間違いのないだろう。

では、それ以前はどうだろう。

再度、記録を通してみることにする。

直政が三ノ丸を住居としていた記録はないが、「松平家家譜・直政」には「(前略)嘗て鷹野に出て数多の鴨を狩得たりければ料理申付け番士の者共さそ寒からん呼て食せよとて大番所に詰たる番士共を長圀炉裏の間といふ所へ呼出し直政手自ら器に盛りて居けるを番士燭台の蔭にて直政を見分さりけん一人直政の背をたたき親仁々々身所を沢山に盛て呉れよといひければ直政大に笑へり 是より例となりて毎年寒中には番士へ鷹野の鴨を料理にして遣はす事となれり (後略)」とある。ここに記されている「長圀炉裏之間」は松江城では三ノ丸の「御書院」の北側の建物としか考えられない。とすると、直政も何時の頃からかわからないが、帰国の際には三ノ丸を住居として利用していたと推察できる。

さらに遡って、「堀尾古記」にある「(寛永6年) 御屋敷御作事、二月廿三日御作事初、閏二月十六日ニ新始」

であるが、「御屋敷」を三ノ丸御殿に関する記述と見なすと、三ノ丸は堀尾氏の時代、寛延年間には造成が行われ建物も建ち始めていたと見なすこともできる。昨年（平成25年）、県庁舎の耐震補強工事に伴い三ノ丸の一画が発掘されているが、堀尾時代に造成されたと思われる地盤面が確認されている。三ノ丸の発掘がさらに広い範囲で行われれば、実体もよりはっきりすることになるだろう。

綱隆以降の藩主は帰城の際には、三ノ丸を住居地とし、奥向きの住空間の整備が進む。元禄5年（1692）に須天姫（万姫）の「御姫様御殿」と共に奥御殿が建つが、これは、三ノ丸の北西の一画であろう。この一画は奥御殿と称され、吉透の母養法院の住いにも充てられていたと思われる。

松江城は享保17年（1730）の巡見使の来松に伴い各所が修復されたと思われるが、三ノ丸の大改修は鶴太郎（七代藩主治郷）が初めて松江城に入る明和2年（1782）前後であろう。このことは、当時の御作事奉行近藤庄蔵が「演説之覚」（寛政2年5月）^{27）}で城内での普請が多くなっていることを記していることから推察できる。

以後、御花畑では御茶屋の建替え、駒次郎様御殿はじめとする南御殿の建替えが行われ、幕末には観山御殿が新しく建てられ、そして、御鷹部屋には新御殿（若殿様御殿）が建築される。新しい建築の場所が御花畑や御鷹部屋などに拡散しながら、幕末を迎えることになる。

三ノ丸の中心施設は、御広間、御書院、御対面所といった表向きの空間であるが、これら表向きの施設についての記録は、管見したところ「列士録／山門吉四郎」にある「（安永3年12月2日）当夏御書院御修復之節一入念配付而三百疋被下之」だけである。記録を通して見る限り、三ノ丸の表向きの施設が目立った改築等はほとんどなかったようである。明和5年（1768）には三ノ丸の諸施設の屋根の葺き替えが大々的に行われているが、三ノ丸の主要施設は、本丸・二ノ丸の諸施設と共に、維持監理に総力が注がれていたのである。

続いて三ノ丸御殿を城郭図によって空間的な視点で見よう。

玄関、広間、書院など表向きの空間（公的な空間）、御居間を中心とする藩主の日常的な空間（私的な空間）、台所を含めた使用人の空間（使用人の空間）、奥女中や隠居所などのある空間（奥向きの空間）である。そして、これらの空間は廊下等で相互的に連結されているところに特色があると見られる。

この空間的特質は何時頃形成されたのだろうか。

前項の冒頭でも若干触れたが、松江城三ノ丸は堀尾時代にその基本形態が形成され、江戸時代を通して維持監理され、増改築は台所廻りや北西部分の居住空間で頻繁に行われていたのである。

「御玄関」、「御広間」、「御書院」、「御対面所」といった表向きの空間は堀尾時代に三ノ丸が整備された当時の空間形態が江戸時代を通して基本的に維持されてきたと見なして間違いのないと思われる。

藩主の私的な生活空間は「御居間」と「御寝所」などその名称などに変更が見られるが、全体的な配置構成は当初からほとんど変っていない。江戸時代の後半になると「奥御居間」や「御茶室」が西側に増設されるなど、藩主の生活空間は個々の藩主の好みによって多少変化しているのが読み取れる。

「使用人の空間」として「下御台所」、「上御台所」も建っている位置は変わらず、増改築が繰り返されていた。

もっとも変化が大きかったのは、「旧藩事蹟」が「御仕立所トハ全ク御女中の住居ヨリシ其名付られ全ク御休息ト申シテ御表を御はなれ御くつろきニなりて御気休めニ被為入御勝手の御部屋にてありし」と記している「奥向きの空間」である。

この「奥向きの空間」には、奥女中の居住も含まれているが、国元（松江城）で藩主の子息や子女が誕生すると、まず、この「奥向きの空間」で生活し、併せて老女（生母）や乳母もこの「奥向きの空間」で生活していたはずである。

一番奥まった北西部分には「茶の間」を挟んで「喜多ノ御部屋」と「西の御部屋」が設けられ、「西の御部屋」の南側には御茶室を備えた「奥御殿」があり、藩主の「御居間」とは「御廊下」でつながっている。北側の「喜多ノ御部屋」は嘉永2年(1849)に「新御座所」に改築⁽²⁸⁾され、「御居間」と廊下でつながる「奥御殿」は、文久2年(1862)に藩主の妻子の帰国が許されると「御前様の御住居」⁽²⁹⁾になっている。こうしたことから、北西部分の「奥向きの空間」は、主に藩主の家族のための居住空間にあてがわれていたことが確認できる。

おわりに

以上、三ノ丸が何時頃形成され、どのように変化してきたかを考察し、三ノ丸の空間的な建物配置の特色を明らかにしてきた。

三ノ丸御殿は、近世初期に完成した書院造にならって建物配置が行われ、南東部には、表向きの接客空間として玄関、書院、広間、書院、対面所等が配置され、それに接続するように南西部には主人の生活空間である居間、寝所が置かれた。そして、北東部には、台所と使用人の生活空間（執務空間）が設けられ、御門からは一番奥になる北西部は、奥向きの生活空間になっていた。これらの建物配置は創建当時から大きく変ることなく、しかし、部分的には時代によって変化しながら江戸時代を通して天守及び本丸や二ノ丸の諸建物と共に監理維持されていたのである。

三ノ丸御殿は、建物群として、玄関、広間、書院など表向きの空間（公的な空間）、御居間を中心とする藩主の日常的な空間（私的な空間）、台所を含めた使用人の空間（使用人の空間）、奥女中や家族などの生活空間（奥向きの空間）から成り立っており、これらが相互的に繋がっているところに特色がみられる。参考までに江戸時代末期の様子を伝える絵図「出雲国松江城図（部分）」（五之図）及び「堀尾期松江城下町絵図（部分）」（六之図）を図版の最後に載せておく。個々の建物の特色及や推移などについては稿を改めて述べることにしたい。

注

- (1) 「旧藩事蹟」は明治末から大正初期に重村俊介によって書かれたもので、原本は国文学研究資料館に所蔵されている。このうち、「第一巻」（大正2年）の前半に松江城、二ノ丸、三ノ丸に関することが記されている。
- (2) 『松江城研究2』（2013年3月）所収。ここでは、松江城に関する史料及び「堀尾期松江城下絵図」「寛永年間松江城家敷町之図」「松江城正保年間絵図」「御城内絵図面」を通して、内堀内の城郭施設の推移を明らかにしようとした。
- (3) 島根県立図書館所蔵。
- (4) 島根県立図書館所蔵。個々には「直政年譜」「綱隆年譜」「綱近年譜」「宣維年譜」「吉透年譜」「宗衍年譜」「治郷年譜」「斉恒年譜」「斉斎年譜」があり、各藩主の年譜が年ごとに記されている。「宗衍年譜」は桃源蔵によって記されたもので「天隆公年譜」としても知られている。
- (5) 島根県立図書館所蔵。士列以上の松江藩士の功績等を記したもので、全57冊の翻刻本6巻からなる。
- (6) 個人蔵。松江藩御作事所に勤めていた、作事奉行、大工頭、大工、その他の役人の人名を年ごとに記したものであるが、年記の冒頭には御作事所が行ったと見られる建築や橋梁についても記されており、御作事所がどのような仕事を行ってきたか知ることができる。この史料の内容については拙稿『松江藩御作事所と御大工に関する研究』（2001年、私家版）に詳しく記している。
- (7) 「正殿」が具体的などのような場所を指しているかわからないが、「宗衍年譜」では、始めて帰国した寛保3年の11月9日に「国ニ帰ルヲ始テ賀シメ 宴ヲ開 国楽ヲ奏ス 公大賓所ニ座ス」とあるが、この「大賓所」は「正殿」であり、儀式の行われる「対面所」ないしは「御書院」と思われる。
- (8) 「綱隆家譜」の宝永元年(1704)には「(六月)晦日松江ニ帰テ府城ノ北郭ニ居ス」とある。なお、寛文8年(1668)7月16日に平賀氏（養法院）を母とする綱近の弟幸松丸（後の吉透）が松江城で生まれるが、幸松丸

は延宝3年からは上御殿（北ノ丸）の新屋敷に移り、貞享2年（1685）、江戸に移るまで、ここを居所としていた。「吉透年譜」には「冬十二月十九日室ヲ城内ニ営シメ移テ之ニ居 当時之ヲ後山ノ新屋鋪ト謂」と記されている。

- (9) この「御姫様」とは元禄2年（1689）に松江城で誕生した須天姫（万姫）のことである。「列士録／上田傳五右衛門」の元禄5年には「（月日不知）万姫様御殿御普請元々役被仰付」、「（8月日不知）三丸御普請御用被仰付」続いて「（11月28日）右御用相勤付而為御褒美五百疋被下」とも記されているが、この時の「姫様御殿」や「奥御殿」の建築はかなり大がかりな普請事業であつと思われる。なお、須天姫（万姫）は元禄10年（1697）に江戸の上屋敷に移るので、三ノ丸の「姫様御殿」には10年間住んでいたことになる。
- (10) 1955年、重要文化財松江城天守修理事務所。
- (11) 「宗衍年譜」には「（寛延元年五月）雲州地震松江鶴牢橋ノ石壁崩レ橋落ツ」と記されているが、城内では建物の被害が少なからずあつたはずである。
- (12) 平成11年、編者；安澤秀一・松平直寿。原本「出入捷覧」は国文学研究資料館所蔵。
- (13) 寛政4年に富姫、寛政8年に国姫、文化2年に幾千姫が誕生している。富姫と幾千姫は江戸に移るまでの数年間、松江城に住んでいたが、国姫は享和3年に国で亡くなるまで松江城に住んでいた。
- (14) 「治郷年譜」によると、治郷が弟駒次郎を伴って松江城に帰ったのは天明7年、寛政2年、寛政4年、寛政7年と4度ある。その後、駒次郎は三助と改名し、治郷が患って松江に留まっている時（寛政7年5月16日～寛政9年10月18日）にも一度、松江に帰り、享和2年に51歳で亡くなっている。
- (15) 国文学研究資料館所蔵。
- (16) 国文学研究資料館所蔵。
- (17) 松江歴史館所蔵。
- (18) 国文学研究資料館所蔵。なお、本図の一端には次のように記されている。

明治廿八年二月二日取調 記

		御玄関	七十六坪六合式勺五才
・ 御国御三ノ丸御殿建坪	内	御広間	百三十九坪
・ 壹千四百拾七坪四合		御書院	九十七坪八合三勺
外構建家之分		御対面所	四十八坪式合五勺
・ 式百三拾坪壹合		三保ノ間	式十八坪式合
・ 御土蔵拾ヶ所		中ノ御居間	四十八坪五合
壹百九拾四坪七合五勺		御寢所	十七坪五合
朱引御模様替掛ヶ紙之分		長囲炉裏ノ間	三十九坪
壹千四百拾三坪五合			
御大工棟梁		吉祥珍平	

- (19) 松江歴史館所蔵。
- (20) 本図には制作年代は明記されていないが、「天守鍵預」の貼紙の下に「神谷勘左衛門」と記してある。神谷勘左衛門は「列士録」に「元禄11年天守鍵預」「宝永7年天守鍵預御免」とある。このことから元禄11年頃（1698）に制作されたものであることがわかる。
- (21) 図－1～図－4は、各図とも基本的に同じスケールで描き、建物名・室名等は各本図をベースに表わしているが、各建物や部位には基本的に同じ名称を用いるようにし、比較検討できやすくしている。
- (22) 島根大学図書館所蔵。
- (23) 丸亀市立資料館所蔵。
- (24) 『新修島根県史 史料編2 近世（上）』島根県（1968）所収。
- (25) 「御三丸御指図 三枚之内」（国文学研究資料館蔵）には「御持仏」と表記されている「仏間」は享保5年（1720）頃に描かれて「御城内絵図面」でも確認できるので、18世紀前半までには存在していたことは明らかにであるが、「三ノ丸御間取図」や、「安政三辰四月改 三丸惣絵図面」には建物自体もなくなっている。江戸時代中期には三ノ丸に存在していた「仏間」は、どうなったのだろうか。今後、探究したい課題である。
- (26) 四之図を見ると、この部分は貼紙が付され、東側の室には「御医師」「御乳部屋」「役女」とあり、西には「御膳所」「御次女中」「老女」「茶所」「御湯殿」と記されている。このことから、この間に室の用途にも変

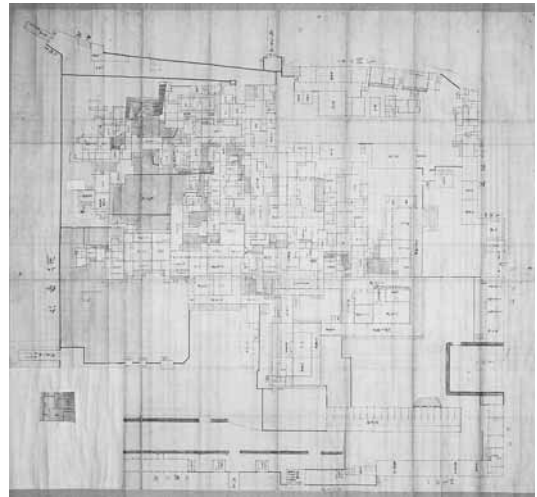
更があるのがわかる。なお、中央の「御廊下」の南北は「御錠口」である。この建物は奥向きの女中のための施設にもなっているが、「旧藩事蹟 第1巻」には出入口の戸締まりが厳重に行われていたと記されている。奥向きの空間と表向きの空間はこの部分で明確に表と奥に区画されていることが確認できる。

(27) 『松江市誌』松江市（1973）所収。「演説之覚」は冒頭に「御殿様ニ者至而御質素ニ被為有候處、近年者種々之御好御普請等有之候」とあり、質素儉約について記されている。

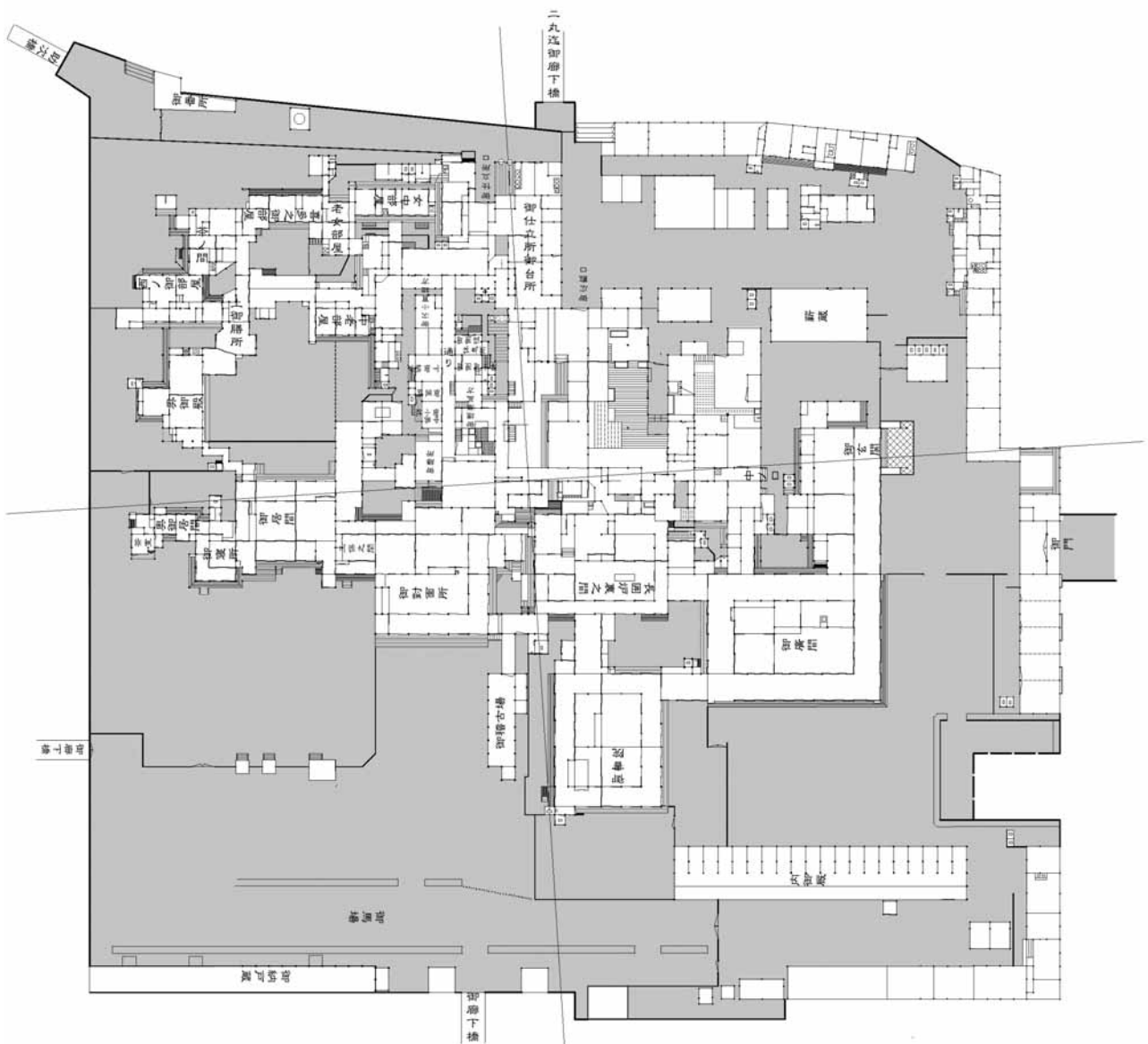
(28) 「三御丸分間御絵図」（個人蔵）には、ここに「御隠居様御部屋」と記されている。

(29) 「旧藩事蹟」には「文久二年諸侯の妻子国ニ就クヲ許サレ 既ニ翌三年ニ御前様光彩院様江戸ヨリ此地へ御引越ニ付テ此所ヲ御奥御殿則御前様の御住居ニ御設ケニ相成」と記されている。

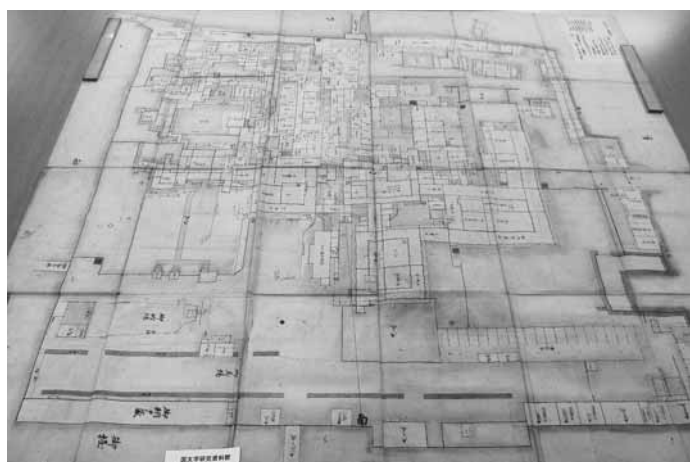
（わだ よしひろ 米子工業高等専門学校名誉教授）



参之図 「三ノ丸御間取図」



図一 3 弘化年間の三ノ丸



四之図 「安政三辰四月改 三丸惣絵図面」



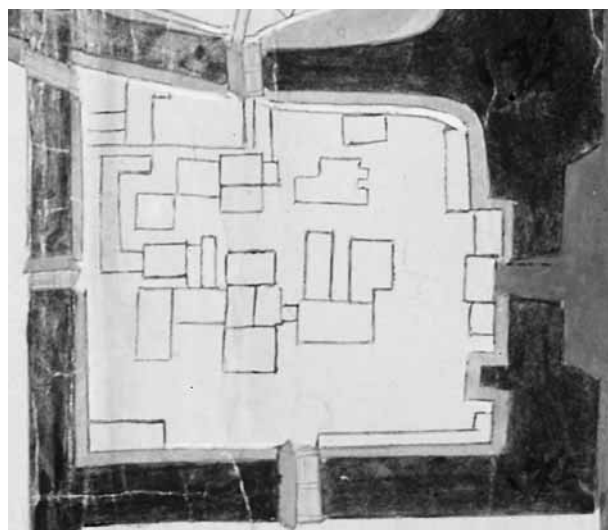
図-4 安政3年頃の三ノ丸



図一五 二ノ丸御殿（「松江城縄張図」より作成）



五之図 出雲国松江城図（三ノ丸部分）



六之図 堀尾期松江城下町絵図（三ノ丸部分）

松江平野の古環境 (3)

— 県道城山北公園線 (大手前通り) 発掘調査に関連して (3) —

渡辺正巳・瀬戸浩二

はじめに

島根県東部、宍道湖と中海に挟まれた「松江平野」中心部 (松江城下町) では、江戸時代以降の市街地化と再開発の遅れによって、地質学的研究を行う機会を逸していた。

松江平野中心部において先行する研究には林 (1991) があり、ボーリングデータを集成し、松江平野全域の微地形分類図と近世「松江城下町」域を縦断する地質断面図を描いている。20年のときを隔てて渡辺・瀬戸 (2011) は、今回の調査地北方の「家老屋敷跡」においてCNS元素分析、花粉分析及びAMS年代測定を実施し、松江城開府以前の古環境変遷についての考察を行った。

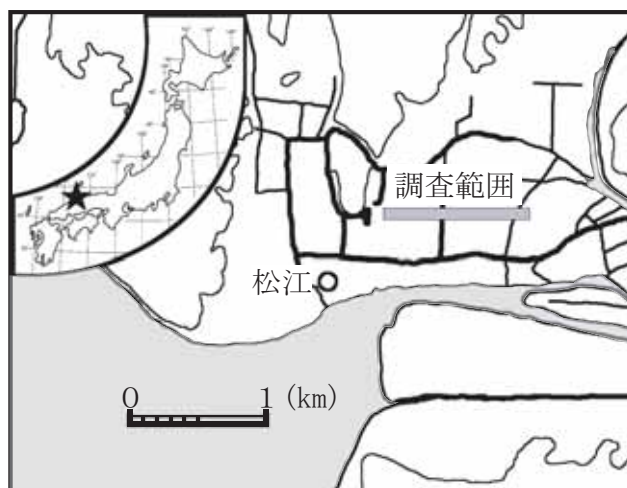


図1 調査地点

その後、渡辺・瀬戸 (2012, 2013) は、県道城山北公園線 (大手前通り) 拡幅工事に伴う発掘調査 (図1) に関連して、ハンドオーガー、ハンディジオスライサーによって採取した試料を対象とした地質学的調査を継続し、松江城開府前の同地域の古地理、古地形に関する新たな知見を報告している。

本報では、新たに実施したM127地点での花粉分析結果から、本地域での局地花粉帯の再設定と、これに基づく花粉層序断面の改定を行った。

1. 試料について

図2中のM127地点において、ハンディジオスライサーによる試料採取を行った。採取後の試料を試験室内に持ち込み、観察、分割を行った。各地点の層相はダイアグラム左端の模式柱状図に示したとおりである。また、分析試料について、その深度に「-」と試料番号を示している。

2. 花粉分析方法・分析結果

渡辺 (2010) に従い分析処理を行った。検鏡に当たり、プレパラートを光学顕微鏡下の400～1000倍率で観察し、原則的に木本花粉 (化石) で200粒以上の検定、計数を行い、同時に出現する草本花粉 (化石) と孢子 (化石) の検定、計数も行った。また中村 (1974) に従い、イネを含む可能性が高いイネ科 (40ミクロン以上) とイネを含む可能性が低いイネ科 (40ミクロン未満) に細分している。

花粉分析結果を図3と表1に示す。図3の「花粉ダイアグラム」では、各々の木本花粉、草本花粉、一部の孢子について、計数した木本花粉を基数にした百分率を算出してスペクトルで表したほか、「総合ダイアグラム」として分類群ごとにこれらの総数を基数として、累積百分率としてスペクトルで表した。さらに、分類群ごとの単位重量当たりの含有量を、折れ線グラフで示した。

3. 局地花粉帯の設定と地域花粉帯との対比

渡辺・瀬戸 (2012) で設定したⅠ～Ⅲ帯の地域花粉帯を基に、今回得られた花粉化石群集を分帯した。また、渡辺・瀬戸 (2013) で指摘した「Ⅲ帯の2分」を踏まえ、新たにⅢ帯を2分し、上部をⅢ帯、下部をⅣ帯と再設定した。以下に、それぞれの特徴を下位から示す。

(1) Ⅳ帯 (M127:93-64 既知資料の変更M130:20-9、H180:74-6)

アカガシ亜属が他の種類に比べ高率で、マツ属 (複維管束亜属)、スギ属、コナラ亜属がこれに次ぐ。コナラ亜属の出現率は3300 yr. BP頃に一旦減少し、その後増加に転ずる。また同時期から、スギ属の減少傾向も認められる。また低率であるが、マキ属がほぼ連続して検出される。

アカガシ亜属の卓越傾向とマキ属の連続的な検出は、アカガシ亜属・シイノキ属帯マキ属亜帯 (大西ほか, 1990) の特徴と一致する。また、同花粉帯は縄文時代後期の植生を示唆するとされており、Ⅳ帯から得られた¹⁴C年代と矛盾しない。

(2) Ⅲ帯 (M127:56-4 既知資料の変更M130:6-3)

アカガシ亜属、マツ属 (複維管束亜属)、スギ属、コナラ亜属など、主な木本花粉はⅣ帯と変わらないが、マキ属がほとんど検出されなくなる。マツ属 (複維管束亜属) が増加傾向を示し、スギ属はⅣ帯上部から連続して減少傾向を示す。コナラ亜属はM130では増加傾向を示しているが、M127では中～上部で減少傾向を示す。このことから、M130の6-3がM127の下部に相当し、M127地点ではⅢ帯上部が欠如していると考えた。したがって、Ⅲ帯上部の堆積時にはM127地点が陸化していたか、堆積したものの、その後削平を受けたものと考えられる。

アカガシ亜属・シイノキ属帯マキ属亜帯に次ぐ時期で、スギ属亜帯 (渡辺, 2013) に対応すると考えられるが、スギ属は連続して減少傾向を示すなど、スギ属亜帯の特徴が認められない。このことから、Ⅲ帯はマキ属亜帯からスギ属亜帯への移行期、あるいは松江平野北部での局地的植生を示すものと考えられる。

(3) Ⅱ帯 (M127:1)

マツ属 (複維管束亜属)、スギ属、アカガシ亜属が他の種類に比べ高率を示すが、アカガシ亜属の出現率はⅢ帯から急減する。一方今回の結果では、従来Ⅱ帯とした試料の内で、草本・藤本花粉の割合が最

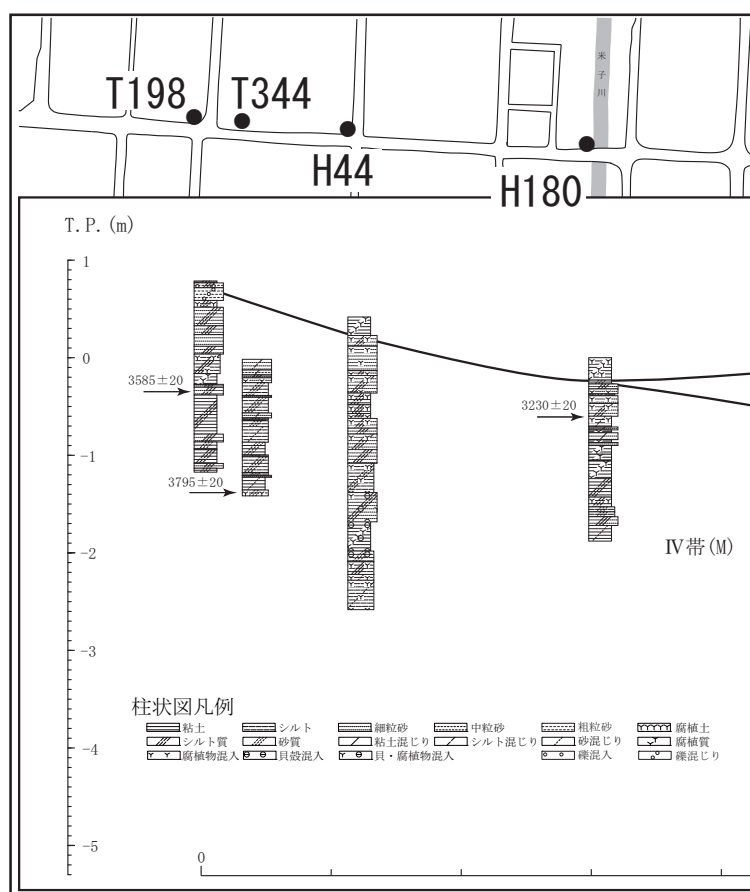
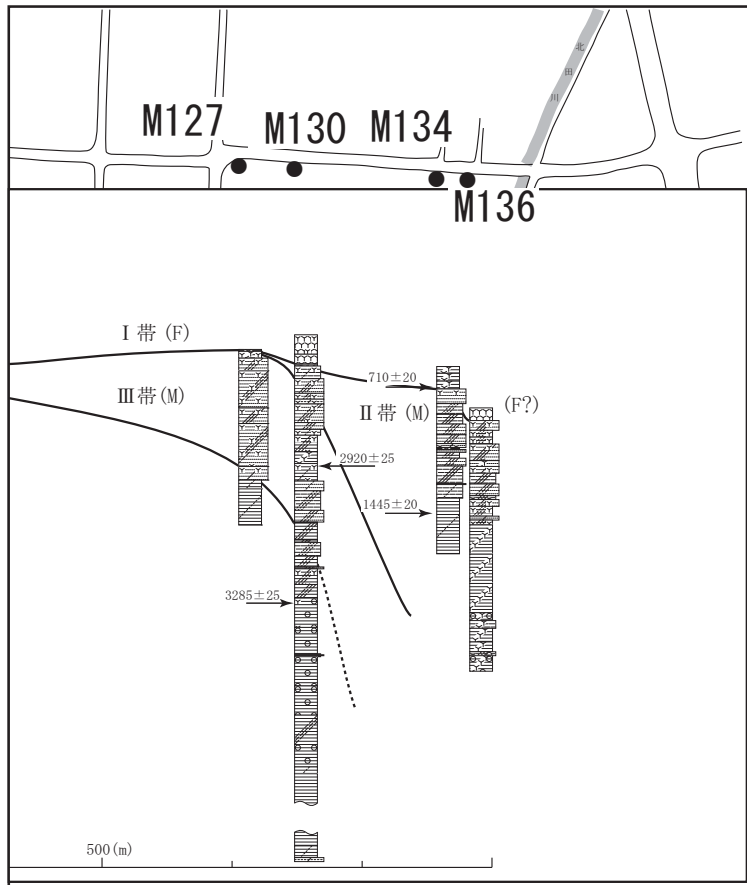


図2 試料採取地点

T344, H180, M134 (渡辺・瀬戸, 2012),



及び断面図

T198, H44, M130, M136 (渡辺・瀬戸, 2013)

シ亜属・シイノキ属帯マキ属亜帯スギ亜属帯に比べ、イネ科帯アカガシ亜属・コナラ亜属帯に近い。

4. 層序断面と時期ごと汀線の位置

図2に、花粉層序（花粉帯）及び層相対比を基に作成した断面図を示す。

西部のT198地点では、縄文時代後期以前に堆積した層（IV帯：層相対比）がおおよそT.P. +70cmで認められる。IV帯上限は東に向かい徐々に低下し、H180地点ではおおよそT.P. -26cmと、1 m近く低下する。低下傾向は更に東へ続き、M127地点でおおよそT.P. -86cm、ここから急激に深くなりM130地点ではおおよそT.P. -192cmとなる。

H180地点では認められていないが、東部では縄文時代晩期以降に堆積した層（III帯）がIV帯を覆う。III帯の上限深度もIV帯同様にM127地点とM130地点の間で急激に深くなり、M127地点でおおよそT.P. -5cmであった上限深度が、M130地点ではおおよそT.P. -60cmとなり、M134地点ではおおよそT.P. -210cmでも認められていない。

M127から東側で検出された落ち込みをII帯が埋めている。II帯の時期は一連の分析では飛鳥時代以降、渡辺・中川（2013）の花粉層序に従うと、おおよそ1980yr. BP頃以降に堆積したと考えられる。

更に調査地全域で、中世以降に堆積したと考えられるI帯が、IV～II帯を覆うと考えられる。I帯の下限深度（II帯の上限深度）はM130地点ではおおよそT.P. -15cmであるが、東端のM136地点では層相から推定される下限深度（II帯の上限深度）がT.P. -73cmと低下する。

以下では、この断面図に基づき、弥生時代中頃と13世紀後半の汀線の位置について考察する。ただし

も多かった。また、花粉化石群集の構成要素では、イネ科、アリノトウグサ科が卓越し、ガマ属、カヤツリグサ科、ウナギツカミ節-サナエタデ節（タデ属）と湿性植物が多く検出された。このこととは、M127地点の水深が浅く水生植物に覆われていたことを示唆する。一方、東のM130、134地点と草本・藤本花粉の割合が減少し、水深が深く開放的な水域に移ったことを示唆する。

M134では ^{14}C 年代（1, 445 ± 20yr. BP : cal. AD 578-648 : 2σ）が得られており、年代値からイネ科帯アカガシ亜属・コナラ亜属帯（渡辺・中川, 2013）に相当すると考えられる。しかし、該当試料が1試料しかないので、イネ科帯アカガシ亜属・コナラ亜属帯の特徴（マツ属（複維管束亜属）の増加、アカガシ亜属の減少）が明瞭ではない。一方得られた花粉化石群集は、直前のアカガシ亜属・シイノキ属帯マキ属亜帯スギ亜属帯に近い。

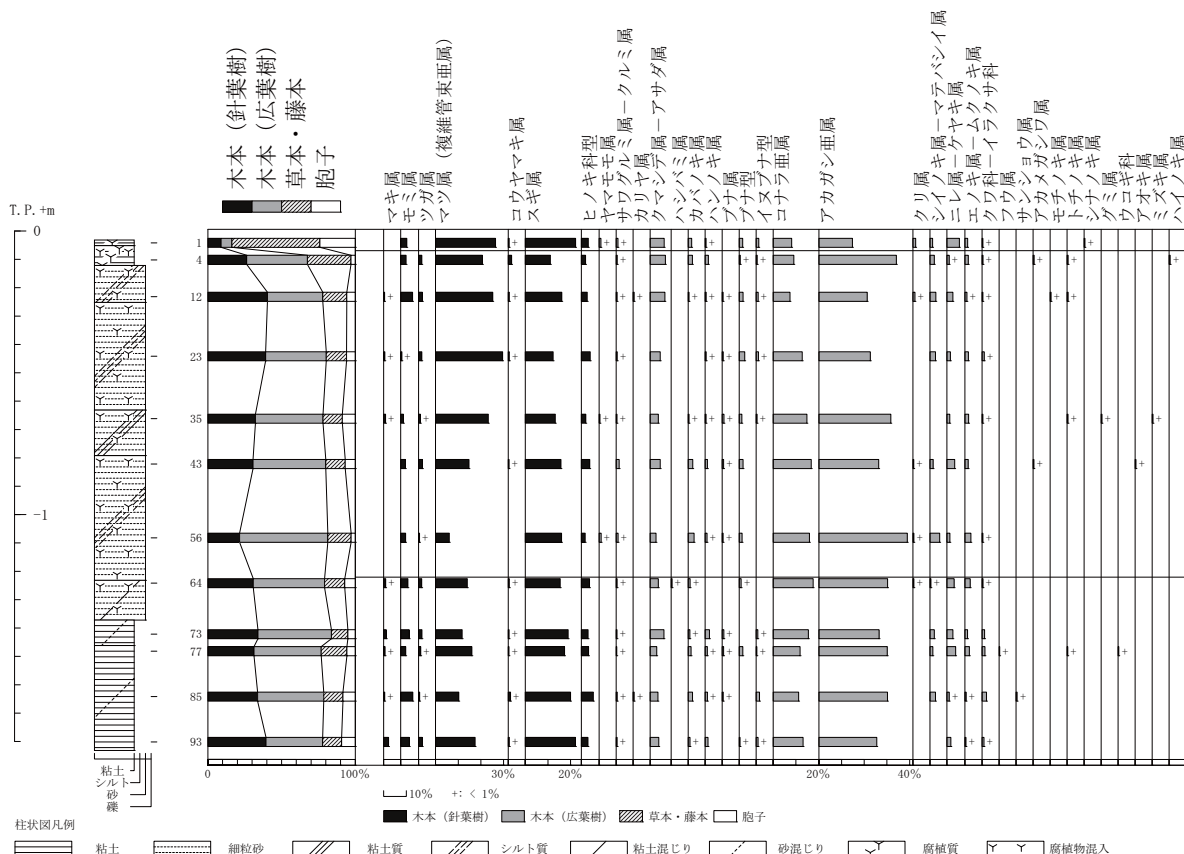


図3 花粉

現在の断面図では、特にH180地点とM127地点のように300m近くも間隔が開いており、精度に問題が残る。既に発掘調査が終了しており、試料採取には限界があるが、発掘調査時の断面図を連続させることで、当時の汀線の位置が明らかになる可能性が残る。また、現在各層が分布する標高は、城下町造成に伴う盛り土の影響で最大44cm下がっていることが明らかにされている（河原，2013）。このことは、先に示した標高の精度、更に汀線の位置判断の際に問題点として残る。

(1) 弥生時代中頃（Ⅱ帯下限）

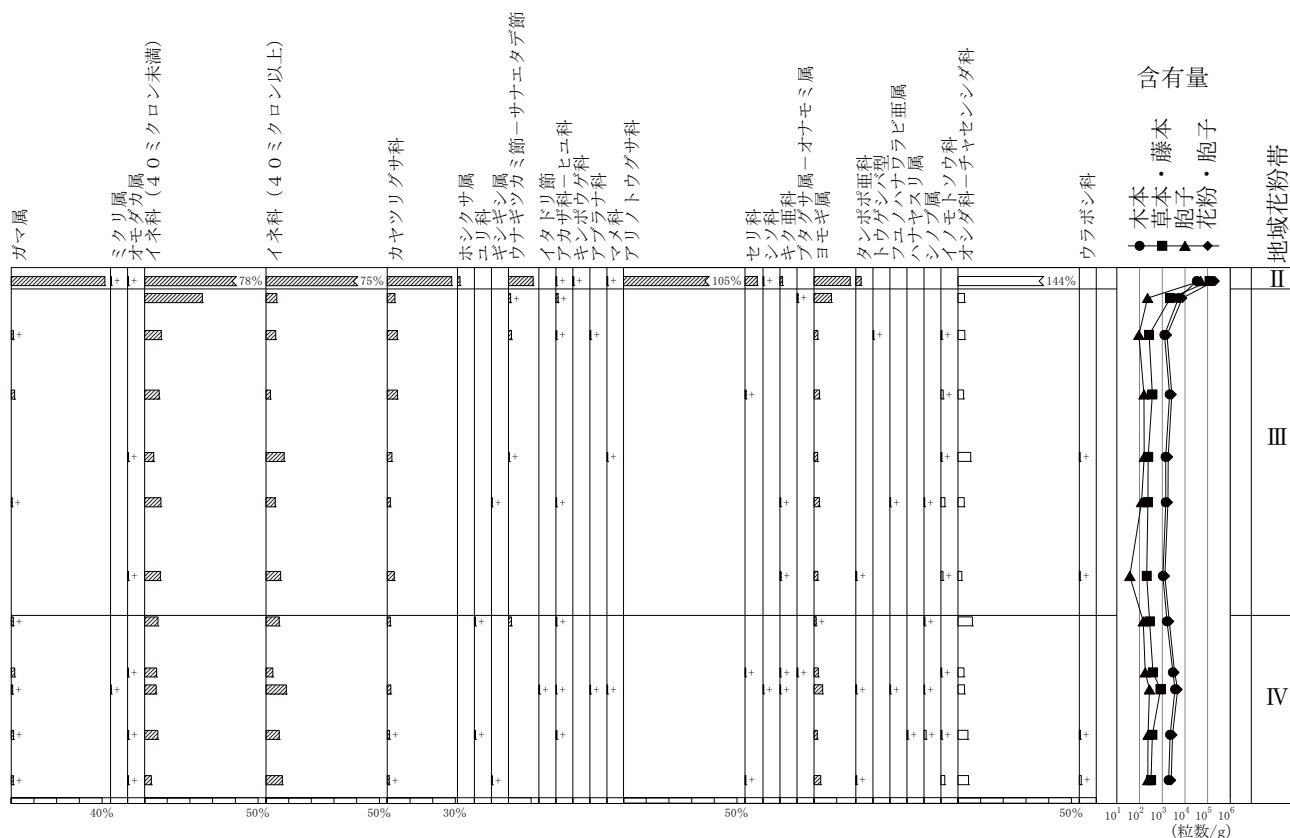
花粉帯の対比から、Ⅱ帯の下底は弥生時代中頃と考えられる。

松江平野北東端の西川津遺跡では堆積相観察とCNS分析結果から、弥生時代前期から中期頃の朝酌川の水面が-1.15mより下がった可能性が指摘されていた（渡辺，2011）。このことからⅡ帯が堆積した落ち込みは、弥生時代前期から中期、あるいはその前後の低水位期（いわゆる「弥生小海退」期）の浸食によって形成されたチャンネル（流路）である可能性が指摘できる。

調査地中部ではⅡ帯が薄く、認められない地点もあることから、Ⅱ帯が汀線の上昇に伴い徐々に堆積域を拡大した可能性もあり、M127地点での標高（およそT.P. -5cm）は、最も汀線が高くなった時期の値であると考えられる。また、M127地点での層相や花粉化石群集から、堆積時の水深はごく浅かったと考えられる。潮汐などによる上下も推定できるが、T.P. ±0cmを汀線の標高として断面図から単純に読み取ると、H180地点とH44地点の中間地点くらいに汀線が存在したと考えられる。

(2) 13世紀後半（Ⅰ帯下限）

M134地点のⅠ帯下限（およそT.P. -41cm）で年代測定が行われており、710±20yr. BP (cal. AD



ダイアグラム

1, 265-1, 296:2σ) が得られている。前述のように東のM136地点ではI帯下底がT. P. -73cmと、深くなる傾向にあり、この時期にも落ち込みは埋まりきっていなかったことが、分かる。また、分析を行った地点ではI帯とII帯の間で花粉化石群集の明らかな違いがあり、層相も異なることから、この間で汀線が下がった可能性が指摘できる。また、M134地点からM136地点にかけてI帯の下限標高が急激に下がることから、13世紀後半にはM134地点西側にチャンネル（流路）の西肩が存在した可能性が高い。また、M136地点では松江城下町造成初期と考えられる堤防が検出されており、中世末にはM136地点付近に汀線があり、ここを基準として城下町の東縁が決まったものと考えられる。

まとめ

松江平野中央部（松江城下町遺跡中心部）M127地点で実施したハンディジオスライサーによる試料採取、及びこの試料を対象とした花粉分析の結果を基に、渡辺・瀬戸（2012, 2013）で設定した局地花粉帯を再設定した。この結果と層相観察結果を基に、松江城下町遺跡中心部での地質断面（渡辺・瀬戸; 2012, 2013）を改定した。

またこの断面図を基に、弥生時代中期以降、13世紀後半までの一時期に、H44地点とH180地点の間に汀線があったことを示した。更に城下町造成時に、城下町東縁を当時の汀線付近に設定したことを明らかにした。

表 1 花粉化石組成表

地点名		M127											
試料No.		1	4	12	23	35	43	56	64	73	77	85	93
マキ属	<i>Podocarpus</i>			1 (0)	1 (0)	2 (1)			2 (1)	3 (1)	2 (1)	1 (0)	5 (2)
モミ属	<i>Abies</i>	7 (3)	5 (2)	12 (5)	1 (0)	3 (1)	6 (2)	5 (2)	7 (3)	10 (4)	7 (2)	11 (5)	9 (4)
ツガ属	<i>Tsuga</i>		3 (1)	4 (2)	3 (1)	2 (1)	5 (2)	1 (0)	3 (1)	4 (2)	3 (1)	1 (0)	4 (2)
マツ属 (複雑管束亜属)	<i>Pinus (Diploxylon)</i>	68 (26)	43 (21)	58 (25)	60 (30)	58 (23)	43 (15)	14 (6)	31 (14)	31 (12)	50 (16)	21 (10)	41 (17)
コウヤマキ属	<i>Sciadopitys</i>	1 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (0)		1 (0)		1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)
スギ属	<i>Cryptomeria</i>	57 (22)	23 (11)	37 (16)	25 (12)	33 (13)	46 (16)	37 (16)	34 (15)	50 (19)	54 (17)	41 (20)	52 (22)
ヒノキ科型	Cupressaceae type	8 (3)	4 (2)	6 (3)	8 (4)	5 (2)	11 (4)	4 (2)	8 (4)	8 (3)	10 (3)	11 (5)	7 (3)
ヤマモモ属	<i>Myrica</i>	2 (1)				1 (0)		2 (1)					
サワグルミ属-クルミ属	<i>Pterocarya-Juglans</i>	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
カリヤ属	<i>Carya</i>			1 (0)								1 (0)	
クマシデ属-アサダ属	<i>Carpinus-Ostrya</i>	16 (6)	14 (7)	15 (7)	9 (4)	9 (4)	13 (4)	6 (3)	8 (4)	16 (6)	9 (3)	7 (3)	9 (4)
ハシバミ属	<i>Corylus</i>								1 (0)				
カバノキ属	<i>Betula</i>	4 (2)	4 (2)	1 (0)		1 (0)	6 (2)	6 (3)	2 (1)	2 (1)	4 (1)	4 (2)	2 (1)
ハンノキ属	<i>Alnus</i>	1 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	2 (1)		5 (2)	3 (1)	2 (1)	3 (1)
ブナ属	<i>Fagus</i>			1 (0)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	1 (0)		2 (1)	2 (1)	1 (0)	
ブナ型	<i>Fagus crenata</i> type	4 (2)	1 (0)	4 (2)	5 (2)	3 (1)	5 (2)	3 (1)	2 (1)		5 (2)		1 (0)
イヌブナ型	<i>Fagus japonica</i> type	3 (1)	1 (0)	2 (1)	2 (1)	1 (0)				2 (1)	1 (0)	3 (1)	2 (1)
コナラ亜属	<i>Quercus</i>	21 (8)	19 (9)	17 (7)	26 (13)	37 (15)	49 (17)	37 (16)	39 (18)	41 (16)	37 (12)	23 (11)	31 (13)
アカガシ亜属	<i>Cyclobalanopsis</i>	38 (15)	71 (34)	49 (21)	46 (23)	79 (32)	77 (26)	90 (39)	67 (30)	70 (27)	94 (30)	62 (30)	60 (26)
クリ属	<i>Castanea</i>	3 (1)		2 (1)			1 (0)	1 (0)	1 (0)				
シイノキ属-マテバシイ属	<i>Castanopsis-Pasania</i>	3 (1)	4 (2)	6 (3)	5 (2)		4 (1)	10 (4)	1 (0)	5 (2)	4 (1)	5 (2)	
ニレ属-ケヤキ属	<i>Ulmus-Zelkova</i>	14 (5)	2 (1)	6 (3)	3 (1)	3 (1)	10 (3)	3 (1)	7 (3)	7 (3)	12 (4)	2 (1)	4 (2)
エノキ属-ムクノキ属	<i>Celtis-Aphananthe</i>	3 (1)	3 (1)	2 (1)	3 (1)	4 (2)	4 (1)	6 (3)	5 (2)	3 (1)	6 (2)	1 (0)	1 (0)
クワ科-イラクサ科	Moraceae-Urticaceae	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)		1 (0)	1 (0)	3 (1)	4 (1)	4 (2)	2 (1)
フウ属	<i>Liquidambar</i>										1 (0)		
サンショウ属	<i>Zanthoxylum</i>											1 (0)	
アカメガシワ属	<i>Mallotus</i>		1 (0)				1 (0)						
モチノキ属	<i>Ilex</i>			1 (0)									
トチノキ属	<i>Aesculus</i>		1 (0)	1 (0)		1 (0)				1 (0)			
シナノキ属	<i>Tilia</i>	1 (0)											
グミ属	<i>Elaeagnus</i>					1 (0)							
ウコギ科	Araliaceae									1 (0)			
アオキ属	<i>Aucuba</i>						1 (0)						
ミズキ属	<i>Cornus</i>					1 (0)							
ハイノキ属	<i>Symplocos</i>		1 (0)										
ガマ属	<i>Typha</i>	106 (41)		2 (1)	3 (1)		1 (0)		2 (1)	4 (2)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
ミクリ属	<i>Sparganium</i>	1 (0)									1 (0)		
オモダカ属	<i>Sagittaria</i>	1 (0)				1 (0)		1 (0)		1 (0)		1 (0)	1 (0)
イネ科 (40ミクロン未満)	Gramineae (<40)	201 (78)	53 (25)	17 (7)	13 (6)	10 (4)	21 (7)	16 (7)	13 (6)	14 (5)	16 (5)	12 (6)	7 (3)
イネ科 (40ミクロン以上)	Gramineae (>40)	192 (75)	10 (5)	10 (4)	4 (2)	20 (8)	12 (4)	15 (6)	13 (6)	8 (3)	28 (9)	12 (6)	17 (7)
カヤツリグサ科	Cyperaceae	73 (28)	7 (3)	10 (4)	9 (4)	5 (2)	4 (1)	7 (3)	3 (1)		5 (2)	2 (1)	2 (1)
ホシクサ属	<i>Eriocaulon</i>	3 (1)											
ユリ科	Liliaceae								1 (0)			1 (0)	
ギンギン属	<i>Rumex</i>						1 (0)						1 (0)
ウナギソウミ節-サナエタデ節	<i>Echinocaulon-Persicaria</i>	28 (11)	2 (1)	3 (1)		1 (0)			3 (1)				
イタドリ節	<i>Reynoutria</i>									1 (0)			
アカザ科-ヒユ科	Chenopodiaceae-Amaranthaceae	1 (0)	2 (1)	1 (0)			1 (0)		1 (0)		1 (0)	1 (0)	
キンボウゲ科	Ranunculaceae	1 (0)											
アブラナ科	Cruciferae			1 (0)							1 (0)		
マメ科	Leguminosae	1 (0)				1 (0)					1 (0)		
アリノトウグサ科	Haloragaceae	269 (105)											
セリ科	Umbelliferae	14 (5)			1 (0)					1 (0)			1 (0)
シソ科	Lamiaceae	1 (0)									1 (0)		
キク亜科	Carduoideae	3 (1)					1 (0)	1 (0)		1 (0)	1 (0)		
ブタグサ属-オナモミ属	<i>Ambrosia-Xanthium</i>		1 (0)							1 (0)			
ヨモギ属	<i>Artemisia</i>	41 (16)	16 (8)	4 (2)	5 (2)	4 (2)	7 (2)	4 (2)	2 (1)	5 (2)	12 (4)	3 (1)	7 (3)
タンポポギ科	Cichorioideae	6 (2)						1 (0)			1 (0)		1 (0)
トウゲシバ型	<i>Urostachys serratum</i> type			1 (0)									
フユノハナワラビ亜属	Subgenus Sceptridium						1 (0)				1 (0)		
ハナヤスリ属	<i>Ophioglossum</i>											1 (0)	
シノブ属	<i>Davallia</i>						1 (0)		1 (0)		1 (0)	2 (1)	
イノモトソウ科	Pteridaceae			1 (0)	2 (1)	1 (0)	5 (2)	2 (1)		1 (0)		1 (0)	4 (2)
オシダ科-チャセンシダ科	Aspid.-Asple.	369 (144)	6 (3)	7 (3)	5 (2)	14 (6)	8 (3)	4 (2)	14 (6)	7 (3)	9 (3)	9 (4)	11 (5)
ウラボシ科	Polypodiaceae					1 (0)		1 (0)				1 (0)	2 (1)
単条溝孢子	MONOLATE-TYPE-SPORE	3 (1)		4 (2)	4 (2)	2 (1)	5 (2)	1 (0)	2 (1)	5 (2)	1 (0)	1 (0)	6 (3)
三條溝孢子	TRILATE-TYPE-SPORE	7 (3)	3 (1)	4 (2)	4 (2)	10 (4)	5 (2)	3 (1)	3 (1)	11 (4)	7 (3)	5 (2)	
木本(針葉樹) 花粉総数		141 (9)	81 (26)	119 (40)	99 (39)	103 (32)	112 (31)	61 (21)	86 (31)	107 (34)	127 (31)	88 (34)	119 (39)
木本(広葉樹) 花粉総数		116 (7)	127 (41)	111 (38)	104 (41)	146 (46)	180 (49)	170 (60)	135 (48)	157 (50)	185 (46)	117 (45)	116 (38)
草本・藤本花粉総数		942 (60)	91 (30)	48 (16)	35 (14)	42 (13)	48 (13)	45 (16)	38 (14)	35 (11)	71 (17)	34 (13)	39 (13)
孢子総数		379 (24)	9 (3)	17 (6)	15 (6)	28 (9)	25 (7)	8 (3)	20 (7)	16 (5)	23 (6)	22 (8)	28 (9)
総数		1,578	308	295	253	319	365	284	279	315	406	261	302
含有量 (粒数/g)		205,470	7,687	1,612	2,640	1,819	1,782	1,311	2,034	3,495	4,796	2,820	2,479

() 内は%

〔謝辞〕 本研究を進めるに際し、徳永桃代氏をはじめとする財団法人松江スポーツ振興財団の諸氏には、試料採取において便宜を図っていただいた。松江市教育委員会文化財課調査係の諸氏、松江市教育委員会松江市史編纂室の諸氏には無形の援助を頂いている。本研究をまとめるに当たり、これらの方々に深く感謝の意を示し、お礼申し上げます。

引用文献

- 大西郁夫・干場英樹・中谷紀子（1990）宍道湖湖底下完新統の花粉群．島根大学地質学研究報告，9，117-127.
- 大西郁夫（1993）中海・宍道湖周辺地域における過去2000年間の花粉分帯と植物変化．地質学論集，39，33-39.
- 河原莊一郎（2013）松江城下町遺跡の土質試験壯一郎．松江城研究，2，25-33，松江市教育委員会．
- 中村 純（1974）イネ科花粉について，とくにイネを中心として．第四紀研究，13，187-197.
- 林 正久（1991）松江周辺の沖積平野の地形発達．地理科学，46(2)，55-74.
- 渡辺正巳（2010）花粉分析法. 考古調査ハンドブック2必携考古資料の自然科学調査法，174-177. ニュー・サイエンス社.
- 渡辺正巳（2011）松江市西川津遺跡平成19、20年度調査における自然科学分析．主要地方道松江島根線改築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書1 苅捨古墳・西川津遺跡，226-248，島根県教育委員会．
- 渡辺正巳・瀬戸浩二（2011）中世松江平野の古環境．松江市文化財調査報告書 第139集 松江城下町遺跡（殿町287番地）・（殿町279番地外）発掘調査報告書-松江歴史館整備事業に伴う発掘調査報告書-自然科学分析・写真図版編，松江市教育委員会・財団法人松江市教育文化振興事業団，30-36，島根
- 渡辺正巳・瀬戸浩二（2012）松江平野の古環境(1)―県道城山北公園線発掘調査に関連して(1)―．松江城研究，1，49-59，松江市教育委員会．
- 渡辺正巳・瀬戸浩二（2013）松江平野の古環境(2)―県道城山北公園線（大手前通り）発掘調査に関連して(2)―．松江城研究，2，35-44，松江市教育委員会．
- 渡辺正巳・中川 寧（2013）山陰の木製品の樹種と植生について．木製品から見た古代の暮らし，37-48，島根県古代文化センター，島根県．

（わたなべ まさみ 文化財調査コンサルタント(株)代表取締役・島根大学汽水域研究センター）
（せと こうじ 島根大学汽水域研究センター准教授）

松江市史編纂日誌

平成20年度から平成31年度にかけての松江市史編纂事業が平成25年度でその期間のほぼ半ばを迎えたことから、今号の松江市史研究ではこれまでの主な活動状況をまとめて掲載するものである。

1. 松江市史編纂における主な活動状況【平成20年度～平成25年度（9月30日まで）】

平成20年

期 日	内 容	備 考
7月4日	第1回松江市史編纂検討委員会	〔議題〕①市史の編纂方針、②市史の内容（構成）
7月25日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕松江市史編纂基本計画（素案）について（出版計画、執筆者など）
7月31日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕松江市史編纂基本計画（素案）について（具体的な編集構成、出版予定年、完成年、大まかな時期区分、編集・執筆陣の基本方針など）
8月28日	第2回松江市史編纂検討委員会	〔議題〕松江市史編纂基本計画（素案）について（松江市史編纂の必要性と目的、松江市の目指す新しい市史、市史編纂の方針、市史の内容、出版計画、市史編纂上の基礎調査と付帯出版物、市史編纂体制）
9月2～6日	松江藩家老三谷家文書調査	
9月30日	松江市史編纂検討小委員会	〔議題〕松江市史編纂基本計画について
10月8日	第3回松江市史編纂検討委員会	〔議題〕松江市史編纂基本計画について
10月20日	松江市史編纂基本計画提出	松江市史編纂検討委員会藤岡大拙委員長から松浦正敬松江市長へ

平成21年

期 日	内 容	備 考
6月15日	第1回松江市史編纂委員会	〔議題〕①松江市史編纂基本計画について ②松江市史の構成と出版計画について ③松江市史編纂体制について ④平成21年度事業計画について
6月21日	第1回松江市史編集委員会	〔議題〕①第1回松江市史編纂委員会（6月15日開催）の報告について ②松江市史各巻の体裁について ③史料編「近世Ⅰ」の構成・掲載史料・体裁について
6月21日	原始古代史部会	〔議題〕①部会の任務と構成の検討 ②史料編・通史編の編纂方針の検討
6月21日	中世史部会	
6月21日	近世史部会	
6月21日	近現代史部会	
6月22日	民俗部会	〔議題〕①調査項目の分担、合同調査の予定、調査方針等の検討
7月27日	自然環境部会	〔議題〕①出版計画に向けた準備
7月29日 ～8月1日	松江藩家老三谷家文書調査	
8月10日	近現代史部会	
8月21日	民俗調査	恵曇地区聴き取り調査
8月23日	民俗調査	八束地区聴き取り調査
8月23日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の編集方針の検討
8月24日	第2回松江市史編集委員会	〔議題〕①各専門部会の進捗状況について ②平成22年度事業計画について ③史料編『考古資料編（原始・古代・中世）』（仮題）の編集方針について
8月24日	原始古代史部会	〔議題〕①史料編の編集方針の検討

期 日	内 容	備 考
8月24日	中世史部会	
8月24日	近世史部会	
8月25日	民俗調査	美保関地区聴き取り調査
8月28日	民俗調査	秋鹿地区聴き取り調査
8月30日	民俗調査	片江地区聴き取り調査
9月9日	自然環境部会	〔議題〕①工程表の検討
9月21日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の掲載遺跡、判型、遺跡一覧等の検討
10月17日	古代専門部会	〔議題〕①史料編「古代・中世Ⅰ」の判型、版面設定、掲載史料の検討
10月27日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の掲載遺跡・執筆者、凡例等の検討
10月30日	第2回松江市史編纂委員会	〔議題〕①松江市史編纂事業の進捗状況について ②松江市史編纂体制について
11月1日	「市史編纂だより①」発行 (市報松江11月号に掲載)	〔タイトル〕松江市史の編纂が始まりました ・市史編纂の必要性、市史編纂の基本方針、松江市史の構成、出版計画
11月18日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の版面、資料集成、個別遺跡解説等の検討
12月25日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」のスケジュール、版面設定、執筆要領の検討

平成22年

期 日	内 容	備 考
1月27日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の執筆状況の確認 ②史料編「考古資料」の資料集成の検討
3月1日	「市史編纂だより②」発行 (市報松江3月号に掲載)	〔タイトル〕松江市史への思い(編纂委員)
3月3日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の執筆状況イメージ、掲載遺跡の追加の検討
3月14日	古代専門部会	〔議題〕①史料検索の進捗状況の確認 ②史料編「古代・中世Ⅰ」の構成の検討
3月26日	『松江市歴史叢書』2 (松江市史研究1号)発行	〔内容〕「新『松江市史』編纂の意義」(井上委員)、「第一次桂太郎内閣下の府県廃合計画と福岡世徳・松江市長の上京活動」(竹永委員)、「島根県における鉄道敷設運動の出発」(沼本)、「堀尾吉晴・忠氏父子に関する基礎的考察」(福井)、「松江藩主の居所と行動」(西島)、「松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について」(岡崎ほか)、「将軍家を祀った東照宮と圓流寺」(山根克彦)、「堀尾氏関係史料目録」(福井)
3月30日	民俗部会	〔議題〕①調査結果の報告
4月27日	考古専門部会	〔議題〕①平成22年度活動計画の検討 ②史料編「考古資料」の内容検討
5月1日	「市史編纂だより③」発行 (市報松江5月号に掲載)	〔タイトル〕松江の歴史像に迫る本 ふるさと文庫で発刊
5月9日	民俗部会	〔議題〕①別編「民俗編」の編集方針の検討 ②平成22年度の調査計画の検討
5月15日	松江市史シンポジウム	〔第一部〕基調報告「今なぜ『松江市史』の編纂なのか」 〔第二部〕パネルディスカッション「松江の歴史像を探る」
5月16日	松江市史合同部会	〔議題〕①史料編「近世Ⅰ」における差別的表現の取り扱いについて ②各部会の進捗状況について ③啓発活動(市民との意見交換や情報提供)について
5月16日	古代専門部会	〔議題〕①史料編「古代・中世Ⅰ」の史料掲載方針の検討 ②原稿スタイルの検討
5月16日	中世史部会	〔議題〕①史料編「古代・中世Ⅰ」の今後の作業内容の確認
5月16日	近世史部会	〔議題〕①今後の作業内容の確認
5月16日	近現代史料調査	合同汽船関連史料調査
5月19日	自然環境部会	〔議題〕①編集計画(工程表)の検討

期 日	内 容	備 考
5月31日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の資料集成の検討 ②個別遺跡解説の原稿提出状況の確認
6月16日	松江市内寺社史料調査検討委員会	〔議題〕 ①事業計画について ②調査先（候補）について ③調査方法について
6月21日	民俗調査	城東地区聴き取り調査
6月25日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の資料集成の検討 ②個別遺跡解説の原稿提出状況の確認
7月2日	民俗調査	白潟地区聴き取り調査
7月26日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の出土文字資料の編集方針の検討
7月29, 30日	古代専門部会	〔議題〕 ①史料編「古代・中世Ⅰ」の掲載史料の選別作業の実施 ②執筆分担の検討
8月1日	「市史編纂だより④」発行 (市報松江8月号に掲載)	〔タイトル〕 後世に残したい松江市の「自然」・「景観」を募集します
8月6, 7日	絵図調査	山口県内絵図調査(大矢編集委員)
8月7日	民俗調査	城北地区聴き取り調査
8月8～10日	中世史料調査	史料編「古代・中世Ⅰ」の掲載史料(秋上家文書)の原本校正
8月10～12日	古代史料調査	愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵史料調査(大日方編集委員)
8月11日	松江市史部会長会議	〔議題〕 ①史料編「近世Ⅰ」における差別的表現の取り扱いについて ②各部会の進捗状況について
8月12, 13日	古代史料調査	奈良県内出土木簡調査(佐藤編集委員・平石専門委員)
8月18日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の個別遺跡解説の原稿提出状況の確認
8月18～30日	佐太神社所蔵史料調査	
8月21日	民俗調査	城西地区聴き取り調査
8月25日	絵図・地図部会	〔議題〕 ①史料編「絵図・地図」の編集方針、今後の作業内容の確認
9月1日	史料調査協力員の会	〔議題〕 ①松江市史編纂事業について ②史料(資料)に関する情報提供について
9月6～10日	松江藩家老三谷家文書調査	
9月9日	近現代史部会	〔議題〕 ①通史編の基本構成及び執筆分担の検討
9月10日	近現代史料調査	大庭公民館所蔵史料調査
9月14日	松江城部会	〔議題〕 ①別編「松江城」の編集方針、調査計画の検討
9月15～19日	近世史料調査	秋田・山形県内史料調査(小林編纂委員・岸本編集委員)
9月17日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の個別遺跡解説の原稿提出状況の確認
9月18, 19日	絵図調査	兵庫・岐阜県内絵図調査(大矢編集委員、上杉専門委員)
9月19日	松江城部会	〔議題〕 ①絵図・地図部会、近世史部会との役割分担の検討
10月1日	市史編纂コラム(ホームページ)掲載	〔タイトル〕 堀尾但馬の子孫・堀尾方善の後半生
10月13, 14日	近現代史料調査	大庭公民館所蔵史料調査
10月14日	絵図調査	広島大学所蔵絵図調査(大矢編集委員、乾編纂委員)
10月19日	自然環境部会	〔議題〕 ①進捗状況の確認 ②今後の予定の検討 ③通史編の執筆計画の検討
10月20日	松江城部会(建築小部会)	〔議題〕 ①建築小部会の体制構築について ②別編「松江城」の構成・執筆分担等について ③今後の調査予定等について
10月24日	民俗部会	〔議題〕 ①調査日程の確認 ②調査細目(執筆細目)について ③平成22年度調査報告会について

期 日	内 容	備 考
10月25日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の個別遺跡解説の原稿提出状況の確認 ②通史編「自然環境・原始・古代」について ③東京国立博物館所蔵遺物調査について
10月26日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 銀山と松江藩との借金バトル
11月1日	「市史編纂だより⑤」発行 （市報松江11月号に掲載）	〔タイトル〕 箱底からの宝の出現
11月1,2日	古代専門部会	〔議題〕 ①史料編の掲載史料の選別作業の実施 ②キコジ遺跡出土墨書土器・中殿遺跡出土木簡の釈文確認 ③今後の予定の検討 ④通史編についての検討
11月4日	松江城関連調査	大井町岩汐石切場調査
11月9日	朝日寺所蔵史料調査	
11月16～18日	松江城関連調査	石材産地（岩石）調査（先山専門委員）
11月17～19日	近現代史料調査	大庭公民館所蔵史料調査
11月19日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の個別遺跡解説の原稿提出状況の確認 ②東出雲町の遺跡について ③年代観の確認 ④12月に行う原稿確認について
11月23日	松江城関連調査	松江城石垣調査（乗岡専門委員）
11月25日	松江市史編纂委員会	〔議題〕 ①松江市史編纂基本計画の変更について ②平成22年度の事業経過報告について ③平成23年度の事業計画について ④市史の体裁について
11月26日	近現代史料調査	八束支所・美保関支所所蔵史料調査
11月26日	絵図調査	東京都内絵図調査（大矢編集委員、上杉専門委員、高安専門委員）
11月29日	神魂神社所蔵史料調査	
11月29,30日	松江城関連調査	松江城下町遺跡調査（松尾専門委員）
12月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 上空に現れる謎の物体
12月6～8日	佐太神社所蔵史料調査	
12月10日	松江城部会（城郭史小部会）	〔議題〕 ①章・節立てについて ②ページ割りと体裁について ③今後の調査活動について ④部会員の増員について
12月12日	絵図・地図部会	〔議題〕 ①絵図地図名の命名基準について ②史料編「絵図地図」の掲載資料の選定
12月14日	近現代史料調査	八束支所所蔵史料調査
12月15,16日	信楽寺所蔵史料調査	
12月19日	考古専門部会	史料編「考古資料」原稿確認会
12月19日	近世史部会	〔議題〕 ①史料編「近世Ⅰ」の編集について ②史料編「近世Ⅱ」（藩法集）の編集について ③史料編「近世Ⅲ」の編集について ④通史編の執筆分担の検討と次回以降の予定 ⑤史料調査状況等の報告 ⑥絵図部会との調整
12月21日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編「考古資料」の原稿集約状況について ②東出雲町の遺跡について ③12/19の原稿確認会の結果について
12月24日	松江城関連調査	大井・大海崎石切場調査
12月25,26日	松江城関連調査	松江城・城下町調査（松尾専門委員、山上専門委員）
12月29日	考古専門部会	史料編「考古資料」原稿確認会

平成23年

期 日	内 容	備 考
1月6日	考古専門部会	史料編「考古資料」（旧石器時代）原稿読み合わせ
1月7日	部会長会議	〔議題〕市史講演会の検討、各部会からの報告 など
1月8,9日	古代専門部会	〔議題〕①史料編の掲載史料の選定、凡例の検討、原稿読み合わせ ②史料編「古代・中世Ⅰ」における古代・中世の頁配分の検討
1月16,30日	考古専門部会	史料編「考古資料」（古墳時代）原稿読み合わせ
1月19日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の原稿提出状況の確認 ②史料編「考古資料」の字数・行数・字体・フォントの検討
2月1日	「市史編纂だより⑥」発行 (市報松江2月号に掲載)	〔タイトル〕『秘書』の発見
2月3日	考古専門部会	〔議題〕史料編「考古資料」の原稿提出状況の確認、凡例の検討
2月3,4日	洞光寺所蔵史料調査	
2月12,18日	考古専門部会	史料編「考古資料」（古墳時代）原稿読み合わせ
2月13日	考古専門部会	史料編「考古資料」（奈良・平安時代）原稿読み合わせ
2月14,15日	古代史料調査	奈良県内出土木簡調査(佐藤編集委員・平石専門委員)
2月16日	松江城部会	〔議題〕①別編の構成の検討 ②これまでの調査・研究成果の確認 ③今後の調査・研究の検討など
2月23,24日	信楽寺所蔵史料調査	
2月28日～3月1日	絵図調査	東京都内絵図調査(川村専門委員)
3月1日	「市史通信No.1」発行 (市報松江3月号に折込)	〔内容〕①『松江市史』第1回配本・史料編「近世Ⅰ」の概要紹介 ②専門部会ごとの各部会長の抱負 ③刊行計画、編纂体制の概要紹介
3月5日	松江城関連調査	富田城石垣調査(乗岡専門委員)
3月7日	近現代史料調査	松江市役所文書調査(能川編集委員、鬼嶋編集委員)
3月8日	近現代史部会	〔議題〕①市内巡見(八束町、市内団地) ②金沢市史編纂に関する話題提供(能川編集委員) ③史料編の構成の検討など
3月8,9日	近世史料調査	草津宿関連史料調査(鳥谷編集委員)
3月9～11日	古代史料調査	本居宣長記念館所蔵史料調査(森田専門委員)
3月10日	考古専門部会	〔議題〕①史料編「考古資料」の原稿提出状況・協力者一覧の確認
3月10,11日	近現代史料調査	東京都内史料調査(居石編集委員)
3月13日	考古専門部会	史料編「考古資料」（古墳時代）原稿読み合わせ
3月22,23日	古代専門部会	〔議題〕①平成23年度の部会活動の検討 ②史料編の口絵・凡例・解説の検討 ③史料編の原稿の読み合わせ ④通史編の構成の検討など
3月24,25日	松江城関連調査	三刀屋城跡調査(中井専門委員)
3月25日	『松江市歴史叢書』4 (松江市史研究2号)発行	〔内容〕「応仁・文明の乱と尼子氏」(原委員)、「島根県民俗学関連雑誌等目次総論」(山崎委員)、「宗教施設と宗教者からみた近世出雲の特徴」(小林委員)、「松江市史編纂日誌」、「附松江市史編纂基本計画」
3月28日	部会長会議	〔議題〕①各部会からの報告 ②市史講座の確認 ③平成23年度事業計画の検討 ④史料編の凡例の検討 ⑤編集委員会の議題の検討など
4月1日	市史編纂コラム（ホーム ページ）掲載	〔タイトル〕伊能測量を契機に正確な地図を作った松江藩の人々(乾委員(絵図・地図部会)等)
4月3日	民俗部会	〔議題〕①平成22年度調査報告 ②別編「民俗」の構成の検討など
4月5日	考古専門部会	〔議題〕史料編の進捗状況の確認など

期 日	内 容	備 考
4月17日	考古専門部会	史料編「考古資料」（中世、弥生時代）原稿読み合わせ
4月18～20日	熊野大社所蔵史料調査	
4月19日	松江城関連調査	松江城関連石切場調査(大海崎・上本庄)
4月26日	松江市内寺社史料調査検討委員会	
4月26, 27日	考古資料調査	東京国立博物館所蔵松江市内出土遺物調査(勝部委員)
5月2日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 佐太神社の神在祭(品川委員(民俗部会))
5月6日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況、凡例の確認など
5月7日	近世史部会	〔議題〕 史料編の凡例、内容・構成の検討、通史編の執筆分担の検討など
5月7, 8日	古代専門部会	〔議題〕 史料編凡例、史料解題の検討、原稿提出状況の確認、読み合わせ
5月7, 8日	中世史部会	〔議題〕 ①史料編の史料選定、区分、役割分担等の検討、読み合わせ ②通史編の検討など
5月8日	民俗部会	〔議題〕 平成23年度の調査計画の検討など
5月8日	松江市史編集委員会	〔議題〕 ①平成22年度事業報告、平成23年度事業計画 ②各部会からの報告 ③市史講座について ④凡例について ⑤通史編について ⑥『松江市史研究』について
5月9～11日	熊野大社所蔵史料調査	
5月10日	松江城部会土木史グループ会	〔議題〕 平成23年度の調査研究、『松江城研究』の執筆方針の検討など
5月11日	松江城部会建築史グループ会	〔議題〕 平成23年度の調査研究、『松江城研究』の執筆方針の検討など
5月14日	松江城部会城郭史調査	松江城石垣調査(乗岡委員)
5月16, 17日	安国寺所蔵史料調査	
5月27日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況、資料集成、位置図の確認など
5月29日	絵図調査	神戸市立博物館所蔵絵図調査(大矢委員、上杉委員)
6月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 床几山の水道施設と外灯(足立委員(松江城部会))
6月9, 10日	安国寺所蔵史料調査	
6月10日	松江城部会城郭史グループ会	〔議題〕 調査研究と別編の編纂予定、『松江城研究』の執筆方針の検討など
6月21日	松江城部会建築史調査	武家屋敷建築調査
6月27日	津山市視察受入（市史編纂事業）	
7月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 中世松江の「筌(うけ・せん)」漁業（前編）(西田委員(中世史部会))
7月2日	松江市史講座	〔タイトル〕 絵図に見る水の都・松江(上杉委員(絵図・地図部会))
7月3日	絵図・地図部会	〔議題〕 史料編の全体構成と掲載絵図の選定など
7月4日	松江城部会建築史調査	養益舎・武家屋敷長屋門建築調査
7月5, 11, 21日	松江城部会建築史グループ会	「竹内右兵衛書つけ」の読み合わせなど
7月7日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認など
7月17日	民俗調査	大庭地区聴き取り調査
7月19, 20日	宮川家文書調査	
7月23日	民俗調査	八雲地区聴き取り調査
7月24日	民俗調査	玉湯地区聴き取り調査

期 日	内 容	備 考
8月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 松江藩士松原基と『消暑漫筆』（宇野田委員（近世史部会））
8月2, 3日	松江城部会城下町遺跡検討会	〔議題〕 城下町遺跡の遺構間の層序や動植物相の検討など
8月5日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認など
8月7日	自然環境部会	〔議題〕 通史編の執筆構成の検討など
8月7日	松江市史部会長会議	〔議題〕 ①平成23年度事業報告、平成24年度事業計画について ②各部会からの報告 ③平成23年度市史編纂委員会での議題について ④松江市史講座について
8月19日	松江城部会城郭史調査	嫁が島調査
8月20日	松江市史講座	〔タイトル〕 宍道湖畔に築かれた松江城（山根委員（松江城部会））
8月21日	民俗調査	忌部地区聴き取り調査
8月27, 28日	近現代史料調査・聞き取り調査	島根県立図書館史料調査・聞き取り調査（鬼嶋委員）
8月29日	近現代史部会	〔議題〕 史料編の収録史料・通史編の執筆分担の検討など
8月30日	近現代史料調査	旧東出雲町役場文書調査
8月29～31日	古代専門部会	〔議題〕 史料編の版面・口絵案の検討・読み合わせ、通史編の構成案の検討
9月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 七類の大敷網（おおしきあみ）（越川委員（自然環境部会））
9月2日	松江考古学のあゆみ座談会	
9月6日	三谷家文書運搬	
9月8日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、通史編の執筆項目の検討など
9月10日	松江市史講座	〔タイトル〕 近世水運と松江（多久田委員（近世史部会））
9月15, 16日	絵図調査	東京方面絵図調査（大矢委員）
9月17, 18日	近世史部会	〔議題〕 史料編・通史編の構成案の検討など
9月24, 25日	中世史部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、通史編の執筆内容の検討など
9月25日	民俗部会	〔議題〕 映像・音声資料の取扱いの検討、今後の予定の確認など
10月3日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 東京出雲学生会（竹永委員（近現代史部会））
10月6日	考古専門部会	〔議題〕 ①史料編の進捗状況の確認、追加掲載遺跡や用語解説・用語の検討 ②通史編の執筆予定項目の検討、今後の予定の確認
10月7日	松江市史編纂委員会	〔議題〕 ①平成23年度事業経過報告について ②24年度事業計画について ③各部会からの報告 ④「近世Ⅰ」「考古資料」の出版について
10月10日	考古専門部会	史料編の古墳時代の原稿確認（校正）
10月15日	考古専門部会	史料編の中世・近世の原稿確認（校正）
10月19日	考古専門部会	〔議題〕 通史編の構成（執筆項目）の検討
10月22日	松江城関連調査	松江城関連石垣調査（乗岡委員）
10月26日	三谷家文書整理協議	
10月29日	松江市史講座	〔タイトル〕 中世水運と松江（長谷川委員（中世史部会））
10月30日	考古専門部会	史料編の奈良・平安時代の原稿確認（校正）
10月31日	考古専門部会	史料編の弥生時代の原稿確認（校正）
11月1日	「市史編纂だより⑦」発行（市報松江11月号に掲載）	〔タイトル〕 『報国』—失敗に終わった改革第一弾—

期 日	内 容	備 考
11月3日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 松江城下町商家の儉約計画(渡辺委員(近世史部会))
11月11日	松江城部会建築史調査	武家屋敷建築調査
11月12日	松江市史講座	〔タイトル〕 古代出雲の須恵器生産と中海・宍道湖の水運(丹羽野委員(原始古代史部会(考古専門部会)))
11月21日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、目次・凡例・口絵・用語解説などの検討
11月25日	松江城部会	〔議題〕 ①別編の掲載史料や執筆項目について ②『松江城研究』について ③研究報告会について
11月26日	松江城研究報告会	〔シンポジウム〕 松江城研究の最前線ーわかったこととこれからとー
11月29日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、用語解説などの検討
12月1日	「市史編纂だより⑧」発行(市報松江12月号に掲載)	〔タイトル〕 『治国譜』—松江藩の大改革 「御立派の改革」を記す貴重な書
12月3日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 図解で知る近代化以前の山陰漁業(伊藤委員(近現代史部会))
12月2日	自然環境部会	〔議題〕 通史編の執筆構成の検討 など
12月3日	絵図・地図部会	〔議題〕 史料編の全体構成と掲載絵図の選定 など
12月5日	近世史料調査	京都大学史料調査(岸本委員)
12月10日	松江市史講座	〔タイトル〕 宍道湖の恵みと宍道湖漁業(伊藤委員(近現代史部会))
12月10, 11日	古代専門部会	〔議題〕 史料編の目次・口絵・ルビの検討、通史編の構成の検討など
12月20, 21日	松江城関連調査	松江城関連山城（赤穴城）調査(中井委員)
12月22日	中世史料調査	三木家文書（香川県）調査(川岡委員)
12月25日	『松江市史』発行(第1弾)	「史料編5 近世Ⅰ」

平成24年

期 日	内 容	備 考
1月1日	「市史編纂だより⑨」発行(市報松江1月号に掲載)	〔タイトル〕 『出雲録』
1月4日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 美保関町七類の「鉾盗られ物語」のこと(酒井委員(民俗部会))
1月6日	部会長会議	〔議題〕 ①『松江市史 史料編5 近世Ⅰ』の発刊について ②松江市史講座について ③各部会からの報告など
1月14日	新聞広告掲載	『松江市史 史料編5 近世Ⅰ』発刊
1月14日	松江市史講座	〔タイトル〕 龍蛇と神在祭 海への信仰(品川委員(民俗部会))
1月25日	考古専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認・口絵の検討、通史編の検討
1月28～30日	古代専門部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、通史編の検討など
1月29日	原始古代史部会	〔議題〕 通史編の検討
2月1日	「市史編纂だより⑩」発行(市報松江2月号に掲載)	〔タイトル〕 『土工記』
2月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 伊能忠敬 第八次測量隊の足跡をたどる(乾委員(絵図・地図部会)ほか)
2月6～8日	熊野大社文書調査	
2月11日	松江市史講座	〔タイトル〕 宍道湖の誕生と治水・災害(品川委員(民俗部会))
2月13日	松江城部会建築史グループ会	〔議題〕 武家屋敷調査の集約、「建物図」の取扱いの検討など
2月27日	近世史部会	〔議題〕 史料編の進捗状況の確認、通史編の執筆分担の検討など
3月1日	「市史編纂だより⑪」発行(市報松江3月号に掲載)	〔タイトル〕 松江考古学120年のあゆみ

期 日	内 容	備 考
3月1日	「市史通信No.2」発行 (市報松江3月号に折込)	〔内容〕①『松江市史』第2弾・史料編「考古資料」の概要紹介 ②刊行計画、市史講座、市史編纂コラムの概要紹介 ③「松江考古学120年の集大成について」
3月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕『（竹内右兵衛書つけ）』について（和田委員（松江城部会））
3月2日	松江城関連調査	松江城関連石材調査（先山委員）
3月3日	松江城部会	〔議題〕①別編の掲載資料や執筆項目について ②『松江城研究』について ③市史講座について
3月6日	原始古代史部会（通史編作業部会）	〔議題〕通史編の検討
3月5日	近現代史料調査	日赤島根県支部所蔵文書調査（鬼嶋委員）
3月6日	近現代史料調査	松江赤十字病院図書室調査、島根県公文書センター調査（鬼嶋委員）
3月7日	近現代史部会	〔議題〕史料調査状況の確認、通史編の執筆項目・分担の検討など
3月8,9日	近現代史料調査	旧東出雲町役場文書・島根県立図書館所蔵史料調査（能川委員・鬼嶋委員）
3月10日	松江市史講座	〔タイトル〕シンポジウム「世界に開かれた松江」
3月15日	古代専門部会	〔議題〕史料編の進捗状況の確認、通史編の構成の検討など
3月17,18日	中世史部会	〔議題〕史料編の進捗状況の確認など
3月18日	考古専門部会	〔議題〕史料編の贈呈、通史編の検討など
3月24,25日	松江城関連調査	三刀屋城跡調査（中井専門委員）
3月19日	『松江市史』発行（第2弾）	「史料編2 考古資料」
3月21日	『松江市歴史叢書』5 (松江市史研究3号)発行	〔内容〕「絵図と測量図に見る大橋川の歴史」（徳岡、高安委員、大矢委員）、「2000年代に島根半島沿岸域の定置網で漁獲された魚介類の季節変動および年変動」（勢村）、「松江市沿岸海域の魚類」（越川委員）、「島根県の弥生時代鉄器集成」（池淵）、「出雲の子持壺集成」（池淵）、「出雲国司補任表（稿）」（大日方委員）、「島根県立図書館所蔵「桃家資料」」（宇野田委員）、「寛永期に2度作成された中国筋絵図」（川村委員）、「松江市史編纂日誌」、「松平直政論」（三宅委員）
3月21日	『松江城研究』1号発行	〔内容〕松江城研究報告会「松江城の最前線ーわかったこととこれからとー」、「堀尾氏の出雲支配における支城」（中井委員）、「松江平野の古環境（1）」（渡辺正巳委員・瀬戸）、「【史料翻刻・解題】「（竹内有兵衛書徒希）」（和田委員）
3月23日	松江城関連調査	丸亀市立資料館所蔵絵図調査（渡辺理絵委員・大矢委員）
3月25日	新聞広告掲載	『松江市史 史料編2 考古資料』発刊
3月25日	自然環境部会	〔議題〕通史編の執筆項目の検討など
3月25日	民俗部会	〔議題〕23年度調査状況の確認、別編の執筆項目の検討など
3月26日	部会長会議	〔議題〕①23年度事業報告、24年度事業計画・予算について ②各部会からの報告 ③24年度編纂委員会での議題と通史編の検討 ④「考古資料」の発刊と「近世Ⅰ」「考古資料」の総括など
4月1日	「市史編纂だより⑫」発行 (市報松江4月号に掲載)	〔タイトル〕松江考古学120年の歩みー遺跡の保存運動ー
4月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕国内最古の人物埴輪セット-石屋古墳-(西尾委員(原始古代史部会))
4月14日	松江市史講座	〔第1部〕気象災害からみる松江の気候(田坂委員(自然環境部会)) 〔第2部〕神社における都市住民の信仰と芸能(小林委員(近世史部会))
4月21日	石造物調査	洞光寺
4月24日	「ふみのしるべ」(ホームページ)掲載	〔タイトル〕出雲私史
4月27日	松江城部会建築史グループ会	〔議題〕別編「松江城」の項目の検討、今後の調査研究の確認など
5月1日	「市史編纂だより⑬」発行 (市報松江5月号に掲載)	〔タイトル〕松江考古学120年の歩みー史跡を守ったエピソードー

期 日	内 容	備 考
5月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕江戸時代の中海・宍道湖水運の主役「渡海船」（多久田委員（近世史部会））
5月1, 2日	松江城関連調査	松江城関連山城（三沢城）調査（中井委員）
5月9日	考古専門部会	〔議題〕通史編の項目・内容の検討など
5月15日	絵図調査	尊経閣文庫所蔵絵図調査（大矢委員）
5月16, 17日	絵図調査	宮城県立図書館所蔵絵図調査（大矢委員、渡辺（理）委員）
5月19日	松江市史講座	〔第1部〕中世の松江市域と橋（西田委員（中世史部会）） 〔第2部〕『出雲国風土記』と松江地域（野々村委員（原始古代史部会））
5月24, 25日	松江城部会城下町遺跡検討会	〔議題〕城下町遺跡の遺構・遺物の検討など
5月26日	石造物調査	道榮寺
5月26, 27日	松江城関連調査	松江城石垣の調査（乗岡委員）、松江城関連山城の調査（山上委員）
5月27日	民俗部会	〔議題〕別編「民俗」の項目の検討、今年度の調査予定の確認など
5月30日	松江市内寺社史料調査検討委員会	
6月1日	「市史編纂だより⑭」発行（市報松江6月号に掲載）	〔タイトル〕松江考古学120年の歩みー遺跡から見つかる古代の文字資料ー
6月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕気象の記録あれこれ（田坂委員（自然環境部会））
6月1日	「ふみのしるべ」（ホームページ）掲載	〔タイトル〕懐橘談
6月3日	松江市史編集小委員会	〔議題〕①通史編の編集スケジュールについて ②通史編の編集方針について ③各部会からの報告（松江市域の持つ歴史的特徴について）
6月6日	松江城部会城郭史グループ会	〔議題〕別編「松江城」の項目の検討、今後の調査研究の確認など
6月12, 13日	絵図調査	松江・出雲市内絵図調査（川村委員）
6月16日	松江市史講座	〔第1部〕東京の松江、大阪の松江（竹永委員（近現代史部会）） 〔第2部〕松江市の動物たちー過去・現在・未来ー（佐藤（仁）委員（自然環境部会））
6月16日	自然環境小部会	〔議題〕通史編の執筆方針・構成の確認・検討など
6月23, 24日	中世史部会	〔議題〕史料編の校正方法の確認、通史編の執筆内容の検討など
6月23, 24日	近世史部会	〔議題〕史料編の校正・掲載史料の確認、通史編の執筆内容の検討など
6月24日	近現代史部会	〔議題〕史料編の掲載史料の確認、通史編の執筆内容の検討など
6月24日	松江市史編集委員会	〔議題〕①事業報告、事業計画 ②各部会からの報告 ③通史編について
6月26日	松江城部会土木史グループ会	〔議題〕別編「松江城」の項目の検討、今後の調査研究の確認など
7月2日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕松江市指定文化財（建造物）武家屋敷（足立委員（松江城部会））
7月2日	「ふみのしるべ」（ホームページ）掲載	〔タイトル〕松江亀田山千鳥城取立之古説
7月10日	建造物調査	養益舎
7月15日	古代専門部会	〔議題〕史料編の校正作業等の確認、通史編の項目・内容の検討など
7月14, 15日	松江城部会	〔議題〕別編「松江城」の項目の検討、今後の調査研究の確認など
7月15日	絵図・地図部会	〔議題〕史料編「絵図・地図」の原稿の確認と出版に向けた検討など
7月15日	松江市史講座	〔第1部〕律令国家と出雲（佐藤（信）委員（原始古代史部会）） 〔第2部〕絵図にみる城下町松江（渡辺（理）委員（絵図・地図部会））

期 日	内 容	備 考
7月15日	石造物調査	秋鹿
7月17日	建造物調査	渋谷家
7月24日	建造物調査	宍道：土江家
8月1日	市史編纂コラム（ホームページ）掲載	〔タイトル〕 まぼろしの松江城博覧会（前編）（山根委員（松江城部会））
8月7日	建造物調査	秋鹿：香川家
8月11日	考古専門部会	〔議題〕 通史編について
8月11日	松江市史講座	〔第1部〕 松江に人が住み始めた頃（丹羽野委員（原始古代史部会）） 〔第2部〕 室町時代の京極氏と出雲支配（川岡委員（中世史部会））
8月12日	石造物調査	八雲
8月21日	建造物調査	八雲：岩田家
9月2日	石造物調査	報恩寺
9月4日	建造物調査	天倫寺
9月8日	松江市史講座	〔第1部〕 平安時代の出雲の受領（大日方委員（原始古代史部会）） 〔第2部〕 松江市南部農村部のムラ（喜多村委員（民俗部会））
9月8日	松江市史部会長会議	〔議題〕 ①事業報告、事業計画 ②松江市史編集状況について ③編纂委員会の議題について ④来年度の市史講座の組み方について ⑤通史編の編集小委員会の開催について
9月10日	自然環境部会	〔議題〕 通史編の執筆方針・構成の検討、今後の予定の確認 など
9月10日	絵図・地図小部会	〔議題〕 史料編「絵図・地図」の読み合わせ など
9月16日	民俗部会	〔議題〕 別編「民俗」の執筆要領・凡例の検討、今後の予定の確認など
9月17, 18日	近世史料調査	福井県内史料調査（岸本委員、小林委員）
9月18, 25日	建造物調査	三谷家
10月9日	松江市史編纂委員会	〔議題〕 ①事業報告について ②松江市史編集状況について ③事業計画について
10月9日	建造物調査	田野医院
10月14, 15日	石造物調査	高野山
10月19, 20日	松江城関連調査	米子城・松江城石垣の調査（乗岡委員）
10月20日	松江市史講座	〔第1部〕 「ヨモツヒラサカ」を越えた神々（森田委員（原始古代史部会）） 〔第2部〕 戦時期松江の保健衛生と医療（鬼嶋委員（近現代史部会））
10月20日	近現代史部会	〔議題〕 史料編の掲載史料の確認、通史編の執筆分担の確認など
10月23～26日	松江城関連調査	犬山城・松本城の調査（和田委員）
10月24日	建造物調査	清光院
10月27, 28日	古代専門部会	〔議題〕 史料編の校正作業等の確認、今後のスケジュールの確認など
10月29日	執務室移転	
11月3, 4日	松江城関連調査	浜松城・二俣城石垣の調査（乗岡委員）
11月10日	松江市史講座	〔第1部〕 山陰地方の縄文時代（山田委員（原始古代史部会）） 〔第2部〕 松平直政書状を読む（三宅委員（近世史部会））
11月18日	松江潟の内汀線調査	松江潟の内汀線調査検討会
11月18日	考古専門部会	〔議題〕 通史編の検討、平成25年度の市史講座、今後の予定など
11月18日	中世史部会	〔議題〕 史料編Ⅰの校正の検討、Ⅱの史料の確認、通史編の検討など
11月26～30日	三谷権大夫家文書整理	
11月22日	建造物調査	島根半島
12月1, 2日	近世史部会	〔議題〕 史料編Ⅱの校正状況の確認、Ⅲ・Ⅳの史料選定、通史編の検討など

期 日	内 容	備 考
12月2日	絵図・地図部会	〔議題〕史料編「絵図・地図」の原稿の確認と出版に向けた検討など
12月8日	松江市史講座	〔第1部〕松江市の植物(杵村委員(自然環境部会)) 〔第2部〕江戸時代の松江の建造物(足立委員(松江城部会))
12月8,9日	松江城部会	〔議題〕別編の項目立ての検討、今後の調査研究の確認など
12月9日	石造物調査	調査成果検討会
12月9,10日	松江城関連調査	富田城調査(中井委員)
12月16日	民俗部会	〔議題〕別編「民俗」の検討、今後の予定の確認など
12月17,18日	古代専門部会	〔議題〕史料編の全体校正の確認、今後のスケジュールの確認など
12月11,12日	古文書調査	奥原家

平成25年

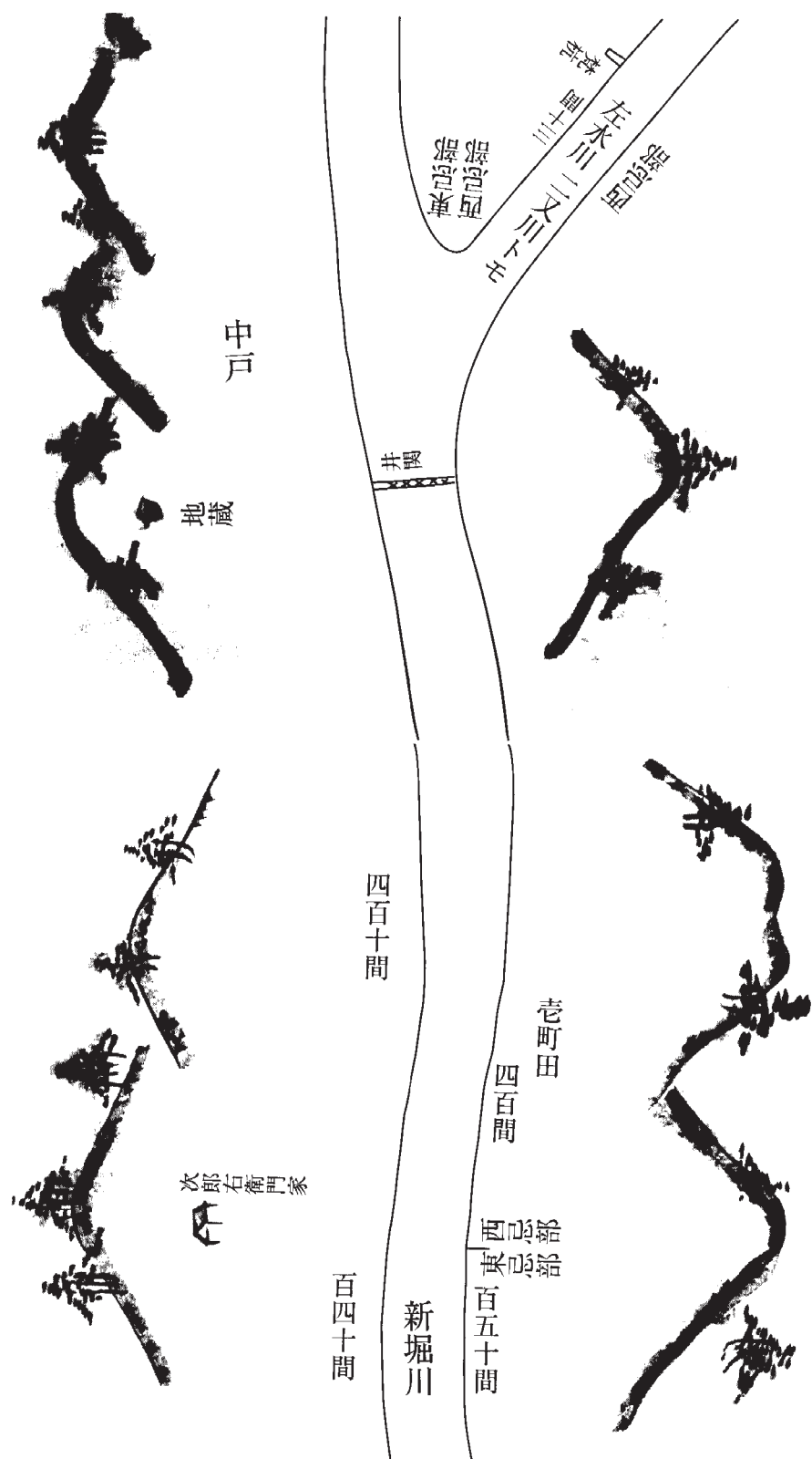
期 日	内 容	備 考
1月12日	松江市史講座	〔第1部〕出雲国の成立(平石委員(原始古代史部会)) 〔第2部〕残らなかった史料から考える(原委員(中世史部会))
1月15,16日	古文書調査	奥原家
1月25日	民俗小部会	〔議題〕写真の検討
1月26日	石造物調査	調査成果検討会
2月1日	「3月発刊予定の松江市史」 (市報松江2月号に掲載)	史料編「古代・中世Ⅰ」「近世Ⅱ」の紹介
2月6日	松江潟の内汀線調査	ジオスライサー調査
2月9日	松江市史講座	〔第1部〕松江の弥生時代(松本委員(原始古代史部会)) 〔第2部〕松江藩の儒学者たち(宇野田委員(近世史部会))
2月10日	考古専門部会	〔議題〕通史編のサンプル原稿の検討など
2月16日	石造物調査	調査成果検討会
2月20,21日	松江市内寺社史料調査	華蔵寺
2月28日	民俗小部会	〔議題〕写真の検討
3月1日	「市史通信No.3」発行 (市報松江3月号に折込)	
3月8日	『松江市歴史叢書』6 (松江市史研究4号)発行	〔内容〕「政府に報告された市内発見の古墳(渡辺貞幸)」「松江市域の横穴墓」(西尾委員・稲田)、「松江城及城下古図」の特徴とその表現方法(渡辺理絵委員・大矢委員)、「明治初年出雲地域における郡別産物の特徴」(鳥谷委員)、「日本新八景の選定をめぐる諸運動と松江市」(長尾)、「松江市史編纂日誌」,「松江における米騒動に関する史料紹介」(能川委員)
3月9日	近現代史部会	〔議題〕史料編の掲載史料の検討・校正分担の確認、今後の計画など
3月9日	松江市史講座	〔第1部〕山代・大庭古墳群と横穴墓(西尾委員(原始古代史部会)) 〔第2部〕歩兵第63連隊の誘致と松江の都市社会(能川委員(近現代史部会))
3月10日	石造物調査	調査成果検討会
3月14日	松江市史部会長会議	〔議題〕①平成24年度事業報告・25年度事業計画・25年度予算について ②各部会からの報告 ③平成25年度市史編集委員会の日程、議題、通史編の検討について ④史料編「古代・中世Ⅰ」「近世Ⅱ」の発刊と編集の総括
3月15日	自然環境部会	〔議題〕通史編のサンプル原稿の検討 など
3月21～23日	松江城関連調査	松江歴史館所蔵城郭図調査(渡辺(理)委員)
3月23日	古代専門部会	〔議題〕通史編のサンプル原稿の検討 など
3月25日	『松江市史』発行(第3・4弾)	「史料編3 古代・中世Ⅰ」「史料編6 近世Ⅱ」

期 日	内 容	備 考
3月25日	『松江城研究』2号発行	〔内容〕再発見の祈祷札「松江城天守創建に関わる祈祷札について」(稲田・内田文恵・居石由樹子)、「松江城祈祷札の樹種同定及びウイグルマッチングによる年代測定」(渡辺正巳委員)、「奉轉讀大般若經六百部武運長久処」祈祷札付着の紙片について(安部己図枝)、「松江城下町絵図と城下町の建設」(水田)、「松江城下町遺跡の土質試験」(河原委員)、「松江平野の古環境(2)」(渡辺正巳委員・瀬戸)、「武家屋敷」創建時の姿を探る」(足立委員)、「松江城城郭施設の推移」(和田委員)、「堀尾氏の出雲支配における支城について(2)」(中井委員)、「満願寺城跡の発掘調査について」(岡崎)、「尼子家復興戦における佐陀江と満願寺城」(山根委員)、「史料翻刻・考察」「御城内惣間数」(和田委員)
3月26日	新聞広告掲載	松江市史史料編3「古代・中世Ⅰ」「近世Ⅱ」発刊(山陰中央新報)
3月26日	松江城関連調査	松江城地盤関連大阪調査(河原委員)
3月28, 29日	近世史部会	〔議題〕史料編Ⅲ・Ⅳの史料選定、通史編の検討など
4月1日	市史編纂コラム(ホームページ)掲載	〔タイトル〕中世 宍道湖の汀線調査見聞録
4月7日	民俗部会	〔議題〕別編「民俗」に向けての中間発表会、本文掲載写真の取扱いの検討など
4月13日	松江市史講座	〔第1部〕宍道湖・中海と魚たち(越川委員(自然環境部会)) 〔第2部〕『土工記』にみる河川の維持管理と藩政改革(東谷委員(近世史部会))
4月26日	松江市史部会長会議	〔議題〕①通史編作成にあたって ②史料編「絵図・地図」掲載の絵図について ③調査謝金・市史の贈呈先等についてなど
5月2, 3日	近世史料調査	津山市内史料(岸本委員)
5月6日	松江城関連調査	宇賀山丘陵
5月7, 8日	松江城関連調査	富田城・米子城(山上委員)
5月11日	考古専門部会	〔議題〕通史編の原稿の検討など
5月11日	民俗部会	〔議題〕別編「民俗」に向けての中間発表会、索引などの検討
5月12日	石造物調査	中世石造物所在確認(島根半島)
5月14日	民俗(建物)調査	本庄庄屋敷
5月16日	民俗(建物)調査	木実方蔵(米田酒造)
5月19日	松江市史講座	〔第1部〕邪馬台国と前方後円墳のはじまり(池淵先生) 〔第2部〕松江市の誕生(居石委員(近現代史部会))
5月25, 26日	松江城関連調査	名古屋城(乗岡委員)
5月28, 29日	松江城下町遺跡検討会	〔議題〕今後の調査・研究のあり方の検討及び城下町遺跡出土遺物調査
5月30日	民俗(建物)調査	木実方蔵(米田酒造)
6月2日	民俗部会	〔議題〕別編「民俗」に向けての中間発表会など
6月6, 8日	民俗(建物)調査	木実方蔵(米田酒造)
6月8日	古代専門部会	〔議題〕通史編の原稿の検討など
6月8日	中世史部会	〔議題〕史料編Ⅱの内容検討・原本校正、通史編の全体構成の検討など
6月8日	近世史部会	〔議題〕史料編Ⅲ・Ⅳの検討、通史編の検討など
6月9日	松江市史編集委員会	〔議題〕①通史編編集のための検討会 ②平成24年度事業報告、25年度事業計画 ③各部会の編纂状況 ④編集体制(専門部会)、編纂計画の一部見直しについてなど
6月9日	近現代史部会	〔議題〕史料編・通史編の検討など
6月12日	近現代史料調査	日赤島根県支部文書
6月12, 13日	近世史料調査	津山市内史料(岸本委員)
6月13日	民俗調査	高梁市木野山神社(喜多村理子委員)

期 日	内 容	備 考
6月15日	松江市史講座	〔第1部〕神と仏の国、出雲(森田委員(古代専門部会)) 〔第2部〕いわゆる「慶長日本総図」の誤認を解く(川村委員(絵図・地図部会))
6月16日	絵図・地図部会	〔議題〕史料編の本図・折図・挿図、記述内容、全体構成の検討など
6月23日	文献・歴史地理・建築グループ会	〔議題〕別編の検討及び兵庫県立歴史博物館所蔵絵図調査
6月29日	城郭史グループ会	〔議題〕①調査状況の確認 ②別編の執筆項目とスケジュールの再検討 ③別編の版組の検討など
7月1日	松江市史部会長会議	〔議題〕①編纂委員会の日程、議題について ②通史編粗原稿の送付方法について ③編纂体制図について ④通史編執筆にあたっての要点整理について ⑤部会間の連携、情報共有について ⑥平成26年度松江市史講座の部会間調整についてなど
7月1日	自然環境部会	〔議題〕通史編の検討など
7月3日	松江市内寺社史料調査検討委員会	
7月13日	松江市史講座	〔第1部〕中世出雲神話の世界と「意宇六社」(井上委員(中世史部会)) 〔第2部〕石垣から松江城を考える(乗岡委員(松江城部会))
7月14日	松江城部会	〔議題〕①事業経過と今後の予定の確認 ②各グループ・編纂室の調査状況等の報告 ③別編の執筆項目と執筆スケジュールの再検討 ④別編の版組の検討など
7月20日	考古専門部会	〔議題〕通史編の原稿の検討など
8月5日	古代専門部会	〔議題〕通史編の原稿の検討など
8月11日	石造物調査	中世石造物所在確認(八束町、東出雲町、玉湯町)
8月17日	松江市史講座	〔第1部〕出雲地方の地質と化石(入月先生) 〔第2部〕民話(鉾盗られ物語ほか)(酒井委員(民俗部会))
8月20日	御用留掲載史料検討会	〔議題〕史料編Ⅲ・Ⅳの検討、通史編の検討など
8月20, 22日	近現代史料調査	旧町村役場文書
9月13日	近現代史料調査	旧町村役場文書(鹿島支所所蔵)
9月14日	近現代史部会	〔議題〕史料編・通史編の検討など
9月18～20日	松江城関連調査	隠岐の山城(中井委員)
9月20～22日	近世史料調査	隠岐地内史料(岸本委員)
9月21日	松江市史講座	〔第1部〕“ブレ出雲国”成立の背景(松尾先生) 〔第2部〕水の都の恩恵と脅威(渡辺委員(近世史部会))
9月21, 22日	中世史部会	〔議題〕史料編Ⅱの原本校正、通史編の全体構成の検討など
9月22日	考古専門部会	〔議題〕通史編の原稿の検討など
9月27日	文献・歴史地理・建築グループ会	〔議題〕文献検討会

2. 松江市史編纂体制図

区分		役割		委員名									
編纂委員会 (編集委員会)	・市史編纂全般に関わる基本的事項の協議 ・市史編纂の成果を市民に還元していく事項の協議 ※住民、行政、専門家が一体となり市史を作り上げるため、地元有識者、専門研究者で構成する。	◎ 藤岡大拙 ・ (同上) ・ 高安克己	・ 安部登 ← (文化財保護審議会会長) ・ 勝部昭	◎ 井上寛司 ○ 井上寛司	・ 乾隆明	・ 引野道生 ・ 小林准士	・ 安部己因枝 ・ 竹永三男	・ 薦谷典子 ・ 大矢幸雄	・ 仁田玲江 ・ 喜多村正	◎委員長 ○副委員長 ←(専門家)			
	・市史全体の編集 ・必要な史料(資料)の調査・整理及び総括 ※市史全体の編集を中心となつて行うため、各分野の専門研究者で構成する。	・ 高安克己	・ 勝部昭 ・ 大日方克己 ・ 佐藤信 ・ 西尾克己	◎ 井上寛司 ○ 井上寛司	◎ 小林准士 ・ 岸本寛 ・ 鳥谷智文 ・ 東谷智 ・ 三宅正浩 ・ 渡辺浩一	○ 小林准士 ・ 岸本寛 ・ 鳥谷智文 ・ 東谷智 ・ 三宅正浩 ・ 渡辺浩一	・ 竹永三男 ・ 伊藤康宏 ・ 居石正和 ・ 能川泰治 ・ 鬼嶋淳	・ 大矢幸雄	・ 西尾克己	・ 喜多村正	◎委員長 ○副委員長		
部会議長	・編纂事業の具体的な内容の企画・立案 ※各部会の部会長で構成する。 ・市史各巻の内容を検討 ・必要な史料(資料)の調査・整理 ※市史各巻の編集を中心となつて行うため、担当専門分野の専門研究者で構成する。	・ 高安克己	・ 勝部昭	◎ 井上寛司	◎ 小林准士	◎ 井上寛司	◎ 小林准士	・ 大矢幸雄	・ 西尾克己	◎部会長 ○編集委員 orGL			
		◎ 高安克己 ・ 佐藤仁志 ・ 越川敏樹 ・ 秋村喜則 ・ 浜田周作 ・ 田坂郁夫	◎ 勝部昭 《考古専門部会》 ○ 西尾克己 ・ 丹羽野裕 ・ 山田康弘 ・ 松本岩雄 ・ 平石充 《古代専門部会》 ○ 大日方克己 ○ 佐藤信 ・ 平石充 ・ 野々村安浩 ・ 森田喜久男	◎ 井上寛司 ○ 西田友広 ○ 川岡勉 ○ 長谷川博史 ・ 原慶三	◎ 小林准士 ○ 岸本寛 ○ 鳥谷智文 ○ 東谷智 ○ 三宅正浩 ○ 渡辺浩一 ・ 伊藤昭弘 ・ 宇野田尚哉 ・ 沢山美果子 ・ 多久田友秀 ・ 佐々木倫朗 ・ 西島太郎 ・ 常松隆嗣 ・ 石田俊	◎ 竹永三男 ○ 伊藤康宏 ○ 居石正和 ○ 能川泰治 ○ 鬼嶋淳	◎ 大矢幸雄 ・ 川村博忠 ・ 高安克己 ・ 上杉和央 ・ 渡辺理絵 ・ 乾隆明 ・ 内田融 ・ 阿部志朗 ・ 安高尚毅	◎ 西尾克己 《城郭史G》 ○ 中井均 ・ 松尾信裕 ・ 山上雅弘 ・ 乗岡実 ・ 先山徹 ・ 西尾克己 ・ 堀田浩之 《文庫・歴史地理・建築G》 ○ 和田嘉有 ・ 渡辺理絵 ・ 堀田浩之 ・ 足立正智 《土木史G》 ○ 河原莊一郎 ・ 渡邊正巳 《山城G》 ・ 山根正明	◎ 喜多村正 ・ 中村幹雄 ・ 足立正智 ・ 藤原宏夫 ・ 山崎節枝 ・ 喜多村理子 ・ 山崎亮 ・ 品川知彦 ・ 中上明 ・ 永井猛 ・ 酒井董美 ・ 浅沼政誌	【民俗】			
執筆者	・部会で議論した内容に基づく執筆 ※市史各巻の執筆を行うため、部会の専門委員と部分執筆を行う執筆者で構成する。	編集委員、専門委員、その他											
事務局	1. 市史編纂事業の事務的統括 2. 編集委員等専門研究者の支援 3. 史料編・通史編等の編集作業・出版 (市民の代表者としてのチェック機能も) 4. 文化運動の推進(講座やシンポジウムなど)	【史料編纂室】 室長:稲田信、主任:西村裕美・木下誠、主任編纂官:内田文恵、専門調査員:北村久美子・石塚晶子・和田美幸・福井将介・沼本龍											



【図】(『土工記』「五」(『市史』811～812頁))

- (10) 『土工記』「三」『市史』七六八頁。
(11) 『土工記』「五」『市史』八〇〇頁。
(12) 『土工記』「廊」『市史』七〇六頁。
(13) 『土工記』「廊」『市史』七〇七頁。
(14) 『市史』が底本とした吉野家本には、「天保十五辰二月写之分、文久二戊正月其
俣写置追而考量之事」との記述が『土工記』「式」の末尾にある『市史』七三六
頁。このことから、少なくとも天保一五年には五冊本の『土工記』が成立して
いた。

- (15) 『松江藩列士録』第一卷（島根県立図書館、平成一六年）五六四頁。以下、富
永庄助の履歴についてはすべて『松江藩列士録』が出典である。また適宜読点を
加えた。

- (16) 『土工記』の序文には、宝暦九年の初め（宝暦己卯暦初）に書き終えたとい
り、七月の褒賞以前に『土工記』は完成している。

- (17) 本稿で検討したような藩政改革が実施される背景とその過程について、かつ
て概説したことがある（拙稿「転換する社会」（藤井讓治他編『日本の歴史』近
世・近現代編、ミネルヴァ書房、二〇一〇））。

さしあたり具体的な事例としては、越後長岡藩を素材とした拙稿「近世中後期
における地方支配の変容―越後長岡藩の割元を中心に―」（『日本史研究会』四七
五号、二〇〇二）、「越後長岡藩における割元と地域社会―宝暦・天明期を中心に
―」（『近世・近代の地域社会と名望家 Ⅰ』（井上円了記念助成共同研究二〇一
二年度報告書、東洋大学））を参照のこと。

〔付記〕 本稿は、二〇一三年四月八日、松江市史講座としての講演『『土工記』
にみる河川の維持管理と藩政改革』をもとにしている（於松江市総合文化
センター）。学術論文の体裁に整えたため、適宜説明の加除を行ったが、論
旨に変更はない。また、『市史』に掲載されている「解説」（五六〜五八頁）
よりも詳細な分析を加えている。

なお市史講座に先立ち、講演の概要が『山陰中央新報』（二〇一三年四月
八日）に掲載されている。

（ひがしたに さとし 甲南大学文学部教授）

注目したいのは、明和五年（一七六八）六月十八日の記事である。

【史料8】

此度御立派御用懸被仰付処、別而打込出精相勤付而、御役料之内高二結、御加増二十石被下之、都合百五拾石

藩からもらう給分の加増を受けているが、その理由として「御立派御用懸」を勤めたことが挙げられている。富永庄助は、明和四年から始まる藩政改革（「御立派」）において、財政改革を担当したのである。明和六年一月十八日、用人在職のまま富永は死去するが、晩年は用人という立場で藩の中枢に位置し、財政改革に取り組んでいたのであった。

富永庄助は普請奉行として土木行政の最前線を熟知し、藩の儉約に応えつつ、土木行政の基礎を確立した。一方で藩財政を管轄する勘定奉行としての働きもみせていた。すなわち、土木官僚のトップと財政官僚のトップを兼任する立場から藩政に取り組んでいたのである。富永庄助が行った普請奉行所の「べり合」は、藩中枢部の意向を受けて河川行政の現場で実施した施策であり、言わば下からの改革と言えよう。富永が御用人として「御立派」改革に関わっていくが、これは、現場をよく知る富永の経験を活用して改革が行われたと評価できる。つまり、「御立派」改革は藩中枢部のかけ声のみで実施されたのではなく、地方支配の現場から様々な知恵を吸収して行われたと考えられる。富永はその一例であり、おそらく富永のような有能な地方官僚の登用が他の藩士にもあったと思われる。

おわりに

『土工記』とその筆者富永庄助を手懸かりにしつつ、地方支配に関わる有能な実務官僚を活用しつつ、藩政改革が行われる様相を見てきた。こうした動きを松江藩以外の事例も加味しつつまとめておきたい。一八世紀半ばになると、各地では有能な地方官僚が生まれ、多くの職務マニュアルを作成していた。こうした書籍は「地方書」と呼ばれ、地方役人の職掌が明文化されていた。「地方書の時代」といっても良い状況が各地で生まれていたのである。

現場を熟知する実務官僚によって行政運営が行われると言うことは、行政機構の成熟を意味する。江戸時代中後期の藩政改革は、成熟した行政機構を前提とし、地方行政に明るい有能な実務官僚を登用しつつ、行政機構の改編や財政規律の実施が行われていたのである^[17]。

注

- (1) 吉野蕃人『土工記』に見る河川整備（乾隆明編著『松江藩の時代』山陰中央新報社、二〇〇八）。
- (2) 『松江市史』史料編5近世1（松江市、二〇一一）。以下本稿では単に『市史』と略記する。
- (3) 『市史』では、すべての川図について、トレース図を作成し本文中に掲載している。また、口絵には川図の一部をカラー写真で、巻末には白黒写真で全点を掲載している。
- (4) 『土工記』「五」（『市史』八〇一頁）。以下の引用において、読点を打ち直すなど若干の修正を行った箇所がある。
- (5) 『土工記』「三」（『市史』七七一頁）。
- (6) 以後「川の情報」という場合は『土工記』の「式」「三」「五」に含まれる情報を指す。
- (7) 『土工記』「壺」（『市史』六九一頁）。
- (8) 『土工記』「三」（『市史』七三七頁）。
- (9) 『土工記』「三」（『市史』七九二頁）。

政において生じている弊害をどうなくすのか、これが「廊」の冊子が追加で書かれた理由である。

①「廊」には宝暦一年の事例が含まれること、②分類分け（「縄墨」「小人立」「材木」「丁場」など）が「堍」に対応していることから、「堍」の成立（宝暦九年）の後、富永の手によって「廊」が追加されたと考えられる。富永は、河川行政を管轄する立場から、宝暦九年以降実施された河川行政の実施状況を精査し、財政規律の観点から問題を指摘した冊子（「廊」）を作成した。「廊」は普請奉行所で管理されたものの、その後五冊本の『土工記』として再編成されたのである⁽¹⁴⁾。

四 富永庄助とは

『土工記』の筆者である富永庄助は、宝暦九年（一七五九）からの財政規律に基づく河川行政を推進するのみならず、その問題を指摘した「廊」を作成するなど、藩領全域における均質的な河川行政の実現に尽力した。また、藩中枢部が実施しようとしている藩財政の改革について十分熟知している様子⁽¹⁵⁾がうかがえる。こうした能力を発揮した富永庄助とはどういった人物であろうか。富永庄助の履歴をもとに、官僚としての富永について検討して行きたい。

富永が普請奉行に就任したのは、宝暦六年（一七五六）閏十一月一二日である。宝暦九年七月一日には、「出精相勤付而御帷子被為拝戴之」とあり、藩主から褒美として帷子を拝領している。藩士は、その時々の働きに応じて藩主から褒美をもらうことがあり、藩が管理する藩士の管理台帳にその事実が記載される。いわば、『列士録』の様な履歴を集積した台帳からは、人事考課を知ることができる。富永の褒美は「出精」を理由としているが、今まで

の検討により、『土工記』「堍」の執筆⁽¹⁶⁾や、『土工記』「式」「三」「五」の整備が理由であったことは想像に難くない。また、同年二月二八日には、普請奉行を勤めながら、勘定奉行（御勝手方）も兼任している。普請奉行として河川行政のトップに就きながら、藩財政を管轄する勘定奉行に就任していることは、「べり合」（儉約）を基調として河川行政の刷新を図るために格好の兼職であり、富永が河川行政と藩財政の双方について相当の能力を持っていたことを示している。

その後も富永は度々の褒賞を藩主から受けている。宝暦一〇年九月二六日には「普請方の儀出精に付いて御上下これを下さる」とあり、袴を拝領している。また、宝暦一二年四月一六日の項には以下の様に記されている。

【史料7】

普請方諸絵図等明細ニ仕立、度々差出之、後來ニ至御普請方勤之元立与相成御役分、至而深切之趣委達御聴之旨被仰渡、御袷被下之

その後の普請奉行所行政の基礎（「後來ニ至御普請方勤之元立」）となる基本的な書類を整備したことを理由として、袷を拝領している。河川行政における富永庄助の功績の大きさを物語るものである。

宝暦一二年八月二三日には、富永は普請奉行・勘定奉行から用人へ昇任している。普請奉行所の整備を終えた後、普請奉行や勘定奉行の上に立つ用人の立場から藩政に取り組むこととなった。富永は用人としても能力を発揮した。宝暦一四年四月九日には、「御勝手方出精相勤阶段達御聞、御上下一具被下之」とあり、用人として藩財政（「御勝手方」）に手腕を発揮した様子がうかがわれる。

「式」において「元方第一」「べり合」（儉約）という言葉が多用されていることから明らかな様に、藩財政（「元方」）の儉約の一環として河川行政の見直しが行われていたと言えよう。

上記の検討により、『土工記』は財政規律の見直しという政策が推進される中で、①普請奉行の職務マニュアル（「式」）と②普請奉行の管轄を示す御用所の台帳（「式」）と「五」として作成されたのである。

三 『土工記』の改訂

御用所の「帳面」（「式」）と「五」を見てみると、「寛政六寅三月御普請方より内取普請有之」⁽⁹⁾などと、宝暦以降の普請について追記が見られる。追記の下限は天保一五年（一八四四）であるが⁽¹⁰⁾、御用所で河川の管轄台帳が更新・改訂されていたことがうかがえる。

「帳面」の追記に注目すると、寛政三年（一七九一）の注記には、「奉行衆土工記ニ付帳有之度由、印置候事」⁽¹¹⁾とあり、①『土工記』と呼ばれる書籍があること、②御用所の「帳面」が『土工記』と呼ばれている事が判明し、③普請奉行の指示によって注記をする下級官僚の存在がうかがえる。普請奉行からの情報に基づいて、御用所で『土工記』を適宜改訂していくという管理が行われていたのである。

先に見たように、『松江市史』収録の『土工記』は五冊本である。宝暦九年に成立した四冊本の『土工記』はどのように五冊本となったのであろうか。追加されたのは「廊」と呼ばれる巻である。「廊」には、「べり合害を論ず」として、以下の様に述べられている⁽¹²⁾。

【史料5】

凡而当役所害有事多し、是を知て慎守り、殿合は自から可相立、仍而左に害を尽して奉行之秘録とす

宝暦九年以降推進されてきた「べり合」がもたらした弊害について述べた箇所である。普請奉行所では弊害が多いとして、その弊害を知って守ることにより、普請奉行所の儉約が成り立つとしており、弊害について記した「廊」の冊子は普請奉行の「秘録」にすると述べており、御用所で管理された台帳とは別に管理されたと考えられる。

また弊害については、以下の様にまとめている⁽¹³⁾。

【史料6】

年分郷中ニ居て御願の普請多し、対するものハ土民也、更ニ慎へき人もなし、善悪の顯るゝ事薄きかゆへに、奉行を始諸役人怠り生し安し、下としてハ馴合あり、是よりして最賈の普請有て自然与不同有之事也

治水対策は、藩領の人々が生活するために必要な施策である。藩領の人々の生活が成り立つことを保証するのは、領主の勤めであり、仁政の根幹である。「最賈の普請」があり、地域によって異なる治水対策（「不同」）が万が一（「自然」）行われるとしたら、平等な河川行政が行われず、藩領の人々に仁政が行き届かない事態が生じることになる。その理由として挙げられているのが、普請奉行を始めとするすべての役人の「馴合」だとしている。

地域からの年貢を藩が集め、必要な箇所に資本を投入するという適切な「富の再配分」が藩の行政には求められている。にもかかわらず、均質な河川行

の防ぎを設く、すなわち治水対策を普請奉行の最重要任務と記しており、普請奉行として強い責任感のもと『土工記』を執筆したことがうかがわれる。

また、序文の最後には、「皆に宝曆^(宝曆九年)己卯曆初め、「繩墨」より「教閱」までを終わるに筆す」とある。富永は、職務マニュアルを内容ごとに分類し、「繩墨」「材木」「丁場」「小人」などの項目ごとに様々な技術的な点や心構えを説いている。ただし、「繩墨」から「教閱」はすべて「壺」に含まれている。また、「教閱」の項目の最後には「終」とあることは、「教閱」まで書き終えたのち、序文を書いたという先の記述にも合致する。つまり、宝曆九年に富永庄助が書いたのは「壺」のみである。

ではなぜ宝曆九年に富永は「壺」を執筆したのだろうか。『土工記』には、「宝曆九卯、奉行より申談控」という注記がある文書が収録されている。この文書は、普請奉行への指示が書かれており、【史料3】はその一部である⁽⁷⁾。

【史料3】

御普請方古来より之手懸り場所、此度相改印杭打、猶又帳面ニ其場所・⁽⁸⁾界・川筋之間數・土手之長サ等迄相記、御用所へ差出置候間、以来此定之外少しも手懸之儀無用之事ニ候、万一定之外不得止事村方願之場有之候へハ、御用所へ申達御差図ヲ以取揃之事

文中にある「印杭」は、『土工記』の川の情報にしばしば含まれ、川における村境などを示すものである。「帳面」には「印杭」の場所と何の境か、川筋の間數・土手の長さなどを記すように指示されている。これは、1で検討した事項と合致することから、「帳面」は川の情報が含まれる『土工記』のうち三冊（「式」「三」「五」）の冊子を指している。

さらに、この「帳面」は御用所へ提出されたことから、普請奉行が管理する台帳ではなく、御用所で管理されていた河川に関する台帳である。また作成した台帳（帳面）の提出を御用所が求めており、富永庄助が『土工記』の「壺」を書いた背景、および「式」「三」「五」の「帳面」が作成された背景には、藩政を主導する御用所の意向が働いていたことがあったのである。

【史料3】には「以来此定之外少しも手懸之儀無用之事ニ候」とあり、普請奉行の管轄（手懸之場所）は、「帳面」で規定されたことに限定することとなり、それ以外の場所については、御用所が普請奉行に指示をすることとなった。つまり、宝曆九年には、普請奉行が管轄する範囲が「帳面」によって確定したのである。では具体的な管轄範囲とは何であろうか。

【史料4】

廊普請ト云ハ元来高役場所成、御普請近辺ニ及大破たる高役場ありしを、役所之取斗シテ公物ヲ以廊ニ取繕ひ遣す場所也、畢竟筋なき事也

【史料4】は『土工記』「三」の冒頭部分である⁽⁸⁾。「高役場所」とは、土木工事が行われた際、受益負担者である村がその費用を負担する場所であり、「御普請」とは費用を藩が負担する公共工事である。本来地域が負担する「高役普請」にもかかわらず、「御普請」すなわち公共事業として公金が投入される普請が問題視され、その普請を「廊普請^{ひょうしん}」と呼んでいる。「廊」とは「新たに付け加えた」という意味である。本来公金を投入するべきではない余分な普請に公金を投入している現状を、何とか打破することが御用所の意図であったのである。したがって、御用所は、「印杭」の調査を行う事をきっかけとして、「御普請」箇所の精選を求めていたのである。その理由は、『土工記』

的な情報であり、これらの情報は村単位で記載されている。

熊野川は右岸、左岸ともに同じ村であるため、各村には両岸の土手（「西土手」と「東土手」）の数値が書かれているが、両岸で村が違う場合は【史料2】のような記載になる⁽⁵⁾。

【史料2】

上朝山村
海地五百五拾間

馬木村

本土手九百弍拾五間
横土手七十四間
海地五拾間

馬木村

土手弍百三十間

光明寺前舟渡場三拾五間

上古志村

海地弍百三十間

本土手六百五間

上塩治村⁽⁶⁾

土手五百九拾間

矢田家地上二而

平一間三尺

上古志村

(後略)

川内より一間一尺
高田より一間一尺
根七間

馬木境より下内ノ袋通り
本土手弍百弍拾七間
神門塚筋下畑ヶ鼻ヨリ
町頭通り下古志境迄
べ八百三拾弍間
(後略)

【史料2】は、神門郡が記載されている『土工記』「三」から引用した古志川（神戸川）に関わる部分である。【史料1】と同様、上流から下流へ記載されているが、上下二段に分かれて書かれている。これは、上朝山村、馬木村、上塩治村、上古志村とある上段が右岸、馬木村、上古志村とある下段が左岸を示している。書かれている情報は【史料1】と共通しており、村ごとに記載されている点も同様である。

なお、川図は、【史料1】【史料2】とは異なるパターンで、文字のみでは

情報を書き切れない場合に川図が作成されたと考えられる。川図は、上流から下流に向かう図で、必要な情報を文字で加えるスタイルを取っている（文末の図参照）。

以上検討したように、『土工記』には普請奉行が必要とする情報が川ごとにまとめられている。また、土木工事の際に必要な部材の算出方法や、縄の結び方など、土木技術に関わる情報が書かれ、技術書としての側面も併せ持っている。河川の維持管理に関わる普請奉行の職務マニユアルと言えよう。なお、「家地運土手危故天明四辰年新製」⁽⁷⁾の様に、宝暦九年の『土工記』成立後の状況が記されている点も指摘しておきたい。この点は「三」『土工記』の改訂で検討する。

二 『土工記』の成立

「一」『土工記』の概要で検討した点を踏まえ、『土工記』の成立過程をもう少し丁寧に検討してみたい。『土工記』全五冊は、表紙に「壱」「廊」「弍」「三」「五」という通し番号が付されている。先に見た川の情報は「弍」「三」「五」に見られるものであり、「壱」「廊」⁽⁸⁾には個別の川の情報は含まれず、全体の総論となるような文章が記載されている⁽⁹⁾。「壱」の冒頭には、富永庄助の序文がある。序文から富永庄助が『土工記』を執筆した理由を探ってみたい。

富永は、出雲国の川について「居民良田に害を為すこと少なからざるなり」と記しており、川が「害」となること、すなわち水害の原因になることを意識している。具体的には、「井田、稼ぎを失い、居民、溺死の憂いに罹る」と、水害になると田からの収穫がなくなり、百姓の収入がなくなることと、水害による人的被害が生じることを「害」と認識している。また、「あらかじめそ

『土工記』にみる河川の維持管理と松江藩の藩政改革

東谷 智

はじめに

『土工記』は、河川の維持・管理に関わる職務マニュアルで、土木工事に關する技術書として高く評価されている⁽¹⁾。筆者は、『松江市史』史料編の編纂過程において、『土工記』の校訂をするともに、内容の検討を行った⁽²⁾。本稿では、『土工記』成立期の松江藩政の展開や筆者富永庄助の経歴を考慮に入れたつ、『土工記』の位置付けについて再検討したい。その上で、技術書としての側面のみならず、地方書としての側面を『土工記』が持っていたことを明らかにしたい。

一 『土工記』の概要

『土工記』は、宝暦九年（一七五九）に、普請奉行である富永庄助によって執筆された。『土工記』は全五冊で構成されており、うち二冊は文字のみであるが、三冊は川図が描かれている⁽³⁾。『土工記』にはどのような事項が記載されているのかを見ておきたい。【史料1】は『土工記』「五」の冒頭部分であり、文字のみの例である⁽⁴⁾。

【史料1】

意宇郡

風土記意宇川

一、熊野川

熊野村

三社権現前東川辺大石を境梵杭

川長貳千三百貳拾間

兩土手八百四拾間 但、山川土手故高不定

西土手七十間 九十間 六十間 八十間

内 八十間

東土手百九十間 八十間 百二十間

七十間

西岩坂村

川長千三拾間

兩土手六百二十間

内 西土手貳百九十間

東土手三十間 貳百貳十間 八拾間

東岩坂村

川長五百九拾間 但、土手無し

日吉觀音堂前 外百七十間中土手出来増

鯰尾土手百七十間 貳間三尺 平 壹間貳尺

貳間 高平 根七間

日吉觀音堂前水当荒久、家地運土手危故天明四

辰年新製 (後略)

『土工記』は郡単位で記載され、複数の郡を一冊にまとめている。また、各郡内では川ごとに記述が分かれている。引用したのは意宇郡の熊野川についての記載であり、熊野村、西岩坂村、東岩坂村の順に書かれている。つまり、上流から下流に向けて河口の中海までの記述が進んでいく。盛り込まれている情報は、川の長さ、土手の長さや高さなど、河川の維持管理に関する基礎

一〇。

- (85) 御内書副状交名案（「到津文書、『大分県史料 宇佐八幡宮文書之一』」）。
- (86) 十月二十一日京極宗濟書狀案（「佐々木文書」）。
- (87) 永正五年十月二十五日京極宗濟讓狀案（「佐々木文書」）。
- (88) 「佐々木系図」（「佐々木文書」）。
- (89) 後年の史料ではあるが、年末詳二月二十三日秋上幸益書狀には、「先年京極之太夫殿御子息様、神魂御たゞりにて御死去候事、国之年寄候者無隠存候、其俣御家者たをれ申候」と記されている（「秋上家文書」）。
- (90) 「東寺過去帳」（東京大学史料所編纂架蔵影写本）。
- (91) 戸谷穂高「奉書形式文書からみた尼子氏の出雲国統治」（天野忠幸・片山正彦・古野貢・渡邊大門編『戦国・織豊期の西国社会』日本史史料研究会、二〇一二年）。
- (92) 十一月二十五日種村視久書狀（「佐々木文書」）。
- (93) 十一月二十五日種村視久書狀（「佐々木文書」）。
- (94) 十一月二十六日伊勢貞就書狀（「佐々木文書」）。
- (95) 浜口誠至「足利義植後期の幕府政治と御内書・副状」（四国中世史研究会・戦国史研究会編『四国と戦国世界』、岩田書院、二〇一三年）。
- (96) 某覚書（中川四郎氏所蔵文書）。
- (97) 永正十一年六月二十八日平浜八幡宮棟札銘写（平浜八幡宮文書）。
- (98) 大永四年四月十九日日御崎社修造勸進簿（日御崎神社文書、『大社』一〇六〇）。
- (99) 「大館常興書札抄」（『群書類従』一四五）。
- (100) 川岡勉「戦国期の室町幕府と尼子氏」（島根県古代文化センター研究論集11集『尼子氏の特質と興亡史に関わる比較研究』島根県古代文化センター、二〇一三年）。
- (101) 天文二十一年六月二十八日室町幕府奉行人連署奉書（「佐々木文書」）。なお、戸谷穂高「奉書形式文書からみた尼子氏の出雲国統治」（前掲）は、尼子氏がこの時点で守護職に補任されたことをもって、それまで「守護公権」なるものに拠らずに出雲国を統治していたことの傍証となると論じるが、これは戦国期の守護職と守護権（国成敗権）の乖離という現象に関する無理解からくる誤解にすぎない。幕府による守護職補任という手続きを踏むことなく国成敗権を確保するようになるのが戦国期の特質であることについては、川岡勉『山城国一揆と戦国社

会』（吉川弘文館、二〇一二年）を参照。

- (102) 天文二十四年二月二十八日尼子晴久寄進状（「日御崎神社文書」・「出雲大社文書」・「揖屋神社文書」、『出雲尼子史料集（上巻）』八六六・八六七・八六八号文書）。

(103) 今岡典和「戦国期の守護権力―出雲尼子氏を素材として―」（前掲）。

〔付記〕 本稿は、科学研究費補助金（基盤研究（C））による研究「戦国期西国における武家の家格上昇に関する構造的研究所」（平成二三年度～二五年度、課題番号二三五二〇八一七）の研究成果の一部である。

（かわおか つとむ 愛媛大学教育学部教授）

したようである(『市史』五八八)。

- (38) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(前掲)。
(39) 応仁二年七月二十八日・九月十一日・十月一日・十月二十日京極生観感状(『佐々木文書』、『市史』六二三・六二四・六二五・六二六)。
(40) 文明二年六月二日京極生観書状・同年月日京極生観袖判書立(『佐々木文書』、『市史』六三九・六四〇)。
(41) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(前掲)。
(42) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」(前掲)。
(43) 応仁二年十二月二十九日京極生観書状案(『佐々木文書』、『市史』六三二)。
(44) 八月二十三日京極生観書状(『佐々木文書』)。
(45) 十月八日京極生観書状(『佐々木文書』)。
(46) 八月二十三日京極生観書状(『佐々木文書』)。
(47) 五月二十二日京極生観書状(『佐々木文書』)。
(48) 十一月二十二日京極生観書状(『佐々木文書』、『市史』六二九)。
(49) 五月二十二日京極生観書状(『佐々木文書』)。
(50) 文明元年十月十三日京極持清宛行状(『中川四郎氏所蔵文書』)。
(51) 文明二年九月十五日足利義政御判御教書案(『佐々木文書』)。
(52) 文明三年五月十六日室町幕府奉行人連署奉書案(『佐々木文書』)。
(53) 文明三年七月八日室町幕府奉行人連署奉書(『日御碕神社文書』、『市史』六四三・六四四)。
(54) 文明四年三月二十日室町幕府奉行人連署奉書(『日御碕神社文書』、『市史』六五〇・六五一・六五二・六五三・六五四・六五五・六五六・六五七・六五八・六五九・六六〇・六六一)。
(55) 文明三年閏八月二十一日足利義政御判御教書案(『佐々木文書』)。
(56) 六月二十九日京極政高書状(『中川四郎氏所蔵文書』)。
(57) 文明六年十一月十七日京極政高書状(『佐々木文書』、『市史』六七六)。
(58) 『長興宿禰記』文明七年十一月三日条。
(59) 文明八年五月十七日京極政高感状(『佐々木文書』)。
(60) 文明八年九月二十一日室町幕府奉行人連署奉書(『佐々木文書』)。
(61) 宮島敬一『浅井氏三代』(吉川弘文館、二〇〇八年)。
(62) 『永享以来番帳』(『群書類従』五一二)。

- (63) 『大乘院寺社雜事記』文明九年十二月十日条。
(64) 文明十年三月十五日足利義政御判御教書(『東福寺文書』、『市史』六九二)、室町幕府奉行人連署奉書(『九条家文書』、『市史』六九三)。
(65) 文明十三年三月二十八日山科言国書状案(『山科家礼記』文明十三年三月二十七日条)。
(66) 文明十三年八月十二日室町幕府奉行人連署奉書案(『山科家礼記』文明十三年八月十四日条)。
(67) 『大乘院寺社雜事記』文明十一年閏九月八日条。
(68) 『晴富宿禰記』文明十一年八月一日条。
(69) 文明十六年三月十七日室町幕府奉行人連署奉書(『吉川家文書』三一七、『大日本古文書 家わけ九』)。
(70) 十一月三日京極政経書状写(『集古文書』、『出雲尼子史料集(上巻)』八五号文書)。
(71) 米原正義『出雲尼子一族』(前掲)。
(72) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』(前掲)。
(73) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」(前掲)。
(74) 永正二年七月十四日赤穴郡連置文(『中川四郎氏所蔵文書』)。
(75) 『長興宿禰記』文明十八年七月二十五日条。
(76) 明応五年四月二十三日室町幕府奉行人連署奉書(『朝山家文書』、『大社』九四八・九五二・九五三)。
(77) 明応九年四月十九日室町幕府奉行人連署奉書案(『朝山家文書』、『新修島根県史 史料篇(古代・中世)』)。
(78) 明応八年九月二十七日京極政経(『春日家文書』、『大社』九五八)。
(79) 明応九年十二月二十九日室町幕府奉行人連署奉書写(『諸家文書纂』所収「三刀屋文書」)。松浦義則「戦国大名の領主層掌握について―出雲尼子氏を例として―」(前掲)では、京極政経と尼子経久の和解が成立していたと推定している。
(80) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」(前掲)。
(81) 五月三日足利義尹御内書案(『佐々木文書』)。
(82) 『下つふさ集』(『私家集大成 中世IV』)。
(83) 六月十七日足利義尹御内書案(『佐々木文書』)。
(84) 六月十七日足利義尹御内書案(『到津文書』、『大分県史料 宇佐八幡宮文書之

府―守護体制に対する反逆・独立の中から生まれたものではないことが知られる⁽¹⁴⁾。尼子氏が自らの家格上昇に関する社会的合意を勝ちとる上で、京極氏の家督・守護権の継承、幕府によるその認定という手続きを踏むことが大きな意味をもっていたと考えられる。戦国期の権力秩序のあり方は、分国内外の政治状況を十分にふまえて読み解いていくことが肝要なのである。

注

- (1) 松浦義則「戦国大名の領主層掌握について―出雲尼子氏を例として―」『福井大学教育学部紀要 第Ⅲ部社会科学』三〇、一九八一年。
- (2) 今岡典和「戦国期の守護権力―出雲尼子氏を素材として―」『史林』六六―四、一九八三年。
- (3) 長谷川博史『戦国大名尼子氏の研究』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (4) 原慶三「応仁・文明の乱と尼子氏―文書の声を聴く―」『松江市史研究』二、二〇一一年。
- (5) 応永二年三月二十日足利義満袖判御教書案（佐々木文書）、東京大学史料編纂所架蔵の影写本による。
- (6) 米原正義『出雲尼子一族』（新人物往来社、一九八一年）。
- (7) 永正二年七月十四日赤穴郡連置文（中川四郎氏所蔵文書）、東京大学史料編纂所蔵。
- (8) 「諸家文書纂」所収「三刀屋文書」（内閣文庫蔵）。
- (9) 明德三年六月八日京極高詮寄進状・明德三年八月二十一日京極高詮安堵状・明德三年八月二十七日京極高詮書下（『大社町史 史料編 古代・中世上』五八〇・五八三・五八四号文書、以下『大社』五八〇・五八三・五八四と略記する）。
- (10) 応永十九年五月四日室町幕府御教書（千家家文書）、『大社』六一六・応永二十五年七月八日室町幕府御教書（出雲大社文書）、『大社』六三二。
- (11) 応永二十八年八月十五日京極氏奉行人連署奉書（小野家文書）、『大社』六四五。
- (12) 『大社町史 上巻』第三編第三章第五節（井上寛司氏執筆、一九九一年）。
- (13) 川岡勉『室町幕府と守護権力』（吉川弘文館、二〇〇二年）。

- (14) 応永十三年七月五日室町幕府御教書（東寺百号文書）、『松江市史 史料編3 古代・中世Ⅰ』五二〇・五二一号文書、以下『市史』五二〇・五二一と略記する）。
- (15) 応永十三年七月日佐々木数綱申状案（東寺百号文書、『市史』五二二）。
- (16) 応永十九年九月十一日室町幕府管領奉書案（東寺百号文書、『市史』五二七）。
- (17) 応永十九年十月東寺雜掌重申状案（東寺百号文書、『市史』五二八）。
- (18) 応永二十六年九月八日室町幕府御教書（出雲大社文書、『市史』五三九）。
- (19) 諸国段銭所納分書上（彰考館所蔵「政所引付」）。
- (20) 文明十四年十二月十九日室町幕府奉行人連署奉書案（佐々木文書、『市史』七二）。
- (21) 文明十四年十二月十九日室町幕府奉行人連署奉書案（佐々木文書、『市史』七二）。
- (22) 岸田裕之『大名領国の構成的展開』（吉川弘文館、一九八三年）。
- (23) 田沼陸『中世後期社会と公田体制』（岩田書院、二〇〇七年）。
- (24) 榎原雅治「寄合の文化」（『日本史講座』4巻、東京大学出版会、二〇〇四年）。
- (25) 嘉吉元年十二月二十日下知状（佐々木文書）。
- (26) 永正二年七月十四日赤穴郡連置文（中川四郎氏所蔵文書）。
- (27) 文安五年十一月二十七日細川勝元下知状（佐々木文書）。
- (28) 宝徳四年四月十日京極持清書状写（諸家文書纂）所収「三刀屋文書」。
- (29) 康正二年七月「將軍義政公大将御拝賀記」（彰考館所蔵典籍、『市史』五九四）。この史料は足利義政の右大将拝賀の儀式にあたり京極氏の率いる侍所の兵が随行した時のものであり、冒頭に七月二十六日とあるが、正しくは七月二十五日の記録であろう。
- (30) 『斎藤基恒日記』康正二年七月二十五日条。
- (31) 康正元年十二月二十七日足利義政御判御教書案（佐々木文書）。
- (32) 文明二年九月十五日足利義政御判御教書案（佐々木文書）。
- (33) 宝徳二年十一月十三日京極持清安堵状（島根県史 七）。
- (34) 寛正五年六月二十五日牛尾忠実寄進状（日御碕神社文書、『大社』七七八）。
- (35) 寛正五年十月二十日京極持清安堵状（小野家文書、『大社』七七九）。
- (36) （寛正五年）十月二十日京極持清書状（小野家文書、『大社』七八〇）。
- (37) 康正二年四月十五日京極持清安堵状（安国寺文書、『市史』五九二）。持清は神魂社領・別火私領分についても闕所処分を行ったが、やはり反発を招いて返還

ところが、十年後の大永四年四月十九日の「日御崎社修造勸進簿」になると、経久が將軍家の下知をふまえ、日御崎社造営のため出雲・伯耆三郡・石見三郡・隱岐一國の棟別錢徴収を命じている⁽⁹⁸⁾。「佐々木伊予守」(尼子経久)の上部に「出雲国司」という貼紙が付されているが、何よりも注意されるのは京極氏の不在である。同じ頃に作成されたとみられる「大館常興書札抄」にも、経久は「雲州守護佐々木尼子殿」と記載されている⁽⁹⁹⁾。永正十一年から大永四年までの間に、尼子氏は京極氏から国成敗権を継承した可能性が高いとみてよからう。

但し、この時期には、尼子氏が幕府から正式に出雲守護職を認められたことを示す文書は存在しない。尼子氏の家格が確実に上昇し、守護職(国成敗権の保持者にふさわしい地位)を認可されるには、天文末年における幕府との新たな関係の成立を待たねばならなかった⁽¹⁰⁰⁾。天文二十一年四月二日、尼子氏は「惣領割分之旨」に任せて出雲・隱岐兩國の守護職を將軍家から安堵された⁽¹⁰¹⁾。尼子氏は、惣領家である京極氏から出雲・隱岐兩國守護権を分割・継承したものと認識されていたことが判明する。同二十四年二月二十八日付で日御崎社・杵築社・揖屋社に与えられた尼子晴久寄進状には、「当国之儀、任嫡家相続之由緒、代々存知之、以其旨対晴久下給京都御下知畢」と書かれている⁽¹⁰²⁾。ここからも、守護権は尼子氏が京極氏からの相続によって獲得したものであり、それを前提に幕府から安堵がなされたと意識されていたことが分かる。尼子氏の家格上昇が実現する上で、何よりも京極氏からの相続という形をとることが重要であったことを知りうるのである。

おわりに

戦国期は流動性の高い社会であり、室町幕府―守護体制が形骸化し、中央

から各地域の権力状況を秩序づける機能が弱体化していく中で、地域権力のあり方は多様な展開をたどる。守護のもとに権力が集中する動きが進行する一方で、守護に代わって守護代や国人に出自をもつ武家が台頭する事例も認められる。但し、後者の場合でも、守護家を中核とする秩序を否定するのは容易なことではない。

畠山氏の守護代であった遊佐氏や山名氏の守護代であった垣屋氏などは、守護家を凌駕する権力を掌握しながら、守護家に取って代わることはなく、守護家やその一族を推戴しつづけた。大内義隆を倒すクーデターに踏み切った陶隆房でさえ、大友氏から後継者を迎えて大内氏の新当主にすえるのである。ここからは、戦国期にあっても、家格秩序がなお根強く存続していた状況をうかがうことができよう。これに対して、出雲守護代であった尼子氏は、京極氏に代わって自ら守護職を獲得するに至るのである。彼我の差異が生じる原因は奈辺にあったのだろうか。

この問題は、各地域権力それぞれの事情をふまえて考察を深めていくべき課題であり、一律に論じることにはできない。本稿においては、尼子氏のケースに即して、出雲における国成敗権掌握のプロセスをたどってきた。本稿で論じてきたように、文明十八年の富田城奪還事件を「下剋上」の典型とする古典的なイメージをそのまま信用することはできないが、この時期に守護代・国人側が優位に立つ形で権力秩序の再編がなされた可能性は高い。とはいえ、これは幕府―守護支配を否定したのではなく、また尼子氏がこれ以後直ちに京極氏に取って代わったわけでもない。

十六世紀に入ると、京極氏の家督後継者が断絶する中で、京極氏から尼子氏への国成敗権の継承がなされ、幕府もこれを保証・認定するというプロセスを経て、尼子氏の家格上昇が実現することになる。尼子氏の覇権は室町幕

第三に、【史料8】に見える「御料人」の存在に注目したい。詳細は不明ながら、永正八年頃、尼子氏の要請により種村視久が申し入れて「御料人」の下向が実現しようとしていたようである。「御料人」は貴人の妻や娘を意味する言葉であるが、ここではどのような女性を指しているのであろうか。関連が考えられるのは、次の史料に見える「治部少輔殿御れう人」である。

【史料11】⁽⁹⁶⁾

(前欠)

如此候處、尼子伊与守経久より、前代之儀を佐波へ被仰候間、然者先名代として出し候て見候する^{又前々のことく屋形被官として出候殿}とて、永正十二年^{乙亥}二月に、至当国馬来、郡連出候、然経久より伊快を^{又前々のことく屋形被官として出候殿}使として名代候ハ、かへり候へと経久より被仰候、これハ一大事の儀候、誠連内儀ハ先名代として出し候て、たゝと被仰候ハ、前のことく国なミと候つれとも、此時郡連返事にとにかくもと候へハ外聞も如何候間、名代として罷出候、於旨儀者、佐波へ御とゝけあるへきよし申候、経久これハけにもにて候間、重のとゝけにて候とて対面候、さ候間ハわたに治部少輔殿御れう人御座候を、御屋形被申候間、出頭候へと候間、まいり候つる、(以下略)

いささか難解な史料であるけれども、尼子経久から佐波氏へ命令が下されたため永正十二年二月に赤穴郡連が惣領佐波誠連の名代として馬来まで出向いたところ、郡連は名代ならば帰るように経久に言われ、これは一大事として交渉の末に経久との対面を果たしたことが読み取れよう。注意されるのは、経久との対面後、郡連は八幡にいた「治部少輔殿御れう人」のもとに出頭するように指示されて従っていることである。治部少輔は京極氏が任じられる

官途であり、ここでは文明十八年に治部少輔となり永正四年に近江で殺された材宗を指すものとみて間違いないまい。「治部少輔殿御れう人」とは、故材宗の妻であり、永正五年に政経から京極氏家督を継承した吉童子の母親とみるのが自然であろう。【史料8】に見える「御料人」が同一人物だとすれば、彼女は永正八年に尼子氏の要請をうけて出雲に下向したものと考えられる。

彼女が居住した八幡は、京極氏の守護所の所在地であった可能性が高く、政経が死去した出雲安国寺も隣接地にある。「八わたに治部少輔殿御れう人御座候を、御屋形被申候間、出頭候へ」という文言に見える「御屋形」は尼子氏ではなく京極氏を指していると思われる、わざわざ赤穴氏を八幡まで出頭させているところからすれば、尼子氏は京極氏の守護所に居住する材宗未亡人(吉童子母)の威光を背景に国内領主の統制を図ろうとしていたのではないだろうか。彼女を出雲に招いたのも、そのためであったと考えられる。

永正四年に京極材宗が死に、翌五年に政経が死去する中で、尼子氏は京極氏に代わって国成敗権を掌握する条件を確保しつつあったが、守護代家から守護家へと家格を上昇させるのは容易なことではなく、支配の正統性を確保するために苦慮せざるをえなかったであろう。それだけに、永正八年の將軍家自筆御内書の拝領と材宗未亡人の出雲下向は、尼子氏の国成敗権掌握において重要な意味をもっていたに違いない。

八幡にあった守護所の近くの平浜八幡宮には、永正十一年六月二十八日の年記をもつ棟札銘写が伝わるが、これには「守護 佐々木京極殿、守護代伊予守殿」と記されている⁽⁹⁷⁾。ここに見える佐々木京極殿については、前述の吉童子であった可能性が考えられよう。一方、伊予守は尼子経久を指すから、この時点においては尼子氏はあくまで守護代として守護京極氏を支える立場であったことが見て取れる。

うにしてカバーしたのであるうか。

第二に注意すべき要素は、足利義尹政権との関係である。前述したように政経や経久に協力を要請する御内書を与えた義尹は、上洛を果たした後は細川高国や大内義興に支えられて幕政を動かしていた。経久が上洛して幕政に参画した明証は認められないが、経久の子である国久・興久の名乗りが高国・義興の偏諱であることは間違いないと思われるから、経久が義尹政権に結びついていたのは確実であろう。義尹の側近である種村視久や伊勢貞就は、以下の書状を尼子氏に宛てて送付している。

【史料8】⁽⁹²⁾

御雑掌寿光院、今度丹州迄御供候、特為上意、色々被加御定候、併御面目候、次御料人之御事、内々申入候、御下向目出度存候、万端重而可申承候間、閣筆候、恐々謹言、

十一月廿五日

視久（花押）

佐々木尼子民部少輔殿

御宿所

【史料9】⁽⁹³⁾

「

佐々木尼子民部少輔殿

種村刑部少輔

視久

御宿所

「

就御家之義、被成御自筆之御内書候、誠御面目候、弥御忠節肝要存候、猶御雑掌寿光院可被申入候条、不能巨細候、恐々謹言、

十一月廿五日

視久（花押）

【史料10】⁽⁹⁴⁾

「

佐々木尼子民部少輔殿

伊勢兵庫助

貞就

御宿所

「

就御家之儀、被成 御自筆之御内書候、併御面目此事候、定委細種刑方より可被申候、尚御忠節専一候、巨細之旨、寿光院江申候之間、令省略候、恐々謹言、

十一月廿六日

貞就（花押）

【史料8】に尼子氏の雑掌である寿光院が丹州まで御供をしたと書かれているから、この三通の書状は義尹が敵勢に攻められて丹波に避難した永正八年のものと思われる。尼子方の尽力に対して義尹が色々とねぎらいの言葉をかけたようであり、尼子氏は義尹との間に緊密な関係を築いていたのである。

【史料9・10】には、尼子氏の「御家之儀」に関して義尹が自筆の御内書を与えたことが見えている。「御家之儀」が何を指しているかは明瞭でなく、浜口誠至氏はこれを義尹による尼子経久の家督認定を指すと捉えている⁽⁹⁵⁾。しかし、この時点で経久が家督認定を受けるとするのは不自然であり、むしろ自筆の御内書は経久から嫡子政久への家督継承を義尹が承認したものではないだろうか。そう解釈すると、【史料8・10】の宛所に見える尼子民部少輔は経久でなく政久ということになり、政久は義尹に従って上洛していた可能性も出てくる（経久が民部少輔から伊予守に転じたのがいつかは不明である）。但し、政久は二年後の永正十年に戦死しているため、尼子氏家督として活動した形跡は乏しい。

永正四年十一月、足利義尹は大内義興とともに山口を出発し、翌年六月に入京を果たし、七月には十五年ぶりに將軍の座に返り咲いた。義尹が復位してからまもなく、出雲では京極政経（宗済）が吉童子に家督を譲る意向を表明した。

【史料6】⁽⁸⁶⁾

吉童子方江讓狀并代々証文等事、預置之候、慥可被渡遣候也、恐々謹言、

十月廿一日

宗済 在御判

尼子民部少輔殿

多賀伊豆守殿

【史料7】⁽⁸⁷⁾

「吉童子殿江御讓狀之案文」

讓与

一惣領職事

一出雲・隱岐・飛騨三箇国守護職事

一諸国諸所領等事

右所讓与孫之吉童子丸実正也、守先例、可全領知之狀如件、

永正五年十月廿五日

宗済 在判

佐々木吉童子丸殿

【史料6】は政経が尼子経久と多賀伊豆守に讓狀と代々証文を預け置き、孫の吉童子へ引き渡すように託したものであり、【史料7】はその四日後に作成された吉童子宛ての讓狀である。応永二年に足利義満から守護職を子孫に相

伝することを認められて以来、京極氏にとって守護職は惣領職などと一緒に讓与すべき対象であつたことが分かる。以上の処分を済ませた政経は、まもなく「出雲安国寺ニテ逝去」したとされる⁽⁸⁸⁾。『実隆公記』同年十二月四日条に「京極大膳太夫人道於雲州死去云々」とあるように、政経死去の知らせは年末に京都に伝えられている。

【史料6・7】からは、永正五年段階の出雲の守護職は京極氏が掌握・相伝しており、尼子氏は京極氏の家督相続を保証する役割を期待されていたことが分かる。しかし、【史料7】を最後に吉童子の消息は不明となり、やがて出雲は尼子経久の支配下に置かれていくようになる⁽⁸⁹⁾。守護代家として主家の守護職Ⅱ国成敗権を保証する立場にあつたはずの経久が、自ら国成敗権を掌握する主体へと転化していくのである。それはどのようにして、いかなる契機によって、可能となつたのであろうか。

第一に、守護京極氏がその正統な後継者を失つたことは何よりも大きな要因とみてよいであろう。永正五年に死去した政経の嫡子材宗（初名は経秀）は、近江の支配権をめぐつて長らく京極高澄と死闘を繰り返していたが、前年二月三日に高澄に討ち取られていた。「東寺過去帳」によれば、材宗のほか、九才になる子息、多賀高忠の子など十四人が処刑されたという⁽⁹⁰⁾。翌年五月に政経が讓狀を与えた孫の吉童子とは、材宗のもう一人の子であつたと考えられる。しかし、前述したように、その後の吉童子の消息は不明である。そうになると、守護代であり、京極氏の一族である尼子経久が国成敗権を継承するのは必然的な成り行きと言えよう。とはいえ、経久は亀井秀綱や多賀経忠から「民部少輔殿」「少輔殿」と呼ばれており、「屋形」である京極氏と同位になりえていないとする指摘がなされている⁽⁹¹⁾。守護代家が守護家に昇格するのは容易なことではなかったのである。それでは、経久はこの弱点をどのよ

も引きつづき在地は不安定であり、朝山郷の代官は塩治貞綱に交代したものの、地下人は塩治氏に従わず同七年・八年の年貢が納まらないという事態に陥った。同九年四月十九日、幕府は京極政経に奉行人奉書を送り、年貢を納入すれば直務に切り換えるという宥免措置を示すなどして、事態の收拾を図っている⁽⁷⁷⁾。

朝山郷をめぐる幕府の対応を見ると、明応五年段階では守護京極氏を介さずに紛争の解決を図っているのに対し、同九年になると京極政経が守護としての活動を再開していることが分かる。政経は前年に北近江の支配権をライバルの高清に奪われ、出雲に下向していたと考えられ、同八年九月二十七日には神西氏を神門郡奉行に補任する判物を与えている⁽⁷⁸⁾。同時期に尼子経久も守護代として復権を遂げており、幕府から奉行人奉書を与えられている⁽⁷⁹⁾。原慶三氏によれば、この後、永正二年（一五〇五）に幕府は政経に塩治氏の排除を命じ、政経・経久によって出雲西部が制圧されたと言う⁽⁸⁰⁾。このようにして、出雲では幕府―守護支配の再建が実現しているのである。

ところが、同時期の室町幕府は再び分裂の危機に直面していた。明応の政変で將軍の座を追われた足利義材は、義尹と名を改めて京都奪還を図るが、細川政元に撃退され、明応八年末に大内義興を頼って周防に下向した。義尹は、翌年のものとみられる五月三日付の御内書で「至防州下向候了、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也」と、京極政経に協力を要請している⁽⁸¹⁾。義尹の使節として周防を登った伊勢貞仍は、周防から石見・出雲・伯耆・因幡・但馬・丹後をまわり、出雲では在国していた京極政経に御内書を届けたようである⁽⁸²⁾。

永正年間になると、義尹は上洛に向けて動き始め、「就上洛之儀、申合大内左京大夫、致忠節者、可為神妙候也」とする義尹御内書が日本海側の諸氏に

発せられた⁽⁸³⁾。この時の御内書の宛所に名前が見えるのは、山名次郎（但馬守護の山名致豊）、同相模守（伯耆守護の山名尚之）、同治部少輔（因幡守護の山名豊重）、同民部少輔、同紀伊守、佐々木大膳大夫（京極政経）、同民部少輔（尼子経久）、同兵部少輔（宍道秀藤）、佐伯善四郎の九名である⁽⁸⁴⁾。山名氏一族や出雲の京極・尼子・宍道氏など、山陰の主だった勢力を組織しようとしていたことがうかがわれる。彼らに対しては、大内義興の副状も添えられたようである。一方、御内書は与えられず義興の書状のみ送付された者として、垣屋・太田垣・田結庄・田公・八木・塩治ら山名氏の有力家臣、遊佐・神保・椎名・土肥ら畠山氏の有力家臣、出雲の朝山・多賀・廣田氏などの名前が確認できる⁽⁸⁵⁾。以上の諸氏を一覧すると、出雲では尼子経久・宍道秀藤が守護である京極政経と同格に位置づけられ、朝山・多賀・廣田らの国人と別格の扱いを受けていることが注目される。ここには、前述した文明末年以来の力関係の変動、すなわち尼子氏らが優位に立つ形でなされた権力秩序の再編が反映しているように思われる。尼子経久は垣屋・遊佐ら諸国の守護代クラスよりも一段上に位置づけられ、むしろ守護クラスの存在として格付けされているのである。

京極氏や尼子氏と並んで、義尹御内書の宛所に宍道氏の名前が見えるのも興味深い点である。宍道氏は將軍家に直接つながる存在であり、前述したように応仁の乱中には尼子氏に代わって国成敗権を行使するという風聞が流れたため、京都にいた京極持清が不快感を示した。京極政経が出雲を離れていた明応五年には、幕府は守護ルートが使えないため、宍道氏らに協力を求めて將軍家御料所の朝山郷の回復を図ったことも既に述べた。宍道氏は京極―尼子という回路とは別に幕命を奉じる立場にあったのであり、將軍家に直結する家格を背景に、出雲国内に隠然たる勢力を有していたものと考えられる。

事実であつたろうと述べる⁽⁷¹⁾。これに対し長谷川博史氏は、史実の有無は不明としながら、画期的大事件とは評価できないとする⁽⁷²⁾。一方、原慶三氏は、軍記物の記述は概ね史実を反映していると推測している⁽⁷³⁾。果たして、事実はどうなのだろうか。

諸氏の述べる通り、一次史料が残されていない以上、史実を確定するのは困難であるが、大乱後の政治社会状況をふまえた場合、事件を単に尼子氏の追放と復権のドラマとして把握すべきではないだろう。前述の【史料1・2】に見られる通り、文明十四年には幕府段銭の免除という持清以来の既得権益を確保しようとする京極氏被官人に対し、幕府は特権破棄の実行を京極氏に求めていた。幕府・守護の圧力は出雲国内の被官人に広く及んだであろうから、尼子退治の要因となつた寺社本所領の押領や幕府段銭の拒否についても、尼子氏単独の動きであつたとみることができない。尼子氏以外の京極氏被官人や出雲国人の動きを探る必要がある。

その点で注意されるのが、赤穴郡連置文に見える「近年君谷陣之時、雲州しゆことくく京極殿をそむき申、惣領秀連と一味す、国ことくく同心候間、たゝ赤穴一人国さかへと申、佐波近所の事たる間、不及了簡無二に幸清さかへ出たり、これ又京極殿へのくわんたいたるへからず、国ことくく御敵に成候て、以後かなはず候て出候事ハ忠節たるへく候敷」という記事である⁽⁷⁴⁾。ここからは、多くの出雲国人が守護京極氏に敵対していたこと、赤穴氏の惣領家である佐波氏が反京極陣営の中心的存在であつたこと、赤穴氏は京極氏に忠節を尽くすため出雲国外に出て国人側に加わらなかつたことが読み取れる。この記事が伝える君谷陣とは、いつ、どのような戦闘を指すのかは定かではないが、佐波秀連が尼子経久と姻戚関係で結びついており、【史料5】においても佐波兵部少輔が経久に合力して出張したと記されている点を考え

あわせると、佐波氏をはじめとする国人たちは尼子退治を命じた幕府・守護に敵対して国人一揆を起こしたと見ることはできるのではなからうか。一連の事件の本質は、単に尼子氏が主人の京極氏に背いて独立をめざした下剋上ではなく、幕府―守護支配の強化に抵抗する出雲―国規模の国人一揆と捉えるべきであり、守護代であつた経久は後者の側に立っていたと考えられるのである。前述した摂津国人一揆などと基本的に同性格ということになる。

文明十八年七月、京極政経は息子経秀とともに出雲から上洛している。幕府に出仕した京極父子は、政経が大膳大夫に、経秀が治部少輔に任官したことが知られる⁽⁷⁵⁾。そして、幕府の期待をうけて北近江奪還・高清追討をめざし活動を開始するのである。『新修島根県史』は、政経が追い出されるように上洛したことで出雲は事実上京極氏の手を離れたとするが、後述するように明応年間に政経が出雲守護として復権を果たしていることからすれば、これは正しくあるまい。但し、文明末年に大きな力関係の変動がなされたのは間違いないところである。それは幕府―守護支配を否定するものとは言えないが、幕府・守護の圧力をはねのけて守護代・国人側が優位に立つ形で権力秩序の再編がなされたと捉えられる。政経は出雲の国成敗の実権を経久に委ね、自らは北近江の確保に力を注いでいくのである。

五 尼子氏による国成敗権の継承

明応五年（一四九六）、將軍家御料所である朝山郷の代官飯尾清房から、杵築社両国造家が違乱をなし、両国造は塩治氏・古志氏ら周辺国人の加勢も得て合戦に及んだため地下人などに死傷者が出たとする訴えがなされた⁽⁷⁶⁾。清房の注進をうけた幕府は、朝山郷に対する両国造の狼藉を成敗するために、宍道・三沢・神西氏らに協力を求める奉行入奉書を発した。しかし、その後

名主百姓中に宛てて出されている。守護京極氏は被官人による莊園年貢の未進・押領について、厳正な措置を取ることを幕府から迫られていたのである。翌十四年、京極氏被官人に対する幕府の圧力はさらに強められる。それを示すのが前掲【史料1・2】であり、幕府は京極生観（持清）被官人に認めてきた幕府段銭免除の特権を破棄し、被官人に諸役を勤めさせるよう政経と尼子経久に命じた。

大乱中から大乱終結後にかけて、將軍權威が衰えて、幕府―守護支配は機能不全に陥っていた。幕府―守護体制に支えられて存続してきた寺社本所の莊園支配も危機に瀕していた。とはいえ、幕府―守護支配と莊園制は一路解体に向かうというわけではない。むしろ、幕府は守護を介して体制の再建・立て直しに向けて圧力を強めていたのである。しかし、この動きは、国人層の反発を生み、反幕府・守護闘争、国人一揆を引き起こさずにはおかない。

この頃、文明十一年の摂津国人一揆、延徳元年の丹波国人一揆など、畿内近国では反守護闘争が勃発し、山城でも文明十七年に国人たちが畠山兩軍を国外退去させた山城国一揆が起きている。それぞれの一揆の性格は一律に論じられないが、摂津国人一揆では寺社本所領還付政策に抵抗し既得権益の確保をめざす動きが明瞭にうかがわれる⁶⁷⁾。諸国の守護や守護被官が幕命に応じない事態も広範囲に見られたようであり、赤松政則は播磨・備前・美作三カ国の寺社領を難渋したため、文明十一年に上意に違うとして出仕を停止されている⁶⁸⁾。文明十九年には、近江国内の寺社本所領などの押妨停止に応じない六角氏を征伐するために將軍義尚が自ら出陣に及んだ。翌年、義尚は近江の陣中で死去するが、次の將軍である義材も三年後に近江の六角攻めを再開している。

このような情勢のもとで、文明十六年には幕府が出雲の守護代尼子経久の

退治命令を発した。

【史料5】⁶⁹⁾

佐々木尼子民部少輔事、背御成敗、押置寺社本所領、剩今度 御所御修理料段銭事、被仰付宮兩人之処、令難渋、其外条々緩怠非一之上者、被成退治之御下知畢、然而、如風聞者、佐波兵部少輔合力彼尼子出張云々、言語道断之次第也、河州進発事被仰付之処、令遲怠、結句如此之所行太不可然、自然雖有申子細、不日止其綺、可被発向河州由、所被仰下也、仍執達如件、
文明十六年三月十七日
下野守（花押）
大和前司（花押）

吉川次郎三郎殿

この室町幕府奉行人奉書からは、寺社本所領の押領や幕府段銭の拒否などが尼子退治の要因であったことが読み取れる。京極政経も「近年民部少輔背□成敗事候」として牛尾氏に軍事行動を求めており、幕命をうけて経久追放に乗り出している⁷⁰⁾。後世に編纂された軍記物『雲陽軍実記』や『陰徳太平記』によれば、経久は幕府・守護の命令をうけた国人たちによって富田城から追放され、後任の守護代に塩冶掃部助が任じられたと言う。そして、雌伏の時期を経た後、経久は同十八年正月に奇襲をかけて塩冶掃部助を討ち取り富田城の奪還に成功したとするのである。この経久の英雄譚をもとに、尼子氏を下剋上により登場した代表的な戦国大名とみなす言説が流布していくことになる。

軍記物の伝える内容に関して、歴史研究者の見方は一様ではない。米原正義氏は、確かな史料はほとんど残されていないが、富田城奪取のことだけは

孫童子が京極氏の当主であった期間はごく僅かで、文明三年閏八月二十一日には京極政高を出雲・隠岐・飛騨の三国守護に任じた將軍家御判御教書が出されている⁽⁵⁵⁾。政高は孫童子の叔父に当たり、孫童子が幼くして病没した後、家督を継いだものとみられる。政高は尼子清貞に命じて伯耆から進攻を図る西軍を出雲から撃退させ、同五年九月には近江の守護職も獲得して家督の座を確固たるものにしようとした。しかし、東軍が新当主と認めた政高に對抗して、同じ京極氏の一族である高瀬が西軍の六角高頼や斎藤妙椿らの援助を受けて近江に進攻している。こうして、京極氏権力は東西両軍に分裂し、近江を主たる戦場として家督をめぐる抗争が繰り広げられていくことになる。

政高は赤穴氏に宛てて「就江州進発之儀、為上意被召上多賀豊後守候、仍此時国中被官人悉召上、可致忠節由、堅被仰出候、所詮豊後守令同道人数有奔走可有参洛候」と申し送り、近江進攻にあたつて出雲に在国していた多賀高忠を召し上げるとともに赤穴氏ら出雲の被官人にも上洛するように命じた⁽⁵⁶⁾。文明六年には、尼子清貞の子経久にも上洛を命じ、その代償措置として美保関公用錢五万疋のうちの一万疋を五年間にわたつて尼子氏に与えることを約束している⁽⁵⁷⁾。翌七年十月二十八日の近江の合戦では、美濃土岐・尾張斯波・近江六角らの軍勢の前に政高方は敗北を喫し、出雲から参陣していた三沢氏以下三百人が討死したと言う⁽⁵⁸⁾。近江の合戦で敗れた政高は、翌年出雲に下向し、出雲を拠点に勢力の回復を図った。ところが、まもなく政高に敵対する能義郡土一揆が蜂起した⁽⁵⁹⁾。この一揆の首謀者は安来の松田三河守であつたようで、美保郷内の福浦・諸久江浦や能義郡舎人保の權益をめぐる松田氏と尼子氏の対立が背景にあつたとみられる。政高が国中の被官人からも見捨てられるような事態に陥る中であつて、尼子清貞は一揆の鎮圧のため軍功に励

み、政高の信頼を勝ち取っていくことになる。この年、政高はいったん出雲から出国したようであるが、九月二十一日の幕府奉行人奉書によれば、幕府が政高に再入国を命じ、その際に清貞に協力を求めたことが分かる⁽⁶⁰⁾。以後、出雲に在国した政高は、尼子氏への依存度を高め、尼子氏に支えられながら分国経営を展開していくものと考えられる。

四 出雲国内の権力秩序の再編

文明九年（一四七七）に応仁の乱が終結すると、京極政高が出雲・隠岐の守護に、京極高瀬が北近江と飛騨の守護に定まつたと推定されている⁽⁶¹⁾。この頃、政高は政経と名を改め、尼子氏は清貞から経久に代替わりしたようである。同十二・十三年頃、政経は幕府から「在国衆」に位置づけられており、將軍義尚に年始の礼物を献上するなど、京都とのつながりを維持している⁽⁶²⁾。当時、興福寺の大乗院尋尊が「日本国ハ悉以不応御下知也」と歎いたように、大乱後の社会は將軍家の命令が機能せず、諸国から莊園年貢が上納されない事態に直面していた⁽⁶³⁾。同十年三月、幕府は諸国の東福寺領を寺家に返還し、出雲でも末次郷を東福寺側に引き渡すよう政経に指示しているが⁽⁶⁴⁾、幕府―守護支配を立て直して寺社本所領の回復を図ることは喫緊の課題であつたのである。

『山科家礼記』文明十二年十一月十五日条によれば「出雲国所々」が「近代不知行」とされており、翌年になると山科家が京極政経に家領の回復に向けて尽力を求めている⁽⁶⁵⁾。同十三年八月十二日、幕府は、山科家領の富郷・鳥屋郷・千家郷・遥勘郷・石塚郷を政経の被官人である三沢・下河原が押領しているとして、本所に引き渡すように命じた⁽⁶⁶⁾。この命令は押領人の三沢・下河原のほか、両人の被官主である政経、奉公衆の佐波兵部少輔、そして所々の

じている⁽⁴²⁾。反京極氏の動きは文明初年にいったん沈静化しており、西軍に対する長谷川氏の見方にはいささか過大評価があるように思われる。

京都にいた京極持清は、出雲の反乱を鎮圧させるために守護代の尼子氏に多くの権限を委ねた。応仁二年十二月二十九日、持清は尼子清貞に宛てた書状の中で「国之時宜、自方々注進相違候、不可然候、雖然、多賀豊後守申候間、美保関并安来領家分代官職事、相計申候」と記し、出雲から京都に伝えられる複数の情報に食い違いがあることに不満を示した上で、多賀豊後守高忠の進言に従って水運の要地である美保関と安来領家分代官職を清貞に与えている⁽⁴³⁾。尼子氏の権益拡大は、持清の従兄弟であり、京極氏内部で当主をし

のぐ勢威をもつ多賀高忠の力によるところが大きかったようである。

持清は「国事一向可然様可有御計略候」⁽⁴⁴⁾、「国之時宜弥計略肝要候」⁽⁴⁵⁾などと書き送り、尼子氏に国内の計略に励むよう求めた。そして、「牛尾一族中其外手負注文別紙給候、具披見候、何以忠節無極候、感状事承候、如注文各認進之候」⁽⁴⁶⁾、「面々感状事、任注文遣候」⁽⁴⁷⁾とあるように、尼子氏の提出した戦功注文に基づいて東軍方の国人に感状や知行給付を約束する文書を付与した。持清は尼子清貞に「於国色々雑説候由其聞候、如何様之子細候哉、京都仁無存知之儀候、殊宍道九郎国可致成敗之旨風聞由候、事実候哉、入道一向無存知候上者、無覚悟次第候」と書き送り⁽⁴⁸⁾、国で流れている情報と京における自身の意向が乖離していることを述べ、とりわけ宍道氏による国成敗権の行使を自身は承知しておらず、許容しないことを伝えている。宍道氏が出雲国内に有する隠然たる勢力は注目に値するが、持清は守護につながる回路を尼子氏に一元化させ、尼子氏を通じて出雲をつなぎとめようと図っていたものとみられる。持清は清貞に対し、京都から下向する佐波・高橋氏とも相談するよう指示し、彼ら隣国の奉公衆と力を合わせて行動することを求める東

幕府の命令を伝えている⁽⁴⁹⁾。

文明元年（一四六九）五月、持清は代々六角氏が務めてきた近江守護に任じられた。これに伴って、京都の合戦で忠節を尽くしてきた赤穴氏が持清から近江国内に給恩地を与えられている⁽⁵⁰⁾。京極氏が守護職を保持する四つの分国が一体性を強めており、赤穴氏の権益も出雲を越えて拡大することができたのである。ところが、翌年八月に持清が京都で亡くなると、京極氏の分国支配はとたんに不安定な状態に陥る。嫡子の勝秀も二年前に死去していたことから、京極氏の家督は孫の孫童子に譲られた。九月十五日、孫童子は東幕府から出雲・隠岐・飛騨・近江の四カ国守護職に補任されている⁽⁵¹⁾。折しも、反京極氏の一揆に加わったとして知行を差し置かれていた出雲国人たちが幕府に訴訟に及んでいた。翌三年五月、東幕府は「出雲・隠岐両国一族中・国人・被官并寺庵等事、不帶守護拳状、猥雖及直訴訟、不可有御許容」とする奉行人奉書を孫童子に与え、京極氏の吹挙状を持たずに直訴することを禁じている⁽⁵²⁾。持清の死により求心力の低下が危ぶまれる京極氏を支え、守護を中心とする秩序を再構築することで分国支配の安定化を図ったのであろう。

同年七月八日の幕府奉行人奉書は、日御崎社と杵築大社の境相論に関して、日御崎社の主張を認めて大社に押領地の返還を求めたものであるが、ほぼ同文の奉書が佐々木孫童子と佐々木尼子に宛てて出されている⁽⁵³⁾。京極氏の出雲支配を実際に担っていたのが尼子氏であったことをうかがわせていよう。但し、翌文明四年三月二十日にも同内容の奉行人奉書が出されているが、この時の宛所は尼子清貞・牛尾・熊野・湯・馬来・広田・佐々木塩冶・多賀・松田・村井・佐世面々中・当国中面々中などとなっており、尼子氏だけでなく多数の国人に幕命が示されている⁽⁵⁴⁾。尼子氏がまだ国人層を一元的に組織できていないことを反映していると考えられる。

氏の権限を継承する面を有していたとしても、現実には守護権を行使できる領域はかなり限られていたとする見方につながっていくことになる。

しかし、十五世紀半ば以降、京極氏による出雲支配が不安定化したとする主張は、十分に論証されているとはいえない。むしろ、前述したように持清期には京極氏と国内領主層との結合が強まるように思われるし、寺社勢力との関係においても支配の後退を読み取るのは早計である。京極氏の遵行経路が変化するのは事実であるが、これは杵築大社との協調関係を重視し古志氏ら守護権力から相対的に自立した勢力に調整・仲介機能を委ねる形の紛争解決方式が採られていた段階から、持清期に至って京極氏による直接的な権力意思の発動として尼子・三沢・神西・牛尾氏らを動かす形に変化したと捉えることができる。京極氏は、守護代尼子氏をはじめ、守護被官人層を動かして、杵築大社への圧力を強めていくのである。

三月会の頭役勤仕について言えば、応永年間には幕府が守護京極氏に命じて国内領主に動員をかけるシステムが機能していたが、永享二年の神物引付を最後に三月会自体が史料上から姿を消す。これは守護支配の後退というよりも、鎌倉期以来、出雲一国規模で一宮の祭礼を領主層が支えてきた体制の解体と捉えられる。杵築大社の政治的・社会的地位の低下により、三月会を中心として培われてきた在地秩序が失われたのであろう。十五世紀半ば、京極氏は杵築大社との協調関係に意を注ぐ必要性が薄れ、分国支配を独自に進展させる条件を手に入れたと考えられる。折しも、出雲国内の各郡には郡奉行と称する役人が配置されていたようである。守護役と並んで郡検断という役が確認されるのも同時期である。京極氏と国内領主層との結合が強まる十五世紀半ば以降、京極氏による分国支配機構も整備・強化されていくのである。

三 応仁の乱の勃発と出雲国内の戦乱

応仁元年（一四六七）に起きた応仁の乱は室町幕府―守護権力の分裂が表面化したものであり、諸大名が細川勝元を首領とする東軍と山名宗全を首領とする西軍に分かれて京都市中で軍事衝突に及んだ。京極氏と細川氏は古くから親密な関係にあり、京極持清の姉妹が細川持之に嫁して生んだのが勝元である。こうした関係もあって、持清は東軍の主力メンバーの一人として京都の戦闘に加わった。出雲から赤穴氏や三刀屋氏、さらに出雲・石見の国境部に勢力をもつ佐波氏や高橋氏らも上洛して京極勢に参陣したことが確認できる。

一方、出雲国内においても東西両軍の衝突が見られるようになる。応仁二年に松田・三沢・下河原氏が西軍に与同して挙兵し、京極氏は守護代の尼子氏らに命じて鎮圧に当たらせた⁽⁸⁹⁾。文明二年にも三沢氏を首領とする国人一揆が起こり、三沢氏のほか、多胡・山佐・佐方・飯沼・下笠・野波・小境などの領主が一揆に加わった⁽⁹⁰⁾。出雲を取り巻く伯耆・備後・石見の三国は、いずれも西軍を率いる山名氏の分国であり、国境を越えて西軍の影響力が出雲国内に及んだ。その中で、伯耆との境に近い安来荘の松田氏、奥出雲一帯に勢力を張る三沢氏などに、伯耆や備後の西軍と連携しながら京極氏に離反する動きを示す者が生まれたのである。

長谷川博史氏は、出雲における東軍の中心であった守護代の尼子氏に加担した国人は赤穴・牛尾・三刀屋氏らに限られ、多くの守護権益が西軍方に握られたとする⁽⁹¹⁾。守護権限が機能する範囲は極めて限定されており、尼子氏は周辺国人勢力を組織しえなかったことを強調するのである。これに対して、原慶三氏は、松田氏の惣領である松田三河守や、三沢氏の惣領であった三沢信濃守が清はともに京極氏方であり、西軍に与したのは庶流家であったと論

【史料4】⁽³²⁾

御判

諸国所々本新之地・預所職・被官人等所領^{当知行分}以下事、早任祖父大膳大夫入道生觀申置之旨、佐々木孫童子領掌不可相違之状、如件、

文明二年九月十五日

【史料3】は、持清が幕府に被官人跡闕所地の処分権を申請して許容されたことを示すものである。【史料4】は、持清（生觀）の後継者である京極孫童子が、被官人所領などに関する権限を幕府から安堵されたものであるが、それは持清から譲りうけた権限であつたことが分かる。また、前掲【史料1・2】によれば、出雲・隠岐両国の幕府段銭が持清の被官人に対して免じられていたことが知られる。幕府が永享年中（嘉吉乱以前の状態）への復帰を求めたように、京極氏の被官人は永享年間まで負担していた幕府段銭の免除をうける特権を持清の時代に獲得していたのである。関連史料が残されていないため詳細は不明であるが、持清は幕府の承認を得ながら、被官人への統制を強める一方、彼らの権益を擁護する動きを見せていたのであろう。これに伴って、出雲国内の領主は守護京極氏との結びつきを一層強めていくものと考えられる。

宝徳二年（一四五〇）十一月十三日、牛尾忠実が知行する神門郡荻原惣領分内の田地と屋敷について、持清は相続を認める安堵状を牛尾氏に与え、給恩として知行を保証した⁽³³⁾。寛正五年（一四六四）六月、この田地と屋敷は忠実から日御崎社に寄進され、京極氏から給恩として与えられていた臨時・恒例段銭なども一括して日御崎社領とされた⁽³⁴⁾。この時、忠実は「万一御棄破候時者、御屋形様へ可有御歎候歟」と述べて、京極氏の分国支配秩序のもとで

寄進行為を保全しようとしている。同年十月二十日、持清は忠実の寄進行為を保証する旨の安堵状を日御崎社に与え⁽³⁵⁾、同じ日に「女人相続之支証」を帶して社領等を得ようとする者に対しては許容しない旨を同社に伝えている⁽³⁶⁾。

康正元年（一四五五）、持清が佐草社別火私領分を闕所として牛尾氏に与えたところ、社領・寺領に混乱が生じたと安国寺から訴訟が提起され、翌年に返還に応じた⁽³⁷⁾。持清は闕所地処分権を行使して寺社領に介入を強め、牛尾氏などの国人層に所領を給付する動きを見せていたが、寺社勢力の反発にあつて譲歩したのであろう。いずれにしても、給恩地・闕所地・寺社領を含めて、国内の知行関係が守護である京極氏を中心に整序されていく方向にあつたと考えられる。

京極氏と一宮杵築大社との関係においても、新たな動きが認められる。守護による両国造家への安堵が康正三年を最後に消滅する一方、社家奉行であつた古志氏や大熊氏（塩冶氏庶流）の活動も見られなくなり、守護からの遵行命令は尼子・三沢・神西・牛尾氏に宛てて出される形に変化する。長谷川博史氏は、これを両国造が古志・塩冶両氏と結束を強めて日御崎社及び守護京極氏と対立を深め、京極氏の社家奉行制を破綻に追い込むなど、京極氏の守護支配を大きく後退させたことを示すと評価している⁽³⁸⁾。長谷川氏は、杵築大社造営事業や三月会興行に關与する事例が見られなくなることにも注意を向け、段銭徴収が停滞する点とも関連づけながら、京極氏の公的領域的支配は成熟しえないまま十五世紀後半に至り急速に衰えていくと結論づける。十五世紀半ば以降、両国造家や周辺領主による幕府・守護に対抗する自立的な地域秩序が形成され、そのために守護権限を行使しうる京極氏の権力と權威そのものが十分進展をみせず後退したというのである。京極氏の出雲支配に対する長谷川氏の低い評価は、後年の尼子氏の支配に関して、それが京極

二 室町幕府―守護体制の変質と京極持清

室町幕府―守護体制が変質する画期となった嘉吉の乱以後、幕府の求心力は低下し、地方支配を守護に委任する傾向が強まる。これにより、諸国において守護による分国支配は新たな段階に移行することになる。京極氏にあっては、嘉吉の乱で京極高数が義教とともに討たれて落命し、甥の持清が後継者の座についた。新当主持清は侍所頭人・山城国守護に任じられ、將軍殺害の興奮さめやらぬ京都周辺の警固に当たった。幕府は嘉吉元年（一四四一）十二月二十日に出雲・隠岐・飛騨三力国守護職を補任する下知状を持清に与えており、持清による出雲支配が開始されることになる⁽²⁵⁾。

持清期には、守護京極氏と出雲国内諸勢力との関係がこれまで以上に深まりをみせていくように思われる。まず、国人や被官人に対する組織化の進展がうかがわれる。例えば、宝徳元年（一四四九）に京極氏が佐波元連を退治する軍事行動を起こした時、佐波氏の庶流である赤穴氏は、応永十八年の飛騨合戦の場合と異なり、惣領的結合よりも守護被官としての立場を優越する動きを示している⁽²⁶⁾。但し、この軍事行動は、佐波元連が石清水八幡宮領を違乱し、八幡宮側の訴えをうけて治罰編旨が出されたため、幕府が出雲・石見の守護である京極・山名両氏に元連退治を命じたものであり、単純に守護による分国支配の強化と捉えるべきではない。とはいえ、有力国人である佐波氏が幕府―守護体制から排除されるという状況下にあつて、赤穴氏は惣領家である佐波氏から離れて守護京極氏のもとに結集していくのである。出雲国内の關所分の領有を認めた応永二年・同二十四年の將軍家御教書に基づいて、元連跡は京極氏の所領に編入されている⁽²⁷⁾。

前章において、永享年間に三刀屋氏の所領が給恩地のみならず本領についても京極氏の統制下に置かれていくことを指摘したが、持清期の宝徳四年に

なると、三刀屋郷地頭職を「代々御判并相統之旨」に任せ「給恩」として安堵した文書が出されている⁽²⁸⁾。もはや本領と給恩地の区別は認められず、かつての本領部分も給恩地の中に組み込まれて守護による一元的な知行保証のもとに置かれていくのである。

持清は文安四年（一四四七）に侍所頭人を辞しているが、二年後の宝徳元年に頭人に復帰し、以後は文正元年（一四六六）まで長きにわたつて、京都市中の警固に当たった。康正二年（一四五六）七月の「將軍義政公大将御拝賀記」には、京極氏に率いられた侍所の兵が書き上げられており、京極氏の主だった家臣の名前を知ることができる⁽²⁹⁾。当時の侍所頭人は持清であるが、この時は何らかの理由により子息の中務少輔勝秀が代役を勤めている⁽³⁰⁾。勝秀に付き添ったのは所司代が多賀豊後守（高忠）であり、その後に一番多賀四郎右衛門尉から二八番村井信濃守まで主だった家臣が随行したが、旧来からの有力家臣である多賀・藤堂・下河原・赤田氏らに交じつて、母里・松田・多胡・赤穴・佐方氏ら出雲国内の領主とみられる者の名が見える。京極氏による出雲国人の組織化の進行がうかがわれよう。また、幕府は持清に対し、被官人の所領について進止権を承認する文書を与えていたようである。

【史料3】⁽³¹⁾

御判

佐々木大膳大夫持清申被官人跡關所事、早任申請之旨、所令許容也、然糺明關所之有無、宜致計沙汰之状、如件、

康正元年十二月廿七日

識を前提としていたことが注目される。

しかしながら、出雲では幕府段銭の賦課・徴収が以後も実現しなかったわけではない。応永二十六年には、幕府は伊奘諾・伊奘冉両社の造替要脚として出雲に段別五十文の段銭徴収を催促するよう守護の京極吉童子（持光）に命じているし⁽¹⁸⁾、永享元年に即位した後花園天皇の即位料として出雲から四五〇貫文の段銭が納められたことも確認できる⁽¹⁹⁾。また、次の【史料1・2】は京極生観（持清）被官人に対する段銭免除の特権を破棄し、被官人に諸役を勤めさせるように命じた室町幕府奉行人奉書案であり、持清の後継者である京極政経と守護代尼子経久に宛てて出されている。両文書に見える「任去永享年中之例」という文言からは、永享年中には出雲でも幕府段銭が徴収されていたものと考えられよう。

【史料1】⁽²⁰⁾

出雲・隠岐両国段銭事、故大膳大夫入道生観被官人等就申之、近年依免置、公役已下闕怠之条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例、致懸沙汰、厳密可被勤仕諸役、若有及異儀之族者、可被處罪科之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十四年十二月十九日 下野守 判

大和前司判

佐々木治部少輔殿

【史料2】⁽²¹⁾

出雲・隠岐両国段銭事、故佐々木大膳大夫入道生観被官人等就申之、近年依免置、公役已下闕怠候条太不可然、所詮悉令棄破、任去永享年中之例、

致懸沙汰、可被勤仕諸役之旨、被仰付治部少輔政経畢、更不可有難渋、若有及異儀之族者、可被處罪科由、被仰出候也、仍執達如件、

文明十四

十二月十九日 英基 判

元連 判

佐々木尼子民部少輔殿

こうした幕府段銭の徴収は、京極氏を主体とする段銭（守護段銭）の成立と連動していたとみられる。岸田裕之氏によれば出雲における守護段銭の初見は永享年間であり、永享十一年の鰐淵寺文書に恒例・臨時の段銭の存在が確認できる⁽²²⁾。岸田氏は幕府所課の段銭も守護收取体制の中に組み込まれて在地に賦課されていたであろうと論じている。一般に守護段銭の恒常化は十五世紀中頃とされる中であって⁽²³⁾、出雲における守護段銭の成立は決して遅くはない。永享年間の幕府段銭及び守護段銭の徴収は、幕府と京極氏の緊密な関係をうかがわせている。

応永二十年以来、京極氏の家督を継いでいたのは吉童子（持光）であったが、叔父の高数が若年の持光に代わって京極氏を率いており、同二十八年に侍所頭人・山城国守護に就任したのも高数である。そして、永享十一年に持光が亡くなると、その弟を押さえて高数が足利義教より家督を与えられている。高数は義教の連歌サークルのメンバーに名を連ね、義教主導の幕政運営を支えることを期待される存在であったとされる⁽²⁴⁾。京極氏は将軍家との結びつきを強め、こうした関係を背景とすることで、出雲支配を進展させていたものと考えられる。

努め、杵築大社三月会が滞りなく興行されるよう守護代に命じるなど、強大な寺社勢力との協調関係の構築に努めている⁽⁹⁾。三月会は「山陰無双の節会、國中第一の神事」と呼ばれた出雲最大の年中行事であり、鎌倉後期より出雲国内の領主たちが頭役を勤める形で維持されていた。応永年間、幕府は文永八年の一国結番帳等の証文に基づいて三月会頭役を勤仕するよう、京極氏に命じ領主層に触れまわらせており、守護京極氏が幕命を背景に奉公衆を含む国内領主に動員をかけるシステムが機能している⁽¹⁰⁾。京極氏は杵築大社法度の制定や三月会奉行の設置など、三月会を中心として培われてきた鎌倉期以来の在地秩序を尊重し、その安定に努めなければならなかったのである。

応永二十八年、杵築社国造家と日御崎社が相論に及んだ時、日御崎社側の訴えをうけた京極氏は、国造方の違乱を停止させるとともに、国造方に異論があれば注進するように命じた奉行人連署奉書を古志慶千代・大熊上総入道・大熊八郎右衛門尉の三名に宛てて出した⁽¹¹⁾。この文書の宛所に見える古志氏は神戸郡古志郷を本拠地とする国人領主であり、大熊氏は同郡塩冶郷を本拠地とする塩冶氏の庶流にあたる領主である。彼らは杵築社に近接する地域に拠点をもち同社と密接な関わりをもつ領主であり、社家奉行と捉えられる存在である⁽¹²⁾。社家奉行とは、もとは在庁官人の系譜を引く朝山・多瀬両氏がその地位にあつたように、守護権力から相対的な自立性を保持しながら大社造営や三月会の遂行に当たった国人層であり、京極氏の直属被官ではない。室町期になって守護京極氏の支配権が強化されたとはいえ、古志・大熊・塩冶氏ら出雲国内の有力国人層を介在させる形で守護側の意思が杵築社に伝えられていたのである。出雲においては、杵築社と密接な結びつきをもつ国人層に仲介機能を委ねる形で、守護側と寺社勢力との意見調整を図る仕組みが整備されていたものと考えられる。

以上のように、山名氏に代わって出雲国守護となった京極氏は、幕府との関係を密にしながら国内の領主層や寺社勢力の統制に当たっており、幕府と守護が重層的に結合することで分国支配の安定化が図られていた。杵築大社の三月会興行においても、幕府―守護の重層的な結合により領主層を統制し、それにより一宮制を支える仕組みが機能していた。京極氏の分国支配をめぐる従来の議論では、守護と国人の関係、守護と寺社との関係に視野が限定されがちであり、室町幕府の存在が十分視野に収められていないように思われる。室町期には幕府と守護が相互補完的に結びつく武家の権力体制（室町幕府―守護体制）が存在していたのであり⁽¹³⁾、京極氏もこの体制の一員である以上、出雲支配を論じるにあたっても全国的な権力秩序と関連づけた議論を組み立てていく必要がある。旧来の守護領国論的な視角によれば京極氏の分国支配はルーズ・弱体という評価に陥りがちであるが、京極氏が幕府―守護体制の一員と位置づける観点に立てば、幕府と守護が組み合わさって分国を統治する仕組みが機能していたと捉えられるのである。

応永十三年（一四〇六）七月五日、幕府は東寺修理の費用に充てるため出雲に段銭を賦課し、当時の守護であつた京極高光に対し厳密に徴収に当たると命じた⁽¹⁴⁾。ところが京極氏は、杵築大社の神事三月会が毎年国中の大儀である上に、前年には大社造営の御教書を賜ったと主張して段銭賦課に応じない姿勢を示した⁽¹⁵⁾。同十九年に至って、幕府は大社造営が既に終了したので国中に触れて公田段別五十文の東寺修理要脚段銭を負担させるよう高光に命じた⁽¹⁶⁾。しかし守護側は、当国は「本領に准」ぜられて諸役免除であるから臨時国役には応じがたいと述べて、再び段銭納付を拒否した⁽¹⁷⁾。京極氏が国内寺社の権益を確保する形で幕府段銭の徴収を拒んでいること、また段銭を忌避する上で当国守護職は「本領に准じて」相伝しているという応永二年以来の認

一 京極氏の出雲支配

明徳二年（一三九一）末、出雲守護であった山名満幸は叔父氏清らとともに幕府に背いて挙兵したが、京都内野の戦鬪で敗れて没落した（明徳の乱）。京都から逃亡した満幸は丹後に落ち延び、以後も出雲や伯耆を拠点に抵抗を試みたが、応永二年（一三九五）三月に京都で捕らえられ処刑されている。

満幸を討ち取った侍所頭人の京極高詮は、満幸に代わって出雲・隠岐両国の守護職を獲得しており、三月二十日付の足利義満袖判御教書案によれば、高詮が両国守護職と關所分を「本領に准じて」子孫に相伝することを認められている⁽⁵⁾。京極氏は幕府からの保証を背景に出雲国内の山名方の勢力を掃討し、守護代を務める隠岐氏や、尼子・多賀・若宮氏ら近江に本拠地をもつ一族・被官人を入国させて出雲支配を展開していくことになる。

かつて米原正義氏は、京極高詮が出雲を治める上で、国人領主の把握と社寺対策（中でも杵築社・鰐淵寺との協調関係の構築）の二つが分国統治の要点であったと論じた⁽⁶⁾。このうち対国人把握という面に関しては、高詮は三刀屋氏に地頭職を安堵し新恩を給付するなどして関係を深めたことが指摘されている。しかし、一般に京極氏と国人の関係はルーズであり、国人は自己の領主制展開の都合により結集・離反を繰り返していたと見る向きが強い。とりわけ出雲には、幕府の番帳に名前が見える朝山・塩冶・延福寺・吉田・鞍智・宍道ら、幕府と直接結びついた国人が多く、それが守護被官の形成を阻害する要因であったとする理解が有力である。

応永十八年、京極氏の分国の一つである飛騨国内で反乱が起きた時、守護京極氏は出雲の国人赤穴氏やその惣領家である佐波氏を動員して反乱の鎮圧を果たした。ところが、京極氏が恩賞給与を怠ったため佐波氏は石見に帰国し、赤穴氏もこれに同道したという⁽⁷⁾。佐波氏は幕府に直属する国人であった

が、守護京極氏による軍勢動員の対象となっていたこと、但しそれは軍功と引き換えに恩賞を与えるという契約的な関係で動員に応じていたことが知られる。守護と国人が契約的な関係で結ばれていたのは守護支配の一般的なあり方であり、軍功に見合う恩賞が得られない場合には戦線離脱するのは当然のことと言えよう。但し、京極氏と被官関係にあったと見られる赤穴氏についても、「其まゝしか」と京極殿へ出事もなくして、たゞ主なしのやうにて候つる」とあり、京極氏との主従関係よりも佐波氏との惣領制的結合を優先したことが分かる。ここからは、京極氏の被官人統制の不安定性を読み取ることができよう。

しかし、京極氏は守護権に基づく軍事動員や所領の給与・安堵を通じて国内の領主に影響力を強めていくのも事実である。前述した三刀屋氏の場合、明徳四年には本領である三刀屋郷を幕府から安堵される一方、京極氏から關所地を給恩として与えられており、幕府―守護権力と結びつく形で所領の維持・拡大を実現していたが、応永年間になると本領も京極氏から安堵されるようになる⁽⁸⁾。それでも応永期には明徳四年の將軍家の安堵状が京極氏による安堵の根拠として掲げられていたが、永享五年（一四三三）になると京極高詮の安堵状が京極氏による安堵の根拠とされるようになっていく。本領に関する知行保証の根拠が將軍家から守護京極氏に完全に移行しているのであり、京極氏の発給する文書が比重を高めていたことがうかがえる。国人層の知行権が、給恩地のみならず本領についても京極氏の統制下に置かれていくのである。

出雲においては、一宮である杵築大社や同社と相互補完的に結びついた鰐淵寺など、寺社勢力をどのように統制するかも、守護にとって大きな課題であった。守護に就任した京極高詮は、国造家に対して知行地の安堵や寄進に

尼子氏による出雲国成敗権の掌握

川岡 勉

はじめに

出雲尼子氏をめぐっては、軍記物に見える文明十八年の富田城奪還事件などを根拠に、下剋上により台頭した代表的な戦国大名とする古典的なイメージが作られてきた。ところが、松浦義則氏による尼子氏における「国並」奉公と「被官並」奉公の論理の発見は尼子氏の性格を問い直す糸口⁽¹⁾となり、これをふまえて尼子氏による守護権の継承を説いた今岡典和氏の問題提起によって、京極氏と尼子氏の連続性を重視する視点が打ち出された⁽²⁾。その後、今岡説を批判する形で長谷川博史氏の研究が展開し⁽³⁾、近年には長谷川氏の議論を批判した原慶三氏の論説が登場するなど⁽⁴⁾、飛躍的に研究が深化を見せている。

長谷川氏は、尼子氏による守護権の継承に対する評価に消極的であり、むしろ美保関・塩冶郷・横田荘を順次掌握し、松田・塩冶・三沢氏らを制圧・掌握・討滅・圧迫することで、次第に出雲一国規模へと権力を拡大させていったことを重視する。これに対し原氏は、松田氏制圧の不徹底性を説き、塩冶氏勢力の過大評価に疑問を呈し、三沢氏についても守護に対する独立性の強さを説くのは一面的であることを指摘して長谷川説に批判を加えた。原氏によれば、従来の尼子氏研究の弱点は守護京極氏の支配と尼子氏の支配との関係の究明が十分なされていないことであり、長谷川氏の研究も同様だと論じている。

筆者も守護京極氏と尼子氏の関係の究明が不十分だという原氏の指摘に賛

同する。但し、それは単に京極氏と尼子氏の間係を論じるだけでは十分ではない。むしろ、京極氏もその一員であった室町幕府―守護体制の展開・変質過程と結びつけながら、出雲における戦国期の権力秩序の形成過程が論じられなければならないと考える。

史料的な制約もあり、京極氏の出雲支配の実態については不明な部分が多い。京極氏は四職家の一つとして室町幕府―守護体制の中枢に位置し、在京して幕政の一翼を担う存在であった。その分国は近江北部と出雲・隠岐・飛騨であり、守護代を派遣して分国経営に当たらせた。出雲の守護代として分国支配を担ったのが、京極氏の庶流に当たる尼子氏である。出雲は京都や本国近江から遠いため、諸勢力の自立的な傾向が強かったと予想されるものの、幕府―守護体制の構造的特質からすれば、基本的には在京守護の指揮下で分国経営が展開していたとみられる。したがって、室町―戦国期の出雲の政治情勢は、出雲国内で完結するものではなく、京都や近江の動きと密接に関連づけながら考察していくことが求められていよう。

本稿は、以上の観点に立つて、尼子氏による出雲の国成敗権の掌握過程を論じようとするものである。そのためには、まず京極氏の出雲支配の実態を見極めておく必要がある。その上で、守護代家であった尼子氏が、どのように、いかなる契機を経て、守護職に任じられる資格を手に入れたかを考察する。それは尼子氏にとどまらず、室町期から戦国期への権力秩序の転換の特質を問い直す試みとなるろう。

松江市歴史叢書 7
松江市史研究 5 号

発 行 平成26年 3 月20日
松江市教育委員会
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

印 刷 (有) 黒 潮 社
松江市向島町182-3

Historical Library of Matsue City 7

March 2014

MATSUE SHISHI KENKYU No.5 Research of Matsue City's History

Memorandum about the Finance of the Matsue Feudal Clan	ITO Akihiro (1)
Change of Merchant' Area and the Residents in Shirakata Town of Matsuecastle Town – Analysis of the Old Map of Shirakata Town –	OYA Yukio · WATANABE Rie (17)
Folk Beliefs and Prevalence of Infections Diseases in the Meiji Era	KITAMURA Riko (33)
List of Stone Pagoda called “Gorinto” and “Hokyointo” in Matsue City Aria	Matsue Stonework Study Group (47)
Structure and Period of Stone – Wall in Matsue Castle.....	NORIOKA Minoru (51)
On the characteristic and change of Times of the “San-no-maru”	WADA Yoshihiro (71)
Paleoenvironment of the Matsue plain(3) – The northeastern part of Matsue castle town(3) –	WATANABE Masami · SETO Kouji (87)
Matsue City Historiographic Journal	Historical Sources Compilation Room (95)
The Acquisition of Sovereignty over the Izumo by Amago Family	KAWAOKA Tsutomu [1]
Maintenance of river and political reform of Matsue Clan in “DOKO-KI”	HIGASHITANI Satoshi [21]

松江市教育委員会
Matsue City Board of Education
Suetsugu, Matsue-city, Shimane-pre, Japan

ISBN978-4-904911-24-2
C3321 ¥1500E

松江市教育委員会
定価(本体1500円【税別】)

